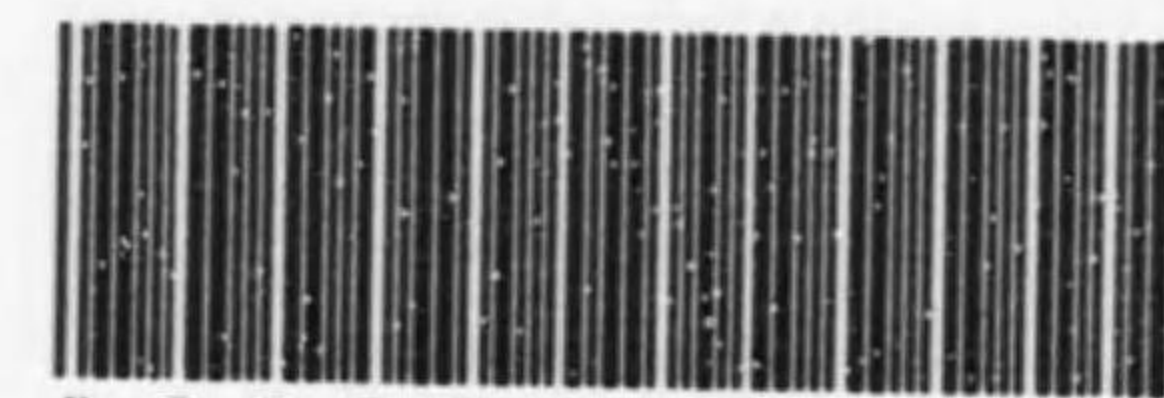


R
338
K148



0028410000

0028410-000

R338.03-K148ウ

金融辞典

銀行研究社・編纂

文雅堂

3版
昭和9

ADI

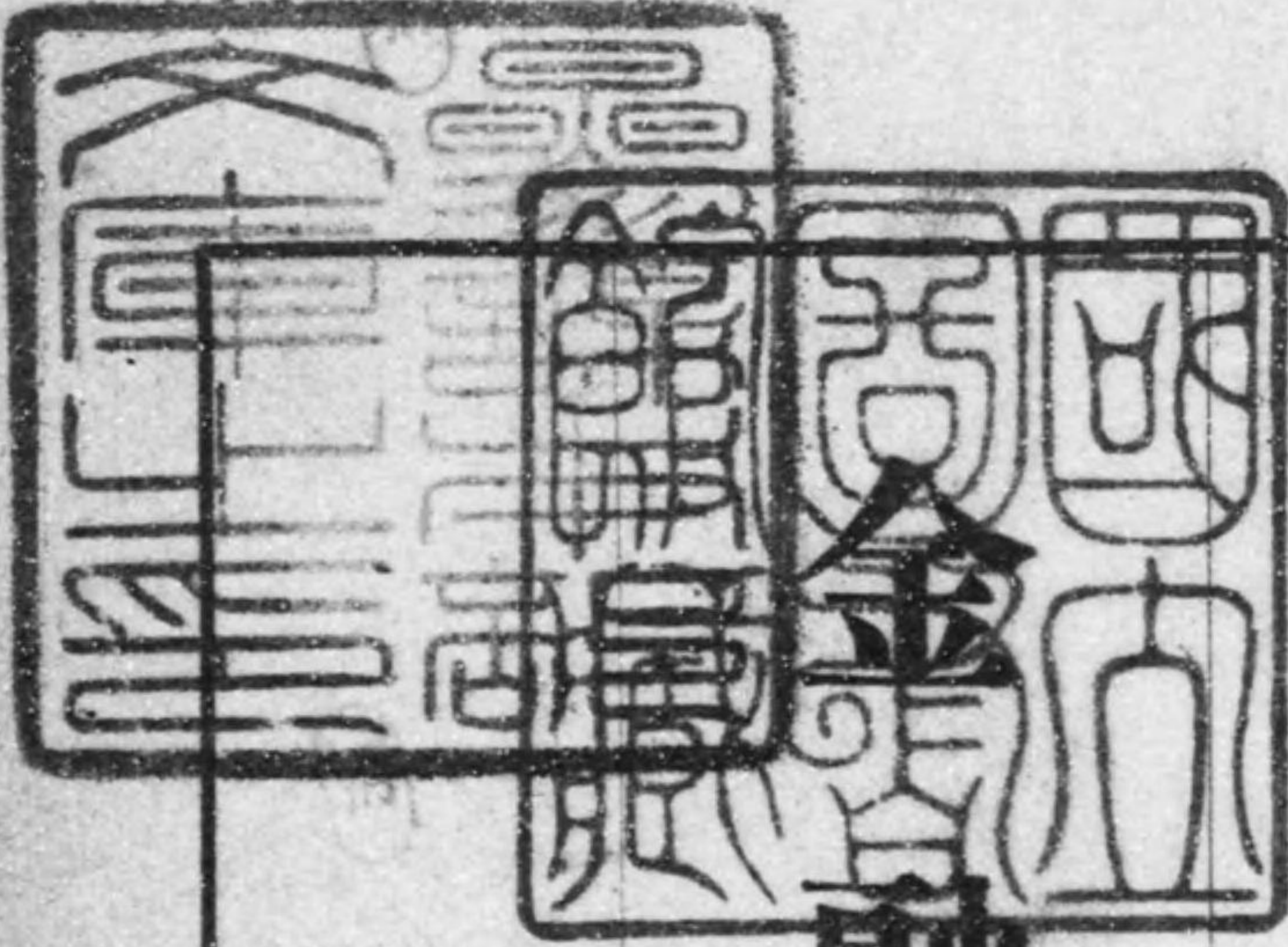
R
33803
KI.48



用濟後八
即時返納
參謀
本部
轉貸嚴禁
文庫

R338 03

K042

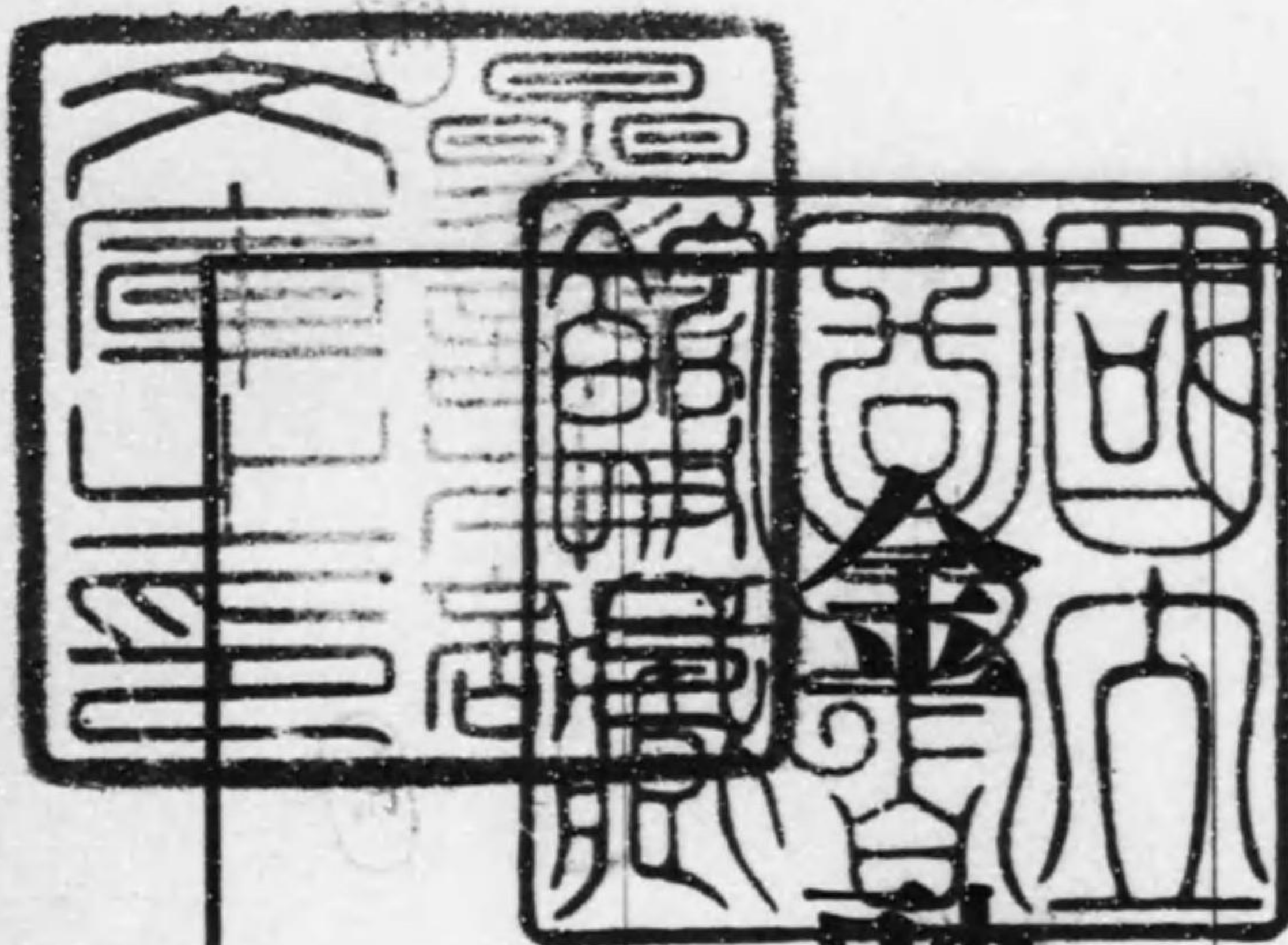


銀行研究社編纂

金融辭典

東京 文雅堂藏版

R338.03
K48



銀行研究社編纂

金融辭典

東京 文雅堂藏版

金融辭典發行の辭

金融が一國經濟の心臟をなすものなることは昔から理論的に説かれ、教科書にも述べられて來た所である。併し此の理論が現實に國民の生活に關係を持つて來たのは歐洲大戰以後である。大學の講義に於いてすら寧ろ虐待され勝であつた「金融論」が漸く一般化し、今日では國民も金本位の何たるかを知り、正貨準備の正體を知り、公定歩合の作用を知るに至つた。大戰後の國民生活は金輸出禁止なる網の中に包まれ、之が解禁、再禁止に依つて國民の生活は自由に奔弄された。國民の全注意が「金融」の二字に集中され出したのは當然である。國民は「金融」の理解に焦り始めた。新聞雜誌を見ても大部分が金融關係の記事で埋められてゐる。國民は今更金融常識の缺除に狼狽し出した。國民全般ではない。「金融」を職業としてゐる銀行人すら、最早算盤と傳票と帳簿の實務的知識だけでは濟まされなくなつた。金融知識の欲求！金融常識の渴望！これが現下財界人の要求である。

此の要求の全部とまで行かなくとも、一部分でも満足せしめたいとは吾人平素からの心願であり、且つ過去十ヶ年に亘つて我國に於ける唯一の金融知識の開拓者として、乏しき歩みを續けて來た當社の當然果さなければならぬ義務であると痛感してゐたのである。

時宛かも「銀行研究」創刊十周年に當り、記念事業の一として此の目的達成のため「金融辭典」の



編纂を企てた。而して今回、その第一歩として、本「小辭典」の完成を見た次第である。此の「小辭典」は金融常識の泉たるを目的としたものであり、従つてその編纂も此の目的の下になされたものであるから、研究的・學究的諸賢にとつてはかなり不足のものたる事は素より當然であるが、之は更に第二次的事業として續行さるゝ「金融大辭典」の完成に期待をかけられたい。英國には稍々時代遅れながらトムソン及びビットマンの「銀行辭典」、並に近作のスポルヂングの「外國爲替辭典」あり、米國にもマンの「銀行辭典」、ローリンの「金融及證券辭典」あるに對し我國には未だ一個の銀行辭典あるを聞かない。この「小辭典」は勿論、これ等泰西の諸文献に比すべくもないが、本邦に於ける金融辭典の皮切りとして、些かの意義を認めらるを得ば吾人の満足之に加ふるものはない。

昭和七年四月

銀行研究社創設
滿十年記念事業
金融辭典編纂委員

凡 例

- 一、「小辭典」たるの當然の結果、選擇項目は日常の金融常識を満足さすに足る程度のものに止めた。説明は能ふ限り平易を期した積りである。
- 一、説明の重複を出来る限り避くることに努めた。故に若し項目中の分類に於いて單に術語が出たのみで何等の説明が與へられてゐない場合、一應内容總索引を見られたし。その術語は獨立の項目としてか又は他の項目の中にて説明されてゐる筈である。例へば「手形」の項目に於いて、手形の種類の所では區別の標準と術語が掲げられてゐるのみである。即ち發生上の區別として商業手形と融通手形を掲げ何等の説明を與へてゐないが、之は商業手形及融通手形が別個に獨立した項目として説明してあるか、又は他の項目の中で説明してある事を暗示するものであるから、索引について商業手形又は融通手形を見出されたし。
- 一、求めんとする「語」に對しては先づ内容總索引についてその個所を見出されたし。同一の語がその作用なり必要から數ヶ所に於いて説明されてゐる事があるからその語の全様を知る事が出来る。
- 一、索引は「内容總索引」と「分類別總索引」の二種とした。
- 一、「内容總索引」に於いて太字を示したのは獨立の見出項目として掲げられたものであり、細字は見出項目の中にて説明されてゐるものである。
- 一、項目の選定については、能ふ限り新しきものに留意した。例へばインフレーション、平價切下、イヤ・マーク、爲替管理など日常の所謂新聞語の解説に努めた。
- 一、項目の説明についても、坊間の教科書なり参考書に於いて容易に求め得るものについては簡單にし、文献の稀なるものについては特に詳述するの方針を採つた。
- 一、本辭典編纂に當つては權威ある貨幣及銀行論諸著作及文献の殆んどすべてについて之を參考にした。故に間接的には本辭典の出生は先輩諸金融學者に負ふこと甚大なるものがあると云ふを得べく、此の機會に一々出所明示の勞を省くの失禮を許して戴き、特に感謝の意を表する次第である。

金融辭典 總目次

<p>あ</p> <p>アインツヒ(ボール)……………一</p> <p>赤字公債……………一</p> <p>赤船荷證券……………一</p> <p>惡貨……………一</p> <p>アクセブタンス……………二</p> <p>アクセブチング・ハウス……………二</p> <p>預證券……………二</p> <p>アツシナ……………二</p> <p>アテルダム銀行……………二</p> <p>アムステルダム金融市場……………三</p> <p>アルゼンチンの貨幣及銀行制度……………三</p> <p>アルパニアの貨幣及銀行制度……………三</p> <p>アンダーソン(ベンチャミン・エム)……………四</p> <p>アンダーライチング・シンチケイト……………四</p> <p>アンチ・デフレーション……………四</p> <p>アービトレーション……………四</p> <p>イシューイング・ハウス……………五</p> <p>伊太利の貨幣及銀行制度……………五</p>	<p>か</p> <p>一般預金……………七</p> <p>一覽後定日拂手形……………七</p> <p>一覽拂手形……………八</p> <p>一部準備法……………八</p> <p>印度の貨幣制度……………八</p> <p>印度の銀行制度……………一〇</p> <p>印度省證券……………二</p> <p>印度支那の貨幣及銀行制度……………二</p> <p>インヴォイス……………二</p> <p>インフレーション……………三</p> <p>インフレーション政策……………三</p> <p>インベストメント・トラスト……………四</p> <p>イヤ・マーク……………四</p> <p>ウイザース(ハートルレー)……………六</p> <p>ウイリス(ベーカー)……………六</p> <p>ウエストミンスター銀行……………六</p> <p>ウォール・ストリート……………六</p> <p>打歩……………七</p> <p>裏書……………七</p>	<p>え</p> <p>賣爲替……………一八</p> <p>賣渡抵當……………一八</p> <p>運用預り……………一九</p> <p>永遠公債……………二〇</p> <p>永久社債……………二〇</p> <p>英國大藏省證券……………二〇</p> <p>英國の貨幣制度……………二二</p> <p>英國の銀行制度……………二五</p> <p>英國農業抵當會社……………二六</p> <p>英貨……………二九</p> <p>英貨公債……………二九</p> <p>英貨手形……………二九</p> <p>營業無盡……………二九</p> <p>英蘭銀行……………三〇</p> <p>英蘭銀行週報……………三〇</p> <p>營業報告書……………三三</p> <p>エジプトの貨幣及銀行制度……………三三</p> <p>エツヂ法……………三三</p> <p>圓……………三四</p> <p>圓賣り……………三四</p> <p>圓貨……………三四</p> <p>圓貨手形……………三四</p> <p>エストニアの貨幣制度……………三五</p>
---	--	---

乙種銀行	三六	貸付	三三	為替相場	六六
オールドリッチ・ウリランド法	三六	貸付金庫証券	三四	為替手形	六六
大蔵省証券	三六	カッセル(グスタフ)	三四	為替の裁定	六六
大蔵省預金部	三六	カナダの銀行制度	三五	為替の豫約	六六
横線小切手	三六	株式	三五	勸業債券	六九
塊太利の貨幣制度	三六	株式銀行	三五	勸定貨幣	七〇
オープンマーケット・オペレーション	三六	株式取引所(本邦)	三五	完全賠償制度	七〇
オープンスト(ゲオルグ)	三六	過振	三七	管理通貨	七〇
恩賜公債	三七	貨幣	三七	生米資金	七三
和蘭の貨幣制度	三七	貨幣價值	三七	金打歩政策	七三
		貨幣國定説	三七	金銀証券	七四
		貨幣數量説	三七	起債市場	七四
		貨幣制度	三七	騎馬手形	七四
買為替	三七	貨幣法	三七	逆為替	七四
外貨邦債	三七	貨物引換證	三七	キャッシュ・クレジット	七四
外國為替	三七	空手形	三七	休業銀行	七四
外國為替相場	三七	カレンシー・ノート	三七	恐慌	七五
外國為替手形	三七	カレンシー・プリンシプル	三七	共同貸出	七五
外國為替取引	三七	為替管理	三七	業務報告書	七五
外國銀行支店(本邦)	三七	為替會社	三七	希臘の貨幣制度	七五
外國債券	三七	為替銀行	三七	ギルバート	七五
開封預り	三七	為替資金	三七	金解禁	七五
カウンスル・ビル	三七				
確定公債	三七				

か

き

金塊市場	七九	金利	九三	グループ・バンキング	二二
金本位制	七九	金銀公債	九三	クレヂットの設定	二二
金塊本位制	七九	銀塊相場	九三	グレシャムの法則	二二
金為替本位制	七九	銀為替	九三	クロス・レート	二二
金貨本位制	七九	銀本位	九三		
緊急貨幣	七九	銀行	九三		
金銀信託	七九	銀行合併	九三	計算法	二六
金銀債権の信託	八〇	銀行券	九三	景氣循環	二七
金銀學說	八〇	銀行検査	九三	景氣豫測	二七
金地金本位制	八一	銀行國營	九三	計表本位	二八
金の流出入	八一	銀行主義(説)	九三	ケインズ	二八
金本位制	八一	銀行集中	九三	兼管銀行制度	二八
金融	八一	銀行集會所	九三	限外發行	二八
金融機關	八一	銀行手形	九三	減債基金	二九
金融季節	八一	銀行の原價計算	九三		
金融恐慌	八一	銀行引受手形	九三	公益信託	二九
金融政策	八一	銀行法	九三	硬貨	二九
金融制度調査會	八一			公開市場取引	二九
金融手形	八一			甲號五分利公債	二九
金融統計	八一	釘付政策	九三	工業銀行	二九
金融市場	八一	屈伸制限法	九三	交換方程式	二九
金融資本	九〇	組合銀行	九三	公定歩合	二九
金融組合	九〇	グラス法案	九三	公金預金	二九
金輸出禁止	九二	グリーンバックス	九三	購買力平價説	二九
金輸出入點	九三	ミリオン・ビル	九三		

く

こ

け

興業債券	二四	債 券	一四	州立銀行	一六四
小切手	二四	債券利息	一四	シムルツエ・デリッチェ式信用組合	一六四
國庫制度	二六	財 團	一四	庶民銀行	一六四
國債市場	二六	再 割 引	一四	商業銀行	一六四
國債シンヂケート銀行	二七	先日附手形	一四	商業手形	一六五
國際金融市場	二六	產業調查協會	一四	商業手形商	一六五
國際決済銀行	二六	產業調查中央金庫	一四	商品擔保	一六五
國際資本市場	二九	市街地信用組合	一四	商品手形	一六六
國際貸借	三〇	絲價補償法	一四	證券貸付	一六六
國際貸借説	三二	市場利率	一四	證券銀行	一六六
國際農業抵當銀行	三三	市中銀行	一五	正金銀行券	一六六
小口金融	三三	實手形	一五	ジョッパー制度	一六七
小口當座預金	三三	支店銀行制度	一五	信 託	一六七
國立貸付會社	三三	支那の銀行制度	一五	信託業務	一六九
國立銀行條例(本邦)	三三	支拂準備	一五	信託預金	一六九
個人手形	三四	支拂承諾	一五	信用狀	一七〇
五分利國庫債券	三四	紙幣	一五	信用調査	一七一
五分利公債	三四	紙幣本位	一五	信用手形	一七一
コール	三五	資本利子税	一六	信用組合	一七二
コール市場	三六	資本市場	一六	信用の設定	一七二
コール歩合	三六	社 債	一六	信用の組合	一七二
コンベンション・テッド・ダラー	三六	社債の發行	一六	信用保險	一七二
在外正貨	三三	上海標金市場	一六	信用手形	一七二
				新貨條例	一七五
				震災手形	一七五
				シンドケート銀行(本邦)	一七五
				白地手形	一七五

瑞西の貨幣制度	一七	倉庫證券	一五	地 券	一六
瑞典の貨幣制度	一七	案 材	一七	地方銀行	一六
スカンヂナビア貨幣同盟	一七	造幣局	一七	中央銀行	一六
掘置貯金	一七	村落銀行	一七	鑄 貨	一六
スタンプ附手形	一七	第一回四分利公債	一八	鑄貨制度(本邦)	一六
		大銀行	一八	中小商工業金融	一〇一
正貨政策	一八	代金取立	一八	チニス・ナショナル銀行	一〇一
正貨準備	一八	代理交換	一八	直接預金	一〇二
正貨輸送點	一八	他所代金取立	一八	貯蓄銀行	一〇二
青空法	一八	太政官札	一八	貯蓄銀行法(本邦)	一〇二
制限外發行	一八	兌換銀行券整理法	一八	貯蓄預金	一〇七
製絲金融	一八	臺灣銀行券	一九	朝鮮銀行	一〇八
生命保險信託	一八	臺灣銀行融資法	一九	朝鮮銀行券	一〇八
生命保險證券會社	一八	臺灣の金融機關	一九	朝鮮の金融機關	一〇九
政府紙幣	一八	タブユラー・スタンダード	一九	チエッコスロバキアの貨幣制度	一一〇
政府預金	一八	短 資	一九		
責任支出	一八	ダンバー	一九	通貨安定策	一一一
繰引小切手	一八	單本位	一九	通貨主義	一一一
錢 莊	一八	擔保附貸付	一九	通貨政策	一一一
		擔保附社債信託	一九	通知預金	一一一
		擔保附手形	一九	月掛貯金	一一一
送金爲替	一八	單名手形	一九		

定期積金	二四	特別銀行	二四〇	根抵當	二六
定期拂手形	二四	特別五分利公債	二四〇	納付金制度(日銀)	二五七
定期以上全額準備法	二四	特別當座預金	二四〇	諸威の貨幣制度	二五六
定期預金	二四	都市銀行	二三	賠償問題	二六〇
手形	二五	非買	二三	バジヨット	二六一
手形貸付	二六	ドーズ案	二三	走り仲買人	二六一
手形交換所	二七	トレンス制度	二三	發券銀行	二六一
手形引受	二九	獨逸の貨幣及銀行制度	二二七	發券制度	二六一
手形引受商會	三〇	内國爲替	二四二	馬蹄銀	二六二
手形割引	三一	内國爲替手形	二四二	早受渡手形	二六二
デバリエーション	三三	内國債	二四二	洪牙利の貨幣制度	二六三
デフレーション	三三	ナショナル・プロヴィンシャル銀行	二四二	パークレーズ銀行	二六四
テンダー・システム	三三	荷爲替手形	二四二	引受手形	二六五
丁抹の貨幣制度	三四	日本銀行	二四二	引受シチケート	二六五
兩	三四	日本銀行券	二四二	跛行本位	二六六
當座預金	三六	日本銀行週報	二四二	日歩(短期取引)	二六七
當座貸越	三六	日本勸業銀行	二五一		
動産銀行	三六	日本興業銀行	二五一		
投資銀行	三六	紐育金融市場	二五二		
投資信託	三七	紐育金塊市場	二五二		
當所代金取立	三〇				

ビジネス・バロメーター	二六七	ブルースカイ・ロー	二六七	本位制度	三〇四
ビッグ・ファイブ	二六八	不渡手形	二六八	孟買金塊市場	三〇五
ビルブローカー	二七〇	平價切下	二六九	波蘭の貨幣制度	三〇五
比例準備法	二七〇	米國の貨幣制度	二六九	マッケナ	三〇七
ビール條例	二七〇	米國の銀行制度	二六九	マックフアデン法	三〇七
フィンランドの貨幣制度	二七二	米國起債市場	二六九	マックミラン報告	三〇八
複本位制	二七二	米穀金融	二六九	滿洲の通貨	三〇八
物價指數	二七二	米穀證券	二六九	滿洲の銀行	三一一
物價指數本位	二七二	別段預金	二六九	見返品制度	三一一
フィッシュヤー	二七二	白耳義の貨幣及銀行制度	二六九	ミッドランド銀行	三一一
不換紙幣	二七七	ポイント	二六八	民間預金	三一一
普通貯金	二七七	法定平價	二六八	無盡會社	三一一
普通銀行	二七七	貿易手形	二六八	名目學說	三二六
不動産	二七九	紡績手形	二六九	メキシコの貨幣制度	三二六
不動産銀行	二七九	保護預り	二六九	棉花金融	三二七
不動産證券化	二七九	保證	三〇一	持株會社	三二八
不動産抵當證券	二八〇	保證小切手	三〇二		
不動産取引所	二八一	保證準備	三〇二		
船荷證券	二八一	保證附手形	三〇三		
佛蘭西の貨幣及銀行制度	二八二	保證品附手形	三〇三		
振替制度	二八六	北海道拓殖銀行	三〇三		
振替預金	二八六				

モラトリアム	三六	ライヒスバンク	三五	労働銀行	三三
モリス・プラン	三九	ラテン貨幣同盟	三五	ロシヤの貨幣制度	三六
約束手形	三三	ラトビアの貨幣制度	三五	倫敦金融市場	三九
ヤング案	三三	ルーマニアの貨幣制度	三〇	倫敦金塊市場	三九
有價証券	三三	リニアの貨幣制度	三〇	ロンバード・ストリート	三四
有價証券の信託	三三	利付手形	三三	割引	三五
優先株	三三	利札	三三	割引業者	三五
融通手形	三三	臨時國庫證券	三三	割引市場	三五
輸出信用補償	三六	ルシーバー制度	三二	割引政策	三五
輸出補償法	三七	聯邦準備制度	三二		
預金	三〇	聯邦準備銀行週報	三三		
預金銀行	三〇	聯邦中期信用制度	三三		
預金通貨	三二	聯邦農地貸付制度	三三		
預金手形	三二	レンテンバンク	三六		
預金換替	三三	ロイズ銀行	三七		
現金部	三三				
預金利率の協定	三三				
横濱正金銀行	三三				
豫算	三三				



赤字公債

國家の歳出は租稅收入及官業收入を以つて支辨するのが原則であり、收支均衡の原則の上から豫算を樹立するのである。其の他將來の収益から支辨する目的で國家が借入金に依りて經費を調達する事があつて、公債に依る方法がこれである。近年の經濟不況のため國家の歳入は激減して昭和六年春に我國は歳入に不足を生じ、之は震災善後公債を利用して三千八百萬圓の借入金をした。昭和七年度の豫算編成に當つて、歳出豫算十四億八千萬圓に對し歳入豫算は十三億七百萬圓に止まり、一億七千萬圓の不足を生じる事になつた。國家として此の不足は國有財産の賣却、増稅、公債發行、公債償還の中止の四つの方法が考へられるが、第一の國有財産の處分は不況時代に買手がなくて實行困難であり、減債基金の繰入は外債の中には起債に當つて減債基金を充當して償却す

赤船荷證券 Red Bill of Lading

赤船荷證券とは船荷證券と保險證券とを一括したものであつて文言が赤字で印刷されてあるがためにかく呼ばれてゐる。赤船荷證券には一般に船荷證券に記載されてゐる條項の外、保險金額、保險契約の條項、保險金支拂地、其他保險證券に掲げるものが記載される。赤船荷證券には、船主が保險者の代理人として契約するものと、運送契約に關し法律又は特約を以つて免責せらるべき

る事を條件として公約されてゐるので之が繰入停止は不可能であり、又特別會計に屬する減債基金を一般會計の赤字補填のために中止する事も不可能である。故に減債基金にして繰入中止をなし得るものは一般會計に屬する内國債と減債基金の公約なき外債に限られるが、之は公債政策上から之に觸れることは中止になつた故に残る所増稅も約四千萬圓だけ斷行されたが、勿論これのみで赤字の全部を補填する事が出来ないで赤字補填は公債發行に依つて行ふことに決定した。公債發行には夫れ々の根據法があり現在利用し得るものは一般會計に於いては震災善後公債法、電話事業公債法、道路公債法(所謂失)の三つであつて、此の三公債にして七年度に出し得る限度は震災善後公債が七百六十萬圓、電話事業公債が千七百十萬圓、失業公債が四百二十萬圓であつて、之に四千萬圓の増稅を加へても尙六千五百萬圓が一般會計に於いて不足してゐる。此の六千五百萬圓を歳入缺陷補填公債なる別個の起債法に依つて發行する事にしたが、此の歳入缺陷補填公債が所謂赤字公債なのである。此の公債案は民政黨内閣の七年度豫算案であつて、政友會内閣に於いて此の赤字補填が其儘、前内閣の赤字公債の踏襲に依つて行はれるか如何かは今の所わからない。

損害填補を約するものとの二つの形式があるが、何れの場合でも損害は保険者の負擔に歸する。赤船荷證券の使用せられてゐるのは楊子江沿岸、北清、朝鮮、浦鹽等保險思想の比較的幼稚な地方であつて、一般に保險思想の發達、海上保險會社の整備せる今日では保險會社が利用せらるゝのが普通である。

惡貨

「グレシャムの法則」を見よ。

アクセプタンス Acceptance

「引受手形」を見よ。

アクセプチング・ハウス Accepting House

「引受商會」を見よ。

預證券

「倉庫證券」の項を見よ。

アツシナ Assignat

之は米國の「グリーンバック」と共に代表的な不換紙幣であつて、不換紙幣を語る場合必ず好例として出されるものである。之は佛蘭西革命後、共和政府が教會其他から沒收した土地を擔保として紙幣を發行し、以つて財政の窮乏を切抜ける方法を考へ、一七八九年以來數回に亘つて發行し、一七九三年には三十七億五千萬法の巨額に達した。之が即ちアツシナ紙幣である。アツシナ紙幣とは云ふものゝ公債の如きものであつて、二百リール券以上

であつて五分の利子がついてゐた。一七九〇年四月に利子を三分に減じアツシニアを法貨として強制通用力を持たした。九月には利子を廢止して純然たる紙幣となつた。發行高が多いのと不換紙幣なるためその價值等しく下落し、一七九三年八月には紙幣百法は正貨二十法にしか相當しなくなつた。

アツシナの下落に伴ひ物價騰貴其他經濟上に顯影響を及ぼしたので、政府は之が對策として一七九三年法律を以つて農業者をしてその所有穀物の數量を官廳に届出せしめ、之を賣却せるに當つても公認された市場に向つてなさればならぬし、又何人も一ヶ月間の消費に必要以上の分量を買入るゝを許されず、而して穀物の最高價格を公定した。かゝる方法を以つても効果なかりしため政府は強制公債の發行、租税の期限前納付の制度を實行しアツシナ紙幣の流通高を一時二十五億法まで收縮したが、財政の窮迫のため數ヶ月にして發行額は再び激増し、一七九五年十月には二百二十億法に達しアツシナの價值は底無しに下落した。茲に於いて革命政府は一七九六年アツシナに代ふるにマンダ Mandates と稱する紙幣を以つてし、その交換比率をマンダ一に對しアツシナ三〇とした。所がマンダも増發の結果その價值は額面の千分の一に下落した。故にアツシナは額面の三萬分の一にまで暴落した。

此の結果、一七九六年七月政府は法律を發布して、すべて取引は正貨を以つて行はしめ、一方マンダは大蔵省の日々發表する價格を標準として授受せしむることゝしたため、正貨は漸次流通界に現はれ、爲替も相場も回復し、始めて以前の正貨流通状態に歸るを得たのである。

アムステルダム銀行 Bank of Amsterdam

十七世紀、和蘭は東洋貿易に覇權を唱へ、世界商業界に君臨し従つてアムステルダムは國際貿易の一大中心となり、各地から各種の貨幣が集り、此等貨幣も或は磨損し又は故意に削り取られ、多く粗悪になつて居て、取引上を受ける不便は極めて大であつた。此の不便を救ふため、アムステルダム市は一六〇九年市條例によつて、市營銀行としてアムステルダム銀行を設立した。

かくて、同行は、種々粗悪なる貨幣より生ずる不便を除くため貨幣を預け入るゝものあれば、之をその地金の價格にて受取り、之に對して銀行の帳簿上に預金として信用を與へ、すべての支拂は銀行の帳簿上に於いて決済せしめ以つて振替業務を遂行した。此の帳簿上の信用即ち預金を銀行貨幣 Bank Money と稱した。之が後世の預金振替制度の濫觴であり、此の業務を遂行する銀行を當時は振替銀行 Giro Bank と稱した。アムステルダム銀行及ハンブルグ銀行(一六一九)はその代表的のものであつた。此等の銀行は貨幣制度の紊亂より起る不便を除くために生じたものなれば、貨幣制度が整備し粗悪なる貨幣が社會から影を没して了ふと此の種銀行の業務は不要となり、その勢力を失ふに至つた。アムステルダム銀行は一七九五年佛蘭西軍がアムステルダムを占領し同銀行を差押へた。その後相次いで起つた革命の結果、遂に破産し一八一九年閉業した。

アムステルダム金融市場

アムステルダムは商業銀行の發生地として、その金融上の地位は世界的に重要であつたが、大戦前にありては、主として投資市場としての特質を有してゐた。對内的に對外的に偉大なる債務消化力を有してゐた。大戦前毎年約五億ギルターの債券を消化して

ゐた。此の投資市場としての優勢な地位は大戦後も依然之を維持してゐるが、他方、從來、世界的金融中心を誇つてゐた倫敦が、大戦によりその勢力を漸次失墜して來たので、短期市場、即ち割引市場として地位を確保するに至つた。

巴里が倫敦に代つて國際金融中心たんとする野心が人爲的に企圖されたに反し、アムステルダムの割引市場の發達は自然的であつた。大戦中から戦後にかけて獨逸其他諸國の資本は、比較的安定してゐるギルター貨を目標して逃避して來た。一時的逃避であるからその形式は短期投資であつた。所が當時のアムステルダムの能力を以つてしては、此等の資本逃避に應じ切れざるため、和蘭銀行は市中銀行をして引受業務を開始又は擴張せしめ、他方續設せられた獨逸銀行をして和蘭中央銀行について再割引を許したので、割引市場としての條件を整へ、割引市場の整備を見る事になつた。

アルゼンチンの貨幣及銀行

(一)貨幣制度 貨幣の單位はペソであつて、一ペソの純金量目一・四五一瓦、品位九〇〇であつて、磅に對する法定平價五・〇四四ペソであり、一ペソは一・九三五圓に當る。同國の紙幣は兌換局から發行されてゐる。兌換局は紙幣の發行、兌換に關する一切の業務を取扱ふ目的で一八九〇年十月に設立されたものであつて、次で一八九九年十一月通貨兌換法に依り下落してゐた紙幣と金貨との兌換率金貨一ペソに對し、紙幣二・二七三ペソと一定して通貨の安定を計つて來た。金準備に關しては特に規定はない。一九一四年八月八日兌換の停止を來し、同八月一日金輸出禁止を行つた。一九二五年六月十日に金解禁を行ひ、一九二七年八月二十五

日兌換の開始を始めたが、一九二九年十二月十六日再び兌換の停止を行った。

(二)銀行 一八二二年英國人との協同にて私營銀行が設立され、始めて商業銀行が出現した。その後内外人に依り多くの銀行が設立されたが、銀行の中心勢力をなしてゐたのは國民銀行であつた。此の銀行は一八九一年破産したが、その後、國立銀行として破産銀行を繼承した。

國立銀行の資本金一五八・一三九千ペソにてアルゼンチンに於ける預金總高の四割、貸出の三割六分、現金の五割四分を所有して、アルゼンチン銀行界を左右してゐる。政府は同銀行の預金者に對しては責任を有し、政府の機關銀行となつてゐる。

アルバニアの貨幣及銀行

貨幣單位はアルバニア金フランであつて、純金量目〇・二九〇三瓦、品位九〇〇、磅に對する法定平價二五・二二一フラン、一フランは我が三十八錢七厘に當る。中央銀行はアルバニア銀行であつて、銀行券を發行する。準備は三三%の金又は金爲替となしてゐる。

アンダーソン (バンチャミン・エム)

B. M. Anderson

米國の金融學者にして前エール大學教授であつて、アービング・フィッシャー教授の貨幣數量説に對する代表的反對論者として有名である。代表的著作は「貨幣價值論」(Value of Money (1917))である。現在、紐育のチェイス國立銀行のエコノミストとして、チェイス・エコノミック・ビュレチンなるパンフレットに独自の時事

經濟問題に對する意見を發表してゐて、我國にも廣く知られてゐる。

アンダーライチング・シンチケート

「引受シンチケート」を見よ。

アンチ・デフレーション (Anti-deflation)

實質はインフレーションと何等異なる所なきもインフレーションなる語は政策として誤解を招き國民の嫌がる所から、一九三二年フーバー大統領が、不景氣打開策として事實上行はんとするインフレーション政策に對して、インフレーションなる語を避けてアンチ・デフレーションと云ふ語を使ふに至つた。我國でデフレーション打開策と云ふ程度のものである。アンチ・デフレーション政策として一九三二年に「復興金融會社」を設立し、又グラス案なる緊急特融案を議會に提出してゐる。

アービトレーション

「爲替の裁定」に同じ。



インシュリング・ハウス Issuing House

「證券發行會社」に同じ。

伊太利の貨幣及銀行制度

(一)貨幣 伊太利統一當時同國に發行權を有せし銀行は六行あつたが、一八六二年佛蘭西の制度を模倣し、リラを本位とする統一貨幣制度を樹立した。リラの純金量目は〇・二九グラムであつて我が三八・七錢に相當してゐた。然るに事實上に於いて伊太利の幣制は大戦以前も殆んど統一されて居ず、一八九三年以來銀行券及政府紙幣の兌換が停止されてゐたが、一九一四年八月正貨確保の目的で別に金貨及金地金の輸出を禁止した。その後一九二一年まで、政府財政の窮乏から紙幣の急増を來し、インフレーションの影響激しく物價騰貴、リラ貨價値の下落を來し、法定平價の四分の一に低落した。一九二二年フアッシストが政權を握るに至つて、リラ貨の安定に志し、その旨を第一に聲明したので、一九二二年十二月にはリラ貨も一磅に付九〇毫を出現したが、翌年六月には漸次下落して一〇〇毫になり一九二六年八月には一五〇%にまで低落した。その間伊太利政府は種々の安定政策をとり一九二五年二月には有價證券及外國爲替に關する取締のため緊急勅令を發布し、又は金利引上を行ひ、同年五月には伊太利銀行團をして五千萬弗の對米信用を設定せしめた。ダアルビ伯が藏相となるに至つて勅令を以つて、政府は外國爲替取引に關し適當と思惟するあらゆる法令を發し得る權能を有することとし外國爲替の

管理を有效に行ひ、次いで對米戰債の處理協定成立し外債の募集を行ひ、一九二六年一月には對英戰債處理協定も成立した。同年五月には紙幣發行權を伊太利銀行に統一し名實共に中央銀行としての實質を備へしめた。次いで爲替局を新設し、大藏省監督の下に爲替管理を嚴重に行ひ、更に積極的にデフレーション政策及リラ貨價値の引上に努力した結果、一九二七年二月に入つてリラ貨は騰貴し、二月十一日一二%から四月末には九一%、五月二十五日には八八%になり、九〇%を標準に大體事實上の安定を見た。茲に於いて法律上の安定を行ふべく一九二七年十二月二十一日銀行券の兌換、リラ貨の法律的安定、伊太利銀行金準備の再評價及其の最低率を規定せる法律を發布した。一九二八年二月二十六日伊太利銀行の兌換並に金の賣買に關する法令とリラ貨の輸出入點を定めた法令を、同年六月十七日には最低準備率の保持、國庫に對する特別貸付及紙幣發行税に關する法令を發行した。此等貨幣改革の要點は左の如し。

(イ) 一九二七年十二月二十二日より伊太利銀行は紙幣をローマの本店に呈示されし場合、金又は金本位國宛の外國爲替と兌換する義務を負ふこと。

(ロ) 新平價は各百リラに對して純金七・九一九グラムの量目を含ましめ、従つて一弗は一九リラ、一磅は九二・四六リラ、一法は三・七六リラ、我が一圓は九・四七リラに相當する。

(ハ) 伊太利銀行が發行せし總ての紙幣及び小額政府紙幣は流通場裡より回收されるまでは完全に法貨たるの資格を有し、又銀貨、ニッケル貨及銅貨は貨幣改革以前に享有したと同じ程度まで法貨たるの資格を有すること。

(ニ) 伊太利銀行は(ロ)に示す基礎に基き金リラにて表示した

資産中その總ての準備金を包含せしむる權力を與へられ、かくてその結果生じた剩餘額は發券銀行に對する國家の債務の支拂に充當すること。

(ホ) 伊太利銀行は發行紙幣並に要求拂債務に對しその四割を下らざる金並に金本位國宛外國爲替よりなる準備を保有すること。

(ヘ) リラの正貨輸出點は對米一九・二〇、輸入點は一八・九〇リラである。

(ト) 伊太利銀行の發行する紙幣及手形の平均流通高より金及爲替よりなる準備を控除せる殘高に對して年一・五%の發行税を課す。

要するに改革されたる伊太利幣制は、比例準備發行法に基く金爲替本位を特色とするのである。

(二) 銀行 伊太利統一當時から紙幣發行銀行は六行あり、之等が全國に割據對峙して、發券業務の外に、農工商に互つて長期及短期の貸出を行つてゐたが、一八六六年對埃開戦に際し、政府は銀行券の兌換停止を宣すると共に、國立銀行 Banca Nazionale の銀行券のみに完全なる法貨たるの資格を與へ、他の五行の銀行券に對しては制限的の法貨たることを許した。然るにその弊害續出したので、其後發券銀行に對して政府は右顧左盼的態度をとつて來たが、遂に一八九三年發券銀行に關する根本的法令を出した。此の結果二行は國立銀行に合併して伊太利銀行 Banca d'Italia と改稱し、一銀行は解散したので、結局、發行銀行として伊太利銀行、ナポリ銀行、シツリア銀行の三行が残つた。此等銀行の發券制度は他國に關して特異性を有し、即ち發行權獨占の對價とも考へられる政府貸上金のための發行即ち政府勸定と、中央銀行とし

て貸付割引をなすための發行即ち商業勸定に區別されて規定されて居り、政府勸定は發行限度を一億五千五百萬リラで三分の一の正貨準備を必要とし、商業勸定は最高發行制限法により發行限度を三行にて九億八百萬とされてゐたが、大戰勃發後に政府、商業、兩勸定とも限度を擴張された。

一九二六年五月六日通貨安定の一策としてシ、ナ兩行發行權を伊太利銀行に移して統一し伊太利銀行の平時發行限度を七十億リラとし、正貨準備四割以上とし特別發行税を支拂ふ限外發行を認めめてゐる。四割以外は全然無準備發行であるから之に對して政府は普通發行税を課してゐる。而して銀行券は政府紙幣が不換狀態にある間は正貨兌換の義務がないと云ふ規定があり、政府紙幣が不換狀態にあつたから銀行券は事實上不換紙幣となつてゐる。

從來伊太利の金融機關は中央銀行を除きては一般銀行、貯蓄銀行、質屋、金融組合の四種であり、其數四千餘に上つてゐた。後の三者は特別法に依つて監督されてゐたが、一般銀行には商法以外には之を律すべく法律なく、その結果此等一千五百を以つて數ふる一般銀行は自由に活動し、大銀行の事業界進出、小銀行濫立資金の中央集中等に依つて弊害續出し、加之、激烈なる競争のため破綻銀行を出し、金融組織の不備は問題となつてゐた。之が改善のためファツシスト政府は一九二六年九月一般銀行に對する銀行法を制定した。銀行法の内容は

(イ) 信用取引を營む會社其他の團體並に一般銀行業者にして預金として金銭を受取るものは、其經營主體が内國人たる外國人たるを問はず、商法の規定する所を遵奉せざる可らざるは勿論更に本條例の適用をも受くる事となり、是等の會社、團體並に個人は大蔵省に備付けある特別登記簿に登録せられ、

同省は之を經濟省及中央銀行に移讓する。

(ロ) 前項所定の銀行業者は大蔵省が中央銀行と協議の上經濟省と共に發布する認可あるに非れば本土殖民地並に外國に於て、營業を開始し若くは支店を開設するを得ない。而して本條例發布當時既に存在せる銀行業者は、本條例に隨伴して制定せらるる様式並に手續に據り、其存続に就ての大蔵省の承認を受けるを要する。

(ハ) 本條例實施直後の決算期以降銀行業者は、資本金の四割に達する迄、毎年純益の一割を下らざる金額を普通準備金として積立つるを要する。而して、是等純益の二割を超過する部分(即ち八割に該當する金額)に對しては、所定率(一割)の五割の所得税を賦課する。

(ニ) 銀行業者は細則を以て定むる様式に據り、中央銀行に對して定時報告及毎年度貸借對照表を提出するの義務がある。

(ホ) 本條例並に是に隨伴する施行細則に所定の規定の履行實施は、中央銀行の双層に懸るものとせらる。仍て中央銀行は絶えず検査官に依りて検査を執行するの義務ありて、此の場合の検査官は公吏として行動し、秘密嚴守の義務を有する。

(ヘ) 政府は本條例の實施に必要な規則を制定するの權限を有し、且該規則中に左記事項を包含せしむる事が出来る。

(1) 預金として金銭を受取る、營業を新に開始する場合に必要とする最低拂込資本額。

(2) 拂込資本金及準備金の預金總額に對する比率。

(3) 其他預金保護に必要と認めらるる規定。

(4) 細則所定の條件に適應せざる既存銀行に對する過渡的規定。

(5) 條例違反者に課すべき罰則。

伊太利に於ける一般銀行中の大銀行は、四大銀行であつて Banca Commerciale Italiana, Credito Italiano, Banca Nazionale di Credito, Banca di Roma 此である。伊太利大銀行の特色は地方銀行の預金が預金額の大部分を占めて居り、獨逸式の營業主義的傾向のある事及び國際金融に關與して海外發展に努力してゐる事である。

一九三一年秋ムツソリーニは事業金融機關として、事業貸付及事業會社株式買入を目的とする勸業銀行として、伊太利産業銀行 Istituto Mobiliare Italiano を設立した。同行資本金は五億リラで國家の管理の下に置かれ、拂込資本金の十倍の債券を發行する事が出来る。

一般預金

「民間預金」に同じ。

一覽後定日拂手形 Bill payable on a fixed day after sight

手形所持人が支拂人に早示して引受をなした日を起點として、何日又は何ヶ月目の日と云ふ様に満期日を確定した手形であつて、外國爲替、殊に輸出手形に最も多く見られる期日の定め方である。内國爲替手形には餘り用ひられない。期日を決定するの日に「日」を以つてする場合には、引受の當日から起算してその日數だけを經た日が満期日となる。約束手形にあつては單に一覽のためには早示した日を以つて起算點とする。月を以つて期日を定むる場合は引受の日から數へて何ヶ月目の當日例へば一覽後二ヶ月拂で引受日が二月十五日とすれば満期日は二ヶ月目たる三月十五

日となる。英語では日を以つてする場合に At thirty days after sight 等、月を以つてする場合は at one month after sight 等と記載する。

輸出入に際して買手より送金爲替を取組むまで資金の到着を待つもの非常に少なく、多く一覽後定期拂の逆爲替を取組むものである。正金銀行の發表する建相場に 4m/s. 30d/s とあるは一覽後四ヶ月又は三十日拂の意味である。

一覽拂手形 Bill at Sight

之は發着拂手形とも稱し、手形の所持人が支拂人に呈示した日が満期日となるものであつて、送金爲替の場合に普通用ひられる所である。支拂のために支拂人に手形を呈示した日が「一覽の日」の日であつて、此の呈示以外の方法を以つて一覽の日とする方法は法の認めざる所である。故に呈示なき限り満期日は到來せざるが故に、債務者は永久に債務を免れる事が出來ざるために、商法は手形所持人がその日附より一年内に又は振出人の定むるそれより短き期間内に手形を呈示して支拂を求むる事を要するとなし、所持人が振替拂等によりその呈示をなしたることを證明せざる時はその前者に對する手形上の權利を失ふものとした。一覽拂手形に於いて呈示は支拂のためにされるものでなければならぬ、引受のためにする呈示は満期日の決定をなさない。我商法は満期日の記載なき手形は一覽拂手形とする旨を規定してゐる。

一部準備法 Partial Reserve System

紙幣發行の一方方法であつて、即ち原則として正貨準備を要するも、別に公債其他確實なる證券を準備として發行し得る額を一定

て金本位國と貿易關係を有する印度の立場は不利となり、殊に英國に對する諸支拂に對しては非常に不利となつた。

此の結果、幣制改革の必要起り、一八九三年銀貨の自由鑄造廢止銀貨膨脹制度に依る銀價下落防止を實行したが、所期の目的を達し得ず、次いで一八九八年「アラウラー」委員會を任命して第二次幣制改革に着手した。此の結果一八九九年九月「印度鑄造並紙幣法」を發布し、所謂金爲替本位制を採用する事になつた。該法の内容は(1)一磅金貨は十五留比の割合にて無制限法貨として通用すること、(2)銀貨の自由鑄造禁止、(3)留比貨と磅貨との比率を一留比に付一志四片とすること、(4)印度證券は一留比に付一志四片^{1/2}に於いて無制限に賣出すこと、(5)印度證券は一志四片^{1/2}見當にて賣出すこと、(6)英本國に爲替資金を設置すること。等である。かくて國內に流通する銀貨の自由鑄造を禁止して供給制限する一方、之を法貨としてその價值を維持せしめ、別に英本國の金貨と留比貨との間に公定比率を設けて、之を標準として爲替相場を律し、以つて留比の安定を期したわけである。貨幣單位としての留比は純金七・三三四三九グレインに相當する。印度には留比銀貨の外に磅金貨、半磅金貨、白銅、青銅貨がある。

紙幣は一八六二年以後は政府の發行にかゝり、全印度を七區に分ち各區に發行局を置いて發行及償還の事務を司らしめ、而して紙幣は百留比以下を除いては發行區内に於いての法貨たるの資格を有し、兌換性を有する事になつてゐる。現在の發行規定は一九二〇年八月の紙幣改正條例に基き、先づ準備を二部に分ち、第一は正貨準備であつて内容は印度事務大臣及印度總督の保證する金銀貨及金銀塊であつて、英本國內に保管せらるゝ額は五千萬留比を限度とする。第二は保證準備であつて、内容は印度事務大臣の

して、それを限度として所謂保證準備發行を許可せし方法である保證準備限定法又は直接制限法とも稱せられる。此方法は一九二八年發券制度を改正する以前英蘭銀行の採用してゐた方法である即ち英蘭銀行は一八四四年の所謂ピール條例に依り保證準備制限額を定め、最初一千四百萬磅であつたが爾後十一回に亘つて之を擴張し、一九二三年には一千九百七十五萬磅になつた。一九二八年に現行一屈伸制限法を採用するまで之を維持した。

原則として正貨準備を有してゐる故に、兌換は確實であるが、保證準備發行額が限定され、制限外の發行を許さざるものである故に、財界の景況に依り通貨の増發を必要とする場合に於いて、正貨を有せざる限り紙幣を増發し得ざる爲、資金需要上の弾力性を缺くと云ふ缺點がある。事實英國は恐慌等に際し、紙幣増發の必要ある時は常に銀行條例を停止して限外の發行をなした。英國自身も現在は窮乏な該制度を捨てて、屈伸制限法を採用するに至つた。

印度の貨幣制度

貨幣單位留比 Rupee なる語は銀價格を意味する Rupee より出たもので、十九世紀初めに東印度商會の鑄造發行したるもの其他品位量目の異なりたる各種留比が流通してゐたが、一八三六年印度政府は留比の量目を一八〇トロイグレインと純銀一六五グレインを含む品位十二分の十一なるものに統一し、以つて留比銀貨を全印度の本位貨とする銀本位制を確立した。その後ベンガル、ボンベイ、マドラスの三銀行に紙幣發行權を與へたが、之は一八六一年に政府の手に移し爾來政府紙幣が流通するに至つた。發行方法は定額以上全額準備法に依り銀本位であつた。然るに一八七〇年以來銀價低落し諸外國が續々銀本位を放棄するに至り、從つ

保有にかゝる期限一ヶ年以内の英國政府證券及印度總督の所有にかゝる印度政府證券であつて保證準備限度は紙幣流通額の五割である。但し印度政府證券を以つてする保證準備は二億留比を超ゆる事を得ない。限外發行として期限九十日以内の爲替手形を準備として一億二千萬留比を限度として許されてゐる。一九二五年の改正法で保證準備發行高を十億留比まで許される事になつた。

一八九九年の金爲替本位採用以來、英印爲替は略一志四片の法定比率を維持して來たが、元來印度の金爲替本位の圓滑を期するためには、印度が出國たること、從つて爲替資金として在外正貨維持の繼續及び銀塊相場が、一定相場を維持してゐる事を條件としなければならぬ。然るに一九〇七年の米國恐慌を始めとして兎角金爲替本位の圓滑を缺き金本位採用説が起つたが物にならず次いで歐洲大戰に際して印度の物資に對する需要増加し輸出増加を來し、輸出品代金として貨幣が地方に分散し、且諸外國の金輸入禁止により印度は金輸入の方便を失ひ、茲に國內に金の不足を來したので、政府は印度に輸入された金地金を時の爲替相場を標準とした價格によつて買取り、金貨を鑄造して國內需要に應じた。他方大戰中銀塊相場騰貴して從來の一留比に對し一志四片の公定比率を維持する事困難となつたので、一九二〇年留比の金價格を一留比に付二志とした。大戰の打撃を受けた幣制を改革する目的で一九一九年五月印度省に「印度爲替並に通貨委員會」を任命し、委員長としてスマイス卿が任せられたので之をスマイス委員會とも謂ふ。その結果一九二〇年二月(1)磅貨は十五留比の割合にて流通すること、(2)印度證券は印度事務大臣管理の下に入札方法にて毎週英蘭銀行にて賣出し、逆印度證券は毎週印度政府に於いて賣出すこと、(3)金銀輸出入に關しては金輸入は當分輸入法の制限に従ふ

も、金塊は之を民間に賣出してプレミアムの減少を計り、銀は輸出を禁じ輸入を自由とする旨の具體案を發表したが、その後留比爲替の逆調に依り同年六月二志の比率を放棄し、九月には逆留比證券の賣出を中止し金爲替本位は事實上破壊された。

磅貨は一九二〇年六月法貨たるの資格を失つたが、同年九月磅貨は十留比の比率の下に法貨となつた。

一九二五年四月以來印度爲替は一志六片臺に安定の傾向を示したので、同年八月ヤング氏を委員長とする「印度貨幣及金融に關する王立委員會」を任命し、一九二六年七月報告が提出され、之に基き一九二七年三月「一九二七年の貨幣法」が制定された。之に依つて従来の貨幣法及紙幣法が修正されたのである。該貨幣法の内容は(1)磅貨及半磅貨を本位貨たることを廢止すること、後一磅は十留比銀貨の割合で法貨として通用してゐたが此の資格が新法で廢止されたのである。(2)留比の公定比率は一志六片とする。

(3)モンペー造幣局又は總督が官報に指定した場合に於いて金の買上を要求する者に對してはその金が純金四十トラ以上を含む棒狀の金にして且總督が官報にて指定する各條件に適合するものなる時は純金一トラに付二十一留比三アンナ十パイの割合にて買上げる義務を政府は負ふ。(4)政府は法貨を提出して金塊拂下を請求する者に對しては一定の割合にて金又は磅貨を拂下げる義務を負ふ故に新貨幣法實施後國內に金貨はなく、流通してゐるは留比銀貨と紙幣のみであり、政府は金又は磅貨(銀貨)を賣却する義務ある故に一種の金塊本位である。

一九三一年九月二十一日印度は留比貨を磅貨又は金と兌換する法律上の義務を停止したが二十四日に之を撤廢し、之に代り、爲替管理を行つて正貨の保護に當る事になつた。

印度の銀行制度

印度に於ける中央銀行は印度帝國銀行 Imperial Bank であつて、同行は一九二〇年の印度帝國銀行法に依り從來管區銀行 Monney Bank として長い歴史を有するベンガル銀行、ボンベイ銀行及マドラス銀行の三行を合同して之を繼承したものである。管區銀行は東印度商會の特許により設立せられた半官半民の銀行であつて、始め銀行券發行權を有してゐたが、一八六二年以來この發行權は政府の手に移つた。此の三つの管區銀行を合同繼承して設立された印度帝國銀行は、資本金は一、二五ラークであつて、その業務は第一は政府の機關銀行としての特權を有し國庫剩餘金の保管をなしてゐる。第二は銀行の銀行として印度主要都市に於いて手形交換所の役目を演じてゐる。第三は普通商業銀行として大なる勢力を以つて活動してゐる。併し印度の紙幣發行權は政府の手にあつて、同行が發券權能を有してゐない事が中央銀行として大きな缺陷である。

印度帝國銀行の前身である印度管區銀行が外國爲替業務を禁止されてゐたので、印度の外國貿易金融機關として外國爲替銀行が進出して來た。我國の匯豐、住友、正金の外、外國一流爲替銀行を合せて十二行が支店出張所を設けてゐる。此等の爲替銀行は本國及印度にて吸收せる諸預金を資金として爲替手形の買入又は割引に運用してゐるが、彼等の割引く手形の多くは倫敦商人宛の輸出手形である。

印度帝國銀行、外國爲替銀行に次いで印度に於ける重要銀行は株式銀行である。之は株式會社法に依つて設立される銀行であつて、主要商業中心地に於いて商工業金融に従事してゐる、純然た

る歐洲式の銀行である。外國爲替は爲替銀行の獨占する所であり農業金融は他の機關に任じてゐるが故に、株式銀行は商工業金融機關である。

印度に於ける農業金融は印度固有の土着銀行が行ふてゐる。土着銀行は大規模の貸金業者であつて、之を律する法律あるわけではなく全く個人的のものである。近年稍々組織立つた土地抵當銀行が發達しつゝある。

印度には發券權能を有する中央銀行が存在せず、之が設立に關しては一般の注目する所となり、一九二五年のヤング委員會は現在の帝國銀行とは全然別個の發券中央銀行の設立を提案した。かく提案せられたる中央銀行に關しては印度準備銀行法となつて一九二七年一月の印度議會に提出された。該案によれば準備銀行の資本金を五千萬留比とし組織を發行部と營業部に分ち銀行券發行の獨占權を有せしむること、發券の準備は金、金證券、留比銀貨及留比證券よりなるものとして、之に依つて金本位を確立せんとするものであつた。該法案は立法議會に提出されたが、審議延期となり、その後議會通過を圖らんと種々修正を試みたが、一九二八年二月の議會で審議の無期延期となつた。理由は印度の國民的獨立主張者の反對に會つてゐるためである。

印度省證券 Council Bill

カウンシル・ビルと稱せられるものであつて、之は印度政府が公債元利の支拂、官吏の俸給、恩給又は貨幣用銀買入等のため毎年巨額の資金を要するが、此の資金調達方法として英本國にある印度省は印度政府宛爲替手形を振出し之を民間貿易業者に賣却する。此の手形を印度省證券と謂ふのである。印度省證券は毎週

火曜日一定額を入札の方法にて英蘭銀行をして賣出するのであつて、需要者は對印貿易に關係ある銀行會社である。該證券はカルカッタ、ボンベイ、マドラス、カラチの四ヶ所を以つて支拂はれるから、該證券の需要者は自己の希望する支拂地を選擇して買入れる。

次に印度政府が英本國の印度事務大臣宛の倫敦向爲替手形を發行する場合、此の手形を「逆印度省證券」 Reverse Council Bill と謂ふ。元來印度は出超國であるから、貿易關係から之を賣出す事は無く單に英本國への送金手段として用ひられてゐたが、後に留比爲替が逆調を呈する様になつてから爲替調節のため感んに利用される様になつた。之は倫敦にて磅貨にて支拂はれる。

印度省證券は東印度商會時代から存在して居り、之を印度政府が繼承したのである。一八九三年まで單に英本國に對する支拂資金調達のために發行されたが後には支拂資金調達の外、爲替調節の目的のために發行される様になつた。印度の金爲替本位は印度省證券の運用に依つて圓滑を保つたとも考へられる。何とならば印度省證券の賣却に依つて留比爲替の上騰を抑へ、反對に印度の對外支拂増加して留比爲替が低落する場合は、逆印度省證券を賣出して下落を防止し以つて英印爲替を調節し得たのである。又印度省證券の賣却は印度への正貨流入を防止し、逆印度省證券の賣却は正貨流出を防ぐ事が出來た。歐洲大戰開始後も盛に印度省證券を賣却したり賣却制限したりして爲替調節に努力したが、一九二〇年以來の留比爲替の逆調、政府の二志比率維持政策に依り逆印度省證券の賣出も中止し金爲替本位は破壊された。一九二三年印度帝國銀行が印度にて政府勸定を以つて倫敦宛爲替買取の便法を開始したので、印度省證券に對する需要も少なくなつた。

印度支那の貨幣及銀行

佛領印度支那は天恵の資源に富み、此等の多くは輸出されるので、同地の金融機關も主として資源開拓金融及貿易金融を目的として發達して居る。佛人系の印度支那銀行が中央銀行としての任務をこつてゐるが、此の外に英國系、日本系、支那系銀行が支店を有して貿易金融に従事してゐる。

印度支那銀行 Banque de l'Indochine は一八七五年産業開發の目的で資本金八百萬法にて設立され、本店を巴里に置き西貢、ポンドイシエリー等に支店を設けた。同行は佛蘭西の一流銀行の合同經營であつて紙幣發行權を有し、印度支那に於ける中央銀行たるの地位を占め、商業、爲替、拓殖各方面の金融業務に従事してゐる。

其他佛系銀行として佛支商工銀行、印度支那不動産銀行、佛國植民地銀行、西貢銀行等あり、日英支那の銀行としては正金、香上銀行、渣打銀行、東亞銀行、富強銀行等が活動してゐる。

印度支那の幣制は從來銀本位であつて、銀貨一ピアストルを本位貨とし、その純銀量目は二七グラム品位九〇とした。印度支那銀行は紙幣を發行してゐる。同地の幣制について佛國は豫めて金本位に改め「法」貨に統一せんと計つたが、支那、香港等の銀貨國との貿易關係が密接なので銀本位を改め得ずにあつた。後一九三〇年一月、銀本位を捨てる事に決心し、一月中旬ピアスターは十法で安定したので、幣制改革の法律案を作成し六月六日「印度支那貨幣法」が發布された。新貨幣單位ピアスターは品位九〇〇、純金量目六五五ミリグラム即ち一ピアスターは十法に相當する。而して印度支那銀行は銀行券持券人に對して金兌換義務を負ふこ

ととなり、金本位制度を確立した。

インヴォイス Invoice

インヴォイスは輸出業者から輸入商に送る積出貨物の明細を通知する書狀であつて、輸出商から輸入商に通知しなければならぬ事項の總て、即ち荷物の種類、數量、品質はもとより荷造、荷印、發送日、代價、代金決済の手續、保險契約其他必要な事項を詳細に記載する重要な船積書類である。

インヴォイスの種類には商用インヴォイスと公用インヴォイスの二種がある。

(a) 商用インヴォイス (Commercial Invoice)

一般取引には共通の形式があつて、前文、本文、末文の三部分からなり、左記の如き條項を記載する。

前文には、發送主の氏名、荷受人の氏名、インヴォイス番號、貨物の種類、數量、積出地、仕向地、積載船名。

本文には、註文書の番號及日附、建値の種類、荷印及荷番、貨物の種類、品質、數量の詳細、運賃、諸掛、總價額等。

末文には、船荷證券の番號、作製年月日、保險會社名、保險金額、保險の種類、爲替取引銀行名、信用狀の條項、爲替取引の條件、インヴォイス作製日、作製地等。

(b) 公用インヴォイス (Official Invoice)

公用インヴォイスは輸入地で、輸入品の取締とか關稅手續の必要等から要求されたものであるから、商用インヴォイスと違つて何處へ輸出するにも必要とは限らない。國によつて作らないでもよい所もある。公用インヴォイスには、領事インヴォイスと稅關インヴォイスの二種ある。

(イ) 領事インヴォイス (Consular Invoice)

領事インヴォイスは、荷物の行先の國によつて手續にも書式にも多少の相違はあるが、主要な内容は商用インヴォイスと略々同様で、其れに領事館の書き入れる事項や輸出商の申告が加はるだけである。尤も各國領事館に夫々書式があるから、其れに従はなければならぬ。南亞、南米、合衆國向の輸出には領事インヴォイスが必要である。手形買入の場合には、必要な國に對しては、送付する書類に洩れないやうに注意すればよい。

(ロ) 稅關インヴォイス (Custom Invoice)

領事インヴォイスの必要のない國でも、濠洲のやうに輸入地の稅關用として、其の稅關インヴォイスの必要な輸入國がある。内容は普通のインヴォイス稅關に對する誓約の文言の加はつたもので、領事の査證は必要ない。

インフレーション Inflation

インフレーションとは、貨幣の異常に増加せる状態を指して謂ひ、異常なる増加とは一國商取引に必要且十分なる分量以上に貨幣量が増加することを謂ふ。故に貨幣量が増加しても、その増加が商取引の活動の結果を要求した場合のものであれば、それはインフレーションではない。インフレーションを通貨膨脹と譯されるが、通貨膨脹にはインフレーションに相當する場合のものもあるが、併し一國商取引の要求から必要的に膨脹した場合もある。通貨膨脹必ずしもインフレーションとは限らない。

インフレーションは各種の貨幣を通じて顯はれる。硬貨を通じて顯はれる場合は、金の流入又は産出が増加した時、その國に特別の通貨政策又は金融機構のない限り硬貨の數量は増加する。併

し硬貨の増加は事實上金貨の流通しない現在では殆んど問題とならず、インフレーションの顯現形式として問題となるは紙幣發行である。現今多數の國は比較的少額の正貨準備にてこと足る所の發券制度を採用してゐる。即ち多く比例準備法を採用し、比例準備法を採らなくとも吾國及英國は相當餘裕ある保證準備と制限外發行を認むる屈伸制限法を採用してゐる。かうした發券制度の下では政府の政策に依つて紙幣を増發することが出来る。インフレーションは故に先づ紙幣増發に發し、その結果、物價騰貴し、事業家の利潤増加し好景氣を來し、資金の需要は益々紙幣の發行を刺戟し、銀行貸出の増加となり紙幣の膨脹は信用の膨脹を助長するに至る。

インフレーションは國家の財政的窮乏に際し資金調達の方法として最も普通に行はれる。即ち國家が資金調達の方法として採るべきものは、租稅増加又は公債發行が普通の方法であるが、増稅は國民の嫌忌する所であり、公債發行は利子を負擔せねばならぬので、勢ひ手數と經費を要しない紙幣濫發を實行すると云ふ誘惑に陥る。大戦中、戰費調達のため獨逸政府は中央銀行をして紙幣發行を行はしめ、その代價として政府公債を交付した。即ち銀行は政府の發行する公債を準備として紙幣濫發を行ふた事になる。政府はその紙幣にて民間から物資を購入する。物資需要に刺戟されて獨逸國內の生産は旺盛となり、購買力の増加、物價騰貴を招き、空景氣をあふり、インフレーションの状態に陥つた。遂に國家の財政及紙幣に對する不安が一般化すると、民衆の貯蓄金は貨物に轉換する運動起り、これは更に物價騰貴を助長する結果になる。

インフレーションの第一影響は物價騰貴である。物價騰貴は貨

幣の對内價值の下落、即ち貨幣購買力の低下に他ならぬ。この結果、輸出を阻害し、貿易關係は逆調を呈し、國際的に信用失墜を來し、國內的には俸給、賃銀階級の實質收入を減少し、公社債所有者及一般債權者の實價が低下する。獨逸はインフレーションによつて貯蓄が零になつたとさへ云はれた。之に反し、産業資本家及び商品其他貨財所有者は物の騰貴によりて非常な利益を收めることになる。かくの如くして國際的には爲替下落、貿易逆調により國際信用を失墜し、國內的には分配關係を混亂に終らしむ。我國でも大養内閣によつてインフレーションが顯現されるものと期待されてゐた。我國としてインフレーション顯現の形式は、政府發行の公債を日銀にて引受けるか、日銀がオープンマーケット・オペレーションに依り民間の公債を買上げるかとする事である。我國は滿洲事件費としての軍事公債の發行、巨額の大藏省證券の發行に當つて之を日銀に引受けしむる事になつたと傳へられてゐるから、その限りに於いて民間資金を壓迫する事なく、日銀の兌換券膨脹となつて資金は民間に流れてインフレーションを顯現するものと思はれる。

米國も一九三一年十月頃から、フーバー大統領の金融政策としてインフレーション政策が立案され、それが具體化して第一に國民金融會社 National Credit Corporation が設立されて巨額の全國的固定貸付を流動化せんとし、第二に英國金再禁止後引上げた紐育準備銀行利率を今後引下げんとする傾向にあり、前提として一九三二年一月十二日に引受手形の買入率を引下げた。第三は一九三二年一月復興金融會社 Reconstruction Finance Corporation を設立して巨額の債券を發行せしめて銀行をして引受けしめることになつた。第四に二月グラス案を提出して準備銀行に死蔵せる

十億の自由金を解放して通貨を膨脹せんとしてゐる。其他民間死藏通貨の動員、農業貸付擴張案、建物抵當金融案、休銀預金者救濟案等が考案されてゐる。

インフレーション政策

インフレーション政策はインフレーションを基調とする通貨政策であつて、即ち通貨の量を增加することに依つて財界の活動を刺戟せんとする政策に外ならない。歐洲大戰後、英國に於いて前藏相、時の倫敦ミッドランド銀行總裁マッケナ氏に依つて盛に唱導された。併し氏のインフレーション政策は、一國の産業が増大すれば之に伴ふて紙幣を増發すべく、その場合正貨準備又は保證準備限度に束縛されることなしに銀行券を増發して差支へないと云ふ意味であつて、財政窮乏のためその不足を公債發行に依る紙幣増發にてインフレーションを生ずることには反對してゐる様である。故にマッケナ氏の所謂インフレーションは單なる通貨膨脹に外ならない。

インフレーション政策と云ふ以上、産業の要求以上の紙幣増發に依る貨幣低落政策でなければならぬ。インフレーションに依り先づ物價を騰貴せしめ、よつて以つて産業界を刺戟する目的の下に行はれる通貨政策でなければならぬ。

インベストメント・トラスト

「投資信託」に同じ。

イーヤ・マーク Ear-mark

イーヤ・マークとは「耳印」であつて、昔の羊飼が各自の所有す

る羊を他と區別するため、羊の耳に焼印を押した事實に起原を發し、轉じて個人所有權を明かにする場合に用ひられるに至つた。殊に近年國際金融上の用語として盛に用ひられるに至つた。之は甲國が乙國の中央銀行に預託の形式に於いて金塊を保管せしめ、従つて乙國中央銀行は此の種の金塊は甲國の希望によつて何時にも引出し得る性質のものであるから、特に自らの正貨準備金から區別しておく必要がある。イーヤ・マークはもと英蘭銀行が保證預りとして預りたる金貨又は金地金を指したもので、例へば印度政府が印度に於いて或は埃及國立銀行が埃及に於いて紙幣を發行し、その準備金を英蘭銀行に預託したる場合の如きであつて、預託者は預託した金に對する所有權を示す證書又は手形の形式で預託者が保有して、之を正貨準備として取扱ふことが出来る。故にイーヤ・マークされた金は英蘭銀行の金庫に保有しながら、之は預託者の自由になるもので、英蘭銀行の何ともなし得ない所のものであるから、英國内に存在してゐる金にして最も出し易き性質を有してゐるものである。

近來に至つて例へば獨逸政府が紐育市場で公債を發行した場合その拂込金を本國に持ち歸らずに一時英蘭銀行に預託し、獨逸は之を自己所有の金とし、之を準備にして紙幣を發行することも出来るし、又必要に應じて何時たりとも英蘭銀行から引上げる事が出来るのである。英蘭銀行から云へば、何時引出されるかも知測らざる故に、それだけの覺悟を要する譯である。イーヤ・マークするには如何なる手續を取るかと云ふに、現在中央銀行に預金してゐる分を金貨にて引出すか又は紙幣を以つて金兌換の請求して來る場合、中央銀行は金貨又は金塊を引渡す代りに「正貨保管證券」なる一種の預り證を交付する。然る時は該證券は金貨と同様に取

扱はれ、中央銀行の側から云へば、それに相當する金は引出されたものと覺悟して即ちイーヤ・マークしておかねばならない。英國が金輸出再禁止後紐育から金が續々流出し又は聯邦準備銀行にイーヤ・マークする者が増加したが、此の場合のイーヤ・マークは即ち、準備銀行に豫ねて預金してゐる外國人が何時にも金貨を引出し得る状態にしておく事であるから、準備銀行から云へば正貨を引出されたと同じ結果になる。

ワイザーズ (ハーナー) Hartley Withers

もと倫敦エコノミスト主筆であつて、有名な英國金融學者である。その著「貨幣の意義」(Meaning of Money)は非常に有名であつて、我國でも専門學校で金融論の教科書によく使用されてゐる位であり、又金融論の参考書として常に筆頭に掲げられる名著である。一九〇九年の初版であるが、一九三〇年改訂版が出版された。ワイザーズはジャーナリスト的の金融學者であるから著書も多く、既に十餘種を出してゐるが「外國爲替論」Money Changeなどその中でも著名である。

ウイリス (バーカー) H. P. Willis

米國の有名な金融學者。各種の新聞・雑誌の主筆、銀行重役、コロンビア大學教授等の經歷を持つて居り、その著書も極めて多い。殊に我國によく知られてゐるのは「米國銀行業」(American Banking (1916) 及び「聯邦準備制度」(Federal Reserve System (1928) である。現在でも専門雜誌に盛に健筆を振つて居り、我國にもよく知られてゐる人である。

ウエストミンスター銀行 Westminster Bank

英國の所謂ビッグ・ファイブの一で創立は一八三四年である。他のビッグ・ファイブが個人銀行として發達して來たのに反し、當行は初めから株式會社として設立された。その後合併に依り漸次増大し、一九〇九年にはロンドン・カウンティー銀行を併せて、

ロンドン・カウンティー・エンド・ウエストミンスターと改名し、一九一八年にはパース銀行を併合してロンドン・カウンティー・ウエストミンスター・エンド・パース銀行と改稱した。その後合併を續けて來たが、一九二四年に現在のウエストミンスター銀行と改稱した。一九三一年末現在の公稱資本金三〇、五三三、一二七磅、拂込九、三二〇、一五七磅であつて、支店數も一千餘行ある。當行の頭取はかつて有名なウォータ・リーフ氏であつたが、氏は既に物故し、現在ではベックケット氏 Rupert B. Beckett である。子會社としてウエストミンスター・フォレン・バンクとアルスター銀行を有してゐる。

主要勘定 (一九三一年十二月末)

拂込資本金	九、三二〇
積立金	七、五〇〇
預金	二、七〇一、三三七
引受、裏書等	一八、五六一
負債	
現金及英蘭銀行預金	三二、〇四二
コール及短期貸付	二二、六二八
割引手形	三四、二〇六
有價證券	五一、四五一
顧客へ貸付	一三一、一三三
引受、裏書見返	一八、五六一
建	五、七五三

ウォール・ストリート Wall Street

倫敦のロンバード・ストリートと云ふが如く、紐育のウォール・ストリートは紐育の金融街である。紐育の特質が株式金融にあり株式取引所がウォール・ストリートの中央に位してゐたため、ウォール街とは我國の兜町、又は北濱と云ふ感じを與へてゐるが、大戦後米國の金融が株式金融のみでなく國際金融にまで進展し、倫敦に代つて國際金融の一大中心をなすに至つて、ウォール・ストリートは株屋街の感じから、一躍世界的金融中心としての感じを持たす様になつた。ウォール・ストリートなる行政的區域があるわけではなく、ブロード・ウェイとイースト・リバーとの中間、パール・ストリートに沿ふ一地帯を漠然と指してゐるわけであるが、所謂ウォール・ストリートは二十二階建の紐育株式取引所を中心とする各種主要經濟機關及金融機關の一團を指稱する經濟的區域を意味するものである。ウォール・ストリートには各種取引所を始め二十行餘の銀行、三十に達する信託會社、其他モルガン會社を始めとし証券業者、ブローカー等が一團となつてゐる。

プラットの「ウォール・ストリートの活動」(Pitt Work of Wall Street (1911) はウォール・ストリートに關する名著として知られ、邦譯も出てゐるが、紐育株式取引所の制度其他が變更されてゐるので、本書は現在のウォール・ストリートを知るには極めて不充分である。

最近の實情を説いたものに、ミーカーの「株式取引所機能論」(Meaker: The Work of Stock Exchange)がある(邦譯)。著者は紐育株式取引所の經濟顧問であるから、内容は正確である。

打歩 Premium

(一) 貨幣論上に用ひられる打歩とは、金貨又は銀貨と紙幣との

の間に於ける價値の差違である。例へば紙幣濫發に依つてその價値下落する時は、金貨百圓を得るに紙幣百五十圓を要すると云ふ場合、紙幣が金貨に對し五割打歩となつたと云ふのである。不換紙幣濫發に際して常に起る現象である。歐洲大陸に於いて此の種の打歩を Abo と謂ふ。

(二) 株式又は債券の發行に當つて額面以上を以つて應募ありし時、その超過額を打歩と云ひ、その證券を「打歩附社債」などと呼んでゐる。株式の打歩は新株の場合に限られるのが普通であつて、これ舊株の時價が額面以上に達してゐる場合、新株に對して打歩を付して應募することになるからである。債券に打歩のつくのは、債券利率に依り計算する利廻が、その時の市場金利より有利なる場合に多く見る現象である。

(三) 外國爲替に於いて、爲替相場が若し法定平價と同價格である場合には、之を無歩と云ふ。此の打歩は之を換算して法定平價と比較して見ればわからないのであるから、平時此の語は用ひられず、外國爲替は相場を以つて示すだけになつてゐる。

裏書 Indorsement

(一) 手形の裏書 手形の裏書とは手形上の權利者が他人をして手形上の權利を取得せしめ、又は他人に權利行使の代理權を與ふる目的を以つてなす附隨的手形行爲である。裏書を許す手形は指圖證券たる手形のみであつて、裏書禁止手形又は引渡に依りて流通する無記名式又は選擇無記名式の手形には裏書は存し得ない。併し、特に指圖式に發行されて居た記名式なる場合に於いても、振出人が特に裏書禁止の旨を記載せざる限りは裏書がなされ得る

事になつてゐる。裏書の當事者は手形を譲渡する者即ち裏書人と手形を譲受ける者即ち被裏書人である。

無記名式及選擇無記名式手形の他の手形は、指圖證券として裏書に依つて譲渡されるを常則とする故に、特に裏書を禁止するためには裏書禁止の文句を明示する必要がある。此の手形を裏書禁止手形と稱し擔保手形の場合に一般に用ひられる方法である。此の場合裏書を禁止し得るものは振出人に限られる。

裏書は通常、手形の裏になさるゝが、商法の規定には手形、その謄本又は補箋に之をなすことを要すとされてゐるから、法律必ずしも手形裏面になすことを必要としない。裏書には記名式裏書と無記名式裏書とがある。記名式裏書とは裏書人の署名、裏書の年月日の他に被裏書人の氏名又は商號を記載する場合を謂ふ。無記名式裏書とは裏書人の署名のみを似つてなさるゝ場合であつて、白地裏書とも謂ふ。

(二)手形以外の商法上の裏書 貨物引換證、預證券、買入證券倉荷證券、船荷證券等の物權的有價證券は裏書に依つて譲渡することが出来る。

(三)民法上の裏書 指圖債權の譲渡は之を以つて債務者其他の第三者に對抗するにはその證書に譲渡の裏書をなし、譲受人に交付したのでなければ、譲渡を以つて對抗する事は出来ない。此の種の裏書は(一)及(二)に於ける裏書とは性質を全然異にする。

賣爲替 Selling Exchange

外國爲替の賣買を取扱ふ爲替銀行の立場に於いて、賣却する場合の手形を賣爲替又は賣爲替手形と稱する。之は銀行營業の上から買爲替に對する言葉であつて、外國に對して支拂をなし若くは

送金の必要ある際に取引先の依頼に應じて振出すものであつて、送金手形即ち電信及送金爲替これである。見方を換へて云へば、賣爲替は故に銀行手形であり、常にクリーン・ビルである。

賣爲替は銀行の立場から云ふものであるから、顧客の側から見れば買爲替に當る事になる。併し一般には賣買は爲替銀行の立場に於いて呼稱さるゝものである。

賣渡 抵當

賣渡抵當とは擔保の目的を以て其目的物の所有權を債權者に譲渡することにして、直接質權に關する民法の規定の適用を受けずして、經濟上擔保としての効果を發揮せんとする方法である。元來この賣渡抵當なるものは、民法の流質契約禁止規定(民法第三三三條)及利息制限法等の適用を避くる爲に生れたものであるが、今日の賣渡抵當は斯る理由に基くもののみではない。賣渡抵當は質權及抵當權と其性質を異にし、一應は目的物の所有權が債權者に移轉するのであるから、擔保力は非常に強大なるのみならず動産を以て質權の目的とするには、目的物の占有を移轉すること及繼續占有を必要とすること等に關し嚴格なる規定(民法第三三三條、第三三三條)の適用を受けるが故に、若し占有の移轉が目的物の性質若くは當事者の事情により不能又は不便を感じる場合等の如きは、事實上質權を設定し得ないこととなるから、斯る不便を避くるため、又はなるべく手数を要せずして、而も經濟上債權擔保の目的を達せんとする實際の必要に基きて生れたる制度に外ならない。此の制度は

既に獨逸に於ては廣く行はれてゐるのであるが、我が國に於ても近時漸く盛に行はれて來た様である。

賣渡抵當の方法は大體次の四方法がある。
(イ)買戻約款附賣買 買戻約款附賣買とは債務者が或者の所有權を債權者に其債務額と同一の代金を以て賣渡し、債務者の有する代金請求債權と債權者の貸金額とを相殺し、債務者は此際特に附した買戻約款に依り一定の期間内に債權者に目的物の代價を提供して之が所有權を回復し得るのであつて、此の方法は銀行取引には餘り行はれて居ないが、一般人の金錢貸借の擔保の方法としては廣く行はれて居る様である。

(ロ)再賣買の豫約 再賣買の豫約とは債務者は債權者に或る物の所有權を賣渡し、其代金請求權と借入金とを相殺する點は(イ)の場合と同様であるが、此際別に買戻約款を附せず、従つて債務者の一方的意志表示を以て買戻權を行ひ得ないが、再賣買契約の豫約を當事者間に締結するものである。此の方法もあまり銀行取引には行はれて居ない様である。

(ハ)所有權の條件附讓渡 所有權の條件附讓渡とは「債務を辨濟せざれば」と謂ふ停止條件を附し又は「債務を辨濟すれば」と謂ふ解除條件を附して目的物の所有權を債權者に移轉せしむる方法である。此方法は銀行取引に於ても賦々行はるゝ所である。

(ニ)信託讓渡 信託讓渡とは債務者が擔保の目的を以て或る物の所有權を債權者に讓渡し、而して債務者が辨濟を爲せば債權者は其目的物を債務者に返還する義務を負ひ、辨濟期前に於ては債權者は其目的物の讓渡又は其他の處分を爲さざる義務を負ふものである。賣渡抵當として最も廣く行はれてゐるのは此の方法である。

運用預り

完全なる金庫の設備のない者は、債券を手許に保管する事は危険であり、又利息取立て等面倒な手数がかゝる故、此等の面倒と不安を除く一方法は「保護預り」である。が、之は預け主が費用を負担しなければならぬから、此の缺點を除く方法が「運用預り」である。此の場合銀行が債券使用料を預け主に支拂ひ、銀行は之が保管及利息取立の責任に當る。併し原則として銀行は預り債券を使用することを特約するものであるから、運用預り期間中は運用預け契約を解除して債券の返還を請求する事が出来ない。又若し中途解約の場合は使用料の支拂を受ける事が出来ない。運用期間經過後に返還せらるゝ債券は、初め預けたものと同一の券面番號と異なるとも、同一銘柄債券ならば差支なき條件となつてゐる。運用預け期間中に預入れた債券の番號が當籤して償還になつたる場合は勿論、現金で預け主に返却し、當籤による利益は預け主のものである。運用預り使用料は必ずしも同一でなく、又額面の多寡、債券種類により一定してゐないが、一例を見るに、一口額面千圓以上を取扱ひ、使用料は國債なら額面百圓に付き一ヶ年約五十錢以上、社債なら三四十錢以上である。運用預りは預け主が管理の不便を除くのみでなく、使用料を利得すると云ふ二重の得がある。

永遠公債 Perpetual Debt

永遠公債とは國家が公債に對して定額の利子を支拂ふのみであつて、その償還を約定せず、財政上適當と認むる時期に於いて、市場から買入れて銷却するものを謂ふ。此の公債は政府の方から見れば、手續簡單にして諸種の便益があり、公債所有者から云へば、政府が買入銷却せんとしても之に應じざる時は、永久に資金を放資して利子を受け得る利益がある。此の公債は財政整理し、徳義の發達したる國でなければ發行するに適しない。

永久社債 Perpetual Bond

「無期限社債」に同じ。

英國大藏省證券 Treasury Bill

(一) 英國の大藏省證券は大藏中から確定利付及びテンダーシステムに依る兩者の發行が行はれてゐた。確定利付發行は始めて一九一五年四月英蘭銀行を通じて行はれた。其の利率は初め三ヶ月期限のものは二%、六ヶ月期限のものは三%、九ヶ月期限のものは三%と定められた。一九一五年五月八日更に十二ヶ月期限のものが追加され、其の利率は三%と定められた。發行の當初政府は必要と認むる時は市場に何等の豫告なしに何時にても其の利率を變更し得る事を發表した。實際に於ても利率は時々變更されたが、其の都度英蘭銀行から直ちに其旨を買入申込人に告げ、新聞も亦直ちに之を報道した。確定利率に依る發行の方法は

資金を擁して投資證券を物色せる者にとり利率を豫め知るの便利があるもので、廣く一般から資金を吸収するに就ては適當なる方法と云はねばならぬ。戰前テンダー賣出の方法のみ行はれて居た分には、買入の申込を爲す者は銀行又は割引業者に限られて居たのである。斯の如く政府の資金吸収高を増加せしむる點からは、確定利率に依る發行は有效であるが、割引市場から見ると、此の爲に大藏省證券と他の證券との間に競争を生じ、他の手形の割引利率を高からしめる結果となる。例へば一九二二年四月九日に於ける大藏省證券の發行現在高十一億千五百八十一萬二千磅の巨額に上つたが、之は即ち市場に於ける流動資金が之だけ吸収されたことなるのであつて、コールマネー其の他の短期資金の利率を上昇せしめ、其の結果又銀行手形又は商業手形の割引利率を昂騰せしめることとなるのである。大藏省證券は多く三ヶ月期限を以て發行され、從て直接其の影響を受けるのは三ヶ月期限の銀行手形又は商業手形であるが、之よりも長期の手形と雖も一方に於いて信用最も確實なる而も短期の大藏省證券が何時にても英蘭銀行から買入れることが出来るのであるから、常に之に牽制され矢張り其の利率も大藏省證券のそれに伴はざるを得なかつた。從て政府が確定利率を以て大藏省證券を發行してゐる間は、市場は全く政府の支配する所とならざるを得ないのである。此の状態は一九二二年四月迄続いた。其の間利率や期限も時々變更されるのみならず、賣出の方法も時にはテンダーの方法に依り、又時には確定利率の方法に依り、或は同時に之を併用せる事もあつた。例へば一九一七年四月二十三日、政府は大藏省證券のテンダー賣出を爲すと同時に、同月二十八日より更に一定額の大藏省證券を一定の利率を以て賣出すことを公にし、此の確定利率は其の賣出の前週

間に於てテンダーに依り賣出された大藏省證券の利率よりも低く定められた。而して斯かる大藏省證券を Internedible Treasury Bill と稱し、一九一七年六月十六日迄繼續發行された。大藏省證券は戰時中他の戰時公債等の發行される場合を除くの外殆んど絶えず發行されたが、一九二二年四月十一日に至り大藏大臣は、三ヶ月期限の大藏省證券の確定利率に依る繼續發行を同年四月二十一日より廢止することを聲明した。

歐洲大戰以後、倫敦金融市場に於いて割引手形と相並んで銀行の投資物件となり、割引市場に於いて勢力を占めてゐる。大藏省證券はテンダーシステムに依り毎週發行豫定額(三千萬磅乃至四千萬磅)を公表し、毎金曜日(英蘭銀行から賣出され、最低割引歩合のものより漸次買入される事になつてゐる。期限はすべて三ヶ月である。今、該證券の賣出公告の一例を掲げんに次の通りである。

大藏省は茲に一九二二年三月十七日(金曜日)午後一時英蘭銀行行出納局に於て大藏省證券五千萬磅のテンダー賣出を爲す事を公告す。

額面は五千磅又は一萬磅の二種とす。發行日附は一九二二年三月二十日(月曜日)より一九二二年三月二十五日(土曜日)迄の何れかの日とも、日附後三ヶ月にして満期となるものとす。

發行及償還は英蘭銀行に於て行はるべし。一口の申込は五萬磅以上たるを要し、希望の發行日附、及申込額に對して實際支拂ふべき金額を記載すべし。發行日附の異なる毎に申込口を異にするを要す。

申込は倫敦の銀行、割引業者又は手形仲買人を通じて爲すことを要す。申込の受け入れられたる時は其翌日迄に本人に通知すべきに

き、當該大藏省證券の發行日附の午後二時(土曜日は正午十二時)迄に現金又は英蘭銀行宛銀行手形を以て其の代金を英蘭銀行に支拂ふことを要す。

一九一九年戰時公債法第一條第四項の規定に依り、下院議員と雖も本大藏證券の買入申込を爲すことを得。

申込は印刷したる一定の申込用紙に依つて之を爲すことを要す該用紙は英蘭銀行行出納局に付之を受取るべし。

大藏省は申込を拒絶するの權利を留保す。

(二) 大藏省證券に似てゐるもので然らざるものに「エキステネツカー・ビル」と稱せられるものがある。之は一種の無記名利札附證券であつて、發行後五ヶ年以内に政府が隨時償還するもので利率も制限されてゐる。次に「エキステネツカー・ボンド」なるものがあり、之は發行二、五、十又は十五年内に償還される短期國債であつて利率に制限がないものである。

英國の貨幣制度

(一) 歐洲大戰前 十三世紀の中葉、ヘンリー三世が金貨を鑄造したのが金貨の最初の發行であつたが、其後金貨は餘り流通せず主として銀貨が行はれてゐた。その後金銀比價の變動につれ、或は金が流出し、或は銀が流出したりしたが、一六九五年政府は金銀貨の間に一定の法定比率を定め、從來の平行本位制より複本位制に移つた。その後、銀貨の下落甚しく金貨が鑄造されるに至つたので、一七九八年銀貨の自由鑄造を廢止し、事實上の跛行本位になつた。

銀貨下落に鑑み一八〇五年、リバプール勅令は金本位制樹立の建議書をジョージ三世に提出し、之に基き一八一六年五月貨幣法が

制定せられ、英國は始めて金本位制を採用する事になつた。貨幣法の内容は、(イ)金貨を無制限法貨とし、自由鑄造を認むること、(ロ)銀貨を補助貨として四十志を限り制限法貨とし、その自由鑄造は禁止すること。(ハ)二十志に相當するソヴァレン金貨を發行し一六六年鑄造のギニー金貨は二十一志の價値にて流通すること之が英國の金本位の骨子である。而して貨幣の區別は一磅を二十分してその一を志とし、一志を十二分してその一を片とし、その四分の一をファージングとした。而して金貨は一磅と半磅の二種とし、一磅金貨の量目は二二三・二七四グラム(七・九八八)にして、品位九一・六である。故に純金含有量は一一三・〇〇一グラム(七・三三三)である。銀貨の量目は八七・二七三グラム、品位五〇〇(一九二〇年)銀貨の種類は四志、二志六片、二志、一志、六片、三片である。青銅貨には一、半片並にファージングがある。英國はナポレオン戦争に依り英蘭銀行の兌換停止となつたが、一八二二年兌換を再開し、強固なる金本位制度の樹立を見たのである。

銀行券に就いて見るに、英蘭銀行は一八四四年の「ピール條例」により通貨主義に基く一部準備發行法を實施し、金兌換を忠實に行ふて來た。大戰直前の英國に於ける貨幣總額は一億七千萬磅の中一億二千三百萬磅は金貨であつた。英國の發券銀行は英蘭銀行の他に蘇格蘭銀行、愛爾蘭銀行があつて、此等の發行する銀行券が流通してゐたのである。

(二)大戰に依る金本位停止 歐洲大戰の勃發するや、經濟界の混亂、金貨流出を虞れ、一九一四年八月四日、金銀貨並に地金を條件附禁制品として輸出を禁止し、八月六日には「政府紙幣並に銀行券條例」Currency & Bank Note Act, 1914. を發布して、戰

時の緊急貨幣として一磅及十志の政府紙幣の發行を許すことになつた。

一九一九年六月末の英蘭銀行正貨準備八千五百萬磅、英蘭銀行券七千八百萬磅、政府紙幣三億四千二百萬磅、更に一九二一年六月末は、正貨準備一億二千六百萬磅、英蘭銀行券一億二千九百萬磅、政府紙幣三億二千百萬磅となつてゐる。

金銀輸出に對する制限は大戦開始と同時に、戰爭禁制品として自由輸出を禁じたのみで、依然名目上は金自由市場を維持して居り、對米爲替も下落しなかつたが、之れは種々の人爲策に依つて調節せられてゐたためであり、大戰後人爲策が廢止されるに至つて、對米爲替の暴落となつたので、遂に金輸出禁止を決心し、一九二〇年十二月三十一日、金銀輸出禁止法 Gold and Silver Export Prohibition Act を公布し、金銀貨及び金地金の輸出を禁止し、金銀貨の鑄造・損傷・及貨幣外の用途への使用を禁止する旨を規定し、一九二五年十二月三十一日まで效力を有せしむことになつた。

(三)カンリツフ委員會 Cantile Committee 戰時中に於ける異常な通貨膨脹を戰後如何にして收縮せしめるやの問題は、政府當局及一般關係者の早くから留意する所となつたが、政府は一九一八年一月に英蘭銀行總裁カンリツフ卿を委員長として「戰後に於ける通貨及外國爲替委員會」を任命し、「復興期に於ける通貨及外國爲替に關聯して發生する諸問題」を研究させる事にした。之が所謂カンリツフ委員會である。而して此の委員會は第一回の報告を一九一八年八月に提出し、更に最終報告を一九一九年十二月に提出した。今該報告に示す所を見ると、

「本員委員會は假決議報告の緒論に於て述べた通り元來健全なる

貨幣制度の發達は外國爲替と平衡を保つものであると云ふ意見を有してゐる。故に此處に至つて更めて之を變更する理由はない。金輸出禁止に依り紙幣の名目上の兌換は殆んど無價値となつた。爲替の不利は幾分は外國貿易の狀勢如何に依るものであるが、紐育其他金融中心市場に於て磅が下落した一大原因とも云ふべきものは、本國の信用の膨脹に存すると本委員會は考へるのである。斯くの如き現在の信用膨脹は今も尙ほ存してゐる戰時財政並に政府の起債による壓迫に原因してゐるばかりでなく、一部の原因としては、倫敦に於ける金利が他の重要な金融中心市場に於ける金利より低位にある爲めである。

此の爲替上の不利は英國の輸出に對する支拂を爲さしめるために外國、或は其の國民に長期の貸付を行ふので一層助長されるのである。而して假令其の貸付が直接又は政府乃至個人の保證附で行なはれるにせよその區別はない。この貸付の中には近しい中に決済されるものもある。英國は南北亞米利加から買入れた食料品や原料品の代金として要する巨額の支拂の爲めに、今度は吾が國の貿易上並に貿易外の輸出に就いて出來得る限り多くの現金支拂を獲得する事が必要である、其處で本委員會は通常貿易上支拂をなす事が出來る國々への輸出に對しては特權を與へる事を勧告する生産の増進、政府起債の停止及政府並に國民の節約緊縮は恢復への第一要件である。而して倫敦に於ける金の自由市場を出來る丈早く再建する爲に、上に述べたやうな諸點は英國に於ける貨幣並に信用制度の取締方法を戰前の狀態に恢復する事と兩々相俟つて行はなければならぬ。

と英國の經濟及び金融政策の大本を示した。その報告は漸次政府の具體的政策として採用する所となつたが、該報告の貨幣制度

に關する勧告の主要點は次の如くである。

- (一)迅速に完全な金本位を恢復して外國爲替の安定を計る事。
 - (二)中央金準備の正常なる最小限度を假りに一億五千萬磅とする事。
 - (三)一八四四年の銀行條例の主旨に従ひ保證準備發行の限度を一定するの必要があるが、未だ其額を確定するの時期に到達しないから、後日の經驗に徴して中央金準備の基礎を危險に瀕せしめない限度に於いて之を決定する事。
 - (四)中央金準備が一億五千磅に達するまで毎年通貨の收縮を斷行し、或年に於ける實際上の保證準備發行最高額を以つて翌年の保證準備發行法定最高限度と爲す事。
 - (五)保證準備發行限度の確定された曉に於て政府紙幣の發行權を英蘭銀行に合併する事。
- 此の提案の一節を容れて、一九一九年十二月大藏省令を以つて一九二〇年度の最高發行制限を三億二千六十萬磅と定め、年々の不換紙幣發行高はその外十二ヶ月の流通最高額を越ゆるを得ずとした。

(四)チェンバレン委員會 一九二四年六月「政府紙幣並に英蘭銀行發行に關する委員會」俗に所謂チェンバレン委員會を任命し政府紙幣と英蘭銀行券との合併すべき時期及びその條件を考察することになつた。通貨の收縮、英米物價の接近、米國の利下、國際貸借の改善、磅貨の回復、一九二五年初頭には正貨準備とカンリツフ委員會の提案になる最少限度一億五千萬に達し、政府紙幣及英蘭銀行券流通等に對する正貨準備率も四割となつた。對米爲替も一磅の法定平價四・八六五弗が一九一五年十二月四・七二〇弗、一九一六年十二月四・七五五弗、一九一七年十二月四・七五二

弗、一九一八年十二月四・七五八弗であつたが、一九一九年及二〇〇年金融閉塞止をして以来、磅は下落し、一九二〇年二月平均三・三八一弗に下落した。その後、金本位復歸に努力するにつれ爲替も回復し、一九二四年の通貨委員任命の時は四・三二〇弗に回復した。

(五)金本位への復歸 あらゆる經濟事情が好轉し金本位復歸の時期は到来した。茲に於いて一九二五年四月二十八日下院に於いて大蔵大臣チャーチル氏は金本位復歸の聲明をした。而して「金本位復歸の速進並びに之に關聯する諸目的の遂行に關する法案」は一九二五年五月十三日金本位法(The Gold Standard Act, 1925)として公布されたもので、全文三條より成る。金本位回復に關係あるは第一條である。第一條の全文は、(甲)勅法により別段の規定をなさざる限り、又はなざる、迄、1、英蘭銀行は他の法律の規定如何に拘らず、同銀行の發行券(本法に於いて)を、一八三三年の英蘭銀行第六條に規定する法定鑄貨を以て兌換する義務を有せず。銀行券は、英蘭銀行が右の法定鑄貨を以て兌換せざるの故を以て其の法貨たる資格を喪失せず。2、一九一四年の政府紙幣及銀行券條例第一條第三項(新幣の所持者は其の法貨を以て同額に兌換する義務を有する旨を規定す)は、其效力を停止す。3、一八七〇年の鑄貨法(The Coinage Act)第八條(何人にも金貨を造幣局に輸出して之を分析し、)は、英蘭銀行が造幣局に輸出せる金地金の場合の外は其の效力を停止す。

(乙)前項の規定の有効期間内に於ては、英蘭銀行は其營業時間内に同行に對し法貨にて買入價格を支拂ひて金の賣却を要求する者あるときは、一八七〇年貨幣法により金貨に對して規定されたる標準品位の金一トロイオンスに付き、三磅十七志十片半の價格を以て金地金を賣却する義務を有す。但し純金約四百トロイオ

ンスを含有する地金の形に於てするものに限る。

此の規定により注意すべき二三の點を擧ぐるならば、(一)先づ金貨幣の交付を受けるために金地金を造幣局に輸出する權利は英蘭銀行のみが有することとなり一般の人々は金貨幣を得ることが出来ないことを注意すべきである(甲)。然し乍ら、一八四四年の銀行法第四條は尙その效力を有するが故に、英蘭銀行發行部から標準金一オンス三磅十七志九片の割合で金地金を賣却して銀行券を得る權利は去ふまでもなく與へられてある。(二)次にこの法律により英蘭銀行はその銀行券を法定鑄貨を以て支拂ふべき義務を解除せられ、また一九一四年の政府紙幣及銀行券法第一條第三項は其の效力を停止せられたるが故に、銀行券又は政府紙幣の所持者は最早要求次第金貨に兌換するを得ないことになつた。茲に於て、前に述べたる如く金地金の所持者は其の地金を英蘭銀行に賣却することは出来るが金貨に鑄造することを得ず、また政府紙幣及び銀行券所持者も金貨と兌換することを得ないことになり、結局、金貨は國內に流通しない譯になつた(甲の1)。(三)地方に於て法貨の所持者は金貨を得ることは出来ないが金地金を買取ることを得る。即ち金を海外に輸出せんとする者は純金一オンス四磅四志十一片四分の三の割合を以て四百オンスの金地金に付き千六百九十九磅十志八片の價格を支拂ひ英蘭銀行より買取ることが出来る(乙)。之を要するに、ソバレン 金貨は言ふ迄もなく一八七〇年の貨幣法によつて法貨ではあるが、すでに流通せざるものであり、また紙幣によつて兌換せられぬものとなれるが故に英國内に於ては金貨は流通場裡より引退したる譯である。然し乍ら一方に於て金地金と磅價值とは一定の關係を法律を以て規定されて居り、金の輸出亦自由なるが故に、戰時中各國の通貨に於てみた

るが如く金價值と貨幣價值との間に隔離を生ずるようなことはい。この制度は「金貨の流通せざる金本位」と云はるゝもので一般に「金塊本位制」と呼ばれてゐる。

(六)政府紙幣と英蘭銀行券の合併 一九二八年の「政府紙幣及銀行券條例」カンリッパ委員の勸告になる政府紙幣と英蘭銀行券との合併は、一九二八年七月二日公布せられ、同年十一月二十二日より實施されたる「政府紙幣及銀行券條例」Currency & Bank Notes Act, 1928. に依つて解決された。此の法令に依り、英蘭銀行の發券制度は從來の一部準備法より兩伸制限法へ轉換し保證準備限度も二億六千萬磅となり、此の外、限外發行を許されることになつた。

(七)金本位制の再停止 英國の漸平價解禁後の經濟界不況、財政の行詰り、對英短期投資國の英國經濟に對する不安は、遂に英國からの資金引上げ、即ち英國からの金流出となり、その金準備もカンリッパ委員會にて決定した英蘭銀行の最低金準備額一億五千萬圓を低下するに至り、遂に金本位の基礎を危くする状態に陥つたので、一九三一年九月二十一日金本位停止に關する法律を發布した。該法の内容は三ヶ條よりなる。即ち(一)英蘭銀行は緊急勅令によりその義務を回復せらるゝまで金を賣却する義務を停止すること、(二)英蘭銀行が二十一日法律實施以前に於いてなしたる紙幣兌換拒絶の行爲に對して政府は之を保證すること、(三)大蔵大臣は今後六ヶ月間爲替を支拂ふために必要なる方法を講じ又之を變更する權能を附與すること。

即ち一九二五年の金本位法に設定されてゐる英蘭銀行の金塊兌換義務の停止が目的である。本法は六ヶ月間の期限附であつたが期限到来と共に更に延長された。

英國の銀行制度

十九世紀初期に於ける英國銀行組織は英蘭銀行、地方個人銀行及び倫敦個人銀行の三系統よりなつてゐたが、一八二五年の大恐慌に際し百餘の個人銀行が破綻せるに鑑み、一八二六年の條例の發布となつて株式銀行の設立が許される事になつた。爾後、株式銀行の設立相次ぎ、之が個人銀行と合併し、株式銀行の銀行集中は非常な勢で發展し、今や、英國は殆んど五大銀行に併合統一された觀がある。

英國の銀行を律する特別法はない。法令の上から英國の銀行を見れば、(一)特許に依つて設立したもの。英蘭銀行はその代表的のものであり、一八五三年設立の「印度・澳洲・支那特許銀行」などこれである。

(二)會社法によるもの。株式銀行は此の一般會社法に準據して設立されたものである。又個人會社として會社法に據つて設けられた個人銀行もある。

(三)チャネル島及マン島の會社法によつた銀行であつて、マン島の法令でランカシャー・ヨークシャー銀行及ウェストミンスター銀行は紙幣發行權を許されてゐる。

(四)組合員によりなる銀行。組合法により十人以内の組合員よりなる銀行である。銀行を律する特別法が存在しないから、英國では法律的に銀行の定義は與へられない。故に經濟的機能により銀行を律するより他なく、從つて英國の銀行は必ずしも銀行なる名稱を附せず「x

×商會」と號する所も少なくない。
 今日、英國の金融市場を構成してゐる金融機關は英蘭銀行、株式銀行、ビルブローカー、手形引受商會及び外國銀行並殖民地銀行である。

(一) 英蘭銀行 「英蘭銀行」及「倫敦金融市場」の項參照。

(二) 株式銀行 Joint Stock Bank 株式銀行は個人銀行より發達し、今は英國中樞をなす商業銀行であつて、預金銀行としての特色を有してゐる。英國は小切手の流通盛な國であり、株式銀行の特長もこの小切手制度と離るべからざる點にあるとさへ云はれてゐる。株式銀行の代表的ものは所謂五大銀行(アィグ)と稱せられるロイツ、ミッドランド、ナショナルプロビンシャル、ウエストミンスター、ミッドランド、ナショナルプロビンシャル、ウエストミンスター各銀行である。現今、倫敦手形交換所組合銀行が十行あり、之が英國の代表的銀行と見る事が出来る。左の通りである。

倫敦手形組合銀行	拂込資本金
パークレーズ銀行	一五、八五八千磅
カウツ・商會	一、〇〇〇
グリーン・ミルズ商會	一、〇六〇
ロイツ銀行	一五、八一〇
コルチュ銀行	四、一六〇
ミッドランド銀行	一四、二四八
ナショナル銀行	一、五〇〇
ナショナルプロビンシャル銀行	九、四七九
ウエストミンスター銀行	九、三二〇
ウイリアムス・ディマンス銀行	一、八七五

株式銀行は預金を以つて受信業務の主體としてゐる。株式銀行

の主要勘定を先づ預金について見る。

(1) 當座預金 Current Account 之は小切手を以つて引出す預金である。

當座預金の取扱は倫敦と地方とに於て必ずしも一律ではない。詳言すれば、倫敦に於ては無利子を原則とし(外國銀行預)且最低残高を五十磅として其以下に低下すれば一ヶ年一ギニーの手數料を徴する慣習であるが、多數の残高を常置する場合には一定額以上の残高(Free Balance)に對し、利子を附する特約を爲す場合が多いのである。是に反し地方に於ては、利子を附する代りに小切手振出高に對して%程度の手續料を課するのが普通である。

(2) 通知預金 Deposit on Deposit Account 英國の預金利率は英蘭銀行公定歩合の變更に伴つて高低するを特質とし、戰前には公定歩合の一分半引を常態としたのであるが、戰時中經費の急激な膨脹に刺戟せられて二分引に改訂せられた。尤も公定歩合の高率なる場合には、標準率以上の利子を特約する事珍らしからざる一方、公定歩合が三分以下に下る場合には一步に据置しが普通である。通知預金は通帳に據り受拂する點に於て、我國の特別當座預金と同様であるが、七日以前に引出の預告を爲すを要し、且少くも一ヶ月間預け置くものなると單利計算なるとの點に於て相異して居る。株式銀行の主要勘定は左の通りである。

(一) 手持現金及英蘭銀行預金 Cash in Hand and at Bank of England 之は銀行保有の現金及英蘭銀行への預金であつて、主として前者は日々の現金取引資金となるものであり、後者は第一線の預金支拂準備をなすものである。

(二) コール並短期通知貸 Money at Call and Short Notice 之は金融市場並に證券市場に對する短期貸付金である。前者はビル

ブローカーに對する普通七日以内の貸出であり、後者は株式取引所に於ける決済期間と等しく、普通二週間であり、特に三週間の場合もある。兩者は共に短期なるが故に流動的であるが、前者はその多くは七日以上に亘らざるを以て、一層短期流動資産たる特色を有する。而も之等兩者の擔保として保有する有價證券は最も換價容易なる物件である。英國の慣例として證券市場に對する貸付は、預託せられたる證券價格の變化を考慮して、調節せられ、茲に自働的に安全の爲のマージンを保有するのである。而も貸付を回收し、擔保證券を賣却して、英蘭銀行に於ける預金の増加を計ることが行はれる。かくして實際上の點より言へば、この項目の資産は流動に於て前項と餘り變らない。故に第二線の支拂準備をなすものである。

(三) 割引手形 Bills discounted 割引手形は内國及外國貿易金融に用ひらるゝ商業手形と、政府浮動債の一部たる大藏省證券とである。この二者の中流動性は大藏省證券に於て優れりとする。即ちこれ三ヶ月を期限とするのみならず、英蘭銀行はこの割引を拒まないからである。然しながら銀行は商業手形の持分の大部分は、ビル・ブローカー乃至割引商會を通じて買入れるものであるから、第一流のものを求め疑はしきものを排除し得る。銀行は満期日を異にする各種の手形を所有するに努め、以て金融市場の狀勢に對應し得る状態を作つておく。

(四) 有價證券 Investment この大部分は英國々債であり、また之等銀行の分身をなす内外銀行株式も、全體に比して小額ながらこの中に含まれて居る。更に或銀行に於てはこの項目の下に大藏省證券を入れて居る。國債は傳統的に投資物件として、最も安全なるものであり、普通の場合に在つては、容易に換價し得るが

金融の大に逼迫せる場合に在つては決して手形、手許現金、又はコールの如く流動的なものではない。

(五) 對顧客貸付及其他勘定 Advance to Customers and other Account 之は銀行の顧客に對する融通金であつて、授信業務中最も活動的である。貸付に擔保附と無擔保とがあり、原則として擔保附貸付であつて、擔保物は商品、土地、建物及有價證券である。貸付方法は當座貸越と期限附貸付とである。

全英國の銀行數 (單位百萬磅)

本行數	支店數	資本金	預金	現金及有價證券	貸出
イングランド及ウニクス株式銀行	一六	一〇、〇八三	一、六六七	四七三	一、八二一
個人銀行	一	一	一	一	一
蘇格蘭株式銀行	八	一、二八八	一、三五六	一、九六九	一、四四三
北愛蘭株式銀行	三	二、三五	一、四七九	一、三三三	一、三三三
(三) 殖民地銀行 Colonial Bank 殖民地銀行とは澳洲、ニューギランド、カナダ及南阿の如き英國殖民地の銀行であつて、倫敦に本店を置き殖民地に支店を設けるものと、殖民地に本店を置き倫敦に支店を設けるものがある。印度及東洋方面との貿易金融に従事する銀行を特に爲替銀行 Exchange Bank と稱してゐる。殖民地銀行と爲替銀行とを總括して海外銀行 Overseas Bank と謂ふ。倫敦に於いて此等銀行の主たる業務は本國と殖民地間の貿易金融を主とする。					

(四) 外國銀行 Foreign Bank 外國銀行にして倫敦に支店を有するものであつて佛、米國の支店銀行が最も勢力を有してゐる。我國銀行としては正金、住友、三菱、三井、臺灣が支店を出してゐる。英國に於ける外國銀行支店設置が極めて自由な所より、外

國銀行支店の進出が著しく促進されたわけである。此等銀行の主要業務は本國と英國又は、他の外國間の貿易金融及び本國政府又は民間銀行のために公社債の發行取扱をなすにある。

(五) 手形引受商會 Accepting House 手形引受制度の完備が倫敦が世界金融中心となつた主要要素である。此の手形引受を専業とする機關が手形引受商會である。「手形引受商會」の項参照。

(六) ビルブローカー「ビルブローカー」の項参照。

英國農業抵當會社 Agricultural Mortgage Co.

英國には從來組織立つた農業金融機關を缺いてゐた。故に此の種の機關の設置が焦眉の問題であつた。茲に於て一九二八年、農業信用條例 Agricultural Credit Act, 1928, を發布し、その前年に於て農業金融解決の前提たる農業金融機關の設置及び運用も規定した。

英國は新農業信用條例の規定に依つて、農業金融機關として同年十一月農業抵當會社を設立し、一月十四日から營業を開始した。同社の目的は土地購入又は農地改良の目的で農業者に對して、適當の條件で長期貸出をなし、以つて農業を助長するにある。

同社の公稱資本金は六十五萬鎊、而して此の金額は英國銀行及び主要株式銀行に依つて出資されたものである。

農務大臣は農業信用條例の定むる所に依つて、大蔵省の承認の下に保證基金設置の目的で同社に貸付をなす權限が與へられてゐる。此の貸付は總額七十五萬鎊に限定されて居り、而して、同社の拂込資本金を超過し得ることになつてゐる。同社の貸出が最も低い條件でなされるために、政府の同社に對する貸付金六十ヶ年間無利息たることとし、更に向ふ十ヶ年間會社維持資金として

年額一萬鎊を交付することになつてゐる。而して理事は全然慰勞金なしで奉仕して來てゐるのであるが、此の交付金からも専ら理事の慰勞金を支出することは出来ないことになつてゐる。

運用資金として今後同社は五百萬鎊を限度として債券を發行し大蔵省をして之を引受けしむる權限を與へた。同社の貸出は期限六十ヶ年以内の農地抵當であつて、此の貸出は半ヶ年清償償還方法に依つて元利金を支拂つて了ふことになつてゐる。六十ヶ年期限で貸出百鎊に對する半ヶ年賦支拂額は二鎊十五志である。

同社は定款に於いて貸付當時同社評價の確認した抵當土地價格の三分の二以上の貸出は許されないとなくなつてゐる。貸出申込に關しては評價費及び抵當權設定に對する印紙税の外は少しも費用は要らない。

同社は又地主に對して、土地改良を目的とする貸出をも行ふものである。併し此の種の貸出は農務大臣の認可を要し而も多くの場合、改良の結果土地の價值が年々之に投ずる經費を差引いて、尙永久的に増加する場合でなければ認可しないことになつてゐる。貸出を受くべき土地改良方法は一八六四年及一八九九年の土地改良法に規定されてゐるが、其の改良の細目は同社發行の報告に記載ある株主銀行の支店長に交付されてゐる。

農業者のなす手續は先づ貸出申込を、取引銀行があればそれに若しなければ何れかの株主銀行の地方支配人に提出する。

貸出を得て後に支拂ふ賦割金の支拂期間は最長四十ヶ年であつて、その期限は農務大臣に依つて決定される。四十ヶ年に對する半年賦割金は百鎊につき三鎊である。此の金額は元金及利息を含んでゐるのであるから、四十ヶ年間毎半年これだけ支拂つてをれば元利共完済して了ふわけである。

英 貨

「磅貨」に同じ。

英 貨 公 債

(一) 英國に於いて發行した磅貨を以つて額面金額を示す我が國債であつて、昭和七年二月末に於ける現在額は左の通りである。

- 第一回四分利付英貨公債 九一、三三、七千四
- 五分利付英貨公債 二二二、六七二
- 第三回四分利付英貨公債 一〇五、四二八
- 六分利付英貨公債 二二六、一二七
- 五分半利付英貨公債 一一二、〇三七
- 南 鐵 英 貨 社 債 一一七、一五六

代表的の五分利付英貨公債の條件について見るに、(イ)發行—明治四十年三月。(ロ)利率—年五分。(ハ)利拂期—毎年三月十二日、九月十二日。(ニ)償還満期—昭和二十二年三月十二日。(ホ)元利支拂場所—倫敦、紐育、巴里。(ヘ)爲替率—時價による。日本にて支拂を受けんとする時は爲替にて倫敦宛取立つ。故に元利金の受取額は爲替相場の時價による故一定せず。(ト)額面金額—二〇、二五、五〇、一〇〇、二〇〇磅。(チ)相場の建方—額面百磅に付て呼ぶ、内地間の取引にて百磅に付九五〇圓又は一、〇〇〇圓等と圓にて呼ぶか又は額面百磅に付九三磅又又は九四磅等と磅にて呼ぶ、但し磅にて取引を約束するとき爲替換算率をも約定すると圓取引と同様になる故、利廻計算に關しても圓取引の場合と同様である。

(二) 五分利英貨公債を額面百磅に付九七磅にて買付けたると

き利廻は幾何、但し、買入當時の爲替換算率 @ 1. 10% 元利金支拂當時の爲替換算率見積 @ 1. 11% とする。此の場合第一に、買入價格及元利償還價格を邦貨に換算す。第二に、邦貨換算價格を額面百圓當り價格に直す。第三に額面百圓當り價格に就て利廻を算出す。

與へられたる爲替換算率によりて、 97% 及 100% を邦貨に換算すると、買入價值 97% は 1040.00 償還元金 100×103.18 一期利息 2% は爲替換算率 103.53 之を額面百圓當り價格に直すと、額面 1021.28 なるもの、買入値が 1040.00 である。故に額面百圓當りの價格である。故に利廻表により 101.1 、 101.28 、 101.8336

英 貨 手 形 Sterling Bill

英國貨幣を以つて示されたる手形であつて、歐洲大戦前、倫敦が唯一の國際金融中心たりし時代は、國際的に貿易手形は倫敦に集つて來るので、外國貿易上の外國爲替手形は主として、英貨手形であつた。然るに大戰後、紐育が國際金融中心としての勢力を得る様になつてから、米貨手形が英貨手形と並んで使用せらるゝ様になつた。

營 業 無 盡

營業無盡とは我が無盡業法に準據して設立せられたる無盡に對する總稱であつて、民法上無盡たる無盡請に對しての稱呼である。

故に營業無盡はすべて無盡業法の規定に依つて律せられる。

英 蘭 銀 行 Bank of England

(一)創立 チャールス一世及チャールス二世の時代の財政窮乏を救ふ手段とし、一六九四年英國政府は、民間資本家をして政府の公債に應募せしむる代りに、此等の應募者又はその相續人をして法人を設立せしめ之に銀行業を特許する案を立てた。此の案に基いて一六九四年、民間資本家が政府へ百二十萬磅の資金を八分利付にて貸上げ、此の貸上金を資本金として The Governor and Company of the Bank of England を設立し、正貨地金を爲替手形の賣買、擔保貸付を營む特許を得た。之が英蘭銀行の濫觴である次いで一六九六年に紙幣發行權を與へ、資本金を倍加した。その後數回も増資したが、増資は全く政府の財政困難を救ふための貸出毎に行はれたわけである。かくて一七三二年には資本金は九百萬磅となつた。一七四二年の條例に依り他の銀行も發券業務を許されたため、英蘭銀行が發券の獨占權を有してゐた譯ではない。

(二)ピール條例 一八四四年、英國は銀行制度に大改革を加へることとなり、サー・ロバート・ピール Sir Robert Peel に依つて「英蘭銀行特許條例」 Bank Charter Act が制定された。所謂「ピール條例」 Peel's Act が之である。該條例の目的の一は英蘭銀行の基礎を確實にするにあり、之がために英蘭銀行の組織を發行部と銀行部に二分し、發券業務と一般銀行業務との區別を明白にし發券制度も通貨主義に基き一部準備發行法を採用した。又該條例の第二の目的は英蘭銀行以外の諸銀行の發券業務を制限するにあり、之がために一八四四年五月六日までに銀行券を發行したる銀行以外の銀行は發行する事を許されず、又英蘭銀行以外の從來の

發券銀行もその發行限度を制限されることにした。故にその後發行權は、漸次英蘭銀行に移ることになつた。

英蘭銀行の保證準備はピール條例制定當時に於いては一千四百萬磅であつたが、その後十一回の擴張を見て一九三三年二月に一千九百七十五萬磅となつた。而して一部準備法は通貨主義に基くもので、その伸縮性を缺き、ために一八四七、一八六六、一八五七年の三回に互つて、ピール條例を停止して制限外の發行をするの止むなきに至つた。

一九一四年歐洲大戰の勃發に際して、ピール條例を停止の必要に迫られたが、「政府紙幣並銀行券條例」を發布して銀行券の制限外發行を許すことになり、他方政府紙幣の發行を許して通貨需要に應じた。大戰中に増加した政府紙幣と英蘭銀行券の合併は一九一八年のカンリッパ委員會の勸告した所であるが、之を具體化するため一九二八年十一月、一九二八年の政府紙幣並銀行券條例」を發布して、從來の一部準備法を放棄して、屈伸制限法を採用して政府紙幣を英蘭銀行券に合併した。

(三)組織 英蘭銀行の資本金は一千四百五十五萬三千磅であつて、之は英蘭銀行設立の目的にて明瞭なる如く、そのまゝ公債の形式で政府に對する永久的貸上金となつてゐる。理事は二十六人その中より一人の總裁 Governor 一人の副總裁 Deputy Governor を選出するが、慣習上年長者がその任につく事になつてゐる。銀行は發行部と銀行部に分たる。

(イ)發行部 Issue Department 英蘭銀行券の發行を獨占してゐる。

(ロ)銀行部 Banking Department 銀行の銀行としての中央銀行の役目を司る所であつて、自己資金の他政府の預金及民間預金

を取入れて、之を以つて貸付及割引に運用してゐる。政府の機關銀行として國庫事務を取扱ふ。創立當時の資本金は永久的貸上金の形式になつてゐる。又國庫金の一時的の貸付を行ふ。之は所謂「ウエーズ・ヘンズ・ミーンズ」 Ways and Means であつた一種の當座貸付である。

(四)發券制度 ピール條例により一部準備法を採用し、一定の保證準備を除いては全額の正貨準備を要すとした。歐洲大戰までは此の制度を比較的忠實に實行して來たが、大戰勃發と共に「一九一四年の政府紙幣並銀行券條例」に依り政府紙幣が増發され、英國に不換紙幣が増増した。カンリッパ委員會に依り英蘭銀行券と政府紙幣との合併が勸告され、遂に一九二八年十一月發布の「一九二八年の政府紙幣並銀行券條例」に依り發券制度を改革した。該條例の要點は(一)英蘭銀行の保證準備限度を二億六千萬磅とし銀貨は五百五十萬磅を限り保證準備として保有することを得。

(二)必要ある場合には大蔵大臣の認可を得て六ヶ月を限度として制限外の發行をすることを得。此の認可は更新することを得るも引續き二ヶ年以上に亘ることを得ない。(三)現在流通する政府紙幣は英蘭銀行券と看做され、現有の政府紙幣の引當となれる銀行券は當然銷却される。(四)從來の英蘭銀行券は五磅以上の券面のみであつたが、將來一磅及十志券をも發行する。(五)金貨若しくは金地金一萬磅以上所有する者は輸出又は工業用に供するもの、外英蘭銀行の要求に依り同行に賣却するを要する。發券制度改革以前と改革以後の英蘭銀行發行部週報を比較すれば、左の通りである。

(イ)發券制度改革前(一九二八年五月二日)

政府紙幣準備	五六・二	金準備	一五九・三
銀行部保有	四三・三	保證準備	一九・七
一般流通高	七九・五	計	一七九・〇
計	一七九・〇	銀行券	五六・二
		保證準備	二三八・六
		計	二九四・八

改革後

銀行部保有	四三・三	金準備	一五九・三
銀行券	三七四・三	保證準備	二五八・三
計	四一七・六	計	四一七・六

政府紙幣を合併した結果、保證準備を從來の一千九百七十五萬磅から二億六千萬磅に擴張した。

【倫敦金融市場參照】

英 蘭 銀 行 週 報 Return for Week of Bank of England

英蘭銀行は一八四四年のピール條例の規定に依り、「週報」を發表しなければならぬ。該週報は毎週水曜日現在の勘定を翌日の木曜日に發表される。而して「一九二八年の政府紙幣並銀行券條例」に依り、英蘭銀行の發券制度が改革せられると共に、週報の内容に改正が加へられた。故に一九二八年十一月廿八日現在の週報より形式を異にしてゐる。改正は發行部勘定のみでなく、銀行部勘定にも及んでゐるが、その目的は英蘭銀行と金融市場との關係を一層明瞭ならしめんとするにある。

英蘭銀行の組織は發行部と云ふのと銀行部と云ふのと二部に分

つてゐる故、その週報も發行部のものと銀行部のものと二通りある。發行部の週報を左に掲げて見やう。

銀行部週報(一九三二年二月二十四日)

兌換券發行高	三、四六、四〇四	政府貸上金	一一、〇一五
流通高	四九、三六八	其他政府證券	二五三、五七三
銀行部保有高	四九、三六八	其他證券	六、五六二
合 計	三九五、七七一	銀 貨	三、八四八
		保證準備合計	二七五、〇〇〇
		金貨及金地金	一一〇、七七二
		合 計	三九五、七七一

英蘭銀行券は民間に流通してゐる高と、英蘭銀行の銀行部(營業)が所有してゐる高とに區分されて示されてゐる。保證準備の内容は政府貸上金と政府證券、民間證券及銀貨に區別されて示されてゐる。政府貸上金とは保證準備の内容として妙であるが、之は創立當時からの政府に對する永久貸上金でその金額は一八四四年のビル條例當時と變つてゐない。「其他證券」は民間證券を示すもので、手形も此の中に含まれてゐる。「銀貨」は五百五十萬鎊を限度として保證準備に加へられることとなつてゐる。發行部の週報を見ると、保證準備はいつも限度の二億六千萬鎊になる様にしてゐる。

次に銀行部は「銀行の銀行」として英國の金融の統制の地位にあるものであつて、従つて銀行部の週報が、我が日銀營業週報に相當し、前記の發行部週報は我が兌換銀行券毎週平均高に相當する。銀行部週報を左に掲げよう。

銀行部(一九三二年二月二十四日)

資本金	一四、五五三	政府證券	三三、六七五
剰餘金	三、六三一	其他證券	四八、八一三
公金預金	一四、一二五	割引及貸付	一一、四九二
其他預金	一〇〇、一二二	有價證券	三七、三二〇
銀行家預金	六七、九二四	銀行券	四九、三六八
其他勘定	三二、一八九	金及銀貨	五七五
七日拂手形及其他手形	一	合 計	一三二、四三三
合 計	一三二、四三三		

「公金預金」は我國の政府預金に相當するものであり、「其他預金」は我國の一般預金に相當する。政府民間兩預金とも無利子である。此の民間預金は更に二分されてゐるが、其中「銀行預金」は純然たる銀行の支拂準備を目的とするものであり、「其他勘定」は商取引の變化に基く當座預金である。支拂準備率は略々一定してゐて餘り動かないものであるから、一國の財界の消長を示すのは當座取引を示す「其他勘定」である。「政府證券」は我國の公債勘定に相當する。「其他證券」を更に「割引及貸付」と「有價證券」に分つてゐる。「割引及貸付」は取引先に對する融通であるから、一國資金の需要及財界の消長は之でわかる。「有價證券」は民間の證券であつて政府證券と區別されてゐる。だから英蘭銀行が一般市場政策、即ち市場から證券を買上げ又は賣却して金融を調節してゐる事實は「政府證券」又は「民間證券」の項の變化を見ればわかるのである。

英蘭銀行は毎週水曜日現在の週報を公表するだけで、此以外日本如く、年報とか半季報告とか云ふものを發表しない。だから外部から英蘭銀行を知り得る唯一のパロメーターが此の週報である。

營業報告書

營業報告書とは銀行の一營業年度に於ける營業の狀況の報告書であつて、銀行が大藏省へ提出すべき業務報告書中の最重要なものである。營業報告書に記載すべき事項は全部で三十九項ある。その項目は次の通りである。

第一項、營業の景況 之には、(1)本支店に於ける營業日數、(2)金融の繁閑、(3)貸借金利及割引歩合の高低、(4)取引の増減、(5)各種勘定の伸縮、(6)資金の運用、(7)支拂準備、(8)其他營業に關する重要な事項である。第二項、營業所及代理店 第三項、株主總會 之には、(1)總會の種類、(2)總會開會の年月日、(3)總會に於て決議したる事項、(4)其他總會に關する重要な事項其他特に決議したる事項を記載する。第四項、庶務の要件 之には、(1)商業登記簿に登記を受けたる事項、(2)官廳に申請又は届出をなしたる事項、(3)監査準備付年月日、(4)訴訟、(5)其他庶務に關する重要な事項を記載する。第五項、資本金 之には、(1)當期間に於ける増減、(2)當期末現在の株式の種類、(3)當期間中株式の移轉を記載する。第六項、準備金 之には法定準備金の外に定款の規定又は總會の決議により積立てたる任意準備金をも全部記載しなければならぬ。第七項、預金 銀行の取扱ふ一般的預金として當座預金、特別當座預金、通知預金、定期預金の態形を掲げてゐるが、此の外別段預金などは追加すべきである。第八項、諸貸付金 (1)當期間内に於ける増減手形貸付、證券貸付、當座貸越、コールローン等について前期繰越高、當期貸付高、當期回収高、當期銷却高、期末現在高及口數を掲げるのである。第九項、割引手形 新法では舊法に於ける爲替手形、約束手形等の形式上の分類も脱して經

濟上の分類に依つて銀行引受商業手形、荷付爲替手形に分ち各自の前期繰越高、當期割引高、當期決済高、當期銷却高、期末現在高及口數を掲げることにしてゐる。第十項及第十一項、他店貸借 第十二項、買入外國爲替 茲には銀行の買入れた外國にて支拂はるゝ爲替手形を記載する。之は主として輸出手形である。第十三項、利付爲替手形 第十四項、賣渡外國爲替 第十五項、外國他店貸 第十六項、外國他店借 第十七項、代理店貸 第十八項、支拂承諾 第十九項、預け金 茲には預金支拂準備の死蔵を避くため他の銀行に對してなした預け金を掲げる。第二十項、借入金 之は銀行の資金不足の補充方法を明かにしたもので、「借入金」「再割引手形」「コールマネー」等に種別されてゐる。第二十一項、未拂配當金 第二十二項、未拂利息其他 第二十三項、未經割引料其他 第二十四項、預金利息諸稅 第二十五項、所有々價證券 第二十六項、借入有價證券 第二十七項、貸付有價證券 第二十八項、地金銀、外國通貨 第二十九項、現金 第三十項、什器 第三十項、所有動産不動産 第三十一項、現金 第三十二項、内國爲替取扱高 第三十三項、外國爲替取扱高 第三十四項、當期末現在受託代金取立未済高 第三十五項、保管金 第三十六項、保護預り 第三十七項、損益 第三十八項、本支店別營業狀況 第三十九項、當期末現在株主氏名及持株

エジプトの貨幣及銀行

エジプトの貨幣單位はエジプト磅 Egyptian Pound であつて、一磅は百ピアストルに當り、その純金量目七、四三七五グラム 品位八七五である。普通ピアストル銀貨及白銅、銅貨が流通してゐる。紙幣は國立銀行發行の銀行券が流通してゐる。一八九八年以前の

埃及には紙幣は存在しなかつたが、同年エジプト国立銀行設立せられてより紙幣が流通するに至つた。紙幣はもと五割の金準備を要するとしてゐたが、一九一六年以來金の代りに大藏省證券を保有する事を政府が許した。

現在、エジプトの證券銀行は、エジプト国立銀行 National Bank of Egypt であつて、之は一八九八年七月、エジプト王の勅令により設立せられ、エジプト政廳の保護と監督の下に證券業務を営んでゐたが、四年の後、貸付に關する業務をエジプト農業銀行 Agricultural Bank of Egypt を設立して之に繼承せしめた。

エッジ法 Edge Act

大戦前の米國は債務國であつたが、大戦参加と共に輸出貿易が盛になり、對外貸付も増加するに至つたが、米國には貿易金融機關を缺いてゐた。即ち米國の對外投資及貿易金融の助成を遂せんがためには、手形及爲替の割引並に振出等一般銀行業務を取扱ふ外、米國商品を輸入せんとする外國人に對し、外國所在の製造工場又は其他のものを擔保とする貸付を行はしむる金融會社を必要とする。こうした金融機關が米國には無かつた。茲に於いて一九一九年十一月「エッジ」法を公布し、聯邦準備法に改正を加へた。エッジ法により新たににつくられた聯邦準備條例の條文は「主として關係若くは外國銀行業其他の關係若くは外國金融業又は合衆國屬領若くは島嶼に於いて銀行業若くは其他の金融業を直接に經營し又は外國若くは合衆國屬領若くは島嶼に於ける店舗の代理併有若くは管理に依りて此等の業務を經營し、且大藏大臣の要求ある時は合衆國の國庫出納事務を代理する事を目的とする會社は五人を下らざる自然人を以つて之を設立する事を得」と定めた。此の

エッジ法に依り米國銀行の對外投資の流動が自由になつた。

明治政府は徳川時代の混沌たる貨幣制度を改良せんとし、明治四年五月「新貨條例」を發布し、貨幣の稱呼に始めて「圓」なる單位を使用した。時の貨幣例目に、「貨幣の稱呼は圓を以つて起票とし、其多寡を論ぜず都て圓の原稱に數字を加へて之を計算すべし。但し一圓以下は錢、厘とを以て少數の計算に用ふべし」と定めた。圓なる語も此の時始めて用ひられたのである。

而して明治三十年制定の貨幣法第二條に「純金ノ量目二分(一五七・四二六)ヲ以テ價ノ單位ト爲シ之ヲ圓ト稱ス」と規定して今に至つてゐる。

圓 賣 り

「弗買ひ」を見よ。

圓 貨

「圓」なる貨幣單位を以つて示されてゐる貨幣であつて、換言すれば、日本貨幣に外ならない。圓貨の對内價值はその對内購買力即ち物價指數を以つて示され、その對外價值は對外爲替相場を以つて測定される。圓貨を略して「圓」と謂ひ、例へば圓の對外價值と云ふのが普通である。圓貨と云ふ場合は多く圓貨の對外價值を指す。

圓 貨 手 形

圓貨手形とは額面金額を邦貨を以つて記載したる外國爲替手

形である。對外貿易に於いて我國は、歐米宛の外國爲替は主として外貨を以つて記載するを原則とするも、東洋各地宛の手形の場合同は、邦貨を以つて記載する。此の種の手形は利付手形であるから、手形買取の際はその手形面に利息支拂文言を記載するを要する。

エストニアの貨幣制度

一九二八年一月一日から新貨幣制度が實施され、エストニアは金爲替本位國として通貨を安定するに至つた。貨幣法の實施に依り新にクロオンが貨幣單位となり、從來のエストマークは新單位の百分の一たるセントを等價値と定められた。即ちエストニア貨幣は百分ノ一に切下られたのである。新貨幣制度を要すれば(1)クロオン (Kroon) を以て貨幣單位とし百仙に分つ。一クロオンの價值は純金二四八分の百瓦に當る。現在流通せるマークは一仙と等價値とす。(2)補助貨幣は總額に於て人口一人當り九クロオンを超ゆるを得ず。補助貨幣は政府がエストニア銀行の請求により之を鑄造す(五、一〇、五、三及一仙)。(3)大額面補助貨幣鑄造期間、政府は暫定的に流通制限額範圍内に於て同額の小額紙幣を發行するを得。(4)政府紙幣はエストニア銀行券に合併し、政府紙幣準備を同行に移管す。エストニア銀行は紙幣發行獨占權を有し銀行券は之を法貨とす。銀行券額面は五クロオンを下るを得ず。(5)エストニア銀行は新平價を以て金本位國法貨を賣買すべき義務を負ふ。但し外國爲替買の請求は五千クロオン以上たるを要す。エストニア銀行は購入賣却の義務ある外貨を少くとも一種告示すべく、外國爲替賣買に當つては現送費を加減す。(6)エストニア銀行は銀行券發行額及一覽簿債務の合計額に對し四〇%を下らざる正貨準備を保有

すべし。正貨準備たるものは金(在外正貨)及び外國紙幣(外國銀行に於て外國手形、外)とす。エストニア銀行は政府の許可を得て限外發行を爲す事を得、但し此の場合には累進的發行税を賦課せらる。新舊貨幣の代替は二年間に完了せらるゝ豫定で、現在のマーク表示の紙幣は新平價を以て暫時流通することとなつた。

右によればエストニアは金爲替本位を採用したので金貨を鑄造する事なく、中央銀行の爲替買入により通貨の金價値を維持する點は、後に希臘及び勃利牙利が採つた制度と同じである。新貨幣單位は夙に計算單位として用ひられた物であり、舊通貨に對し百分の一といふ事實上の安定相場に法定せられたから、幣制改革は些したる支障なく遂行せられた。

幣制改革と同時に銀行法も實施せられ、エストニア銀行は茲に初めて中央銀行としての實を備ふる事となつた。同行は從來政府管理下にあつて一般商業銀行に伍して角逐し來つたが、この改正により政府より獨立の機關として證券銀行としての職能のみを行ふ事となり、銀行券の金價値維持が第一の義務と定められた。銀行は資本金五百萬クロオンの株式會社で、株主選出の理事會が之を指揮し、政府は總裁及び業務取締役二名の任命權を有し、大藏大臣が監督官を理事會に出席せしめ得るのみである。但し最初は從來通り政府が株式を全部所有し、開業後二年間に之を民間に移す事とし、暫定期間は理事會員の選出に關し特別規定を設けてゐる。



乙種銀行

「預金協定」の項を見よ。

オールドリッチ・ヴリーランド法

Aldrich-Vreeland Act

一九〇七年の恐慌に依りて、従来の分散的な米國銀行制度の缺陷が暴露されたので、之を救済するため一九〇八年制定されたのがオールドリッチ・ヴリーランド法であつて、該法に依つて銀行を聯合せしめて「國立通貨協會」を組織せしめ、協會をして證券を準備として紙幣發行を許し、他方オールドリッチを委員長とする「國立貨幣委員會」National Monetary Commissionを創設して各國の通貨及び銀行制度を研究し、之に基いて米國の幣制の根本的改革を成した。該委員會は多大の資料を集め、一九一二年オールドリッチ法案を作成して議會に提出した。該法案は米國國立準備組合を設立し、國立銀行をその株主とし、全國を十五區に分ち各區に支部を置く。組合は五割以上の金貨及び合法貨幣を準備として最高額九億を限り、國立準備組合券を發行する。而して限外發行を許し、金貨及合法貨幣を準備とせざるものに對しては、一分五厘の發行税を課すると云ふのがその骨子であつた。時の民主黨政府はこの集中統一的制度に反對し、別に地方分權的な成案を作つた。之がオーエン・グラス法案であつて、のち議會を通過し、現在の聯邦準備條例として發布されたのである。

大藏省證券

(一)大藏省證券は一會計年度内に償還せらるべき短期國庫證券である。明治十六年九月大藏卿が太政官に上申した國庫證券條例及同布告に、大藏省證券發行の趣旨が明白にされてゐる。曰く「國庫ノ收支ハ豫算有之毎年必相償フベキモノニ候得共其ノルヤ定期アリ其出ルヤ虚日ナシ。故ニ未ダ入ラザルニ出ズ者既ニ多ク一時國庫ノ空乏ヲ告グ大率秋冬五六ヶ月間金額二十萬圓内外ノ繰合セテ要スルハ年々避クベカラザル實況ニ有之、尤モ準備金中ヨリ繰替ベキ管ニ候得共其平常必ズシモ之ニ對スル餘裕アルニ非ズ。殊ニ目下歳入ノ増加ヲ爲スハ即歳出ノ増加セザルベカラザル故ニ之有歳出多ケレバ右繰合セテ要スル金額モ從テ多キヲ加ヘ益々困難ヲ極メ候ニ付篤ト考察候處、此場合ニ於テ當省ヨリ定期仕拂ノ證券ヲ發行シ其ノ授受買賣ヲ許シ以テ支辨ノ正路ヲ開キ候ヘバ、繰替金ノ補助ヲ得ザルノミナラズ自カラ會計上ノ一幣費ヲ相塞ギ可申候。

右の案に基き明治十七年九月二十日布告第二十四號を以つて「大藏省證券條例」が發布された。大藏省證券條例に基き明治十九年七月一日最初の發行をなした。此の最初の發行額は一千三百十萬圓、年利率四分二厘、仕拂期限六ヶ月であつた。その後引續き四ヶ年間發行されたが、二十二年四月五日の發行を以つて中止された。此の間の發行總額は八千七百五十一萬圓に達した。中止

の理由は、我國財政の機關漸く整備したので、大藏省證券の發行を必要とするに至らず、殊に明治二十七年法律第十六號の規定による一時借入金を以つて、國庫の運轉を圓滑にする事が出来る様になつたためである。

大藏省證券の發行方法は豫め其の時日を定め、日本銀行をして發行額、利子歩合及償還期限を公告し、廣く募集するか、又は特に發行價格及引受人を指定し、日本銀行をして之を賣出さしむるかするものであるが、明治二十二年までの發行に於いて未だ募集方法を採つた事なく、すべて賣出の方法に依つてゐたのである。

(二)明治三十四年より再び之が發行を見る事になつた。而して明治三十四年五月十六日大藏省令を以つて發行豫定額六百萬圓を募集する事になつた。此の發行の特徴は始めて募集發行法を採用した事である。

募集發行の結果は六百萬圓の豫定額に對して七百三十五萬六千五百圓の應募申込があつた。發行豫定額は必ずしも發行決定額ではなく、大體の標準を定めたものであり殊に實際の國庫の需要は更に之より大なるものがあつた故、結局應募申込全額を以つて發行額を決した。當時の大藏省證券は一種の利付證券であつてその性質は無記名公債と異なる所なく、從つて世人の之に對する觀念は公債に對すると殆んど變りなく、ためにその授受取引に敏活を期する事が出来なかつた。從つて金融市場に於ける大藏省證券の活動區域は非常に狭められ、總に諸種の擔保に供せらるゝに過ぎない状態にあつた。之は大藏省證券の聲價にも關係する事であつた。當時歐米では大藏省證券は公債と云ふよりは割引商業手形に似て居り、其發行も割引方法に依つてゐた。從つて割引手形と共に盛んに金融市場に活動してゐたのである。又政府は割引方法に

よれば比較的低利で發行する事が出来、從つて國費を減少するを得ると共に、各人に於て比較的小額の資金で引受をなす事が出来るため、政府は却つて容易に發行の目的を達し引受人は金融緩慢の度に應じ、適宜の價格を以つて引受をなす事が出来る。だから從來の如く券面、金額、種類を限定しておく事は却つて實際上の應用に不便を感ずると云ふ理由の下に改正を行ひ割引發行方法を認めた。併し此の制限付入札割引發行は三十六年四月三十日發行の分を以つて中止された。而して明治三十七年八月四日より再び確定率割引發行に依つて大藏省證券が發行され、大正十年三月二十四日發行の分まで引續き行はれた。

(三)大藏省證券は元來一般會計の必要上發行されてゐたのであるが、その後政府が官業を擴張し特別會計に依つて之を經營するため、各會計に收支の適合を缺く機會多く、其結果各特別會計に於て短期流通證券を發行するの必要に迫られるに至り、此の目的のためにも大藏省證券が發行されるに至つた。現在發行の根據法となつてゐるものは、第一に明治三十八年二月十六日法律第十七號の「專賣局及製鐵所設置運轉資本補足ニ關スル件」(第四條) (特別會計法の制定に依り) (第二)は明治四十二年三月二十二日法律第六號による「帝國鐵道會計法」第三は大正十五年三月三十一日法律第四十六號に依る「製鐵所特別會計法」である。

他方「大藏省證券條例」自體は「國債ニ關スル法律」(明治三十九日法律)を大正十年四月八日法律第四十四號にて改正した時、その附則に於て廢止されることになつた。而して從來の一般會計による大藏省證券發行は大正十年四月八日法律第四十二號で制定された「會計法」第六條にその發行を規定されたのである。

(四)上述の如く我國は從來、預金部又は日銀引受の下に確定率

割引發行法を採用してゐたのであるが、近時、財政の膨脹著しくそれにつれ大蔵省證券の發行高も激増の傾向にあり、従つて大蔵省證券の利率を一層金融市場の實際に適合せしむる目的から、従来の確定率割引發行法の外に入札發行法を併用する事にした。此の制度は新たに發行する證券の割引歩合を應募者の入札に依り、低率のものより募入せしむる仕組であつて、英米等先進國の早くより實施して、以つて割引市場に好投資物件を提供してゐるのである。昭和二年恐慌後大蔵省證券の發行説が唱へられた時、若し發行するなら英國で實施してゐるが如き入札制度(システム)を採用せよと夙に希望されてゐたのである。確定率で發行したものの、その後の増加に鑑み、一方、従來有力なる引受者であつた預金部資金の潤滑なども考慮して、遂々入札發行制度の採用を政府は決心し昭和六年十二月五日大蔵省令で「入札發行規程」を公布した。之に依ると政府が募集額を發表すると、希望者は日銀備付の入札書に、自己の希望する割引歩合と應募額を記載して取扱店に提出する。入札者は誰でも好い。たゞ官廳、公共團體、銀行、信託、保險會社其他取扱銀行で確實と認められたもの、外は、應募と共に保證金を出さなければならぬ。それに一々の應募額は一萬圓である。入札書に書く日歩は何錢何厘何毛まで書く。入札書は締切後に開封して割引歩合の低いものから、順々に割當てるのである。募入の通知を受けて拂込期日に拂込をしない時は、應募申込は無効となり保證金は沒收されるのである。入札方法に依れば、第一政府は利子負擔が軽くなり、資本所有者は各自の希望と慾望に應じ公平なる分配による事が出来る。大蔵省證券利率を確定率にして發行すると他の商業手形の割引歩合を高からしむ事となり、之が入札制度に依ると市場に追随し、自由に割引市場に割り込んで

商業手形と公平なる競争をなす事が出来る。今後の大蔵省證券利率は日銀金利と共に、市場金利をかなり適正に反映する事になるだらう。入札制度採用に對して次の様な不安はあつた。即ち我國で遊資を拘蔵してゐるのは大銀行、大信託會社である。だから結局大蔵省證券は地方銀行には行渡らずに、大銀行、大信託會社に獨占されるだらう。且大銀行間の「申合せ」により不當に割引歩合をつり上げる様な事が行はれないかと云ふ事である、併し若しかゝる申合せか行はれる事ありとしても、その場合は發行を豫定額の一部に止め、或は改めて預金部引受又は日銀賣出の方法に變更するの手段を採つて防止する様にしたら好いのである。

(五)我國は大蔵證券の發行法をすべて入札制度に變更したのでなく、従来の確定率發行法と併用するものである。次に發行限度について見るに一般會計分の發行限度は毎年度議會の協賛を経て決定する事になつてゐる(會計法第三項)。而して之は逐年擴張されて、現在の限度は二億五千萬圓となつてゐる。特別會計については各特別會計法に限度を規定し、專賣局特別會計の限度は一億一千萬圓、製鐵所特別會計の限度は一千萬圓である。鐵道特別會計については限度に關し規定がない。昭和七年二月末の大蔵省證券現在高は二億四千萬圓である。

大蔵省預金部

(一)沿革 明治十八年五月に太政官布告第十三號を以て預金規則が公布され、大蔵省内に預金局が出来ると同時に、國庫内の一勘定科目として預金部と云ふものが始めて設けられた。是が預金部なる名稱の起源であるが、預金部の實體に就いて觀れば更にそれよりも以前から存在してゐたのである。即ち明治の初年以來、

紙幣の兌換並に公債の支拂準備に充つる爲め國庫に準備金が設けられて居つたが、明治十年に至り、運用利殖の爲め其の一部を大蔵省國債局に預け入るゝこととなつたのであつて、是が大蔵省預金なるものゝ實體上の起源である。翌十一年には從來第一國立銀行に預け入れて運用して居つた驛遞局貯金(今日の郵便貯金)も、大蔵省預金として國債局に預託されることとなり、其後各種の國庫の資金並に民間の資金も預け入れられて、明治十八年には大蔵省預金の總額は既に七百五十八萬餘圓に上つた。而して明治十八年五月には前述の如く太政官布告を以て「預金規則」が公布された、該規則規定内容は大蔵省中に預金局を設置し、(一)驛遞局貯金、(二)官廳の成規に従ひたる積立金、(三)社寺、教會、會社其他人民の共有に係る積立金にして其の請願に據るものを預かり、之を保管利殖し、預金の損益は國庫の負擔とする等、預金に關する大綱が定められたものであつて、この預金規則こそは實に大正十四年三月の預金部制度改正に至るまで約四十年の間預金部資金運用に關する唯一の根據法規となつてゐたのである。次で明治二十三年三月には預金局預金、郵便貯金、郵便爲替金、郵便取立金特別會計法が制定され、其の中に預金に關する受入支拂は之を一般の歳入歳出と區分し、預金局預金の利殖金を以て利子の支拂に充て、殘餘あるときは利子支拂元金として之を積立て、預金と共に運用利殖すべき旨の規定が設けられたが、此の特別會計法は改正に至るまでの預金部の收支經理に關する唯一の根本法規であつた。明治十八年始めて用ひられた前述の預金部なる名稱は、明治二十年に廢止されて、その預金部なる勘定科目中にあつた預金は國庫から預金局に引繼がれ、その後の法令の用語は、例へば罹災救助基金法にしても教育基金特別會計法にしても、何々基金は大蔵省預金に

預入るべしとか、大蔵省預金に寄託し云々と規定して居つて、預金部と云ふ語を使用して居らなかつたが、明治三十七年の貯蓄債券に至つて始めてその第七條に「貯蓄債券募集金ハ大蔵省預金部ニ預入ルベシ」と規定し、其の後の法令は凡そ此の例を踏襲して預金部と云ふ語を用ひる様になつた。而して大蔵省預金を管理する官廳も、度々の官制の改正に依つて國債局から、預金局、主計局、理財局と變り、大正十四年の改正直前までは理財局國庫課の一部でその事務が處理されてゐたのである。

預金部資金は主として國民の零細なる貯金よりなるものであるが、預金規則に明かなる如く之が運用は大蔵大臣の獨斷專行に任せられてゐる爲め、主に財政の便宜の爲に利用せられ民間事業の救済の爲に濫用せられる弊あつて、貯金者たる細民階級の利益が無視せられ、而して預金部の實體が明瞭ならざるため、伏魔殿として世人疑惑の的となつてゐた。茲に於てその運用を社會政策的且國民の利益のためならしむるため預金部改造の機運迫り、遂に大正十三年濱口藏相の時第五十議會に預金部預金法案並に大蔵省預金部特別會計法案が上提せられ、貴衆兩院を通過し十四年四月一日より施行せられた。預金部預金法は預金規則に代つたものであり、預金部特別會計法は明治二十三年法律第二十一號に代つたものである。改造の要點は從來の大蔵大臣の運用上の獨斷專行を廢して、新たに預金部預金並預金部特別會計の積立金及支拂上の餘裕金は之を預金部資金とし、有利且確かなる方法で國家公共の利益のために運用すべく、之が運用は預金部資金運用委員會に諮問すべきであるとなした。

(二)預金部の資金 即ち預金部の貸方勘定即ち資金を構成するものは、資金規則に定めし三者の外にその後諸種の法令に依つて

新しく定められてゐる。

(一) 郵便貯金。

(二) 官廳の成規に従ひたる積立金。

(三) 社寺教會社其他人民の共有に係る積立金にしてその請願によるもの。

(四) 保管金。

(五) 供託金。

(六) 罹災救助基金。

(七) 官國幣社保存費。

(八) 貯蓄債券並に復興貯蓄債券の募集金。

(九) 戦役に關し下賜せられたる公債證書現金。

(一〇) 日本勸業銀行農工銀行及貯蓄銀行の預り金並に産業組合中央金庫の業務上の餘裕金。

(十一) 各種特別會計の基金、資金、積立金、業務上餘裕金。

而して預金部の預入金の大部分は郵便貯金である。尙從來貯蓄銀行の資金投資方法として「銀行への預け金又は郵便貯金」とあつて、大蔵省預金部への預金は認められてゐなかつたが、昭和六年貯蓄銀行法改正の結果、銀行若しくは大蔵省預金部への預け金又は郵便貯金」と、大蔵省預金部への預金が新たに認められた。從來民間金融機關で預金部へ預金を許されたものは勸銀及農銀だけであつたが、貯蓄法改正に依り貯銀も之を認めると同時に、預金證書を以て政府への供託國債に代用することとなつた。

(三) 資金運用方法 從來の預金部の資金運用方法は零細なる資金の運用としての回収確實、社會政策的方面の利用、農村のための運用が全然等閑に附せられてゐた。大正十四年の預金部法制が設けられて資金運要の方針が左の如く更新された。

(一) 國債又は地方債の應募引受又は買入。

(二) 一般會計又は特別會計に對する貸付。

(三) 特別の法令に依り設立せられたる會社の發行に係る社債又は産業債券の應募引受又は買入。

(四) 特別の法令に依り設立せられたる銀行にして社債を發行せざるものに對する貸付。

(五) 外國政府の發行に係る國債の應募又は買入。

(六) 日本銀行に對する在外指定預金。

即ち新規規定によつても從來の運用法と異なるのは地方公共團體に對する貸付、社債を發行する特別會社又は銀行に對する貸付及び日銀に對する在內指定預金を除外することになつた點である。併し地方公共團體に對する貸付は地方債の應募引受でその目的を達し、社債を發行する特別會社又は銀行に對する貸付此等の特別會社又は銀行の發行に係る社債の應募引受の形式で其の目的を達し日銀に對する在內指定預金も其會社銀行に對する債券の引受者は貸付の形式をとればそれで不都合がないと云ふことになる。かくて預金部資金運用規定の新設の結果は、貸付は一般會計及特別會計と社債を發行せざる特殊銀行に對する貸付の二種となつたのみで、他の貸付は債券應募引受と云ふ形式に變つたに過ぎぬ。故に特銀に對する從來の貸付は現在の規程でも認められ、在內指定預金の形で鮮銀、毫銀に對して融通されてあるものは、新たに貸付金に借換整理せられるだけの事である。

(四) 資金運用委員會 從來預金部が所謂伏魔殿視せられてゐたのは資金運用が大蔵大臣の獨斷專行に係つてゐたからである。故に預金部資金運用を獨斷專行から免れしむるため資金運用委員會が新しく設けられることになつた。併し資金運用委員會は決議機

關ではなくして諮問機關に過ぎないものである。(一) 權限。委員會の權限は大蔵大臣の監督に屬し大蔵大臣の諮問に應じ預金部資金の運用に關する事項調査を審議するにある。諮問に應ずる場合は大蔵大臣が預金部資金に關し必要なる計畫を定め豫め之を附議する場合、並に其計畫に追加又は變更をなさんとする場合であり、又委員會は年度經過後四月内に於いて大蔵大臣の調製に係る其年度預金部資金運用報告書の提出を受け、又資金運用に關し大蔵大臣に建議することが出来る。かく單なる諮問機關たる以上、政治道徳を無視すれば大蔵大臣は之を有名無實の機關とすることが出来る。併し委員の任命をみれば大蔵大臣の意志に反對出来ない様な仕組になつてゐる。(二) 組織。會長一名、委員十五名より成り必要あれば臨時委員をおくことが出来る。會長は大蔵大臣、委員は大蔵省政務次官、大蔵次官、關係各廳高等官、會計検査院部長、日銀總裁、學識ある者よりなり、關係各省高等官及學識経験ある者は大蔵大臣の奏請により内閣之を命じる。關係各省とは大蔵、内務、農林、商工、逓信各省であり、學識経験者の中には貴族兩院議員をも含める。

(五) 預金部狀況 預金部の資金及びその運用状態は毎月十五日月末の二回に亘り大蔵省より預金部狀況として公表される。昭和七年一月末現在の狀況は左の通りである。

預金部狀況 (昭和七年一月末)

貸方

郵便貯金及振替貯金	二、七一八・〇
復興貯蓄債券收入預金	七八・七
各特別會計其他預金	二八六・五
預金部積立金	二八四・五

預金部收入計 一一八・七

合 計 三、四八六・六

國債證券 九七七・七

地方債證券 六二一・七

勸業債券 四一〇・六

其他債券 四四・四

支那政府債券 三三一・五

四分利付支那債券元利補償證書 一一・〇

英國大藏省證券 二〇・〇

在國外預金 七一九・四

在內地預金 一二八・六

預金部支出計 一〇〇・一

合 計 三、四八六・六

横線小切手 Crossed cheque

一名、筋引小切手又は線引小切手とも稱せらるゝものであつて小切手の振出人又は所持人が小切手面に平行線を引き、線内に「銀行渡」又は之と同一の意義を有する文字を記入するか、又は特定せる銀行の商號を記載したものであつて、前者を普通横線小切手と稱し、後者を特別横線小切手と稱してゐる。普通横線小切手なら宛名銀行即ち支拂銀行は何れかの銀行を經由してのみ支拂ふのである。特別横線小切手は特定銀行に對してのみ支拂ふを要し、若し他の銀行に取立をする時には自己の商號を消して他の銀行を

記載しなければならぬ。

普通、特別何れの横線小切手にしても小切手所持人自ら宛名銀行に持参して受取る事が出来ないから、小切手紛失又は盗難より生ずる危険を防ぐ事が出来る。小切手は現金と同様に持参人拂であるが、横線を引く事に依つて持参人拂としての性質を失はしむ事になる。信用制度の進むにつれ、小切手を現金で引出すことは少なく、そのまゝ小切手所持人の特別當座又は當座預金に振替へる事が普通となるから、小切手の性質上一見不便の様であるに拘らず、横線小切手の使用が益々盛んになりつゝある所以である。

奥太利の貨幣制度

(一)戦前、戦後の貨幣 奥太利が金本位制度を採用したのは一八九二年であつて、それまでは一八七九年銀本位を廢止して以來紙幣本位であつた。金本位施行と共に貨幣單位としてクロイネKroneが紙幣フロリンに代り一金クロイネが二分の一フロリンと定められた。一クロイネは品位九〇〇、純金〇・三三八七五瓦を含み、對英平價は一磅に對し二四・〇一クロイネであつた。戦前に於ける主要通貨は奥洪銀行券であつて、其の外金銀貨幣が流通して居た。大戦前に於ける紙幣平均流通高は約二十三億クロイネと推算せられた。一八七八年、奥洪兩國が其の通貨を共通にするに當り、中央銀行として奥洪銀行が設立された。同行は銀行券の獨占權を有し、その發行には四〇%の正貨準備を要する定めであつた。金本位の實行に當り奥洪銀行は金購入の義務を負ふに至つたが、未だ兌換義務なく、政府も亦直ちに金貨を鑄造する事なかつた。従つて奥洪銀行は對外爲替の賣買によつてクロイネの價値の維持を計るのを常とした。一八九六年から歐洲大戰の勃發に至る

まで、同行は完全に爲替市場を支配してゐた。一九一八年十月、チエッコスロバキアの獨立を皮切りに奥洪帝國が分裂するや、新興の「繼承諸國」は、暫時の間奥洪銀行券を法貨として流通せしめたが、次で各自通貨の獨立を企てた。この應急手段として用ひられたのが、「紙幣捺印」(Zamputing Abstemplung)で、各國は其の領土内に流通する奥洪銀行券面に捺印して自國通貨を確認し、旁々インフレーションの防止を策した。捺印を最初に計畫したのは、ユーゴスラヴィアであつたが、之は技術的に失敗したから、事實上先づ捺印を成就したのはチエッコであつた。奥國を初め二三の國々もこの例に倣ひ、次でサン・ヂェルマン條約は捺印未済國に對しその實行を要求した。サン・ヂェルマン條約により、奥洪銀行は條約調印の翌日から賠償委員會により清算に移さるゝ事となり、奥洪銀行の清算に伴ひ、一九二〇年一月一日から同行は次の三部に分たると事となつた。(一)清算部 (二)奥太利部 (三)洪牙利部 従つて此の時から奥洪銀行奥太利部が新共和國の發券銀行として通貨を管理する事となつた。其の後一九二三年初、奥太利國立銀行が創立せらるゝに至つて、奥國幣制は戰後初めて基礎確立したのであるが、新共和國獨立から奥太利國立銀行開業迄の四年間こそは奥國貨幣の暗黒時代であつた。

(二)奥太利國立銀行の創立 一九二一年三月聯合國は奥國復興に付國際聯盟に計つたが、擔保物權の解除に付難局に逢著して頓挫した。一九二二年八月奥國政府が窮餘外債募集を乞ふや、聯合國は之を拒絶しまづ聯盟の成案を得て投資の確定的保證を得るを要すると回答した。茲に於て奥國は聯盟に訴へた結果、同年十月四日ジュネーヴ議定書(Geneve Protocol)成立し、奥國通貨安定の途が開かれた。該議定書はまづ奥國の政治及び經濟的獨立を保

證し、英、佛、伊、チエック四國による外債六億五千萬金冠募集の方針を確定し、奥國政府が新中央銀行を創設し通貨及び財政の安定を成就すべき事を定めた。

國際聯盟整理案の成立に先立ち、奥國は經濟的破綻收拾の一策として獨立發券機關の創設を急ぎ、一九二二年七月二十四日發券銀行設立に關する法律を發布した。次でジュネーヴ議定書の指示により同年十一月十四日上記の法律を修正し、且つ新銀行定款を定むる法律を發布した。この二つの法律により奥太利國立銀行が新に中央銀行として設立せられた。之は政府より獨立の發券銀行を設け通貨膨脹の防遏を目的とする聯盟の計畫に基く。國立銀行は舊奥洪銀行券に對して責任を負ひ奥洪銀行奥太利部及び爲替管理局の債權債務を繼承した。同行理事會は總裁を除く外、株主の互選に係る理事を以て組織し官吏を含まない。國立銀行は二十箇年の發券獨占權を有し、政府乃至公共團體は爾後紙幣發行を許さず、對價として金又は外貨を提供するに非ざれば國立銀行より貸上金を得る事が出来ない定めとなつた。發券準備として銀行券派通高及び一覽拂債務總額より政府貸上金を控除せる金額に對し、二〇%から漸次三三%に達せしむべき正貨準備を要する。正貨準備たるは金及び價值安定せる外國通貨、外國手形である。其の餘は左記の保證準備を要する。

(一)割引手形 (二)外國通貨(正貨準備として) (三)外國手形(國債として割引) (四)奥國補助貨幣(內在價值に上) 但し五箇年間の過渡期中は、定款に規定する動産擔保貸付をも保證準備中に繰り入れることが出来る。

金貨兌換は理事會と政府が後日協議決定すべきものとし、其の時まで銀行券は強制法貨と認められる。國立銀行は兌換制度の恢

復をみる迄その銀行券の價値を金本位國又は貨幣價值安定せる國に對して、絶體に現在以上低落せしめざる様一切の手段を講ずべき責任を負ふ。此の目的により同行はその營業開始に當り爲替管理局を併合した。

(三)幣制改革 一九二四年末奥國は新に貨幣單位としてシリンド(Schilling)を採用した。是は金本位へ移行する準備として、價値下落著しいクロイネ銀行券の不便を匡正する爲であつた。對米相場は二年來七一・〇六〇クロイネに安定し、この相場は略々一四・四〇〇紙幣クロイネ一金クロイネの比率に當つた。そこで一シリンド一萬クロイネとし、その限度まで金クロイネを切下げることとなつた。シリンド本位法は一九二四年十二月二十日に公布せられたが、實際にシリンド貨幣が市場に表はされ一般取引計算に用ひられたのは一九二五年三月一日からであつた。この法律によれば(一)クロイネに依る計算を廢し新にシリンド計算を用ひ其の換算比率は一萬クロイネ一シリンドとす。一シリンドを百グロツシエン(Groschen)に分つ。即ち、一シリンドは純金〇・二二七二〇八六瓦を含む。(二)政府公共團體設計は一九二五年六月末迄に新計算に改む。(三)政府は一〇〇及び二五シリンド金貨を鑄造。その品位九〇〇。(四)造幣局は自由鑄造を許す。(五)國立銀行は兌換義務を負ふ。(六)舊奥洪國のクロイネ金貨は一九二五年末を以て法貨たる性質を喪ふ。

銀行券の金貨兌換は未だ行はれず、その時期は政府と國立銀行理事會の協議に俟つべき事となつてゐる。事實に就ては外國爲替を以て兌換し、何等對外支拂に支障も見ない。従つて現在の奥國幣制は金爲替本位であり、その安定の軌範に従へば、「弗爲替本位」と云へる。

オープンマーケット・オペレーション

Open-market Operation

之は「一般市場取引」又は「公開市場取引」と譯されてゐる所の、中央銀行金融政策の一つである。即ち中央銀行が手持の証券を市場に賣買する事に依つて通貨數量を統制する金融政策である。中央銀行が手持証券を市場に賣却する時は、それだけ市場の資金を引上げることになり、通貨を收縮する結果になる。反對に証券を市場から買上ぐる時は、中央銀行から資金が市場に出て行き、通貨量の増加となる。故に中央銀行にして金融を引締めんと欲する時は証券を賣却し、金融を緩漫ならしめんと欲せば、証券を買上ぐればその目的を達するわけである。中央銀行の賣買すべき証券には銀行引受手形及政府証券があるが、中央銀行が積極的に賣買を行ふ証券は、政府証券であるのが普通である。従來、中央銀行の金融政策と云へば、割引政策に限らるが如く考へられ、時に殆んど意識せずして割引政策の補助的手段として行はれ、オープンマーケット・オペレーションなる獨特の政策として充分認められてゐなかつた。然るに米國が聯邦準備條例を發布し、その第十四條に始めてオープンマーケット・オペレーションに關する規定を設け、その後、有效なる金融政策としてその機能發揮せしむるに至つて、漸次一般の認むる所となつた。

(一)米國聯邦準備制度に於けるオープンマーケット・オペレーション 「聯邦準備制度」の項参照。

(二)英蘭銀行のオープンマーケット・オペレーション 英蘭銀行は一九二八年「政府紙幣並銀行券條例」を制定して政府紙幣と英

蘭銀行券を合併した機會に、その週報の内容に改良を加へ、銀行部の週報面の手持証券を示す科目を「政府証券」と「其他証券」の二つに分ち「其他証券」を更に「割引貸付」と「證券」に細分した。故に後者の「證券」と「政府証券」の合計を見る時は、英蘭銀行のオープンマーケット・オペレーションの状況を知ることが出来る。

(三)日本銀行のオープンマーケット・オペレーション 日銀は單に國債の賣買に依るオープンマーケット・オペレーションを考へられるが、オープンマーケット・オペレーションは通貨量の調節を目的とするものでなければならぬ。然るに日銀は國債市價の調節を目的に賣買を行ふ場合が少なくない。此等は金融政策としてのオープンマーケット・オペレーションとは云へない。故に日銀週報面の「公債」科目の變化が、すべてオープンマーケット・オペレーションの反映とは考へられない。

オープスト(ゲオルグ) Georg Obst

最もよく我國に知られてゐる獨逸の金融學者であり、ブレスラウ大學教授である。代表的著述は一九〇〇年出版の「貨幣・銀行及取引所論」Geld, Bank und Börsenwesen である。又一九一四年に「銀行業務論」Das Bankgeschäft なる力作を出版した。獨逸語の銀行論として最もよく我國でも讀まれてゐる。

恩賜公債

我が五分利公債のうち、朝鮮に於ける臨時恩賜に充つるため「恩賜公債」なる四字を刷入れて發行されたものである。

和蘭の貨幣制度

(一)大戦中及後 歐洲大戦前の和蘭貨幣は事實上金本位であつた本位貨幣「グルデン」Gulden は九〇〇品位の金〇・六七二瓦を含み、米貨弗に對する平價は一グルデン＝四〇・一九六仙であつた。金貨は小額の手數料を以て自由鑄造を許され無制限法貨であつた。銀貨は九〇〇品位で補助貨幣であるがその或物は無制限法貨であつた。和蘭に於ける發行權は唯一つ和蘭銀行に與へられてゐる。同行は一八一四年の設立にかゝり、資本金二千萬盾の株式會社であるが、總裁は國王の任命する處で政府は其の利益金に參與權を有してゐる。和蘭銀行券は無制限法貨であつて金若しくは銀に兌換せられた。發行準備として和蘭銀行はその一覽拂債務に對し金若しくは銀を以て最低四〇％の準備を規定されてゐた。金銀の配分には別段の規定はないが事實上銀は極く小額に限られた。和蘭銀行は國庫事務を管理し、政府に對する一時貸上金は千五百萬盾迄無利子で融通すべき定であつた。開戦直後の影響として爲替の逆潮、金流出の危険を生じ、茲に幣制上の變動が行はれた。その主なるものを列記すれば左の如くである。

(一)金輸出禁止 一九一四年八月八日、同日勅令により私人勸定に於ける金貨(金貨鑄造過程上)の輸出禁止。後、一九一七年四月七日勅令により如何なる形態たるを不問總て金屬の輸出は禁止せられ、茲に金は一般的に輸出禁止をみるることとなつた。

(二)兌換停止 一九一四年八月三日の法律により和蘭銀行の金兌換義務停止は行政處分により之を行ひ得る事となり、即日實行せられた。

(三)正貨準備規定變更 一九一四年七月卅一日の勅令により和

蘭銀行がその一覽拂債務に對して保有すべき法定正貨準備最低額は從來の四〇％から二〇％に引下げられた。

(四)緊急通貨の發行 (a)自治體紙幣發行 大戦勃發による恐慌を救済するため、アムステルダム及びロッテルダムを初め三十の自治市は和蘭銀行と協調の上緊急紙幣の發行を許可せられた。之は法令違反であるから恐慌状態の鎮靜と共に回收せられた。(b)政府紙幣の發行 大戦初期政府は和蘭銀行と協定の上、和蘭銀行券より小額面の政府紙幣を發行するに至つた。蓋し銀貨が次第に流通場裡より減少し之が補充の必要を生じた爲である。政府紙幣は無制限法貨であつて一般に「銀券」と呼ばれ、五、二瓦及び一盾の三種である。之は暫定的性質のもので、事實また其の數量は通貨流通額の大勢を動かす程多額ではなかつた。

(五)金本位復舊 一九二四年末から和蘭の爲替は平價に回復し事實上の金爲替本位を維持し、經濟界の諸事情も略々大戦の創傷から回復したから、一九二五年四月二十八日、英國の金本位復舊と日を同くして、和蘭通貨も亦金本位に復歸するに至つた。その要項を示せば左の通りである。

(一)一九二五年四月二十九日以降、追て何等かの決定あるまで私人勸定に於ける金貨及び金地金の輸出を免許する權限を商工大臣に賦與す。

(二)一九一四年の銀行券兌換停止命令を廢止し和蘭銀行は純金一キロ瓦＝一六五三・四四盾の割合を以て金地金(金貨)を賣却する義務を負ふ。但し國內の需要に就ては兌換の請求に應ぜず、金拂下は和蘭銀行當局の意志に委ねられ、爲替相場が金平價を越ゆる場合に於て外國に輸出する目的の明かなる場合のみ之を行ふ。但し和蘭への金輸入を許す諸國に限り、且つ和蘭銀行は金輸送を

管理する権限を有す。
 和蘭の金本位復歸は完全なものではなく、一般に國內に於ける金貨流通は自由ならしめず、又輸出に關しても和蘭銀行が自から一種の監督權を行ふ點に於ては英國の施設と同様な條件付である。兌換の形式に於ても英國と同様な金塊本位を採つたが、和蘭銀行には金購入義務なく更に法貨たる銀貨は依然存續してゐるから、形式上未だ兩本位の痕跡は全く失せたと云ふを得ない。換言すれば和蘭は戦前の貨幣制度に復歸したのであつて(金輸出に關する制限を除き)嚴密な意味に於ける金本位を採つたものではない。乍然、一九二六年十一月に至つて國內金貨流通を開始したから、和蘭は爾後事實上の金貨本位國となつた。

か

買 爲 替

之は爲替銀行の立場から、取引先より爲替手形を買入れることにして、買入れる手形は逆爲替手形及輸出荷爲替手形である。賣爲替手形が銀行手形たるに對し買爲替手形は個人手形又は商人手形である。

外 貨 邦 債

外國貨幣を以つて額面金額を表示せられ、外國に於いて發行せられたる公社債を外貨邦債又は單に外債と謂ふ。
 現在の外債は左の通りである(昭和七年三月現在)

(イ)米貨債

銘柄	債 還 期	利 拂 期
	昭和年月日	月日 月日
▲○六分半利付米貨債	三、二、一	二、一、八、一
▲○五分半利付米貨債	四、三、一	三、一、二、一
▲政府保證横濱市六分利付米貨債	三、三、一	六、一、三、一
▲政府保證東京市五分半利付米貨債	三、三、一	四、一、一〇、一
▲政府保證東京市五分半利付米貨債	三、三、一	三、二、五、一
▲政府保證東洋拓殖六分利付米貨債	三、二、一	五、一、一、一
▲政府保證東洋拓殖五分半利付米貨債	三、二、一	一、一、七、一
▲政府保證臺灣電力五分半利付米貨債	四、七、一	三、二、五、一
▲○宇治川電氣七分利付米貨債	三、三、一	三、二、五、一
▲○東邦電力七分利付米貨債	三、三、一	三、二、五、一
▲○東邦電力六分利付米貨債	三、三、一	一、一、七、一

- ▲○大同電力七分利付米貨債 一、九、八、一
- ▲○大同電力六分半利付米貨債 三、七、一
- ▲○東京電燈六分利付米貨債 六、二、五、一
- ▲○日本電力六分半利付米貨債 六、一、一、一
- ▲○東京電氣六分半利付米貨債 六、一、一、一

(ロ)英貨債

- ▲六分利付英貨債 三、七、一〇、一
- ▲五分半利付英貨債 四、三、一
- ▲第一回四分利付英貨債 六、三、三、一
- ▲第三回四分利付英貨債 四、六、一
- ▲五分利付英貨債 三、三、三、一
- ▲政府保證東京市五分半利付英貨債 三、三、三、一
- ▲東京市電氣事業五分利付英貨債 三、七、九、一
- ▲政府代元第四回南滿四分半利付英貨債 二、一、二、一
- ▲大阪市五分利付英貨債 二、四、五、一

(一)外貨邦債の特色 (イ)課税關係。外貨邦債には本邦法律に依る公社債の利子に對する五分の所得税は源泉課税として賦課せられて居ない。(ロ)安全性。元來放資の第一要件は元利金の支拂確實なることである。外貨邦債は海外の金融市場特に倫敦、紐育の如き國際市場にて募集せらるゝものなれば、信用確實なるを要する。國債以外にても南滿洲鐵道株式債、東京市債、横濱市債の如く、元利金支拂につき政府保證あるものがある。また社債には何れも工場財團上に擔保の設定、減債基金の制度を設定する

等、内債以上に確實安全な元利金支拂に對する保證又は擔保がある。従つて外債公債は内債と同様に官廳に對する諸種の保證金供託金又は延納擔保用として採用され、日本銀行見返り品として、内債と同様に有利に融通せられ、外債は米國市場にて借入金の擔保となり、近來は内地に於ても同様に融通せられて居る。外債であること、即ち元利金の支拂が外債たる點は一見不安の如き感あるも、英貨及米貨は世界的貨幣單位とまで云はれて居る最も確實なるものであるに云ふまでもない、而もその貨幣の品位の下落から生ずる放資家の受くる損失を防ぐ爲めには、元利金の支拂は必ず發行當時の貨幣分量を以て支拂ふことの特約が附してある。

(二) 外債邦債投資 貨幣價值下落の損失を免がる爲に、投資家は其の資金の一部を、我が對外貨幣價值の下落して居ない時代(高時)に外債邦債へ投資して、まづ確實なる高率収益を得、かくて我が貨幣價值が下落した際(即ち爲替相場下落及び)には、貨幣價值の下落に依る損失を免れ得るのみならず、圓貨に換元したる元利金手取額は、圓貨の下落せるだけ却て利益となるのである。

爲替相場ノ高時時ニ圓貨ヲ邦債ニ投資シタ場合……………
 …… ¥1,000.00 @40% \$400.00

爲替相場ノ下落シタ時、前ノ邦債ヲ圓貨ニ還元シタ場合
 …… \$400.00 @47% ¥1,042.10

爲替相場ノ下落ニヨル ¥1,000 = 對ナル爲替金… ¥42.10

要之、外債邦債への投資は圓貨貨幣價值下落の避難所であり、又豫防策でもある。而して外債邦債の内、英貨と米貨との爲替換算率の保證あるもの如きは、一層安全性を有するものと云ふべきである。

(三) 外債邦債の輸入換算 外債邦債は外國金融市場で發行されたものであるから、其主要なる取引市場は紐育及び倫敦である。従つて、内地市場で之を賣買する場合はその圓貨價值の基準となるものは、之等の海外市價に基く輸入原價と輸出手取額である。而して紐育市場に於ては外債邦債は五分利英貨公債と佛貨四分利公債とを除く凡ての債券が裸値段で取引せらるゝに反し、倫敦市場では凡て利含値段で取引せられるから、英貨邦債の價值の算出には之を裸値段に引直し、之に輸出入に要する費用を増減せねばならない。内地市場で外債邦債を取引するには、内債と同様に凡て裸値段で、建値は米貨債に於ては百弗、英貨債に於ては百磅である。而して、外債債を和貨又は倫敦市場にて買付ける場合には、現物受渡は輸入に要する積送日數(註三)だけ遅るゝ故に、この受渡時期に就き先物賣買の約定をする。又利乘計算は約定の際に其の日の爲替相場を以てするか、又は現物受渡日の爲替相場に依るかを約定して置く必要がある。

例一 紐育ニ於ケル六分半利米貨邦債面 \$1,000 ニキ賣買
 (裸價段)……………\$102.50

買付手数料積送費保險料等……………\$50

輸入原價……………\$108.00

日本到着後爲替決算當日ニ於ケル對米銀行賣爲替相場ヲ
 \$18 (¥100ニツキ)トスルバ

日本ニ於ケル裸價段——108.00+48.00×100 = ¥214.58圓

例二 10月11日倫敦ニ於ケル六分利付英貨公債額面

£100 = ツキ賣買(利含)97磅10先0片トスルバ……………97磅10先0片

7月11日ヨリ10月11日迄ノ利率換算……………-1.10.0

10月11日ニ於ケル裸價段……………£96.00

買付手数料積送費保險料等……………+0.10.0
 輸入原價……………£96.10.0
 11月11日ニ到着シタルモノトシテ同日ニ於ケル對英銀行賣爲
 替相場2/3ニテ決算スルモノトスルバ
 日本ニ於ケル裸價段……………2×12+0.5 = ¥945.15

外國爲替 Foreign Exchange

(一) 外國爲替とは現金を全く使用せずして、國際貸借を決済する方法であつて、その手段として外國爲替手形を用ふる。故に外國爲替に關する根本は外國の爲替手形賣買に歸する事が出来る。

(二) 外國爲替には直接爲替と間接爲替の二種がある。直接爲替とは送金國と受送金國との間に直接に取組まれる場合を謂ひ、間接爲替とは送金國と受送金國との間に第三國を介入せしめて取組む場合を謂ふ。例へば、間接爲替を取組むには、先づ第三國宛に逆爲替を取組み、他方第三國にある得意先等に依頼して相手國宛の逆爲替を取組みしめ、その手取金を以て最初第三國に宛てた手形を支拂はしむるが如き場合である。

(三) 外國爲替なる語は通俗的には極めて廣い範圍で使用され、嚴格なる意味の場合、即ち外國爲替手形の賣買に用ひらるゝ外、(1)外國爲替相場を指す場合あり、(2)外國爲替手形それ自身を指稱することあり、(3)外國爲替業務を指す場合がある。故に通俗的に使用されてゐる場合は、前後の關係よりその何れかに解釋する外仕方ない。

外國爲替相場 Rate of Foreign Exchange

外國爲替相場とは外國爲替手形が爲替取組地に於て賣買される相場である。手形の額面は通常は支拂地即ち外國の貨幣を以て之を表示するものであるけれども、之が賣買に當つては自國貨幣を以てする故に、其相場は一國の貨幣と他國の貨幣との比率によつて表はされる。故に外國爲替相場は他國の貨幣を以て表はされた一國貨幣の價格であると謂つても差支はない。

(一) 相違の建方 外國爲替相場の建方には二種ある。一は自國貨幣を基礎即ち不動部とし之に對し外國貨幣を動部として相場を建てるものであつて、之を受取勘定相場 Rate of Receiving Accounts 又は外貨建相場 Rate in Foreign Money と云ふ。例へば我國に於て倫敦宛の或種の爲替相場を建つるに當り、一同に付き一志十片四分の三、又紐育宛の或種の爲替相場を建つるに當り、百圓に付き四十六弗八分の一などと云ふが如きは之である。他は外國の貨幣を基礎即ち不動部とし、自國貨幣を動部として相場を建つるものであつて、之を支拂勘定相場 Rate of Giving Account 又は邦貨建相場 Rate in Home Money と云ふ。例へば我國に於て香港宛の或種の爲替相場を建つるに當り、百弗に對し百十六圓二分の一などいふが如きは之である。而して爲替相場は何れの場合に高くて、何れの場合に低いかと云ふに、受取勘定で建てられた場合には爲替相場は動部の數字の大きい程廉く、其の小さい程高い。支拂勘定で建てられた場合にはそれと全然正反對に、動部の數字の大きい程高く、其の小さい程廉い。然るにも拘らず、銀行、新聞、商況報告は勿論多くの著述にあつても、相場の建方が受取勘定であると支拂勘定であるとを問はずに、常に動部の數字の大きい時は爲替相場は高いといひ、反對のときは廉いといふのを例とするも、是は無學誤謬である。尙右同様の建方中支拂勘定

は近來諸國の一般に採用するところであるが、英國及我國は原則として受取勘定を使用してゐる。

(二)相場變動の原因 外國爲替相場は絶えず變動するがその原因には種々あり、就中最も重要なものは外國爲替手形の需給關係である。

(一)爲替手形の需給關係 一國の外國から受取るべき總額が外國へ支拂ふべき總額と偶々相等しい時は、外國爲替手形の供給と需要とは相殺され、相場は兩國の法定平價若しくは貨幣換算比率によつて決定せられて所謂平價を保つだらうが、一國の外國から受取るべき總額が外國へ支拂ふべき總額よりも大であるときは、外國爲替手形の供給は需要を超へ、隨つて爲替相場は平價よりも下落すべく、反之、一國から外國へ支拂ふべき總額が外國よりも受取るべき總額よりも多い場合には、手形の需要が供給を凌駕し、爲に爲替相場は平價を超へて騰貴するであらう。要之、手形の相場は其供給が需要を超える場合には下落し、反對の場合には騰貴するものであつて、相場の數字は前者の場合には支拂勘定では平價以下に小となり、受取勘定では平價以上に大となるに反して後者の場合には支拂勘定では平價よりも大となり、受取勘定では平價よりも小となるのである。

爲替は手形の需給關係によつて變動するも、その變動は需給が過不足なく一致した時の相場を中心として上下する。此の標準相場は兩國の本位貨幣の實價の比例に符合すべく、之を爲替相場の平價(Par)と云ひ、手形の需要が供給に超過する時は「打歩」(Premium)を以つて取引せられ、之を「逆」(unfavourable)又は不利と謂ひ、反對に供給が需要に超過する時は「割引」(Discount)を以つて取引せられ、之を「順」(favourable)又は利と謂ふ。

(二)國際貸借決済の時期 一國の輸出入は季節的に變動するを常とする。従つて貿易の季節的變動に従つて爲替相場も變動する

(三)物價 一國の物價が他國に比して低位にあり又は下落する場合は爲替相場は上騰し、反對の場合は下落する。

(四)政治的經濟的安定 一國の政治狀態が安定を缺く時は對外信用の失墜となり、又その國の財政經濟的の基礎が安定しない時は資本の海外の流出となつて爲替は下落せざるを得ない。

(五)金銀比價の變動 銀本位國が存在してゐる以上、銀本位國と金本位國間の爲替相場は、金銀比價に依りて變動するは當然である。

(六)金利の變動 國際的に資本は低金利の國より高金利の國に移動するが原則である。例へば期間付爲替手形の買入は外國の金利を標準として賣爲替より高き相場にて安く買入れるが、内國の金利は爲替資金の原價を支配するが故に、爲替相場は外國の金利を目安とすると同時に、内地金利の高低によつて變動する。

するにも拘らず、需要は減少することになり、其國に於ては爲替相場は下落を見るやうになる。

(七)金銀輸出禁止 金銀輸出禁止も亦外國爲替相場變動の原因となる。一國が法律を以つて金銀輸出禁止を強行するのは主として戦争、恐慌其他の事變に因つて經濟界が大變調を來した際、國內の信用を維持せんとする場合に見るものであるけれども、其外に尙票貨又は不換紙幣の流通により良貨又は正貨の國外に流出する虞れのある場合にも起つてくる。一國に於て金銀輸出禁止が斷行されるときは、其國から外國へ支拂を爲さねばならぬ者は、其支拂を行ふが爲めには通例は自ら物品を買入れて積送するか或は手形を買入れて送附する以外には途がないが、物品積送の手段が行はれない限り、又其國が他國より多額の支拂を受け得る地位になり、斯る際には其國の爲替相場は自ら騰貴すべく、相手國に於ては全く反對の理由によつて爲替相場は下落を示すであらう。

外國爲替手形 Foreign Bill of Exchange

外國爲替手形は、國際貸借の決済要具であつて、一の支拂指圖證券に外ならない。即ち振出人が受取人に一定金額を支拂ふべく支拂人に指圖する爲替手形である。併し振出人が海外にある支拂人に直接に手形を送るものではなく、先づ仲介者たる爲替銀行に賣却する。換言すれば、貨物の賣手は振出人にして買手が支拂人であり、而して支拂人が手形の所持人即ち受取人に對して其手形面金額を支拂ふ時には、之がために買手は直接に賣手に貨物代金を支拂ふ事なしに、第三者たる爲替銀行に對する支拂によりてその債務を完済し得るのである。此の第三者即ち手形所持人たる仲

介者は、貨物の賣手によりて振出されたる各種の爲替手形を集め之を以つて貨物の買手が海外に送金せんとするの資金を調達し、かくて相互貸借の一團は一枚の手形の交換により決済せられる。爲替手形は普通正副二通を發行し、正を第一券 First of Exchange と稱し、副を第二券 Second of Exchange と稱し、兩者を併せて「組手形」(Set of Bills)と謂ふてゐる。第一便を以つて正手形と正附屬書類を海外支拂地の支店又は取引先銀行に送り、第二便を以つて副手形及副附屬書類を郵送し、途中の紛失及延滞に備へるのである。

外國爲替手形は各標準に依りて次の如く分類される。

- (一)期限を標準とする區別。(イ)一覽拂手形又は參着拂手形、(ロ)定期拂手形。
- (二)爲替銀行の賣買を標準とする區別。(イ)賣爲替又は送金爲替、(ロ)買爲替又は逆爲替。
- (三)信用を標準とする區別。(イ)銀行手形、(ロ)商業手形又は商人手形。
- (四)擔保の有無に依る區別。(イ)信用手形又はクリーン・ビル、(ロ)荷爲替手形。
- (五)額面貨幣に依る區別。(イ)邦貨手形、(ロ)外貨手形。
- (六)信用狀の有無による區別。クリーン・ビル及荷爲替手形は又夫れ信用狀付きか否かに依つて夫れ／＼信用狀付クリーン・ビル Clean Credit Bill と單なるクリーン・ビルと、信用狀付荷爲替手形 Documentary Credit Bill と單なる荷爲替手形に分たる。
- (七)爲替の取組方による區別。(イ)直接手形 Direct Bill とは直接爲替に用ひられるものであつて、金銭受授の關係を有する兩國間に於て直接に取組まれる手形を謂ふ。例へば我が國の輸出商

が英國の輸入商に貨物を積送し、其代金に對して右英國輸入商に宛て、爲替手形を振出す如きは之である。(ロ)間接手形 Indirect Billとは、間接爲替に用ひられるものであつて、金銭受持の關係を有する兩國間に於て取引が頻繁でない爲め、或は又その他の事情により、一國より他國に宛て、直接に振出された手形の需要が非常に少いとき、若くは一國より他國に宛てた爲替の相場が或る理由から不當に高い時に、第三國をして爲替の媒介者たらしめ、該第三國に宛て、振出された手形を謂ふものである。

外國爲替取引

外國爲替は爲替銀行を通じて行はれる。外國爲替の賣主と買主との間に直接取引せらるゝことはない。外國爲替の賣主とは外國爲替の供給者であり、外國に對して金銭上の請求權を有するものであり、買主とは外國爲替の需要者であり、外國に對して支拂をなす義務を有するものである。爲替銀行は此の賣主と買主との間に介在して爲替需給の調節をなすのである。

(一)外國爲替取引は爲替銀行の立場から見ると「賣爲替取引」と「買爲替取引」とに分つことが出来る。爲替銀行にとつて外國爲替はその賣買すべき商品なのである。賣爲替取引とは外國爲替、即ち外國貨幣外國爲替手形又は電信爲替を需要者に賣渡し、その代價として自國貨幣を受入れる取引である。買爲替取引とは銀行が外國爲替を受入れて代金として自國貨幣を供給者に引渡す取引である。

(二)外國爲替取引は發生原因から見て「他動的取引」と「自動的取引」に分つことが出来る。他動的取引とは、その發生原因が相手方から要求せられたもの、例へば銀行が海外送金者又は海外

より資金を取寄せんとする者のために爲替手形なり電信爲替を賣買し、又輸出業者の求めに應じて取組む爲替はすべて之に屬す。

自動的取引とは發生原因が銀行自身の創設するものであり、即ち爲替銀行が自ら爲替市場に出場して爲替の賣買をなす場合などこれである。自動的取引の第一の例は爲替買買の不均衡調節を目的とする場合である、即ち爲替銀行は貿易季節等の關係により、爲替の賣超過又は買超過となり、賣超過の時は海外資金に潤滑を來し、買超過の場合は資金のダブ付となり、爲替業務を圓滑に遂行出來なくなる故に、爲替銀行は自發的に賣超過即ち賣持ち、又は買超過即ち買持ちに對して夫れ々反對の取引を行つて買埋め又は賣埋めをなして、持高(賣超過)を決済しなければならぬ。此の爲替の「賣埋め」又は「買埋め」を「カバー」と謂ふ。

第二の例は資金移動のために行ふものであつて、我國の遊資を米國に移して活用するとか、低利國の資金を高利國に投資するとか云ふ場合に行はれる。第三の例は爲替思惑のためであつて、將來起るべき相場の變動を豫想して賣買を行ひ、後之を轉賣、買戻に依り利益を得んとする取引である。

爲替の受渡の時期を標準として現物取引と先物取引に分つ。現物取引とは爲替買買契約成立と同時に受渡が行はれる取引であり先物取引とは賣買契約成立と爲替の受渡の間に通常一ヶ月及三ヶ月の期限が置かれる取引である。而して先物取引に於いて受渡期到來の際賣方と買方協議の上賣買契約を取消することがある。之を「解合ひ」と謂ふ。又期限到來しても爲替を引取る代金の調達が出來ざるか、受ける必要なくなり將來に受取るを有利とする場合に、契約の期間を繰延べることが出来る。之を「繰延べ」「棄替へ」又は「チェンヂ・オーバー」と謂ふ。

外國銀行支店(本邦)

現在、我國に支店を設けて營業してゐる外國銀行は左の通りである。

名 稱	支店所在地
一、香港上海銀行(又ハ滙豐銀行) Hongkong & Shanghai Banking Corporation	横濱、神戸、東京、長崎
二、麥加利銀行(又ハ渣打銀行) Chartered Bank of India, Australia And China	東京、横濱、神戸
三、日佛銀行 Banque Franco-Japonaise	東京、横濱、神戸
四、花旗銀行 National City Bank of N. Y.	大阪、横濱、神戸、東京
五、獨逸銀行 Deutsch-Asiatische Bank	神戸
六、蘭印銀行 Nederlandsch Indische Handelsbank	横濱、神戸、東京
七、和蘭貿易銀行 Nederlandsche Handel-Maatschappij	神戸

外國債券

外國債券とはその債務者が外國にある債券であつて、内國債券に對して云ふ。歐洲大戰當時、我國は聯合國を援助する目的で、露國大藏省證券、英國國貨公債及佛國國貨公債を發行した事があ

る。この債券によつて得た資金は外國に於いて投下されるのが普通である。

開封預り

「保護預り」の項を見よ。

カウシル・ビル

「印度省證券」に同じ。

確定公債

確定公債は長期公債とも稱し、専ら繼續的效果を生ずべき事業又は非常的流動公債を整理するために發行されるものであつて、普通に謂はゆる公債は全部之に屬す。確定公債に對して短期の公債を流動公債と謂ふ。

貸 金 庫 Safe

「保護預り」の項を見よ。

貸 出

貸出とは銀行の授信業務に對する總稱であつて、廣義の貸付と一致する。貸出は「貸付」と「割引」に區別することが出来る。

割引と貸付の優劣について見るに、割引は貸付に比し優る所は(1)割引は既存の事實を基礎とした債權を得ることとなるが、貸付は將來の事實を基礎とした債權を得るものであり、従つて割引の方が確實性が大である。(2)割引は概して貸付よりも期日が短き故に、その確實性大で

あり且資金固定の危険も少なくなる。

(3) 割引手形は再割引によつて之を資金化する事が出来る。

(4) 貸付は證書又は手形の書替によつて返済を延引することがあるが、割引にはそれが許されない。

併し貸付は、その利率が割引による利率よりも幾分大であること、及び債権の確実性を知る事は貸付の方が容易である等の有利な點を有してゐる。

要するに、銀行資金の運用方法としては割引が勝つてゐるが、銀行資金を充分運用し得るだけの割引手形が存在してゐないため、貸付の方にも資金を運用しなければならぬ状態にある。事業資金を調達し、事業を興すと云ふが如き公益的立場から云つて、貸付は重要な意義を有してゐる。

貸付 Loan

(一) 廣義に解する時は、銀行の授信業務を總稱するが、一般の解釋では狹義に使用され、「割引に對してしか謂ふ。貸付は返済期限を標準として「定期貸付」と「當座貸付」とに分つことが出来る。定期貸付は更に「證書貸付」「手形貸付」に分つ事が出来る。當座貸付は「當座貸越」と「コールローン」に分つことが出来る。貸付は擔保の有無に依り「擔保貸付」「保證貸付」及「信用貸付」の三つに分つことが出来る。

(二) 貸付利率 貸付の種類に依りて利率を異にする。即ち借主又は保證人の信用厚き場合は薄き場合より低く、擔保品のある場合は無き場合より低く、期限の短きものは長きものより低い。商業銀行の不動産擔保の貸付は流動的の證券擔保貸付より高利率を原則とすれども、不動産銀行の年賦返済貸付に於いてはその性

質上比較的利低である。

貸付金庫證券 Darlehenskassenscheine

「貸付金庫」は、獨逸に於いて一八四八年以來恐慌の如き緊急時に際して設けられた制度であつて、政府の計算の下にある獨立の法人である。而して貸付金庫證券を發行して通貨として流通せしめたのである。之は一時的の緊急通貨である。その後一八六六年、一八七〇年にも貸付金庫を設置したが、最近は歐洲大戰の勃發に當り一九一四年八月貸付金庫法を制定して戰時經濟對策を講ずるに至つた。而して該金庫は有價證券及商品にして帝國銀行が擔保として採用せざる物件に對しても、貸付を擴張して非常貸付を行ふ一方、貸付金庫證券を發行し、帝國銀行及諸官廳に對する納金に對しては無制限法貨たらしめた。種類は一、二、五、一〇、二〇、五〇馬克である。帝國銀行は正貨準備として該證券を充つる事を許されてゐた。

カッセル(グスタフ) Gustav Cassel

カッセル氏はストックホルム大學の教授で、一九一六年の三月にエコノミク、ジャーナル誌に於て始めて購買力平價説を發表し、一九二〇年ブラッセルに於て國際財政會議の開かるゝに際して、覺書として作製して發表して以來、現時の雜論にある爲替相場決定の原則を發見し得た如く、天下は擧つて之に賛成し、新爲替理論として諸國に歡迎され、ロイドジョージ氏の如きは、「吾人が從來無意識的に抱懐し居たる考への全く誤れるを指摘し、吾人の蒙る啓く事甚大なるものあると同時に、貨幣の世界的混亂及經濟界の一般的不安を除去する鍵を吾人に與ふるものなり」と激賞

してゐる。その後教授は一九二二年九月の國際聯盟財政委員會に提出した第二の覺書とを纏めて「The World's Monetary Problem」なる一書となし、更に一九二三年之を敷衍して「Money and Foreign Exchange after 1914.」となして詳細に自説を論じてゐる。

カナダの銀行制度

(一) 特許銀行 Chartered Banks カナダの銀行制度は他の國に見ない特殊の組織を有してゐる。即ちカナダには中央發券銀行なるものが存在せずして、所謂特許銀行なるものがすべて發券業務を營んでゐるのである。特許銀行とは銀行條例に準據して設立した銀行に對する總稱であつて、カナダに於いて銀行と稱してゐるものはこの特許銀行のみである。特許銀行は最低資本金五十萬弗を要し、大蔵大臣の監督を受けてゐる。その業務は商業金融のみに限定されず、貯蓄預金から信託業務を取扱ひ、ある範圍内で發券業務にまで及んでゐる。各特許銀行とも一樣に發券權能を有してゐる。特許銀行は多數の支店を有してゐるが、カナダの支店銀行制度の特色は、本店と稱するものは單に多數の支店の監督統制機關であつて、何等自ら營業に従事してゐない事である。故に支店は夫れ／＼の權限に従つて活動してゐる。

特許銀行の代表的ものはモントリオール銀行(一八一七年設立し資本金五千萬弗) カナダ・ロイヤル銀行(一八六九年設立し資本金四千萬弗) カナダ商業銀行(設立して資本金五千萬弗)である。

特許を受けることは手續嚴重である所から、自然的に支店制度が發達し、銀行制度としては米國、英國の制度と共にその理想的なることに於いて有名である。

(二) 發券制度 特許銀行は拂込資本金及積立金合計並に中央金

準備庫中に保有する金貨及カナダ政府紙幣を合した總額を限度として、銀行券を發行することが出来る。但し農産物出廻期たる十月乃至翌年一月末までを限り、年五分の發行税を支拂つて最高限度の一分五厘までの限外發行を許されてゐる。銀行券發行銀行は兌換の義務を有し、各銀行は平均發行高の五分に相當する金又は政府紙幣を大蔵大臣に預託すべく、かく預託されたる貨幣の全部を「兌換基金」とし、一銀行破綻の場合に此の共同基金を以つて兌換する。各銀行の株主は株金の二倍までの責任を有し、銀行券所有者は銀行資産に對して第一先取特權を與へられてゐる。かくの如くして銀行券所有者は保護されてゐるのである。

「中央金準備庫」とは一九一三年に設けられたもので、銀行が標準流通額以上に銀行券を増發せんとする場合、その増發額全部に相當する金又はカナダ政府紙幣を預託せしむることを目的とし、四人の委員によつて管理されてゐる。

(三) カナダ銀行協會 Canadian Bankers Association 一九〇〇

年に設けられたもので、特許銀行は全部之に加入するを要する。該組合は中央銀行に相當する事務を採つてゐる。即ち、(イ)銀行券の發行、印刷、分配の監督及損傷銀行券の破棄引換、(ロ)支拂停止銀行の清算管理、(ハ)手形交換所の管理、(ニ)銀行統制問題の解決等にしてその權利義務は總て銀行條例に規定されてゐる。

(四) 特許銀行の他に官營貯蓄銀行及特許による私營貯蓄銀行信託會社及不動産抵當貸付會社がある。

株式 Share

株式とは株式會社の資本金を等分したる一單位を指して謂ふのであるが、一般的には株式を具象せる株券を指稱してゐる。

株式には普通株及優先株に分つことが出来る。普通株とは優先株を發行せざる限り、一般の株式全部が之に屬するのである。普通株には「先取普通株」preferred ordinary share と「後取普通株」deferred ordinary share の二種がある。前者は普通一般の株式であり、後者は優先株に對する普通株の如き關係にあつて、例へば特殊銀行の政府持株の如きその一例である。株式はその譲渡が禁ぜられてゐない限り質權の目的に供せらるべく、記名式の株式についての質權の設定には株式の交付を必要とする。

株式銀行 Joint Stock Bank

「英國銀行制度」の項を見よ。

株式取引所 (本邦)

(一)取引所の組織 我國の株式取引所は株式組織である。株式組織にして營利を目的として經營するのであるから、賣買取引に付き違約の生じた場合、取引所は違約者に代り相手方に其の損害を賠償する責任を負ふてゐる。之は所謂強制擔保制度であつて、取引所は賣買の擔保として賣買手数料を賣買者より徴收することをもつて營利事業の基本となしてゐる。

(二)賣買取引の種類 清算取引と實物取引の二つに分る。清算取引は差金の授受により決済をなす取引であつて、實物取引とは差金決済を許さざるものである。取引所法改正以前には前者を定期取引、後者を現物取引と稱してゐた。

清算取引は長期清算取引と短期清算取引に分る。前者は略して長期取引とも稱し、證券の契約の履行期限を三ヶ月と定め此の三

ヶ月間を三期に分ち、各月末を以つて受渡日とする三ヶ月三限制を採つてゐる。最初の一月を當限、次の一月を中限、最後の一月を先限と謂ふ。長期清算に於いて見る如く、一定の期日を定めて取引を完了する取引を限月取引と謂ふ。短期清算取引は略して短期取引と稱し七日以内を以つて契約履行期限とする取引であつて、普通に行はるゝは翌日受渡の取引である。但し短期取引は一月受渡を繰延べる事を許されてゐる。短期取引は新しき取引方法であつて、取引される銘柄も僅か數種に限られてゐる。實物取引は特別の意思表示のなき限り、その期限は賣買約定當日より起算して十五日とし、期限到來前と雖も、賣方は受渡を請求する事が出来る。

株式の他に東京、大阪兩取引所に於いては國債清算取引を開始し國債、地方債、社債及外債の賣買取引を行つてゐる。

(三)取引員 取引所内に於いて賣買取引に従事する者を取引員と稱し、取引の種類に依つて四種ある。(1)一般取引員、長期取引を主とし其他各種の取引を行ふことが出来る。(2)短期取引員、短期取引のみを行ふもの、併し實物及國債取引を兼ねることが出来る。(3)實物取引員、實物を主とし、國債取引を兼ねることが出来る。(4)國債取引員、國債取引を主とし實物取引を兼ねることが出来る。

(四)賣買物件 株式取引所に於いて賣買に附せらるゝものは國債、地方債、外國債、社債及株式であつて、實物取引上場物件については自由主義を採るも、清算取引に於いては制限主義を採り嚴重に上場銘柄を選択してゐる。

(五)賣買方法 長期取引は競賣買の方法を行ひ、夫れ／＼の限月について一定値段が定められる。短期取引に於いては競賣買を

行ふもザラ場式と稱し先づ立會の始めに賣方と買方とが値段を競り合ひ、双方合致した所で板を撃つてそれを密附相場とし、それ以後は立會時間中連續的に一口宛の賣買が成立しその度にその値段が揭示される。最後に至つて再び賣買双方の競り合が行はれて大引相場が定まる。

實物取引は主として仲買店の店頭で行はれ、その方法は相對賣買である。

(六)證據金 賣買取據金には、本證據金、割増本證據金、追證據金、増證據金、豫納證據金があつて、取引所が取引員より徴收すべく、取引員は之と同様の委託證據金を委託者より徴收する。

(七)受渡 清算取引に於いて轉賣買戻をなさざる時、又は轉賣買戻の結果差引残玉ある時、若くは短期取引に於いて繰延をなしたる時は、その約定期日若くは該決済日に至り受渡を履行しなればならぬ。實物市場に於いては轉賣買戻を許さざる故に、約定期日に至り賣買共に悉く受渡を履行せねばならぬ。

(八)違約賠償 賣買者にして受渡を履行せず又身元保證金其他の取引所の立替金を納入せず又破産の宣告を受けた時は取引所は之を違約處分に附し、同時に被違約者に對し賠償又は辨濟をなす。長期取引にありては取引所に於いて擔保の責任を負ふもの故に、其の違約に關し取引所は完全に損害を賠償するものであるが、短期取引及實物取引は取引所に於いて擔保の責任なき故、違約の生じた場合取引所は、その違約者の現に納入せる證據金其他總計算上の剩餘金の限度に於いて辨濟をなすものである。

(九)證券金融 「早受渡制度」の項参照。

過 振

「當座貸越」に同じ。

貨幣 Money

貨幣の本質に關しては種々の説があつて一致してゐない。故に「貨幣とは貨幣の機能を有するものなり」Money is that Money does. と云ふ定義が、最もよく貨幣の本質を現はしてゐる。故に貨幣の機能の何たるやを知る事が、即ち貨幣の本質を知ることになる。

(一)貨幣の機能 (イ)交換の媒介 Medium of Exchange (ロ)價值の尺度 Common Measure of Value (ハ)價值の標準 Standard of Value (ニ)價值の貯藏 Store of Value

(二)貨幣の學說 貨幣學說とは貨幣の本質に關する學說であつて「金屬學說」と「名目學說」とに分れてゐる。

(三)一般に解せられてゐる貨幣の學說 貨幣論上貨幣の本質に對して定義を與へることは困難であるが、而も尙日常用語として「貨幣」なる語を使用してゐる。この場合に於ける意味は、鑄貨、紙幣及び預金通貨を總括したものと解して好い。此の場合に於ける貨幣は、通貨と云ふ語と同じで兩者に區別はない。貨幣を狭義に解して鑄貨のみに用ひて紙幣に相對せしむる場合がある。日用語としては全く各人により濫用され、一定の定義の下に使用されてゐない。

貨幣價值 Value of Money

貨幣價值とは、その貨幣にて交換し得る他の財貨の分量であり略言すれば貨幣の購買力に外ならぬ。而して貨幣購買力は之を購買される財貨の方から云へば「物價」である。砂糖一斤三十錢であ

るとすれば、貨幣の購買力即ち貨幣三十銭の價值は、之を砂糖にて表示すれば一斤と云ふことになる。

然るに歐洲大戦後各國が金本位を停止し、對外爲替の下落に鑑み、貨幣價值に關して一層根本的な研究を行ふに至り、貨幣價值を「對内價值」と「對外價值」に分つて考へる様になつた。

(イ)對内價值 貨幣の對内價值とは一國の貨幣のその國內に於ける購買力である。換言すれば國內物價に外ならぬ。

(ロ)對外價值 之は一國の貨幣の他國に於ける購買力であつて之を測定する重要な標準は外國爲替相場である。故に貨幣の對外價值は即ち爲替相場なりと一般に通用されてゐる。「圓貨」の對内價值は我が物價指數によつて知るべく、その對外價值は對米爲替相場にて知ることが出来る。

貨幣國定説 Blanche Theorie des Geldes

名目説の代表的なもので、一九〇五年ストラスブルグ大學教授タナップ Knapp により唱導されたものである。タナップ氏は從來の金屬學派の説く貨幣學説を「國家を無視せる學説」と呼び所謂貨幣國定學説なる新説を立て、貨幣論上金屬學派に對立して始めて名目學派の反旗を打ち立てたのである。曰く「貨幣は法制的產物であつて、國家が法律を以て規定せるものゝみは貨幣である。獨逸に住む人々は日常生活に於て獨逸の貨幣を有し、英貨又は佛貨を用ふる事はない。これ即ち獨逸の貨幣は獨逸の國家が定めたものであつて其の國家の範圍では法制的力により流通するからである。貨幣の流通は國家の統治權内に限られ、二國以上が共通の貨幣を使用するは國家間の契約に依りて融通範圍を擴張したるものであつて、此の範圍内に於ては貨幣の流通より見て只一國が存

在するのみである。貨幣は國家の制度であるから、國家を離れては存在理由を説明し能はないのである。國家の法制が貨幣として認むる以上は、實質が金なると銀なると將又紙なるとを問はない金屬學派の人々も紙幣を認むるがそれは金と兌換し得るからである。然るに財政に苦しみたる十九世紀末の英國の如く政府發行の紙幣は之に對する兌換準備なき爲め、不換紙幣たるに至りし際、此の不換紙幣を金屬學派は如何に説明するか、不換紙幣も一國內に流通する以上は之を貨幣と云はねばならぬ。蓋し金屬學派は眞理の半面を見たるのみであつて、未だ全體を捉へたりと云ふ事は出来ぬ。國際上に於てはその貨幣關係上に貨幣が用ひらるゝ様であるが實は然らず、國際間には單に商品として金銀が使用せらるゝものであつて、假令一國に於て貨幣として鑄造せられたる物も、國際關係に於ては此の實質たる純分のみが目的となるのである。即ち國際間には商品のみ存在し貨幣は存在しない、貨幣は國內的のものであつて、その國家の法制に依つて定まるものである」と論じ、貨幣學説としての一新機軸を開いたのである。

貨幣數量説 Quantity Theory of Money

(一)貨幣數量説とは貨幣の數量の増減に依つて物價を騰落せしむるとなす學説に對する總稱であつて、必ずしも明確なる定義があるわけでない。一つの學説として始めて大成したのは英國のジョン・ロックであり、其の後リカルド、ミル等に依つて祖述され、近時各國の有名なる學者に依つて唱導され、米のフィッシャー教授は之を交換方程式に依り組織立てた。

(二)P氏の貨幣數量説 今假に一斤三十銭の砂糖が十斤賣れたとする、するとこの賣買を次の様な方程式で示すことが出来る。

$$30 \times 10 = 300$$

世の中には、かうした種類の取引が多數集つてゐる。

而して此の式の左側の數字は、世の中の無數の取引の數だけ殖やして行くことが出来る。

かうした取引と金額を次の様な式に書き直すことが出来る

$$S = \sum PQ$$

Pは各商品の市價、例へば砂糖の三十銭、米の二圓などを示すものであり、Qは賣買數量を示すものであり、此のSはSが取引された金額の全部を示すものであり、Sと同額になる。

一ヶ年の商品の取引總額を其國の通貨流通高から計算しようとするれば、流通高に、使用された度數を掛けた金額になる。今、通貨流通高をMを以つて示し、使用された回数(之を流通速度)をVを以つて示すと、さきのSはMVと書きかへることが出来る。即ち

$$MV = \sum PQ$$

と云ふ方程式になる。Mは一定期間内に賣買された商品の取引總額であり、之は商品の取引量に各商品の價格の總平均を掛けたものと考へることが出来る。Pを價格の總平均、Qを取引量とすると、今までの方程式は

$$MV = PQ$$

と書きかへることが出来る。

此の結果即ちV(流通速度)とQ(取引)に何等の變りがないのに、M(貨幣數量)が増加するか又は減少するかしたら、Pも之につれて増加するか減少するかしなければならぬ。

又MとQが變化しないのにVが増減したと云ふ時、矢張りPは同じ割合にて増減する。

現在の經濟社會では、貨幣流通高として當座預金を無視するこ

とが出来ない。之を現金とは別にしてM'とその流通速度をV'とする。今までの方程式は次の様になる。

$$M'V' + MV' = PQ$$

此の式は次の様に改めても同じことである。

$$P = \frac{M'V' + MV'}{Q}$$

Pは各商品の平均價值、即ち物價であり、M'V' + MV'の何れかの變動に依つてPが變化する。即ち物價は貨幣の量が増すか、減るか流通速度が速くなるかおそくなるか、又取引量が増加するか減少するかに依つて變化する。

故に物價を變動するには此等の要素の何れかゞ變動すればよいことになる。此等の項目が變化することに依つて直接物價たるPが變化する他に、此等の項目を他の原因で左右し、之が延いてPを動かすと云ふ事もあり得る。

第一にMに就て考へるに、例へば正貨が一國へ流出したとする、當然その國の通貨の量が減少し、正貨が流入したら通貨の量は増加する、又金が産出されてもその大部分が、工業方面の消費に使はれて了ふか貨幣として使用せらるゝかに依り、通貨の量は著しく異なる。又その國の貨幣制度と云ふものが通貨の量を左右する。我國や英國の様に屈伸制方法をとつて銀行券を發行してゐる國は、佛蘭西や米國の様な比例準備方法をとつてゐる國から比べたら、その銀行券の量の受ける制限は窮屈である。

M'である當座預金は銀行制度と深い關係があり、銀行制度の發達してゐる國とそうでない國とではその量が大變異なる。M'は信用の量とも考へられ先進國になるだけ其量は非常に増加する。

流通速度のV'は習慣や交通機關の發達により、流通の速度が

速くなる。

取引量であるQは、生産及消費の状態に依つて先づ左右される自然資源の豊富であり、技術が進歩し、資金の圓滑に行はれる所では生産が盛になり、又消費者の購買力の増加慾望の向上等依つて消費が増加すれば商取引は活潑になつて来る。最後に交通機關が發達すれば、商品の分配が速かに行はれ取引量は増大する。右に述べた様な色々な原因でM、M'、V、Qを左右し、之が更にPを變動せしむると云ふ結果になる。

然るにたとへばM一つが、即ち通貨の量が増加しても、Vが減少するか、又はQが増加したら物價のPには何の變化も起らないと云ふ疑問が起る。即ちM、V、Qなどに變化が起つても、M、V、Q同志で都合ついでればPは變らないと云ふのである。

併しながら、此の各項目の間にはある關係が存在して居て、Mの増加の場合には先づPの増大となるのである。

第一にM、M'との關係を見るに、M'は常にMと一定の割合を保つ傾向を持つ、之は銀行の支拂準備を法定してある所がある事實でもわかる。故にMとM'とは略その増減の率を同じふして動くものと考へられMとM'が相反する方向に動くこと云ふことは先づない。次に流通速度であるVは人口、習慣、又は交通機關によつて左右されるのが普通であり、貨幣量即ちMの數量に依つて左右されることは先づない。

最後に商品取引量であるQは自然資源、生産、技術、消費、交通機關等に依りて主に左右され、Mが急に増減したからとて、之に伴つてQが變動するとは考へられない。

故に今Mが二倍に増加した場合M'も之につれて同じ割合で膨脹するだけで、V、V'及Qは何等變化しないので、結局Pが二倍にな

ることになる。要之、通貨の量が膨脹したら先づ物價が騰貴し、通貨の量が減少したら直ちに物價が下落すると云ふことになる。

(三)數量説に對する反對論

(イ)獨逸に於けるリーマン(Lachmann)は三つの點に於て數量説に反對してゐる。即ち第一は數量説の根本思想は物質的經濟觀である。數量説に依れば一國の貨物の總計は貨幣の總計と對立してゐる。併し貨幣の總計に對立するものは貨物の總計ではなくして欲望の満足である。貨幣は貨物のみならずして殆どすべての欲望を満足せしむるものであつて、貨幣の數量と貨物の數量と對立せしむるは誤りであるとしてゐる。第二に、數量説は貨物の價値を貨幣を以て客觀的に表はし得るとしてゐるが、本來價値なるものは主觀的にして到底客觀的に表はし得るものでない。第三に、數量説は貨物と貨幣の交換あれば此の兩者は等價なりと考ふるも、之は重大なる誤謬であつて、苟くも交換が行はるゝは双方利益を得んとするがためであつて、甲にとつては貨幣の方價値多く、乙にとつては貨物の方價値多きを以て交換行はるゝもので、兩者は決して等價のものではない。右の三點が此の反對論であつて之は氏の特徴たる心理的主觀經濟學より出でたる意見である。

(ロ)代表的反對論者にラフリン氏がある。ラフリン氏は嘗てシカゴ大學に經濟學教授たりし事あり、現在は辭して名譽教授の地位にある人で、氏の説く所は物價の變動は數量に依りて左右せられるのでなくして、物價が先づ原因に因りて安まり貨幣の數量は却つて物價に依りて影響せられるものとなしてゐる。氏に依れば物價とは金と財との比例である。而して此の比例を左右する事情が八つある。即ち金の側に於ては、(一)金の供給増加、(二)金の供給減少、(三)金の需要増加、(四)金の需要減少であり、財の側

に於ては、(一)生産費の減少、(二)生産費の増加、(三)財の需要増加、(四)財の需要減少の八であるが、此の中金の側に於ける事情の變化に基づく物價の變動は概して輕微である。何とならば金は他の財と異り消滅するものでもなく又容易に磨滅するものでもなく、年々の産額は次第に蓄積され居るを以て、現今では年々の生産額は全體の存在量に比する時は極めて微々たるもので、金の價値が供給の激變に依りて急に變動する事は殆ど起り得ないことである。又金に對する需要の激變する事も、戰爭等のなき限り起り得ざるを以て、短期間に物價が急に變動すれば、その原因は常に財の側に於ける事情の變動に基づくもので、金の側の事情は物價の變動には殆んど關係なしと謂ふのである。

(ハ)有名な反對論者はアンダーソン氏である。アンダーソン氏は元ハーバート大學に經濟學を講じ、今は辭して紐育チエース國立銀行の經濟顧問たる新進の學者であつて、フィッシャー教授に最も猛烈に反對しつゝある一人である。氏もまた、フィッシャー教授が物價は原因でなくして結果であると云ふ點に對して反對し、Pも、亦M及M'又はQに影響し得る事を挙げ、印度及埃及棉花の不作の報知が入電したる時、テキサスの棉は直ちに上騰したる一例をひき、斯くの如き價格の騰貴は貨幣の膨脹に依るものでなくして、全く獨立した心理的原因に基づくものであつて、此の價格の騰貴はM及びM'の膨脹を要求する事實を擧げてゐる。

(四)ケインズ氏の購買力から見た數量説

今、Pを物價水準、nを流通貨幣、K及K'を夫々現金及銀行預金の形で所有される購買力、rを銀行準備金の預金に對する比率とすれば、物價水準Pは次の式で示される。

$$P = \frac{n}{K + K'}$$

此の式に於て物價水準については二つの關係——其の一つは物價水準と流通貨幣との關係であり、今一つは物價水準と購買力との關係である——を見る必要があるのであるが、便宜上、此の關係を通貨の膨脹せる時と、正常なる景氣變動の時とに分つて述べることとする。先づ通貨膨脹の時については、通常、通貨の膨脹は益々將來の通貨膨脹を豫期せしめ、其結果、通貨に對する人心の動搖は、將來に於ける通貨膨脹の危懼から愈々鋭敏となり、かく貨幣價値の下落を危ぶむ結果は、價値の保存又は貯藏を、貨幣によつて之を圖らんとするよりも、商品又は外國爲替によつて圖らんとし、遂に正貨の或は急激或は緩慢なる逃避が起り、かくて貨幣の購買力は益々減少することとなる。上式のPは、 $\frac{n}{K + K'}$ に於いて云へば、此際K及K'は減じ、nは増加する。しかも人心不安な場合に於ては、極めて僅少な通貨の増加も人心を脅して正貨の逃避を生ぜしめ、物價を騰貴せしめることになるから、Pはnが増加するよりも、より以上の割合で騰貴することになる。もしかくの如き際に於て、適當な方法によつて貨幣價値を安定せしめ得るとする時は、通常、通貨は著しく其の量を増加するが、しかも物價は著しく騰貴することなく、更に従つて生ずる購買力K及K'の増加は、物價水準Pに對する通貨量nの作用を相對的に緩和するものである。要するに、通貨膨脹時の如き極端なる場合に於ては購買力の物價に及ぼす影響は著しい。そしてその影響は、常に之を通貨と購買力との相關係に於て觀察する時、此の關係式の意味が極めて明瞭になるのである。

次に正常なる景氣變動に際して、物價水準は通貨量及購買力に對し如何なる關係にあるかと云ふに、此の三者の關係は益々密接であり、不可分的であること云ふことが出来る。例へば英國に

於て一九二〇年と一九二三年とに、物價下落五三%なるに對して通貨減少は一二%に過ぎなかつたと云はれ、また同時に、歐洲十箇國の事情は、物價四二・八%の下落に對して、通貨一〇・三%の下落に過ぎなかつたと稱せられるが、かくの如きことは、皆物價に對して、單に通貨量のみを關係せしめて考察したことから起つた弱點を示すものであつて、此の點から見ても、物價に就ては通貨の外に購買力に對して深き反省を加へる必要があること否定すべからざる所である。かくの如く、購買力は、物價水準に對して重要性を有つてゐる。嚴密に云へば、それは購買力非費消除剩と云ふべきであり、現金と銀行預金中、現に直接購買に使用せられるものとの二つの部分から成立してゐると見るべきである。前の式に於て、購買力をば夫々K及Rに分つて擧げたのはこの所以である。

貨幣制度 Monetary System

各種の貨幣が貨幣としての存在を維持しその作用を完からしむるためには、その貨幣を統一した組織の下に置かねばならぬ。此の統一した組織を貨幣制度と謂ふ。貨幣制度の根本問題はその中心たるべき貨幣を如何に規定するかと云ふ點にあり、基本たるべき本位貨の規定如何によつて貨幣制度の形式が變つて来る。

貨幣制度は本位貨、補助貨、及紙幣の三者を包含するも、最も必要なるは本位貨である。

貨幣制度の基本をなすものは貨幣單位、貨幣の種類、品位、量目及之に附隨する諸事項である。

(一)貨幣の單位 Unit of Money 財貨の交換價値を表示するた

立する基本である。我が貨幣法でも純金二分を圓と稱し、之を價格の單位とする旨が定められてゐる。圓が即ち我國の貨幣單位である。米國の弗、英國の磅、佛蘭西のフラン、獨逸のライヒスマ克等夫れ々の國の貨幣單位である。

(二)貨幣の種類 本位貨幣と補助貨幣とを決定し、金、銀、白銅、青銅貨を流通せしむる。

(三)品位 Purity 品位とは鑄貨に含まれてゐる純金の割合である。例へば我が貨幣法によると金貨は純金九〇〇、參和銅一〇〇の割合であり、銀貨は純銀七二〇、參和銅二八〇の割合である。此の金貨の九〇〇及び銀貨の七二〇を品位と謂ふ。

(四)量目 Weight 量目は鑄貨の目方である。例へば我が金貨について見るに、五圓金貨の量目は一匁一分一厘一毛一である。而して該金貨に含まれてゐる純金の量目は一匁であつて、之を純金量目と稱してゐる。

(五)公差 Tolerance of Mint 鑄貨の品位及量目は法律によつて定められてゐるが、その品位及量目に毫末の差異なき事は技術上不可能であり、従つて法律は規定量目からの差異の限度を定め、之を公差と稱してゐる。我が貨幣法について見るに、品位については金貨は一千分の一、量目については五圓金貨の毎片につき四毛三二、一千枚につき四分一厘となつてゐる。前の場合を小數公差と稱し、後者の場合を大數公差と謂ふ。

(六)最輕量目 鑄貨は轉輸流通してゐる間に磨損する。而して各國ともその磨損による最輕通用量目たる限度を規定し、之を下りたる鑄貨に對しては引換を行ひ、磨損分に對しては國家が損失を負擔する事になつてゐる。我が貨幣法によれば五圓金貨の最輕量目は一匁一分五毛となつてゐる。

貨幣法

明治二十五年頃、銀價下落を中心として銀本位維持の樂觀論者と、悲觀論者の金本位採用の二派が生じ論戰盛なりしが、時の藏相、渡邊國武は明治二十六年九月貨幣制度調査會の設置を提議し、同年十月十四日勅令を以て貨幣制度調査會規則を公布し、二十名の委員を任命した。その目的は、(イ)近時金銀價格變動の原因及その一般の結果、(ロ)近時金銀價格變動の我國經濟上に及ぼす影響、(ハ)近時金銀價格變動は我國現行貨幣制度を改正すべき必要ありや否や、若しありとすれば新たに採用すべき貨幣本位並にその施行方法の調査研究にあつた。明治二十八年三月松方氏が渡邊氏の後を承けて第二次伊藤内閣の藏相となり、貨幣制度調査會の向背に注意を拂つたが、該調査會が金本位採用を決定するや之が實施の方針を立てる事になつた。併し金本位實施のためには巨額の金準備を要するが故に、此點政府は之が實施に躊躇してゐた所、幸にして日清戰役の結果巨額の償金を領收する事になつたから之を利用して金準備に充てる事になつた。即ち二十八年十月清國に交渉して同國より日本に賠償すべき庫平銀二億兩を英貨三千二百九十萬九百八十磅餘に換算し、金貨を以て倫敦にて受領する事にした。二十九年末に倫敦で之が受領を完了すると共に金本位實施を執行したのである。即ち政府は三十年三月貨幣法並に附屬諸法律案を議會に提出し、兩院の協賛を経て、同月二十六日之を公布した。即ち貨幣法の制定と共に明治十七年の「兌換銀行券條例」其他關係諸法規は或は改正され、或は廢止され、又一圓銀貨幣及流通不便の貨幣引替のために銀貨幣整理資金特別會計を設けることになつた。貨幣法は三十年十月一日より實施することゝな

貨幣法の要項

- (一)貨幣の製造及發行の權は政府に屬す。
- (二)純金の量目二分を以て價格の單位となし、之を圓と稱す。
- (三)貨幣の種類は左の九種とす。(イ)金貨幣二十圓、十圓、五圓。(ロ)銀貨幣五十錢、二十錢、十錢(大正九、十年止)。(ハ)白銅貨幣五圓(大正九年止)。(ニ)青銅貨幣一錢、五厘。
- (四)貨幣の品位は左の如し。(イ)金貨幣純金九百匁參和銅一百匁。(ロ)銀貨幣純銀八百匁參和銅二百匁(大正十一年以前銀七百二十匁參和銅二百八十匁に改正)。(ハ)白銅貨幣ニッケル二百五十匁參和銅七百五十匁。(ニ)青銅貨幣銅九百五十匁錫四十匁亞鉛十匁。
- (五)貨幣の量目は左の如し。(イ)二十圓金貨四匁四分四厘四毛(五、六、六、六)。(ロ)十圓金貨二匁二分二厘二毛(三、三、三、三)。(ハ)五圓金貨一匁一分一厘一毛(四、一、六、六)。(ニ)五十錢銀貨三匁五分九厘七毛七(改正されて現在)。(ホ)二十錢銀貨一匁四分三厘七毛七(改正されて現在)。(ヘ)十錢銀貨七分一厘八毛一(現在に停止)。(ト)五錢白銅貨一匁二分四厘四毛一(現在に停止)。(チ)一錢青銅貨一匁九分〇厘〇毛八(現在に停止)。(リ)五厘青銅貨九分五厘〇毛四(現在に停止)。
- (六)金貨幣は其額に制限なく法貨として通用す。銀貨幣は十圓まで、白銅及青銅は一圓までを限り法貨として通用す(大正九年白銅法貨として通用す)。

貨物引換證

貨物引換證とは陸上運送に於いて、運送人が荷送人の請求に依り發行する所の有價證券であつて、海上運送に於ける船荷證券と同様、運送中にある貨物の賣買、讓渡、質入其他の利用に供する

ため發行されるものである。その法律上の性質は要式證券にして
(前法第三三三條)、要因證券なること、形式證券なること(前法第三三四條)、
(前法第三三五條)、當然の指圖證券なること(前法第三三六條)、物權的有價證券なること、
(前法第三三九條)、處分證券なること(前法第三四〇條)、受戻證券なること
(前法第三四四條)、等總て倉庫證券に付て證明した性質を具へてゐる
(前法第三四九條)、然し乍ら我商法は陸上運送に於ては貨物引換證の外に運送狀なる
ものを認めてゐる(前法三三三條)。此運送狀と云ふのは普通、「送り狀」
と稱し、荷送人が運送人の請求に依り發行するものにして、貨物
引換證とは異り單に運送に關する證據方法の一種に過ぎない。故
に有價證券でもなければ又運送狀を以て運送品の讓渡、買入と云
ふこともあり得ないのである。

空手引

「融通手形」に同じ。

カレンシー・ノート

「英國の貨幣制度」の項を見よ。

カレンシー・プリンシプル(セオリー)

「通貨主義(學說)」に同じ。

爲替 Exchange

爲替とは隔地者の一方が相手方の土地に在る第三者をして一定
の金額を相手方に支拂はしめんとする組織的行爲である。爲替
は爲替手形を以つて行はれる。例へば、A地にある甲がB地にあ
る乙に金一千圓を支拂はねばならない場合に、偶々A地にある丙

が、B地にある丁に對し同額の債權を有することを知れば、丙よ
り丙振出、丁支拂、手形額面一千圓の爲替手形を買入れ、之を乙
に送付して丁に支拂を求めしむれば、甲乙丙丁間の債權債務の關
係は完済されるのである。併し、甲が常に自己の要求に適合した
丙を探し出す事は實際上不可能である。此の間にあつて銀行は各
地に散在してゐる本支店又は爲替取引先銀行(コール)を利用して、
一定の爲替料を受取つて、甲の要求通りの丙、丁たる地位に立つ
ことをその業務の一としてゐる。かくて銀行間の貸借關係は交互
計算によつて處理される。

爲替管理

(一)爲替管理とは外國爲替手形の自由なる賣買を禁止し、之を
政府の命ずる機關に統一してその賣買を統制することを謂ふので
ある。平素の場合は何人も自由に外國爲替手形を賣買する事が出
來、賣買の相手方もその金額に何等の制限を受くべきものではな
く、爲替取引は爲替銀行の自由に任じてゐたのである。然るに經
濟界が不安になり、例へば我國の金輸出再禁止前に於ける弗買の
如きは、正金が無限に買手の要求に應じて弗爲替手形を賣却した
結果、弗爲替手形の期限到來と共に、之が決済のために正貨を米
國に現送しなければならなくなつた。若し政府が爲替銀行たる正
金をして爲替手形の賣却を制限せしめたならば、所謂弗買も實行
不可能であるから正貨現送の必要の起らなかつた譯である。正金
をして若し爲替手形の賣却を制限せしむる舉に出でたら、之は一

種の爲替管理に外ならない。正貨の流出を防ぐためには金輸出禁
止の手段に依る事が徹底してゐるが、若し金輸出禁止を行はずし
て、而も國內の正貨を擁護してその海外流出を防がんとするには
爲替管理の手段をとらねばならぬ。要するに爲替管理を通じて輸
入の増加及投機的爲替賣買を抑制し、國內資本の海外逃避を彈壓
し、以て爲替相場の動搖を防ぎ、金準備の減少を防止せんとする
ものである。爲替管理の方法は各國に依つて夫れ々異つて居る
が、主として政府が一銀行に爲替賣買の獨占權を與へるのが普通
である。爲替管理は金本位を維持しながら正貨擁護の目的で行ふ
所あり、又金本位を停止しながら正貨擁護の目的で行ふてゐる國
もある。

(一)英國は一九三一年金本位を停止するや、大藏省令によつて
爲替管理令を發布し、之によつて普通商業取引上の需要、九月二
十一日以前締結せる契約及相當額の旅費若くは個人用の場合を除
き、英國臣民並に英國在住民は直接間接に外國爲替買取又はその
目的のためにする資金の振替をなすことを禁じた。

(二)英國の金輸出再禁止後伊太利も之に追隨するの止むなきこ
とが傳へられてゐたが、金本位の停止は之を行はずして九月二十
九日以來、爲替管理を行ふことになつた。即ち同日以後は大藏大
臣に外國爲替取引を管理する權能が附與され、外國市場發行の外
國又は伊太利證券の買入、外國爲替の先物取引、理由なき外國爲
替の賣却を禁止すると共に、ファシスト信用聯盟は各銀行に對し
各行の所有する外國爲替の明細表を中央銀行たる伊太利銀行に通
告すべき義務並にその得意先に對して將來の爲替需要高につき問
合はせを行はしめ、在外資金所有者又は輸出代金として外國爲替
を受入れたるものに對する信用制限の義務を課した。この外、伊

太利は通貨たるリラの對内價值が海外諸國の貨幣價值下落に基く
ダンピングに依つて攪亂されることを防止するため九月二十五日
以來すべての輸入品に對し從價五分の新關稅を課する事にした。

爲替會社

明治維新以後國立銀行の出現する迄に於ける明治最初の金融機
關は爲替會社であつた。爲替會社は社員の出資金及び政府の貸下
金を資本とし、預金、貸付、爲替の諸事業を行ふものであるが、
その運轉資金の大部分は政府貸下金、委託官金及會社の特權とし
て許されたる紙幣の發行にある。爲替會社は明治政府の保護獎勵
の下に明治二年六月より主要商業地に設立され、四年頃までは民
間唯一の金融機關として活動した。その主なるものは東京、横濱、
京都、大阪、神戸、大津、新潟、救済の八會社である。政府が爲
替會社に貸下けて運用利殖の資に供したものはすべて太政官札で
あつて、之は會社保護、補助金の性質を有すると共に當時民間に
信用のなかつた太政官札の流通を計らんとしたのである。爲替會
社は又金券發行の特權を與へられてゐた。之は正金で引換へらる
べき兌換券であるが、正貨準備の割合に關しては一定の規定なく、
時に發行額と同額の準備を命じ、時に八割と定めると云ふ風であ
つた。金券の外小札銅錢の缺乏を補ふため、東京爲替會社は銀券
を、大阪及京都の二社は錢券を發行し、横濱爲替會社は貿易上の
必要から洋銀券の發行を許された。爲替會社は通商司の保護の下
にある通商會社に對して金融の便を計ることを最大の目的として

みたが、その後通商司の権限が縮小され、明治四年四月之が廢止されてからは爲替會社も自滅の運命に陥り、五年十一月國立銀行條例の發布と共に横濱爲替會社は第二國立銀行として存続したが他の七社は損益相償はず遂に解散した。

爲替銀行

爲替銀行とは外國貿易遂行上爲替資金の供給を目的とするので我國では横濱正金銀行が専業者として世界各國に支店、出張所網を張つてゐる。近年朝鮮銀行、臺灣銀行その他有力民間銀行が漸次爲替銀行の觀を示してきたが、我國貿易の大部分は正金の手で決済されてゐる。

爲替資金

(一)爲替銀行は輸出業者の提供する輸出手形を買入れねばならぬ。之が買入れ資金は自己資本及外國爲替貸付金として日本銀行より低利に融通される資金を使用するが、之にて不足する分は市場からコールを吸収して調達する。此の種の爲替資金を内國爲替資金と謂ふ。

(二)爲替銀行は内地の需要者に外國爲替を賣却すると、買手は之を外國に送附する。手形受取人は該銀行の海外支店に支拂を受けに行く。この場合支拂ふ外貨資金は内地より正貨を現送するか外國で借入れするかして調達しなければならぬ。この種の資金を在外爲替資金と謂ふ。

爲替市場

爲替銀行と爲替ブローカーと輸出入業者が一團となつて、外國

爲替手形の需要供給を行ふ金融市場を特に爲替市場と謂ふ。國際的に倫敦、紐育、上海が爲替市場として、各國宛の爲替手形の取引が遂行されてゐる。

爲替尻付替

爲替尻付替とは恰も現金を輸送するに代へて送金小切手を送附すると同一理論に基き、爲替銀行間に直接現金の授受をなすことなく、爲替作用に依りて、之と同一の目的を達することを謂ふ。換言すれば、銀行の帳簿上の計算に依り資金を移動せしむることを指稱する。

爲替尻付替には原則として三つの銀行が存在することを要する即ち付替を起算する銀行、起算せられたる付替により付替を爲す銀行及び他行の自己に對し起算せる付替を承諾する銀行之である換言すれば、此等の銀行は夫々付替委託銀行、付替受託銀行及び被付替銀行に外ならぬ。然し爲替取引上の常用語として、或は又簿記學上では之を付替起算銀行、被付替借方銀行及び被付替貸方銀行と稱してゐる。

右の如く爲替尻付替には三つの銀行が存在することを要するが、之等の銀行は交互に取引を有しなければ、付替は成立しないのであつて、付替起算銀行(付替委託銀行)及び被付替貸方銀行(被付替銀行)が第三者たる被付替借方銀行(被付替受託銀行)と取引を有することを要するのである。

爲替手形 Bill of Exchange

(一)爲替手形は發行者たる振出人が第三者たる支拂人をして支拂はしむる所の支拂委託證券である。故に爲替手形には手形當事者として最小限度にて手形の發行者たる振出人、受取人、支拂人

の三名を必要とする。

(二)法定記載要件 爲替手形の記載事項については法律がその要件を規定してゐる。故に、法定の記載事項を缺く手形は無効である。

爲替手形の法定要件は商法第四百四十五條に列挙してゐる左の諸項である。(一)手形文句 之は「爲替手形タルコトヲ示スベキ文字」であつて、手形授受者をして一見して爲替手形なることを識別せしむる目的に出づ。故に必ずしも「爲替手形」なる四字に限らず「爲替」「爲替證書」等にも差支なく、漢字、假名、ローマ字でもよい。(二)手形金額 手形には一定の手形金額を記載せねばならぬ。「一定の金額」であるから、百圓又は二百圓と云ふ如き選擇的のものではない。次に手形金額に對し日歩二錢の割合にて利息を附すと云ふが如き利息文言を附する場合の效力については各國立法例は區々或は手形を無効とし、或は利息の約束を有効とし、其の他の手形については利息の約束を記載なきものと看做してゐる。我國の法律は此點について何等規定なく議論が分れてゐるが、利息文言のみを無効とする説が妥當の解釋の様である。手形金額の記載の記載は手形面の何れの部分でも差支へない。手形金額の限度にも制限はないが、たゞ無記名手形又は選擇無記名手形は三十圓以上たる事を必要とされてゐる。これ小額の無記名手形は紙幣と同じ目的に使用される虞れあるからである。(三)手形當事者 爲替手形の當事者は支拂人、受取人、振出人の三名である。法律は「支拂人の氏名又は商號」「受取人の氏名又は商號」「振出人の署名」を法定記載條件として規定してゐる。(四)支拂の委託 爲替手形は支拂委託證券であるから支拂の委託が記

載されなければならぬ。而して支拂の委託は單純なることを要し従つて單純を害する委託、例へば支拂に條件を附し、又は資金や支拂方法を限定するが如きは手形を無効ならしむものである。委託の文言には制限はないが、普通「右金額何某殿又は其指圖人に御支拂相成度候」と云ふ依頼的文言が用ひられてゐる。(五)振出年月日 振出年月日の記載は正確であること、即ち一定の年月日を指示せねばならぬ。振出年月日が、一覽拂又は一覽後定期拂手形に於ては呈示期間を定むる基準となり、日附後定期拂手形に於ては満期日を定むる基準となり、其他、振出人の能力又は代理人の手形振出の権限の有無の決定及び振出人の支拂停止の時期と振出の前後の問題の決定にも必要な條件となる。振出年月日は眞實と合致することを必ずしも必要としない。即ち振出人は實際振出したる日より後の日附を記載し又は前の日附を記載しても差支へない。前者の場合には先日附手形と云はれるものである。(六)満期日 満期日は手形金額の支拂はるべき日である。而して記載さるべき満期日は一定してゐなければならぬ。また満期日は手形金額全部につき單一でなければならぬ。手形金額の一部分づゝに付き別々の満期日を定めたる所謂、割拂手形は我が商法の認めざる所である。満期日は確定の日又は確定し得べき日であれば好い。故に必ずしも年月日を指示する必要はなく、或は一覽により、又は一覽一定の期間を経過した日を満期日とすることが出来る。満期日の種類は (A)確定せる日 (B)日附後確定せる期間を経過したる日 (C)一覽の日 (D)一覽後確定せる期間を経過したる日、の四種に分つことが出来る。従つて満期日の種類により、定日拂手形 日附後定期拂手形、一覽拂手形 一覽後定期拂手形の四種に分つことが出来る。次に満期日は例へば平年に於ける二月

二十九日とか、振出の日より前の日附とか、法律生活の常識に反する程度のもの、即ち振出の日より百年後とか一萬年後など云ふが如き、不能の日であつてはならない。(7)支拂地 支拂地とは手形金額の支拂の行はるべき地を謂ふ。支拂地は原則として手形に明示的に記載するを要するのであるが、併し支拂人の氏名又は商號に附記したる地がある場合には之を以て支拂地となし、且同時に支拂人の氏名又は商號に附記したる地は之を以てその營業所又は住所の所在地と看做してゐるから、支拂地の明示的記載なくとも差支へないわけである。支拂地として記載すべき地域については多數の學說判例は市町村又は之に該當する最小獨立行政區劃である、となしてゐるが、之は社會に一般的に通用するからであつて、必ずしも之に限らないものである。支拂地は實在する地域たることを要す。又支拂地が振出地と同一地であつても差支へない。又支拂地は通常は支拂人の住所地と同一であるが、併し之と異なるも差支へない。二者が異なる場合は之を他地拂手形と謂ふ。

(三)爲替手形の用途 (1)債務者宛に振出す場合 之は掛賣代金又は其他の貸勘定に對し債權者が振出し、名宛人たる債務者の引受を得て、受取人たる相手方に渡すが例である。(2)荷爲替に用ひる場合 之は土地を異にする商人間の取引に用ひらるゝもので、貨物を發送する時に作成する。振出人は荷送人、名宛人は荷受人、受取人は荷送主所在地の銀行である。此場合の手形には貨物が擔保としてついでゐるわけである。(3)送金に用ふる場合 現今内地の送金には一般に小切手を使用するが外國間の送金には爲替手形を用ひるが普通である。(4)代金取立に用ふる場合 他地の商人に對する掛賣代金又は貸勘定の取立に用ひられ、その形

式は荷爲替の場合と同じである。(5)借用證書に代用する場合 振出人及名宛人を同一人とし、貸主を受取人とする形式をとつた所謂自己宛爲替手形とする時は借用證書の代りになる。(6)資金融通手段に用ひる場合 之は同腹の者が共謀の上互に手形關係者となりて所謂空手形又は慣合手形を作り、一時の金策を計る事が出来る。

爲替の裁定 Arbitration of Exchange

(一)爲替の裁定 (アービトレーション)には計算上の裁定と作用上の裁定とがある。計算上の裁定とは、例へばある會社の株式が一株三十二磅にて倫敦にて賣買せらるゝ時、英米爲替の一覽拂相場が四弗八十七仙なれば、此の株の倫敦價格に相當する紐育價格は百六十弗七十一仙となる。之が裁定價格、又は裁定等價であつて、この等價の算出を計算上の裁定と謂ふ。

(二)作用上の裁定とは外國爲替相場上に同時に起る一時的差異を利用し、利益を得る事の目的を以て爲替の賣買をなす一の作用である。例へば英米爲替相場が四四五であつて、我國に於ける相場は倫敦向が四四であり、紐育向が四八なりと假定する。この場合我國の爲替裁定者は金一千圓の資金を以つて如何に之を利用したら好いかと謂ふ、に先づ紐育向爲替を買つて四八〇弗に換へ、其資金を以て倫敦向爲替を購入して一〇七磅一七一一となし、之に對して我國に於いて倫敦向爲替を賣れば一〇三五・八〇圓を手にする事が出来、結局三十五圓八十錢の利益となる。

或は又、我國の紐育向爲替が四八であり、紐育の橫濱向爲替が四七と假定すると、金一千圓を以つて紐育向爲替を買へば四八〇圓を得べく、同時に四八〇圓を我國に送金せしむれば一〇二一・

二七圓となりて、結局二十一圓二七錢の利益を得る。普通には爲替の裁定と稱する場合はこの作用上の裁定を指して謂ふ。裁定には「直接裁定」と「間接裁定」とあり、前者は二國間の爲替上行はるゝものを謂ひ、後者は第三國を経由して爲替を取組む場合を謂ふ。

爲替の豫約 Exchange Contract

爲替の豫約とは外國爲替銀行と爲替取組人たる輸出業者との間に、若くは銀行と爲替引受人たる輸入業者との間に一定の期間ある一定の受取又は支拂金額に對して一定の爲替相場を以つて換算する事の約定であつて、之に依つて輸出入業者は爲替相場變動による損失危険をある程度まで避ける事が出来る。豫約には賣爲替豫約又は買豫約と買爲替豫約又は買豫約の二種があり、前者は銀行が賣爲替の場合になす相場の取極めを謂ひ、後者は銀行が買爲替の場合になす相場の締結を指して謂ふ。

勸業債券

之は日本勸業銀行の發行にかゝる債券であつて債券として我國で最も通俗のものである。日本勸業銀行は日本勸業銀行法なる特別法によりて設立されたもので、我國産業開發を目的とする長期金融を使命とする。同行の資金は一般預金をも吸收するが大部分は債券を發行して調達するのである。債券の發行額は資本金が四分の一以上拂込める時は拂込金額の十五倍を限度とする。債券

の發行には商法第九十九條に規定する株式總會の議決を要せず又債券に割増金附の特典が附與されてゐる。

故に勸業債券には(1)「割増金附」のもの(2)割増金の附かざる所謂「勸業大券」と(3)割引に依つて發行し従つて利札のつかざる割引勸業債券の三種がある。何れも無記名債券であるが所有者の希望に依りては記名式とする事も出来る。

割増金附債券は「割増金」所謂「當り儲」が附けられてゐるのでそれだけ利率も低く且償還期限も長期に亘り、割増金の附かざる債券は利率も高く償還期限も割合に短い、償還方法は毎年二回以上必ず抽籤で償還する事になつてゐる。割増金附債券の利子は利札と引換に各地の勸業銀行代理店及全國集配郵便局にて受取られる。割増金附債券の利札を喪失した時は國債證券の紛失、滅失の時と同様に擔保を提供し又は確實なる保證人を立て其元金又は利子の支拂を請求することが出来る。割増金なき債券又は其利札の滅失、紛失又は盜取された場合には公示催告手續に依り除權判決を受けざる限りは代り債券又は代り利札の交付はない。かくの如く割増金附債券と割増金なしの債券との間には取扱上の區別がある。割増金のない債券又は利札の滅失が災害による場合には其事由金額番號を詳記して銀行に届出で、銀行は請求人の費用を以て其旨を公告し、一ヶ月を経たる後勸業銀行の満足する二名以上の保證人を立てる場合には新債券、新利札の交付を請求することが出来る。

併し災害により滅失した證據が判明せる時は銀行より新債券新利札の再交付が出来るも、その證據が判明ならざる時は公示催告手續と除權判決がなければ新債券又は新利札の交付はない。無記名債券を記名債券とし、記名を無記名とする時は所定の請

求書に債券を添へて勸業銀行に提出し、記名勸業債券の名義書換をする場合には譲渡人及譲受人双方の記名捺印した所定の請求書に債券を添へて提出すればよい。記名勸業債券の名義書換料は債券一通に付十五銭、記名債券を無記名に無記名債券を記名に書換する場合又は減失、紛失、盗取若くは汚染毀損し、爲に代り債券の交付を請求する場合には、債券一通に付三十銭の手数料を支拂はねばならぬ。

勸業債券の时效は元金は十五ヶ年、利子は五ヶ年で支拂要求の権利を失ふ。勸業債券の模造に對しては明治二十八年四月の通貨及證券模造取締法に依り、之を犯した者は一月以上三年以下の重禁錮に處し、五圓以上五十圓以下の罰金が附加さるゝ事になつてゐる。

勸業銀行が發行するものに「復興貯蓄債券」なるものがある。之は大正十三年七月二十二日發布の復興貯蓄債券法に依り政府が勸業銀行をして發行せしむる事にしたものであつて、其収入金は政府の預金部へ總て納入せられるものであるから、その性質は國債の一種と云ふ事が出来る。復興貯蓄債券は大正十二年九月の關東大震災の結果、帝都復興及び地方産業復興資金調達之目的にて發行されたのである。

此の債券の特徴は割増金は勸業債券の當籤の場合の如く空籤當籤所謂元本だけの償還があるのとは異なり、當籤債券には必ず割増金のある事と利子据置方法で利子は全く無く所謂割引方法に依るものであるから、一定年限の後に十圓の元金を受取り得るものを五圓で買ひ取る仕組みになつてゐる。

割増金附債券はすべて其利子所得に對して税金を課せらるるも復興債券には利子所得に對し税金は免除されてゐる。貯蓄債券の

时效は勸業債券と同様である。復興債券の喪失に對しては擔保を提供するか或は確實な保證人を立て、其元利割増金又は利子支拂の請求をすることになつてゐる。

勘定貨幣

現實に流通して居らず單に勘定のためにされる特別稱呼であつて計算上の抽象的名稱にすぎない。例へば我國で現に用ひられてゐる何兩何貫と云ふ如きものこれである。英國に於いても一八一三年に中止せられたるに拘らず今日尙ギニーなる單位が用ひられてゐる。之は二十一志に相當するものとして稱へられてゐる。

完全賠償制度

「株式取引所」の項を見よ。

管理通貨 Managed Currency

(一)概論 ケインズ氏に依つて唱導されてゐる學說で、之を以つて金本位に代へて通貨安定を副せんとするものである。

氏の說の中心をなす根本思想を要約すれば、

(イ)金本位貨幣はどちらか云へば野蠻時代の遺風で、而も費用のかゝるものである。又金は其價值も頗る不安定なものであるから、之に代るに各國に於て何等かの方法に依つて、安定された不換紙幣を以つてしなければならぬ。

(ロ)紙幣は兌換を要しない。發行當局者が通貨の數量を其の時の商取引量に比例して調節するだけで十分である。然る時は物價は安定してゐるだらう。

(ハ)本來の貨幣と並んで銀行の作り出す預金通貨に就いて考慮

せなければならぬ。即ち今日の社會に於ては商取引に使用せらるゝ媒介物としては銀行の信用が大部分を占めてゐる。而して此の銀行の信用なるものも中央銀行の割引政策、中央銀行の一般金融市場操縦、政府の募債及償還を適當とする、狹義に於ける貨幣數量の調節、例へば銀行の預金準備の如きものに依つて調節することが出来る。此の預金通貨のみならず、本來の貨幣の數量も亦之と同じ方法に依つて大體調節出来る。

(ニ)二國間の爲替相場は、關係兩國の物價平準に依つて支配される。若し甲國の物價が騰貴して乙國のそれが安定してゐるとすれば、爲替相場は甲國に不利に動く。若し一國が其の爲替相場を騰貴せしめんと欲すれば自國內の物價を引き下げらば、又は相手國をして物價騰貴せしむるか何れかに依らねばならぬ。而して不換紙幣國が舊式の金本位國と貿易する場合には、自國內に於ては貨幣の管理に依つて、物價の安定を維持しつゝ、金を相手の金本位國に送ることによりてその國の物價を高騰せしめ、以つてその國との間の爲替相場を騰貴せしむる事が出来る。

(ホ)凡ゆる物價の變動は、貨幣及預金通貨の數量の變動と取引量の變化とに依つて生ずる。

(ヘ)商業取引の盛衰、景氣不景氣、恐慌等は貨幣の量の変化に依つて生ずる故に、若し貨幣を管理する政策を採用するならば、景氣の動搖を防ぎ、物價の安定を計ることが出来る。

(ト)然るに現在爲替相場の安定か國內物價の安定か二者の中の一を選ばねばならぬ。而して不換紙幣國は自國で物價を安定してゐるならば、舊式の金本位國との間の爲替相場の安定を期することが出来ない。即ち對内的安定か對外的安定か何れか一つを選ばねばならぬのであるが、對内的安定の方が大切なことは論を俟

たない。

茲に於てか爲替相場を犠牲にして、國內物價の安定を計らねばならぬのである。併し餘りに爲替相場の變動が大であるために國內物價にも影響する心配ある場合は、爲替相場の動搖を防ぐ方法として不換紙幣國の中央銀行は、金を一定の價格で拂下げるか、或は又買上げるかの政策を採るべきである。その金の價格は相手國の金の價值の變動を伴つて變更することは、恰度割引率の變動と同じくせねばならぬ。

ケインズ氏の管理通貨說の基礎をなすものは、貨幣數量說と購買力平價說である。故に氏は物價の安定か爲替の安定かと云ふ事を極力主張してゐる。即ち一國の通貨が他國の通貨に對して有する價值、即ち爲替相場は國內の物價平準と國外の物價平準との關係に従ふものであるから、當然の結論として國內及國外の物價平準が共に安定してゐない限り爲替は安定し得ることは出来ない。故に國外の物價平準が相手國の支配し得る國外にあるならば、相手國內の物價平準又は爲替の何れかを國外の勢力が左右するまゝに委ねねばならぬ。若し國外の物價平準が不安定であれば、自國の物價平準と爲替の安定との二者を兼ね得ることは出来ない。故に二者の中一を選ばねばならぬ。

(二)管理通貨說に對する批評

(イ)ケインズ氏の管理通貨說は、貨幣數量說と購買力平價說を金科玉條として信じ、その上に立てられた說である。嘗てフィッシャー教授が貨幣數量說を發表した際、之が猛烈な反對者はアンダーソン氏であつた。従つて數量說の延長とも見らるべき、ケインズ氏の說がアンダーソン氏の狂襲を受ける事は自然の理であるアンダーソン氏は一九二〇年五月から一九二四年十二月にかけ

て、米國の金貨は七割三分の増加をなし、加盟銀行の當座預金は一割四分増加してゐる。故に數量説に依れば物價は上騰しなげればならないのに、却つて三割七分の下落を來してゐる。英國も佛國にも同様の現象が起つてゐるが、之れは貨幣數量説の到底説明し得ざる事實なる事を指摘し、此等の事實に直面しながら、ケインズ氏は貨幣と信用の管理によつて、物價の平準を保ち得ると云ふのであるが、然らば一九二四年十二月に於ける米國の物價を一九二〇年五月の物價と平準を保たしめんがためには、金貨及び預金通貨を此の上幾何増加すべきや、其數量と方法に關しケインズ氏一派は、解答し得ざる點を指摘し、貨幣數量説の批評に於て用ひた米國醫學界の脊髄學派の治療法を、そのまゝケインズ氏一派に當てはめ、唯一つの原則を以て全般に推すの不可を説いてゐる。

(ロ)次にケインズ氏に反對せしはキャナン教授で、教授はケインズ氏の通貨の創造をコントロールし、監督して信用の創造を之に従はしむる從來の方策を放棄して、信用をコントロールし監督して通貨の創造を之に適合せしむと云ふ通貨管理説に、正反對の意見を發表し、通貨をコントロールし、而して信用を之に従はしめて物價をコントロールする方が實際的で且有效であるとなし、ケインズ氏の説く所は妄想に近いと難じてゐる。

生糸資金

生糸資金は製絲資金と生糸輸出資金に區別して考へられる。

(一)生糸輸出資金 出廻り期が毎年下半期に集中してゐる關係より、生糸の海外輸出は大體下半期に於て最も多額に達するものが常である。然るに之等の代價は荷爲替を組むと同時に、直ちに支拂を受けるのであるから、此等の輸出期に於て相當資金を要すべきは明瞭である。

元來生糸輸出高は出荷時價及輸出費を加算して、其の金額の凡そ八割に對して自己の名に於て銀行に荷爲替を組むのである。而して若し銀行が此の荷爲替申込を相當と認むる時は、輸出商は米佛に於ける其の支店乃至代理店に宛て、普通紐育到着後六ヶ月拂、里昂到着後四ヶ月拂の手形を振出し、之を取組日の爲替相場に換算して手形額面を外國貨幣とし、之に貨物明細書、ビートル、保險證書等を添へて銀行に賣り、爲替金を受け取るようになるのである。此様な事情があるから、銀行は結局此の輸出最盛期に於て多額の資金を要し、其の決済は四ヶ月乃至六ヶ月に於てなされるのである。従つて此の輸出期になると、横濱の各銀行は此の割引資金準備の爲め盛に貸付金の回收を行ひ、一面に於て割引額が非常に増加し來ることは常に見らるゝ現象である。爲替銀行の元金たる正金の如きも、此の期節に到ると日銀の外國爲替貸付に依つて此の所要資金の供給を仰ぐ額は頗る増大し、又他面市中銀行のコールを吸収し、或は市中銀行から借入又は再割引の形式に依つて資金を調達し、金融を逼迫せしむるに至ることは常

に見る處である。

(二)製絲資金 その項目を参照せよ。

金打歩政策

金打歩政策とは中央銀行の行ふ金融政策の一種である。而して金打歩政策には積極的と消極的の二種がある。前者は中央銀行が金を購入するに當り、成規の購入價格の外に特に打歩を與へて之が吸収を計る政策にして、一名「金價格政策」とも謂はれる。後者は金銀兩貨共に本位貨幣にして、中央銀行が其の銀行券兌換其他の支拂義務を果すに金貨を以てするも銀貨を以てするも自由なる場合、特に金兌換を要求する者に對して打歩を課し、之に依つて金準備の減少を防止せんとする政策を云ふ。廣義の金打歩政策はこれら積極及消極兩種を包含すれども、狹義に於ては消極的金打歩政策のみを意味する。

狹義の金打歩政策は純粹なる金本位制度を採る國は勿論、假令跛行本位を採る國にても、米國の聯邦準備銀行の如くその銀行券が金を以て兌換さるべきことが法定せらるゝ場合に於ては實行し得ざる政策にして、之を行ふものとして著名なりしは佛蘭西銀行である。

同行が此の政策を行ふに至つた動機は單に金流出を防止する爲めに、一々割引利率を引上げるときは國內經濟に不自然なる影響を及ぼすべきを以て、割引政策の實行をなるべく少くし、他の方法によつて金の流出を防止せんとしたるによる。但し佛蘭西も一九二八年の貨幣法により金本位を採用したれば、金打歩政策は將來實行し能はざるに至つた。

金縁證券 Gilt-edged securities

金縁證券とは倫敦に於ける優良證券に對する謂にして、之に屬するものは英帝國の公債、殖民地政府公債、英蘭銀行、愛蘭銀行、倫敦の法人株及州公債、人口五萬以上の市邑又は州の登記公債、普通株の配當が十年以上支拂はれてゐる英國鐵道會社の普通株以上の順位にある諸株式、國務大臣が利子保證せる印度鐵道社債、普通株に十年以上五分配當をしたる水消會社優先株等である。

起債市場

起債市場とは公社債の發行、引受、募集及賣出のため之が引受及下引受をなした銀行信託及證券業者の團を以て組織される資本市場である。

騎馬手形

獨逸に於いて空手形に對する語であつて、騎手と騎馬と相互に振出す意であると云はれる。

逆爲替

普通送金の場合に於ては、その並爲替たると電信爲替たるとを問はず、此等の爲替受取人は其の送金者よりの送金を俟つて代金を受け取るものなるが「逆爲替」とは普通の爲替と全く反對に、受取人が送金者よりの送金を待たずして、其の送金者たるべき者宛の爲替手形を振出し、之を銀行に賣渡し以て其の代り金を受取り、送金者は其の手形の早示を待つて手形金額を銀行に支拂ふものである。従つて此等の送金者及受取人の間に介在するものは同

じく銀行なれども、並爲替及電信爲替の場合に比し、其の送金額を授受する手續が全く反對、換言すれば全く逆となり居るを以て、本邦に於ては此の場合に取組む爲替作用を辨して逆爲替と謂ひ、其の場合に使用せらるゝ爲替手形と逆爲替手形と稱して居る。

キャッシュ・クレディット Cash Credit

キャッシュ・クレディットとはスコットランドに行はれてゐる保證貸付制度であつて、保證貸付として効果をあげてゐるので有名である。その方法は通常二人の確實なる保證人を立たせ、一定の貸付金額を決定し、その限度内に於いて何時にても引出すことを許し、又隨時返還する事を得せしむるのである。此の制度は十八世紀の初め頃同國の産業不振に鑑み、經濟的發展を目的に案出されたもので、此の制度に依つて多數の有爲なる青年をして發奮努力せしめ、未開のスコットランドをして一躍繁榮國に一變せしめたのである。併し、之は銀行と借主との人格的、個人的結合を主とするものであるから、大銀行主義の旺盛になると共に漸次衰微して行つた。

休業銀行

銀行の休業と謂ふ言葉は之れを二様に用ひられてゐる。即ち一つは、銀行法第十八條に謂ふ所の休日に其業務を休止する場合を意味し他の一つは第十九條に謂ふ所の「預金ノ拂戻ヲ停止」せる場合を指稱するもの之である。而して前者の場合に別之を休業銀行とは云はず、後者の場合に就てのみ一般に休業銀行なる稱呼を爲し、由つて他の營業を斷續してゐる所の銀行と區別してゐる。故に休業銀行なる言葉は、營業すべき時日に於て其業務を營まず、

而も其の預金の拂戻を停止せる銀行に對する代名詞とも視ることが出来るのである。故にたゞ單に休業銀行と謂へば、預金の拂戻を停止してゐる銀行と謂ふことを何人も之を會得することが出来るのである。本法に於て「預金ノ拂戻ヲ停止」と謂ふことを、舊施行法に於ては「支拂を停止」と謂ふてゐたのである。此「支拂ヲ停止」と謂ふ言葉は、破産法上の言葉であつて、金縁支拂の債務の履行を停止することを意味するものであつて所謂預金の拂戻を停止する場合に略類似するのである。然るに本法に於ては「支拂停止」なる文字の使用を避けて、極めて明快に「預金ノ支拂ヲ停止」なる文字を使用して居るのである。何故舊法に於て使用してゐた支拂停止なる文字の使用を止め、特に預金の拂戻停止なる文字を代え用ひたかと謂ふ點に就ては其趣旨明らかでないが、吾人をして之を推測せしむるとせば、此の支拂停止なる事實は何時なるかを判斷することは、一般の場合極めて不明確なことである。而も銀行の場合に於て、一般的金縁債務の支拂を停止するが如きことは極めて少なく、且つ預金支拂債務の履行は其債務履行中の最も大なるものであるから、之を以て其の支拂停止の標準に爲さしむるがあらゆる點に於て好都合であると謂ふのが、斯の文字を使用せるの所以ではなからふかと思はれる。要之、世間謂ふ所の休業銀行とは、主として其の預金の拂戻を停止し併せて他の業務中新たなる取引を休止せるものを指示するものと謂ふことが出来るのである。

恐慌 Crisis, Panic

恐慌に關する定義は學者に依つて異なり一致しないが、一般的に解すれば、經濟社會に於いて需要と供給、生産と消費との關係

が攪亂され、物價の激變を來し、信用の破壞に依り非常な混亂を來した状態を謂ふ。而して恐慌が心理的假裝的又は局部的なる時は之をパニックと呼び、實質的、繼續的又は一般的なるときは之をクライシスと呼んでゐるが、實際に於いてクライシスとパニックを區別する事は困難であり、事實上の用語としても兩者混用されてゐる。銀行を中心とする信用經濟を特色とする現下において、恐慌は信用の破壞であり、その端緒が主として銀行取付にあるから、恐慌は所謂金融恐慌 Financial Crisis を特色とする。學者に依りては原因とか其他の理由から恐慌を資本恐慌、貨幣恐慌、商業恐慌、農業恐慌等の語に依つて示してゐるが、その恐慌の影響が經濟界何れの方面に最も打撃を與へてゐるか云ふ深度を示した一種の便宜的の用語であつて、恐慌それ自身の本體は金融恐慌となつて顯現する。

恐慌の原因は、之を經濟的原因と社會的原因とに分つ事が出来る。經濟的原因は更に、人爲作用に基くものと自然作用に基くものとに分る。前者に屬するもの、一つは生産過剩の原因とする一派である。又人爲作用の通常の形はインフレーションである。次に自然作用に基くものは、天變地異の災厄が恐慌の直接原因となつて現はれるなどその一例である。社會的原因の如何は競争である。

恐慌の原因が一般的であり、且根柢あるものなるにはその影響も一般的であつて、經濟界は所謂「不景氣」Depression 状態を示す。

恐慌に關する學說

(一)信用循環説 ジョン・ミルは財界を不況時代、回復時代、投機時代、恐慌の四期に分ち、此の周期を十ヶ年とし、經濟界は景

氣の循環に従つて十年毎に恐慌は襲来するとすものである。
(二)太陽黒點説 ジェボンスの説く所で、彼に依れば、社會の盛衰は農作物の豊凶に依り支配され、農産物の豊凶は太陽の熱度によつて定まり、而して太陽には十年毎に黒點現はれてその熱度を減少せしむるから、凶作を來し恐慌を招くと云ふのである。

(三)生産過剰説 ロードベルッスを始め、社會主義者一派の唱ふる所で、資本家の好況に乗じて事業を擴張し生産を増加する故財界變調となれば生産制限、解雇を行はねばならぬ事となつて、財界は恐慌を來すと説くのである。近來の世界的恐慌に對して生産過剰説が一般に採用されてゐる。

(四)金不足説 近年の世界的恐慌に對してカッセル教授を始め國際聯盟等に依つて採用されてゐる説で、金の不足は金本位を基調とする現在諸國の通貨の不足となり、通貨不足の結果物價の一般的下落を來し、物價下落に依る事業採算の不能が破綻の續出を來し、對事業投資を行つてゐる銀行の破綻を招き恐慌を來すと云ふのである。

恐慌の實例

(一)世界 (イ)一八一五年の恐慌、之はナポレオン戦争後の好況の破綻である。(ロ)一八二五年 英國に於ける紙幣増發、インフレーションの後に起つた金融恐慌。(ハ)一九三七年 英米を襲つた恐慌。(ニ)一八四七年 穀物條例廢止後に起つた恐慌。(ホ)一八五七年 クリミア戰後米國に起つた恐慌。(ヘ)一八六六年 南北戦争後に起つた恐慌。(ト)一八七三年 維納に發し世界的に波及した恐慌。(チ)一八八二年 普佛戰後佛蘭西に於ける恐慌。(リ)一八九〇年 英國の恐慌。(ヌ)一八九三年 所謂アメリカ恐慌と云はれるもの。(ル)一九〇〇年 南阿戰爭後の米國の一時的

恐慌。(ヲ)一九〇七年 紐育ニッカイボツカイ信託會社の破綻により起つた世界的に波及した近世の大恐慌である。(ワ)一九一四年 大戦勃發による恐慌。(カ)一九二〇年 大戦後好況の破綻。(ヨ)一九二九年 紐育株式暴落による恐慌。

(二)我國の恐慌 (イ)明治十七年 不換紙幣濫發による。(ロ)明治二十三年 紙幣整理後の企業熱勃興による。(ハ)明治三十四年 日清戰後の好況の不始末。(ニ)明治四十年 日露戰後の株式及金融恐慌。(ホ)大正三年 歐洲戰爭勃發による。(ヘ)大正九年 大戦による好況の後始末。(ト)大正十二年 財界不整理の所へ起つた震災に原因する。(チ)昭和二年 蕨銀破綻による金融恐慌。

共同貸出

共同貸出とは事業に對して一口巨額の貸付を必要とする場合、二行以上の銀行が共同して貸出を行ひ、以つて危険を分擔することが行はれる。共同貸出を行ふ場合、銀行は所謂融資聯盟を組織することもある。我國に於ける「産業調査協會」は融資聯盟を更に組織化した機關と見ることが出来る。從來共同貸出は保險會社の間に一般に行はれてゐた。

業務報告書

銀行の業務報告書。新銀行法に依れば銀行は營業年度毎に業務報告書を作成して、大蔵大臣に提出せねばならないことを規定してゐる(第七)。而して業務報告書とは營業報告書、貸借対照表、損益計算書、準備金及利益の配當に関する書面及び支拂準備に関する明細書であつて、その作成は施行細則に附屬してゐる態形に據ることになつてゐる。従つて業務報告書の作成は銀行の一大範圍

を描くことになる。

希臘の貨幣制度

一八六八年希臘はラテン貨幣同盟に加盟し、瑞西フランと等しい貨幣單位を選んだ。即ち本位貨幣ドラクマは瑞西フランと金純分を等しくし、磅に對する平價は二五・二二一五となつた。ドラクマの稱呼は從來行はれ來つたもので、新舊ドラクマの此の率は一〇〇新ドラクマ＝一二舊ドラクマと規定された。

發券銀行としては十九世紀末に於て三行を算したが、希臘國立銀行が事實上中央銀行として活動し、幣制改革當時は希臘唯一の發券機關であつた。一九二八年五月十二日の法律により希臘通貨は法律上金に安定せられ、同月十四日希臘銀行の開業により新貨幣制度が實施せられた。即ち、本位貨幣ドラクマを舊金價値の十分の一に切下げ、磅に對する平價は三七五ドラクマとなつた。この法律によれば、(1)純金千瓦は五・二二二ドラクマ八七レプタに價値等しく、ドラクマ貨の純金量目は、〇・〇一九五二六三四瓦とした。(2)希臘銀行は一九二八年五月十四日より銀行券を外國爲替に兌換する義務を履行す。即ち、希臘銀行は金輸出入點の限度内に於て金本位國通貨を賣却又は購入する義務を負ふ。但し取引の最低額を一萬ドラクマとする。希臘銀行は其の開業に當りコムミニケを發し、購入賣却の義務ある外貨を倫敦向爲替とし、金現送費として六・六七%に當る二ドラクマ半を加減すべき旨を定めた。即ち、磅の賣却價格は三七七・五ドラクマ、購入價格は三七二・五ドラクマとなる。本法施行と同時に外國爲替賣買に關する制限は一切撤廢せられたが、金輸出は依然一般には禁止せられ希臘銀行に限り之を行ふ事が出来る。新貨幣制度の中樞機關たる

希臘銀行は世界に於ける最新創立の發券機關で近代中央銀行の典型と稱せられるが、其の組織機能は大略左の如くである。希臘銀行は政府より獨立せる資本金四億ドラクマの株式會社であつて、其の銀行券の金價値を確保すべき義務を負ふ。同行は希臘全土に亘る銀行券發行を獨占し、希臘銀行券は法貨と認められる。正貨準備は銀行券流通額及び一覽拂債務の合計額に對し四〇%と定められ、正貨準備たるものは左記の通りである。

ギルバート J. W. Gilbert

英國の金融學者にして有名な「銀行論」History, Principles and Practice of Bank の著者。我國にも一般に知られてゐる。

金 解 禁

(一)金解禁とは、禁止されてゐる所の金輸出を舊態に返すことであつて、貨幣制度の上から云へば、一旦停止されてゐた金本位を復歸せしむる事である。金輸出禁止中は不換紙幣國と化してを、従つて對外爲替も非常に下落してゐることを特色とする。金解禁には舊平價にて解禁する場合と、下落してゐる爲替の現狀に於いての解禁、即ち新平價に依る解禁の二種の方法がある。新平價解禁は不換紙幣を前提として、下落してゐる爲替相場に順應して固定してゐるその時の經濟狀態を法律的に認むるのであるか

ら、原則として金解禁によつて財界は影響を受けない。
舊平價に依る解禁は、爲替を法定平價近くに復歸させることであるから、必然的に之に順應して財界諸要素は變化する。

(二) 舊平價解禁に依る影響

(イ) 爲替相場 金解禁によつて爲替相場は法定平價、少なくとも正貨輸出點迄は一舉に回復する。故に爲替變動は正貨輸出入點内に制限せられるから、大戦前に於けると同様安定する。

(ロ) 外國貿易 爲替相場の下落は輸出を助長し輸入を減少せしめ、爲替の高騰は輸入を増進し輸出を抑制するのが原則である。

(ハ) 正貨 金解禁に依り正貨は、(一)爲替相場の急騰に依る輸入激増の結果、(二)國際貸借に逆調を生じる結果、(三)外國投資者の思慮利喰に依る結果、(四)我が國に於ける遊資の對外交資の結果、の四ツの場合に流出する。(一)の場合は金解禁に依る爲替上騰延いて起る輸入増加の結果、金の流出は止むを得ない現象である。(二)國際貸借が著しく改善せられ支拂超過もそれだけ減少するわけであるから、之に依る正貨の流出は多くはない。(三)外國投資者は爲替回復を見越して買占を行ひ、解禁後爲替騰貴に際して思慮通り利喰して投下資金を引上げるであらう。故にこの方面の正貨流出は解禁前に流入してある投機資金の程度に依つて定まるわけである。(四)現在我國には放資口なき遊資が横溢してゐる。此の種の流出は對外交資であるから永久的流出ではない。

(ニ) 金利 正貨の流出は必然的に兌換券を收縮する。又正貨流出防止のためにも中央銀行の金利は引上げられる。延いて一般金融の引締りとなる。金利引締りは物價低落生産額減少、利益減退、事業收縮、失業増加、勞賃値下、所得減少など所謂不景氣招來となる。

(本) 物價 物價の受ける影響に就いては輸入商品と國內商品に依つて異なり、國內商品でも輸出商品と國內消費品とは又異なつてくる。(一)金解禁による爲替回復は外國品に對する圓の購買力が増大することとなり、外國品の價格自身が騰貴しなければ原則として爲替高騰の割合だけその輸入原價は低下する。輸入品でも製造品、原料、食料品に依りて多少異なる。爲替騰貴と比例して輸入原價が低下するのは綿織物、毛織物等の製造品であるが、併し此等は同種の國産商品を壓迫すると云ふ恐れがある。原料品でも棉花の如くそれが加工の上再輸出される物は輸入原價が低廉なるだけ輸出の際爲替の上で不利となり輸出で損益は相殺される。併し生ゴム、羊毛、麻、蠟、木材の如く加工の上國內消費に充てらるゝものは輸入原價の低廉となるだけ利益である。食料品の輸入原價の低下は我國國民の生活費の低下、延いて一般物價の低下を促進する筈であるが、我國の食料は自給自足を餘儀なくさるゝ事情があるから、輸入さるゝ米、小麦、豆類、砂糖等に頼ること少ないため、その輸入原價の低下は大した影響等を及ぼさない。(二)爲替の回復は輸出を不利とする。即ち我が國出品價格を騰貴せしむることになる。従つて従来の價格で輸出せんとすれば在外需要を減少する。故に外國市場にて販路維持のためには却つて價格を引下げねばならぬ。故に輸出品は金解禁の結果、價格低落の傾向を辿る。(三)米、小麦、酒、醬油等の純國內的消費品は直接爲替相場の變動に依りて影響せらるゝ事はない。故に金解禁により直接的影響は受けないが、他の輸出及輸出商品の低落はやがて國內同種又は代用商品の價格に影響し、國內一般物價の低落を招來するから徐々に間接的に影響を受けるだらう。

(ハ) 證券市場 (一)公債社債及銀行株 電鐵株の如き利廻を目

金塊本位制

「金本位制」の項を見よ。

金爲替政策

金爲替政策とは外國特に國際金融の中心地に於て、在外資金を保有し或は之等中心市場に充てたる金拂の外國手形乃至銀行券の類を内地に於て保有し、この賣買によつて爲替相場を調節し、其の平價を維持せんとする政策である。此の政策を行ふを以て戰前著名なりしは白耳義ナショナル・バンクと埃甸銀行である。

金爲替本位制

「金本位制」の項を見よ。

金貨本位制

「金本位制」の項を見よ。

緊急貨幣 Emergency Currency

戰爭其の他の緊急時に際して、その國の發券制度に基く紙幣のみにては需要を充たせざる場合、一時的に發行される紙幣を指稱し不換紙幣たるを普通とする。歐洲大戰當時、我國の發行した小額紙幣、獨逸の貸付金庫證券、英國のカレンシー・ノートなどその例である。

金錢信託

金錢信託とは金錢を信託會社に信託して一定の目的に従つて運

的とする所謂投資株は金融便義金利昂騰の結果市價低落する。尙公社債市場に横溢し、證券業者の手持高巨額に達する場合には投資の行はるゝ危険があり、かくては市價は暴落する。(二)事業會社の株式即ち所謂事業株はその事業會社の業績如何が重要な要素であるから、之は金解禁に代つて受ける事業界の打撃に依つて影響せらるゝものである。(三)東株、大株の如き所謂投資株は元來財界の景況とか特に心理作用に依つて左右さるゝものであるから、金解禁に依る影響も一般に斷じ難い。茲に注意すべきは、證券市場は人氣に依り所謂見越なるものが行はれることである。即ち金解禁の斷行を見越して、解禁前に證券市價を騰落せしむる。(ト)事業界 金解禁は原則として物價下落、金融便義、金利騰貴に依り各事業の株券を不利ならしむる故、生産、制限、經費節約せざるを得ず、その結果として事業は沈衰し財界は益々不況に沈淪する。

金塊市場 Gold Bullion Market

「倫敦金塊市場」「紐育金塊市場」「孟買金塊市場」「上海標金市場」の各項目を見よ。

金核本位制

「金本位制」の項を見よ。

用なきしめ、委託者は元本を受益するものであつて、俗に信託預金と呼ばれてゐる。金銭信託は特定金銭信託、無指定金銭信託、指定金銭信託の三種に分つ。

(一) 特定金銭信託とは委託者がその運用方法を具體的に特定するもので、例へば何某に貸付けよとか甲號五分利公債を買入れよとか指定するが如し。故に受託者たる會社に意思決定の自由なく従つてその行爲に責任なきもの故、該信託は原則として元本補填利益補足の約定をなし得ないものである。

(二) 無指定金銭信託とは委託者がその運用方法に關し何等指定する所なきものを謂ふ。併しその運用に關しては法規(信託法二十一年十二月廿八日勅)で限定されてある故指定金銭信託より運用範圍は極限されたものとなつてゐる。現在では殆んど行はれてゐない。

(三) 指定金銭信託とは委託者がその運用方法を抽象的に指定するので、例へば、單に貸付に運用せよとか預金にせよとか、債券を買入れよとか指定するが如し。

故にその運用に關しては受託者たる會社は自由意志を以つて決定することが出来るから、従つて責任も生じ元本補填、利益補足の約定を許され事實又我が國信託會社は信託證書に例外なく此の約款を記載してゐる。指定金銭信託は通常預金と實質的に殆んど差異はない。併し信託預金は財産の運用方法としては定期預金より一步進んだものである。即ち受益者本位の運用が行はれ、信託會社は資本金の十分の一以上の金額に相當する國債を供託して受益者に對する義務違反によつて生ずる損害の擔保に充つる(信託法七條)等受託者は特に保護されてゐる。我國信託會社は信託業務中此の指定金銭信託に最も力を入れてゐる。金銭信託以外の金銭信託 金銭信託は金銭で受入れて金銭で返

すものであるが、金銭以外の金銭信託は受入の時は金銭を以つてするも受益者に返す場合はその時の現狀財産を以つてするもので、例へば貸付として運用してゐる中に信託が終了すれば、貸金と云ふ債權のまゝで返すものである。

金銭債權の信託

金銭債權の信託とは金銭債權の元本利息の取立、擔保權の保存實行其の他金銭債權たる財産保管運用を受託者に行はしむるものであつて、從來の代理又は信託讓渡(信託讓渡の爲)等の方法で行はれたものを信託制度に活用したものである。

金銭債權の中に生命保險信託が含まれてゐる。生命保險信託とは信託會社が生命保險受取人となり、保險料を委託者自ら拂込み又は信託會社に一定の基本財産を信託してその收益を以つて保險料に充てしむ。而して満期又は死亡に依りて受取る保險金の運用を信託會社になさしむ。保險金受取人が寡婦、遺兒にしてその保管運用の途に暗きため、彼等のために圓る生命保險契約者の意思を完全に實現するものである。

金屬學說 Metallism

アダム・スミスに依れば「金銀貨の代りに紙幣を使用すれば、費用多き交換用具に代へるに費用少き交換用具を以てする譯であつて、つまり財の流通に從前よりも廉價なる新車輛を使用することとなる。但し銀行券は貨幣の代用物たるに過ぎずして、それが通用する所以のものは、何時にても貨幣に兌換し得べく、且つ金銀貨幣と同様に流通することの信託が保持せらるゝ爲めであつて、

紙幣それ自身は本來の貨幣ではない。従つて紙幣の價值は金銀貨の價值を超える能はないものである。」

即ち金屬學說は金屬の價值が貨幣の價值を決定するを見るのである。換言すれば、金屬主義は金の一定量が此の地金價值に依つて同量の財を支配し得るが故に、金と一定の關係に結ばれたる一定額の貨幣が同量の財を支配し得ると考へるのである。即ち金屬と貨幣とを同一視し、素材價值なき貨幣は價值なき貨幣の代用物なりと謂ふのである。

金屬主義に從へば貨幣の價值は之に包含される金屬の地金價值に依るものである。然るに世界の主要諸國が殆んど全部金本位に復歸したる時代に於て、金地金の需要供給に見るべき變化なきにかゝらず、物價平準が戰前の約一倍半にして、貨幣の價值が戰前の約七割の平準にしか達しない目前の現象は説明し得ない。又、金屬學說に依れば、不換紙幣の存在は全然説明出来ない。

金地金本位制

「金塊本位制」に同じ。

金の流出入

通常金の流出入と云へば (一) 中央銀行庫中の準備金が在外資金となり、又は在外資金が中央銀行の手許準備金に復舊するとか鑄貨材料として中央銀行へ送付せらるゝ場合など、單に金の所在地點を一方から他方へ移轉するに過ぎぬもの、(二) 中央銀行が準備金の過不足を調節する目的から金を賣却又は買入する場合のもの、(三) 一個の商品として産出地から交易地に、又は需要地にと所有者を轉々するものもある。通常之等のものは爲替相場に直接

關係せずと説かれてゐるが、併し爲替相場に關聯することが稀薄でない。何故ならば一國の金の在高が政治上にも經濟上にも如何に大なる力を有するかは測られない程であるから、かゝる金の流出入が爲替相場に影響の少ないわけがない。殊に最近中央銀行の金買入の如きはフランス及ドイツに行はれて世界經濟上大問題となつた。次に (四) 純外國爲替論として問題となるものは爲替資金送達のため金を國際間に流出入させる場合と、爲替相場が輸出より離れて居る時一方に金の流入を行ひ他方に爲替買入を行つて差益を取得せんとする場合とがある。前者は爲替相場が必ずしも正貨輸出を越えない時に行はれるが、かゝる時は外見上爲替を需要する方が一層有利に見えても、實際上は爲替の需要により爲替相場が之に反して動く事を恐れて金を輸出させざるものがある。例へば貿易出超や金利高による資金の移動爲替相場の恢復見越、外債の代り金送達等は爲替市場に爲替を需要しないとすれば金を以てする事が往々にして行はれる處である。後者は爲替相場が正貨輸出を離れたのに刺戟されて起つた採算的金の輸出入であつて、之れに對して爲替を賣り又は買つて差益を利得すれば濟むものである。併し此の採算は屢々金利の問題を考慮せねばならない。何故ならば金輸入國は金利が比較的高いから低金利國からの金輸入に投資することが、果して自國の金利によつて得らるべき利益を償ふか否かが問題である。

理論上は爲替相場が正貨輸出を超えた時は金を輸出し現相場を爲替を賣る。其爲に戰前ならば金輸入國宛爲替手形を賣つて、輸出に於て金を賣つて得た代金により其手形の支拂をするが、戰後には電信と先物爲替とを代用し、賣爲替の方法も極めて多種多様となつた。何となれば爲替市場では、多量の金が輸出され、

ば多量の賣爲替を行はるべき事を悟り最も敏感に爲替相場を恢復させるから、之れに對し金輸出者は逆に爲替を買つて市場の軟化を策する事がある。後者の策動は金流出期には屢々他の動機と結合して成功を見る例がある。又或時は賣爲替を先にして後に金輸出を目論んでも結果は同様である。故に眞實の正貨輸送點を以て爲替相場が變動する時、金の輸出入が行はれても容易に恢復の因とならぬ場合には、此の策動を見逃すことは出来ない。

若し賣爲替を起さぬとすれば、爲替相場の軟調な國の手形を買つて金を輸入し(輸入税)賣却する方法があるが、金輸出國の金利は低いのが例であるから、かゝる金輸入に投資する事は損失である。又單に將來の低相場を確信して賣爲替を起さぬ事もあり得るが、併し之れは全然投機である。

金本位制 Gold Standard

(一)金本位の型態 金本位制度は之を左の型態に分つ事が出来る。一は金貨の存在流通する金本位制度であり、他の一は原則として金貨の流通しない金本位制度である。前者は大戦前迄の多くの國の採用して居た型態であり、後者は大戦後に於て増加の傾向を持つに至つた型態である。更に尙、後者を金本位と稱するの一般であつて、之は又金と貨幣とを如何なる方法に依つて結び付けるかに従つて、金塊本位制度と金爲替本位制度に分れる。勿論この分け方は嚴格なる意味では適當でないかも知れぬが、原則として主眼點を二者何れに置く制度であるかに従つて分けたのである。

金本位制度

金貨の流通する制度(金貨本位制)

金塊本位制

金爲替本位制

傾向を有する。一九二五年の英國金本位法の實施は其の範例である。此の制度は貨幣の進歩並に幣制合理化を物語るものである。

(二)金爲替本位制 Gold Exchange Standard 金爲替本位制度とは、金本位國宛の、或は該金本位國より自國宛の金爲替を政府または中央銀行が一定價格に於て賣買することに依つて、自國の貨幣を金に結び付けようとする制度である。銀本位を採用してゐた印度は、銀價低落の影響より自國の貨幣を救ふために、一八九三年銀貨の自由鑄造を禁止し、金提供者には一留比に對して十六片の割合で銀を與へ、又倫敦の印度省は印度政府宛の手形を賣渡すと同時に、留比銀貨の提供者には一留比十六片の割合で金を與へ、また倫敦の手形を振出して、ルービの對外價値の安定を圖つた。之に依り、印度の貨幣は英國の金本位を通して銀價低落の影響を防ぎ、その對外價値は安定するを得たのである。この制度もまた金本位制度の採用或は回復に際して、金保有額少なく金貨本位また金塊本位制度に移り得ない場合等に於て採用するは適當のことであり、金本位制度の機能を考へるならば、また合理的であると云はねばならぬ。

(二)金本位制の作用

(イ)金本位制度の有する作用のうち對内的方面に關するものを見るに、物價の安定と一國通貨の數量の制限との二つの機能をあげることが出来る。何故に金本位制度は物價を安定させる効果をもち、またどの程度に持つか、金本位制度を採用する場合に於ては、國際貸借の決済のために用ゐらるゝ金の國際的の流出入の過程を通して、一國の物價を調節安定せしめる作用を有するものであるとの通貨主義的理論は、金本位制度の主張者の説くところである。例へば、貨幣の供給が増加して物價騰貴する場合に於ては

(イ)金貨本位制 Gold Coin Standard 金貨本位制度とは本位貨幣たる金貨が日常人々の間に流通して、財貨の購入其の他の支拂に用ひられて居る制度であつて、歐洲大戦前に於ては普通に金本位と稱せらるゝ場合、鑄造せられた本位金貨の存在流通するを本則とする考へられたものである。併し、貨幣制度が確立し、人々紙幣の授受に慣るゝ場合に於ては、金貨の國內的流通の必要はなくなるが故に、戰前に於て既に歐米の金貨流通國に於ても、其の流通額の金貨中に占むる割合は大なるものではなかつた。我が國の金本位制度の本體は、やはり原則として金貨本位制度であるが、事實上既に戰前に於て金貨の流通することはなかつたのである。金貨本位制度に於ては、「金貨の自由鑄造」と「金兌換」金の輸出入の自由」とが完全に實行されてゐることを原則とする。

(ロ)金塊本位制 Gold Bullion Standard 金塊本位制度とは原則として本位貨幣たる金貨の存在することなく、従つて金貨の流通しない金本位制度である。凡そ、金貨兌換の必要を生ずるのは、工業用の金を得るためか、海外の支拂送金のためか依るのであるが、其のために敢て金貨の形を採るを必要としない。而かも、國內の取引が金貨に依らずして充分圓滑に貨幣の授受をなし得る場合に於ては、最早や金貨の存在は其の必要を見ないのである。即ち、金は多くの場合、政府又は發券銀行たる中央銀行に集中せられ、金地金を一定の價格に於て買上げ、又は賣却するの制度が採用せらるゝべく、之が所謂、金塊本位制度である。この制度は嘗て一八二〇年の初め、英國に於て實行せられた經驗を有する。而して、歐洲大戦により何れの國に於いても金貨が流通場裡より姿を消すに至つたが、この金貨の流通は金本位制度の回復に當つても再現せられず、金本位は金塊本位の形態に於いては漸次増加の

財貨の輸入増加するが故に、金は對外支拂のために輸出せられねばならぬ。其の結果國內に於ける貨幣の數量は減退して、物價は自ら低落せねばならぬであらう。物價が低落した場合に於ては、是と全く反對の作用が現れる。即ち、金は物價の變動を未然に防ぐ譯ではないが、其の變動を抑へて之を調節する作用を有すると説かれる。

併し金の物價調節作用が斯く直接的自動的でないことは、現今に於ては理論上からも實際的にも、承認せられて居ると言ひ得る。第一に、考慮すべきは、信用制度の發達著しき今日に於ては、預金通貨の使用が激増して居ることである。假令金と其の國の主たる通貨である銀行券との數量的關係を嚴格に規定しても、銀行券と預金通貨との間に直接的な關係が存在するか否かは研究を要する。第二に國內的にも國際的にも財貨の信用取引發達して、通貨の節約せらるゝ部分が存在する。

第三に、金の流出入と一國通貨の増減とは必ずしも、其の増減の原因を等しくしない。即ち、金の流出入は國際貸借の決済より生ずる爲替相場の變動を通して行はれるものであり、一國の通貨の需要は國內に於ける種々の原因に依つて増減するものであつて、従つてこの點に於ては、爲替相場と物價との依存關係が實際に作用する限りに於てのみ、金と一國通貨とが間接に關係を有するに止まる。

(ロ)金本位制度の對外的作用を觀んに、世界の諸國が廣く金本位制度を採用して居る場合に於ては、金は國際的な支拂手段として極めて重要な地位を占むるものであつて、金本位制度の現代に於ける意義は、この方面に於て殊に須要なるを認める。

爲替相場は甲乙二國の貨幣換算額に運賃等の費用を加減したる

範圍を超ゆることはない。而も其の範圍は漸次僅少となる傾向を有するが故に、金本位國間の爲替相場は略安定して居ると云ふことが出来る。

金融 Finance

金融とは資金の融通を意味する。而して供給せらるゝ資金の用途如何に依つて商業金融、工業金融、農業金融等の區別が出来る。金融を與へる相手方の資格によつて庶民金融、中小金融と云ふことが云はれる。之は中流階級に對する金融を意味するが、中小金融なる語が主として中小階級の産業資金の融通を意味するに反し、庶民金融とは必ずしも中小階級の産業資金のみでなく、彼等の生活費とか教育費としての資金の融通にも用ひる。

金融は擔保の有無によつて擔保附金融及び無擔保金融に區別される。又、融通される地域に依つて國內金融と國際金融とに分つことが出来る。國內金融とは一國內に於ける資金の融通を意味し、國際金融とは資金の融通が二國間に亘つて行はれる場合を謂ふ。

金融機關

金融機關とは資金の需要者に對して、之が供給をなすを業とするものを謂ふ。金融機關は融通資金の性質に依つて、商業金融機關、工業金融機關、農業金融機關、庶民金融機關の四に分つ事が出来る。

我が國に於ける金融機關には、銀行と稱するものと、然らざるものとがある。銀行と稱するものには、特別銀行、普通銀行、貯蓄銀行があり、銀行と稱しないものには信用組合、保險會社、簡易保險局、大藏省預金部、ビルプロカー、株式取引所、無盡會

社、質屋、個人貸金業者がある。

金融季節 Monetary Season

(一) 單邊 一國の金融市場に於て資金に對する需要が或る定つた時に起り、而して之に對する資金の供給不十分である場合、そこに定期的な金融の引締りを來すことがある。此の定期的な金融逼迫期間を金融季節と謂ふ。この金融引締りに對して國家なり中央銀行が調節策を講じ得ないものでもないが、併し此等の機關の力には自ら限りがあり、又力は如何に大なりと雖も濫に之を用ふるを許されざる事情あるべく、又金融市場に起るべきある程度の變動は之をその起るがまゝに任しておくことを得策とする場合もある。故に金融市場が人為的に調節されずにある動搖を來し、その動搖が定期的に出現して茲に金融季節を招來するのである。

例へば我國について云へば諸重要物産の出廻り及び重要商品の輸出入關係より、季節的に資金需要が起つてくる。我國では如何なる種類があるかと云ふに米穀、肥料、製糖、棉花、織物等が主要なる物産の出廻り時期に於ける此等取引資金に對する需要が起る。此の外、小麦、製茶、蔬菜、木材の出廻り期、茸類の出廻り期、水産物の漁獲期等にも一定の季節があるが需要額にも比較的少なく、地方的に局限されてゐるため我國金融市場全體に及ぼす影響は殆んどない。又月末決済資金、配當資金、公社債利拂資金、拂込資金、納税資金等の定期資金の供給が金融季節を生ずる。

(二) 我國に於ける金融季節 一月初めより中旬までは前年末に於ける決済資金が漸次回収さるゝに伴ひ、金利低落、兌換券收縮の傾向を辿るも、米穀資金の需要により資金は都會地から地方に流出する。一月末より二月にかけては例月の月末決済資金の外に

一月後れの正月、舊正月の決済期が重複し、棉花資金の需要も起り、年初の下り坂に一つの峠を作ることになる。此峠を過ぐれば二月は金融緩漫の底をつき、三月末は棉花其他輸入資金需要の最盛期に入り輸入決済資金の爲替銀行の吸收ある外はつゞ夏物仕入期、肥料需要期に入り著しく緊張する。一月—三月は地租、所得税、酒税の納税關係にて逼迫するが、三月末は公社債利拂期に入り、之で多少緩和する。四月は肥料資金の需要、製茶買入資金の準備、夏物買入資金用意の外、著しき需要なく他面輸入棉花手形決済のため日銀の外國爲替貸付金は減少し、四月月半ば平穩となるが常である。四月下旬から五月中旬は最緩漫期であるが大坂は棉花決済資金の需要ありてさまで緩漫とは行かない。六月初めから中旬は半期決済期を前にして配當資金の準備あり、地方製絲資金の需要もポツポツ初まり、製茶の出廻り期に入り地方的に緊張する。六月下旬は決済、配當、利拂期に入り金融は著しく引締る。七月は製絲資金の需要もあるも夏物は春物ほど多量でなく、且春物の賣上代金で補はるゝ所多き故資金の移動も著しくない。上旬は盆資金の外目立つものなく金融は引緩む。五月七月は納税關係にて引締るも六、七月の公社債利拂で稍緩和される。七月末から八月初めにかけて一月後れの盆、月後れの半期決済關係にて一時資金の移動稍活潑となるも甚しからず、八月から九月初旬は例年夏枯れして閑散期である。諸織物の冬物仕入關係から九月々央過ぎ資金も出廻り金融は引締ることもある。十月は冬物の仕入納税、秋蒔、米買入資金の需要もあるも大ならず、年末金融の序幕として稍々強調のまゝ越月するのが例である。十一月は全國的に新穀生絲の出廻りあり五月と同一状態を呈す。尙輸入信用狀の發高増加、年末接近につれ銀行は手許準備に努め長期物を一時短期

物に轉せんとするため、短期物は引緩む傾向にある。九、十、十一月は納税期なるも九、十一月の利拂にて緩和される。十二月初旬は公社債の利拂にて一時市場を潤はすも歳末を控へてゐる故その影響なく、年末接近と共にコール、日銀貸出共に一年中の最高に達する。要するに概して一月より四月中旬までは閑散期に屬し四月下旬より六月にかけて緊張し、七月中旬に至つて轉換して八月より十月中旬までは緩漫期に入り、十月下旬から緊縮し十二月中旬以後は年末決済期に入つて極度の繁忙を呈す。

(三) 經濟に於ける金融季節 紐育金融市場に對し資金需要の季節的變更は之を五期に分つことが出来る。(1) 一月初旬より二月中旬に至る (2) 二月中旬より四月初旬に至る (3) 四月初旬より八月一日に至る (4) 八月一日より十月一日に至る (5) 十月一日より十二月末に至る。

第一期變更は資金需要緩漫なるにより、低利々率の特質を有する。其は西部及び南部地方の農作物收穫資金として需要したるも、逐次其の終了に伴ひ、地方銀行より主要金融市場へ再歸現象を齎したるによる。又休日季節の經過後として一般事業界に、自然的弛緩が生ずる。銀行業者は一月一日満期の社債並に利子支拂のため巨額なる資金を保障し、又一般事業状態は各々年期財産目録作成中の間期として沈滞し、及び製造工業者は春季出廻り品を熟考中にある。

第二期變更の趨勢は、資金需の増加に伴ひ、金利上騰を促したるに依る。製造工業者は愈々春季商業の準備金として、資金需要頻繁となり、鐵道運輸貨物の増加となり、順次、活況を呈するに至る。又、南部及び西南部地方の農業區にありては、三月一日に於いて農事貸付債務金の決済日として資金需要あり、及び商業地

區にありては四月一日に、三ヶ月を一期とする事業會社の配當金並に利子の支拂資金として需要され、故に金融市場は一時的影響を蒙り頗る活況を呈することあり。

第三期節變更は四月及び五月には、金融市場は比較的軟弱である。六月及び七月の兩月は年内、最極衰退期である。然れども、七月一日前後は本期決済並に利息資金需要の影響のため金融市場に一時的硬化を齎すことあり。概して、當季金融市場は迷雲に覆はれ、平均衰微状態を維持する。其は一時農事資金として轉流用されたる通貨も所定の金融市場に歸還し、各銀行は潤澤なる資金を保有する處となり。是が運資するに資金需要が季節的循環性のため沈滞せる結果、巨額なる銀行準備金の増加を示し、最低下利率となり、其れに誘因されて有價證券價格昇騰となり、金輸出高多額なるに依り、此の季の事業溢蓄を立證し得る。

第四期を農作物收穫期となし、八月中旬より資金需要頻繁に開始され、コールレートは強味を帯び、銀行準備金は減退を齎するに至り、十月に至る期間中は金融市場は極度の緊縮を表はす。

第五期は年末期として、十月より十二月に至る期間にして、此の期間中に、一月決済資金並にクリスマス販賣商品仕入資金需要のため、一般經濟界には現金資本の需要連續的に殺倒し、金利は漸騰するに至る。

然れども、一面に於いて、農作物は生産者より經路を巡りて消費者に移動したる結果、紐育金融市場より西部へ移動現金は十一月、十二月に亘りては急速に減少を來し、金輸入も十二月に踏み入るゝに従ひ、此の月は年内に於ける最低下點を指示する。十月十一月及び十二月には、聯邦大藏省は、ナショナルバンク預金額の増加を示し、就中紐育市のナショナルバンクは其の恩恵に浴す

ること甚大である。要之、紐育金融市場は、上半期に於いては資金潤澤にして、下半年は資金逼迫するを常とする。

金融恐慌

「恐慌」の項を見よ。

金融政策 Monetary Policy

金融政策とは中央銀行が金融上に於ける特殊の地位を利用して市場を統制し、一國金融の緩急を調節する政策を謂ふ。普通、行はれるものは割引政策、オープンマーケットオペレーション、金打歩政策及び金爲替政策等である。

金融制度調査會

我國の金融制度の整備改善に關する具體的の方策を確立するためその調査研究機關として大藏省内に「金融制度調査會」を設くる事に決し、先づ大正十五年四月十五日「金融制度調査準備會」を設けた。同會にて研究調査したる結果、「我國普通銀行制度の改善に關する具體的の方策」に就いての成案を得たので、之を金融制度調査會に提案審議すべく、茲に「金融制度調査會規則」を立案し、大正十五年九月二十八日該規則を發表し調査會委員を任命した。而して十月十二日第一回の總會を開き、次の事項を全部調査事項となすべきことを決定した。

調査事項

抑も各種金融機關の樞軸として金融界を指導統制し以て一國財界の健全なる發達を期することは中央銀行の責務である、此の組

織及機能の如何は直ちに金融制度全般の活動を左右すること大なるものがある、從て日本銀行が一般金融市場と脈絡相通じ緩急相應じ以て此の調節を圖る點に於て銀行の割引政策に改善を加ふるの要なきか。更に自行は其の中央銀行たるの使命を遂行する爲め兌換銀行券の發行國庫金取扱等多大の特權を賦與さるゝ國家的機關なるが故に國家と利益を共通せしめ同行の國家的機關たる所以を名實共に具備せしめる點に於て、現在の制度を改善する要なきか。金融制度改善を企圖するに當り是等の點には慎重なる調査をなす事は最も必要なる事項なりと謂はなければならぬ。

各種産業に亘つて一般的に金融の任に當れるは普通銀行である、我國普通銀行は從來大體に於て商業金融機關として又所謂預金銀行として發達し來れると共に一面農業金融並に工業金融にも關係し殊に地方銀行の如きは不動産に對し多額の放資をなしてゐる實情である。而して我國普通銀行は過去に於て屢々不始末を暴露し金融機關としての職責を充たさざりしものも尠くないのである。是等過去及現在に於ける實情を鑑みると共に我國經濟發達の趨勢に應じて普通銀行の基礎を鞏固ならしめ此の經營方針を善導し併せて其の弊害を防止するの對策を攻究せなければならぬ。更に産業全般に對する金融を潤澤ならしむるには金融機關自體の改善を圖るの外手形割引市場及び證券市場の整備改善に俟たなければならぬ。而して現下我國に於ける是等市場の整備改善に就ては之を自然の發達に放任すべきものにあらずして進んで其の方策を攻究するの要がある。一般の金融と相並各種産業に對する金融に關しても其の現状及缺陷を調査しこれが對策を攻究すること頗る緊要である。

我國の工業金融が頗る圓滑を缺いてゐるのは其の原因固より一

ではなく單に金融方面のみに就て之を見るも工業金融採算の機能の發揮不十分なること、證券市場、手形市場の發達せざること、工業資金の需要供給兩者間に於ける理解の缺くるものあること等改善を要する缺點が少くない。我國の農業は利潤少く從つて農業資金は特に低利を要するのであらう。然るに農業金融は長期農業金融に就いては低利資金調達に於て不十分なる憾がある。又短期農業資金に就ても備はらざるの點がある。其他金融制度上攻究すべき重要な事項が多々あるを見るのである。農業金融と密接な關係を呈し而も其の施設未だ全からざるは不動産金融である。故に不動産金融を潤澤ならしむる方策は速に之を攻究せなければならぬ。

外國貿易の盛衰は我國經濟界の消長と密接な關係を呈するのみならず殊に輸出貿易の發達を促進せしむることは現下の重要問題たる我國國際貨借の上に於て極めて必要である、從つて貿易金融の施設を講じ爲替取引の利便を増進して輸出の振興に資せしむる方策如何を調査研究する事は各國が貿易振興策に汲々たる秋に當り特に緊切である。

拓殖の振興を圖ることは我國の經濟的難局を打開する所以なること亦言を俟たない。然るに朝鮮臺灣及南洋に於ける拓殖事業に對する金融に關し此の機關及び方法に就いて最も適切なる方策を立てることは極めて困難なる情勢にありと謂ふべきである。蓋し過去並に最近に於ける特殊機關の不振は一層此情勢を招致したのである。此際宜しく種々の困難を排し是等拓殖金融機關の整備充實を圖り邦人の海外及び殖民地に於ける發展を助求すべきである。特殊産業に對する金融例へば山森金融水産金融船舶金融に就ても多年問題の存する所である。是等金融の圓滑ならざる所以を調査

これが對策を立つることも亦我國産業並に貿易を振興する爲に肝要の事項であらう。

貯蓄銀行に就ては過般貯蓄銀行法制定と共に改善せられた所からずと雖、尙其の本質及び同法施行後の實踐に鑑み更に適當なる改善を加ふるの要があらう。

信託會社の制度は最近の創設に係る所であるが主要なる金融機關の一として其の本來の使命を達成する上に於て尙改善を必要とする事項なきか他の金融機關との關係に稽へ是亦十分なる調査を遂げなければならぬのである。

繼て我國庶民金融即ち中小産業者等に對する金融並に國民金融の現狀は遺憾の點が尠くなく、之が整備改善は經濟上並に社會上に重大な問題であり、而して庶民金融機關の組織及び運用の方法等をして實際の必要に適切ならしめんことは至難の業なるを以て力を盡して之が解決に當らなければならぬ。

尙是等金融制度の整備改善の方策を調査するに當り特に我國金融の比較的高位にあつて産業の發展を阻害するの情勢に留意し金融制度の方面に於ても此の原因の存するなきやを明かにしこれが低下を圖るの方策に就て周到なる攻究を爲すことが必要である。

以上述べ來つた所に由つて之を觀れば、本會の調査すべき事項は之を次の如く要約することが出来る。

- 第一、日本銀行の中央銀行としての機能を完全に發揮せしむる方策如何
- 第二、普通銀行改善の方策如何
- 第三、手形割引市場及び證券市場改善の方策如何
- 第四、工業金融整備改善の方策如何
- 第五、農業金融整備改善の方策如何

第六、不動産金融整備改善の方策如何

第七、貿易金融整備改善の方策如何

第八、拓殖金融整備改善の方策如何

第九、特殊産業の對する金融を圓滑ならしむる方策如何

第十、貯蓄銀行並に信託會社改善の方策如何

第十一、庶民金融機關充實の方策如何

第十二、金融制度の改善に依る金利低下の方策如何

金融制度調査會は普通銀行制度の改善に關する成案を可決し、新しく「銀行法」となつて發布された。之が今までの調査會の唯一の産物である。併し調査會の調査項目は我國の金融の制度の各方面に亘つてゐるから、今後益々活動すべき筈である。

金融手形 Finance bill

所謂融通手形に等しいが、外國の爲替上に於いては、銀行が一時的金融のため振出す長期のクリーン・ビルに對して用ひる。

金融統計

金融統計を分つて (一)金融業務 (二)金融企業統計の二つにすることが出来る。前者は金融事業の機能に關する統計で、後者は金融事業の實體に關する統計である。併し此の外に (三)金融補助統計とも名づくべきものが必要である。

普通に金融統計と云ふは、金融業務統計のことであつて、苟も金融業務に關する數字で業務に従事しつゝ自然に生れるところのものであるならば、それは悉く金融業務統計の材料に供される。然らば金融業務統計にはどんな統計があるかと云へば、大體に於いて左の如く區分することが出来るのである。

一、紙幣統計

二、資金統計

三、金利統計

四、手形交換統計

金融業務統計は先づこの四種に大別することが出来るが、紙幣統計と手形交換統計とは單一のもので、日本銀行の外に兌換券はなく、銀行界ならば朝鮮臺灣の兩銀行に限られてゐるから、紙幣統計は比較的纏め易い。また手形交換所は全國共通の制度でそれが何十あるとしても、たゞ一つの手形交換統計に纏めて了ふことが出来るのである。ところが資金統計と金利統計とは、業務の種類によつて自ら異つた統計を必要とし、同じ資金統計でも幾何かに區分されるのである。従つて金融業務統計には共通の一般のものの特種差別的のものがあることになる。元來資金統計は資金の動きを示すための統計であるから、資金の性質が變れば従つて統計も變るのは當然で、商業資金、工業資金、農業資金、爲替資金皆夫々が別な統計を持たなければならぬ。

商業資金だけについて考へても日本銀行には日本銀行の資金統計があり普通銀行には普通銀行の資金統計がある。日本銀行には兌換券の發行といふ特別な機能があつて、そして一方において資金が普通銀行其他へ貸出されてゐる。そして兌換券統計と資金統計の必要が起つて來る。普通銀行であると預金統計、貸出統計が主なるもので、この外に支拂準備の程度を示すところの所有々價證券統計及び金銀在高統計とかいふものがある。夫れ等の統計は何百行分あつてもたゞ一つの資金統計に纏めて了ふことが出来る。日本全國の統計が一目瞭然として表の上に現れて來る。若しこれに少しでも異分子が加はればその統計は最早や正確なもので

ない。普通銀行の預金貸出と、特殊銀行の預金貸出とは、嚴格に區別せなければならぬ。また特殊銀行でも、其の業務によつて各立場が違ふから、これを一つに纏めることは出来ないである。普通銀行と特殊銀行とを對立させて、その數字を比較する様な場合には特殊銀行は特殊銀行で纏めてその數字を出しても宜いが、統計上の原則としては、その立場が更に特殊銀行であるから飽く迄これを區別して、別々に資金統計を作る必要がある。

郵便貯金、貯蓄銀行貯金を纏めた貯蓄統計、信託會社の信託統計なども一種の資金統計である。信用組合の資金統計も決して度外に附してはならぬ。なほ銀行類似金融業者の資金統計、個人貸借に關する資金統計なども完備せねば、金融統計の發達は望まれぬのであらう。

金利統計では、日本銀行の公定日歩に關する統計が、先づ此種の統計の中樞をなすもので、これに連れて普通銀行の割引、貸付日歩、預金利子、扱てはコール日歩などに關する統計が出來て來る。

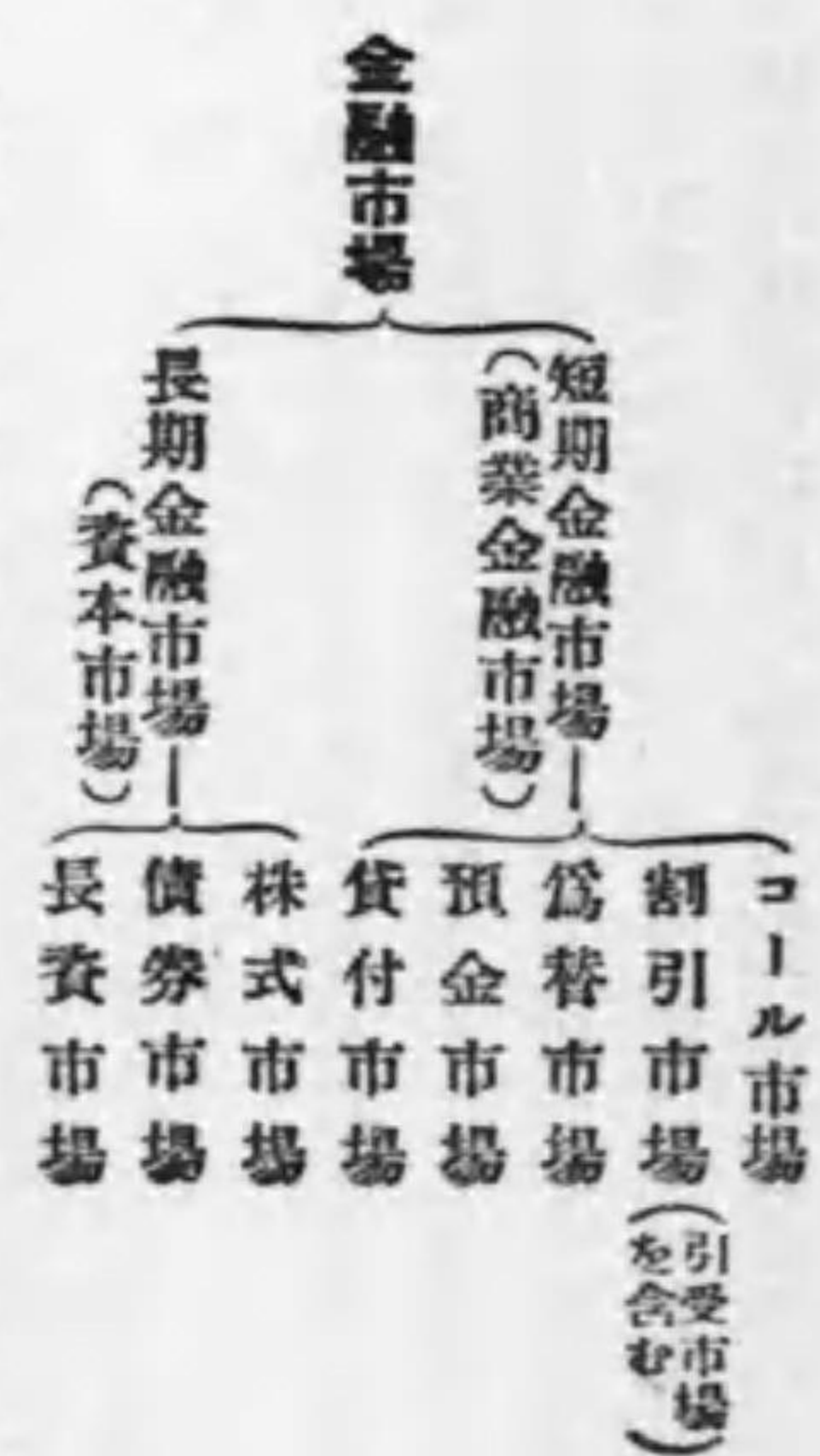
預金利子だけは協定が行はれてゐるので統計を作るにも比較的樂なところがある。特殊銀行の方面では、債券發行銀行には債券利子統計があり、爲替銀行には爲替相場に關する統計がある。

金融市場 Money Market

金融市場の何たるかに關しては萬人その説く所を異にしてゐるが、茲では「資金の融通關係である」と定義したい。元來市場には廣狹二義あつて、廣義の市場とは一定の經濟範圍内に於ける商品の需給關係を謂ふので、換言すれば抽象的市場である。狹義の市場とは賣買の作用に依りて同一なる商品の價値が容易に且、迅

速に等一となるべき傾向を有する場所または設備を謂ふので、換言すれば具體的市場の意である。今日の如く通信及び交通機關の發達した時代に於ては、抽象的市場が益々重要な地位を占むる標になつて来た。而して金融市場は特にこの抽象的市場の代表的ものであつて、吾人が金融市場と呼ぶ時は決して、地理的にある地域を指してゐるにはあらずして、資金の需給關係を意味してゐるに外ならない。而して資金の需給關係の當事者は銀行、ビルブローカーを始めとして質屋、金貨に至るまで、諸々の金融機關と之を取引する會社、個人及び公共團體であつて實に無數であるが、今日所謂金融市場は、銀行、信託會社、ビルブローカー、引受業者、證券業者及び大商工業者の需給關係によつて支配されてゐるのである。

一國の經濟社會が商業、工業、農業に分化した今日に於ては、その從事する事業に依り長期に亘つて資金使用の必要あるものあり、極めて短期間の融通にて事足りるものもある。従つて金融市場に於ける資金にも、短期資金と長期資金とが存在することゝなるべく、之に依つて金融市場を短期金融市場と長期金融市場とに分つことが出来る。短期金融市場は商業金融市場と稱せられ、長期金融市場は資本市場とも云ふことが出来る。短期金融市場はその資金の動く方向に依つてコール市場、割引市場、爲替市場及び預金市場の四種に分つ事が出来る。勿論この四市場は短期金融市場の構成部分をなすので相獨立して存在するものではなく、一つの存在は他を前提とし、或は時に同一物の表裏の關係に立つ事もある。長期金融市場は企業の創立、擴張及び經營に要する資金の需給關係を云ふもので、長資市場、株式市場、債券市場の三とす事が出来る。



從來短期金融市場のみを以て金融市場なりとし、或は単にコール市場のみを金融市場であると説く者も少なくないが、併し以上述べた諸種の市場が各々發達して相互連絡統一を保ち供給資金の多量、敏速、圓滑、確實、公正を來し以て經濟界の安固發達を計るものであるから、各市場は金融市場そのものゝ發達の必要上分化したものと見るのが至當である。その中で商業金融市場の發達が最も著しく且重要であり、就中コール市場が金融市場の基本をなしデリケートな作用を有する所より、此等特に金融市場中の金融市場たらしめんとする理由は非難すべきものではない。

金融資本 Financial Capital

金融資本とはヒルファディングの定義に依れば、「實際に産業資本に轉化されてゐる銀行資本、即ち貨幣形態に於ける資本」を謂ふ。金融資本は所有者達に對しては常に貨幣形態を保持するものであり、彼等に依り貨幣資本即ち利付資本の形態に於て投資されるものであり、且彼等により常に貨幣形態に於て回收され得るものである。實際に於てはかやうに銀行に投ぜられる資本の大部分は産業資本(生産手段)に轉化され、生産過程に固定されてゐる。蓋

業に充用される資本の中益々大なる部分が此の金融資本、即ち銀行が處理し産業資本家の充用する所の資本となるのである。此の金融資本の政治的政策が所謂帝國主義又は資本帝國主義である。

英國に於ける金融資本

(1) モルガン系 ギャランティー信託會社、バンクカース信託會社、紐育信託會社、ナショナルバンクオブユナイテッドステーツ、スチエヂ銀行、第一ナショナル銀行。

モルガン會社のトーマス・レモントとユナイテッドステーツ會社のマイロンテラーの兩氏が、ナショナルバンクオブユナイテッドステーツとギャランティー信託會社とを合同せしめ、資産二十億弗の大金融會社を組織した。而してナショナルのジェームスアレキサンダー、ガラランティーのチャミスハミルトンセイビン、同じくウキリアムボツターの三名が右の新會社經營の面に當る事となつた。更にモルガン系に於ては、バンクカーストラスト、コインエクスチェンジ銀行とを合同せしめ、然して追々に其系統銀行を全部合併一丸として世界最大の金融機關を樹立せんとしてゐる。

(2) デロン系 セントラルユニオン信託會社、ナショナルバンク銀行、ケミカルナショナルアンドザエムパイヤー信託會社。

セントラルユニオン信託會社とハンノバリーナショナル銀行とは最近合同し七億弗の資本金となつた。此の合同に依りウォール街に著名な銀行家として知られたウキリアムワットワードとジョーデビソンの兩氏がデロン系に加入した事になる。デロン系の最近の活躍は目覚ましく、殊にペーカーウアーバーグに對立して最近バンクオブマンハッタンの株式一萬株を買込み、其代價は八百萬弗であると噂されてゐる。而も尙ナショナルアメリカン會社の手を通して其銀行株買集めに努めてゐる。尤も之は單に投

資の意味で買集めをしてゐるのであると會社では言明してゐる。

最近ユナイテッドステーツモーゲージアンド信託會社とケミカルナショナル銀行とを合同せしめ、ケミカルバンクアンドトラストコンパニーと名稱し資産四億弗とした。更にナショナルバンク銀行とデロン銀行とを合同し、其資本金一千萬弗より一千五百萬弗に増加した。而して此の兩銀行がデロン系として株式市場に新陣容を張つたのである。

(3) ロックフェラー系 ナショナルシチー銀行、エタキダブル信託會社、ファーマスローンアンドトラスト會社。

ナショナルシチー銀行のチャールズシツチエルとチェースナショナル銀行のアルバートヒギンの目覺しい活動振は、ウォール街に非常な興味を以て注視されてゐる。現在ではモルガン系のギャランティーが合同に因り資産二十億弗の第一位、チェ・スナショナルが十七億弗の第三位といふ順序になつた。

(4) クインローエブ 創立後百二十五年の歴史を持つバンクオブマンハッタンの合同の噂が高かつたが、果してインターナショナルバンクオブマンハッタンの銀行と合併し、資産五億弗の新銀行となつた。バンクオブマンハッタンのペーカーウアーバーグの經營するところ、而してナショナルバンクオブマンハッタンの銀行は、ポールウアーバーグの經營の下にあり、而もクインローエブ家と密接なる提携をしてゐる。

金融組合

(一) 我國に於いて金融組合と云へば、朝鮮及び關東州に於ける信用組合であつて、同地に於ける法令の定むる所に依つて設立されてゐる。

朝鮮の金融令の第一條に次の様なことが書いてある。即ち「金

融組合は組合員の金融を緩和し経済の發達を企畫するものとす。而してその主要事業は

(一)資金貸付——組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付ける事。

(二)資金預り——(a)組合員の爲預り金をなすこと。(b)都市金融に於ては監督官廳の許可を得て組合員以外の預金を扱ふ事。

次に附帶事業として許されてゐるものは(一)組合員の爲めに種苗、肥料、農具、其他農業上必要な材料を購入分配又は貸付する事。(二)組合員の生産物を保管又は依託に依り販賣をなすこと。(三)組合員の共同の利益の爲めに農業上の施設を爲す事。

また金融組合に於ては、其の筋の許可を得て銀行又は監督官廳の指定したる金融業務を営む法人の業務を代理し、又は其の業務の媒介を爲す事とするのである。

貸付金の種類は(1)信用貸付(2)動産擔保貸付(3)不動産貸付(以上を短期)(4)定期貸付及年賦償還貸付(以上を長期)(5)當座貸越契約(6)手形割引の六種類である。但し手形割引を爲すのは關東長官の指定する市街地の金融組合に限るのである。

資金預り業務の種類は(一)定期貯金。五十圓亦は百圓以上の金を六ヶ月以上預る。利子は時に依つて違ふが大抵最近では年利七歩以上で割がよい。(二)當座貯金。小切手を以て貯金を引き出す事が出来て便利である。(三)小口當座貯金。特別當座貯金とも又簡易貯金とも云ひ小額の金を取扱ひ、預入れ、引出しとも自由である。(四)據置貯金。最初よりある年限據置の契約で預ける貯金である。(五)定期積立貯金。この貯金は組合によつて違つた名を附けて居る。或は信用積立貯金、出世貯金、契約貯金、信用貯金、据置貯金、誕生記念貯金、切手貯金、教育貯金、結婚貯金、商

業資金貯金、養老貯金、祝儀貯金、月掛貯金と云つてゐるが、兎に角ある一定年限間、毎月定額の金を掛けてその年限後に契約の金額を買ふ貯金で、普通貯蓄銀行でやつてゐるのと同じものである。掛金は組合によつて多少違ふ場合もあるが二拾錢とは違ひがない。(六)組合員外貯金。以上各種の貯金は何れも組合員の貯金を扱ふのであるが、組合に於て關東長官の認可を受けた時は組合に非ざる者からも之等各種の貯金を預かる事が出来る。(七)豫約貯金。法律上定められた都會地に在る所謂市街地金融組合では組合員外の貯金も取扱はれるがために、その準備として貯金をする場合には市街地金融組合でなくとも組合員外の貯金を扱へる。この貯金が即ちこの豫約貯金であつて、組合員になる豫約の下に毎月月掛をして一定の金を貯金する事がある。

(二)金融組合聯合會。金融組合の効果を一層發揮する爲に、朝鮮及關東州では此の金融組合會に於て、金融組合聯合會の規定を定めてゐる。即ち金融組合は左の目的を以て金融組合聯合會を設立することが出来るのである。

- 一、所屬組合に必要な資金を貸付けること
- 二、所屬組合より預り金をなすこと
- 三、所屬組合に業務上の指導をなすこと
- 四、所屬組合相互の聯絡及業務上の指導をなすこと
- 五、所屬組合の業務及財産の實況を調査することを得

金輸出禁止

金輸出禁止とは金の對外自由流出を禁止し、以つて國內正貨の擁護することを謂ふ。貨幣制度の上から云へば、金本位の事實上の停止である。我國は歐洲大戰中の大正六年九月十二日の大藏省令

に依つて、金の輸出禁止を斷行した。當時我國は四億六千萬圓の正貨を有し國際貸借は未曾有の好調を呈してゐたのであつて、金輸出禁止の必要はなきが如くであつたが、而も尙、禁止するに至つたのは如何なる理由かと云ふに、第一は經濟的理由とも云ふべく即ち大正六年四月六日米國が對獨宣戰布告し、次いで九月十日金銀の輸出を禁止したので、それまで上海や香港の投機師達によつて米國から金取寄せを行つたが、それが將來不可能となつた。そのうなると投機師の眼は必然的に金の流出の自由である日本に向けられ、日本から金流出の恐れがあつた。故に我國は之を防ぐため金輸出を禁止する必要があつた。經濟的理由の第二は、當時對印貿易に於いて英國が對印爲替の賣出を制限してゐたため、日本は米國の爲替にて印棉の買付を行つてゐたが、米國の金輸出禁止に依りこの買付資金に差支へを來し、その用意として日本も正貨を國內に保持する必要に迫られてゐた。次は政治的理由であつて、大戰に依る不安は各國をして金貨を自國內に保持して他に出さざるに至つた故、自衛上我國も彼等に倣つて正貨を擁護する必要があつた。かくして遂に金輸出の禁止を斷行したのである。

金輸出禁止の大藏省令は次の通りであつた。

大藏省令第二十八號(大正六年九月十二日)

金貨幣又は金地金を輸出セントスル者ハ大藏大臣ノ許可ヲ受クベシ但外國ニ旅行スル者金貨幣百圓未満ヲ携帯スル場合ハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ規定ニ違反スル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

地金トシテ販賣シ又ハ使用スル目的ヲ以テ金貨幣ヲ蒐集鑄造又ハ毀傷シタル者ノ罪亦同シ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ施行ス

金の輸出の禁止された六日前の九月六日に銀の輸出が禁止されてゐた。

金輸出入點

「正貨輸出入點」に同じ

金利 Interest

金利とは資金の使用料と解すべきである。而して元金に對する金利の割合を利率又は利子歩合と謂ふ。

金利の組成する要素は、純利子、保険料及手数料の三者である。純利子とは資金の貸付に對し何等の危険と手數生ぜざる場合に於ける利子である。純利子に保険料及手数料を加へたものを純利子に對して總利子と謂ふ。

(一)種類 (1)預金利率 預金利子は當座、特別當座、通知、定期預金の類で銀行は比較的自由に運用出来るので、それに對する利率も右の順で高くなる。(2)貸出金利 貸出金利には中央銀行の貸出金利と市中銀行の貸出金利とがある。前者は俗に公定歩合と稱せらるゝものである。市中銀行の貸出金利は證書貸付、手形貸付、當座貸越、コールローン、手形割引に依つて夫れ々異なる。普通、市中金利と稱せられるものはコール歩合及手形割引歩合である。普通銀行の商業金融に對する金利の他、不動産抵當貸付に對して特に不動産貸付金利なるものがある。

(二)變動 金利は金融の繁閑に依つて常に變動する。即ち金融が逼迫すれば金利は騰貴し、緩漫となれば低落する。金利低下すれば、資金に對する需要増加となり、事業の勃興を促すべく、又

金利が上騰すれば生産費が高つき事業の經營を困難ならしむ。要するに資金に對する需給によつて金利は動く。此の關係は國內のみでなく、國際的に考へても同様である。即ち資金は高利に向つては國境を起えて流出する。故に二國間の公定歩合の騰落によつて資金の流出入を加減することが出来る。

金 祿 公 債

徳川時代の米給制度を廢し、從來大名士卒等に給與してゐた家祿や知行の代りに永世給與、終身給與、年限給與の三種に分ちて一時的に給與をなす目的にて明治九年、政府が發行した公債である。

銀 塊 相 場

銀塊相場の世界的中心は倫敦と紐育にして、殊に倫敦を以て第一とするが故に、銀爲替も亦主として倫敦に於ける銀塊相場によつて支配せられる。銀塊相場は日々倫敦及紐育の銀塊市場によつて定められる。大戦中々心市場が一時紐育に移つたが、今日では再び倫敦に歸つた。銀塊相場はサミュエル・モンタギュー商會、ピタクスレー・エンド・エーベル、シャープス・エンド・ウィルキンス及びモカッタ・エンド・ゴールドスミスの四銀地金仲介人よりなる銀塊相場によつて決定される。倫敦の銀塊相場は標準銀 Standard Silver 即ち品位二四〇分の二二二の銀一オンスに付何片として相場を建て、紐育の銀塊相場は純銀一オンスに付何仙として之を唱へる。

銀 爲 替

銀爲替とは銀貨國に對する爲替の謂にして、金爲替の場合に無い所の今一つの要素が重要な役割を演じるのである。それは銀塊相場である。銀貨國との爲替相場は銀を金にて表現した相場であるから、金貨國間に於けるが如き法定平價と云ふものがあり得ない。故に例へば上海に於ける倫敦宛爲替相場が一兩に對して四志より六志に騰貴したと云ふも、四志に比較して騰貴したと云ふに過ぎない。故に平價に相當すべきものは金銀比價である。而して金銀比價は金解禁後先づ金爲替が安定するから、その後は銀の側のみから、即ち銀塊相場の變動のみに依つて支配されることになる。故に例へば銀塊相場が下れば對支爲替は昂騰し、銀塊相場が上れば對支爲替は低落する。

銀 本 位

「本位制度」の項を見よ。

銀 行 Bank

銀行の何たるかに關しては人各々その意見を異にするも、茲では信用の授受を業務とする機關であると定義しておきたい。即ち銀行の銀行たる本質は信用を授與し、信用を受入れる點にある。信用の授與とは何かと云ふに、割引及貸付であつて之を與信業務又は能動的業務と稱せられる。次に信用を受入れる場合は預金、借入金、債券の發行、兌換券發行などであつて、受信業務又は受動的業務と呼ばれるものである。而して受動的及能動的業務を銀行の固有の業務となす。

銀行はその本来の業務の外、その業務に附隨するもの又は銀行たる立場に於いて行ふを便利とする業務を行ふてゐる。之を銀行

の附隨的業務と謂ふ。附隨的業務には、爲替、代金取立、保護預り、證券賣買、手形引受、信託業務、代理事務等である。我が銀行法は銀行たるには、(一)預金の受入、金錢の貸付又は手形の割引を併せなすこと、(二)爲替取引をなすこと、を規定し、銀行でなければ銀行なる名稱を使用すべからざる事を定めてゐる。

(一)銀行の種類 (1)銀行資金を如何なるものに運用するかを標準とすれば發券銀行、爲替銀行、不動産銀行、動産銀行、商業銀行、貯蓄銀行に分つことが出来る。(2)銀行資金を吸収する方法を標準として見る時は預金銀行、發券銀行、債券銀行に分つことが出来る。(3)銀行の金融界に於ける地位を標準とする時は中央銀行市中銀行、地方銀行に分つことが出来る。(4)我が銀行法令に依れば普通銀行、特別銀行、貯蓄銀行に分つ。

(二)銀行營業資金 銀行の營業資金は、自己資金と外來資金の二つに分つことが出来る。自己資金とは銀行の拂込資本金及び積立金よりなるものであり、外來資金とは預金、債券發行、又は銀行券發行に依つて得たる資金を謂ふ。自己資金と外來資金の多寡は、銀行の性質によつて異なり、例へば獨逸の如く事業金融に進出してゐるものは短期の預金よりも、自己資金を充實してゐなければならぬし、又短期商業貸付を主とする商業銀行は預金を以つて主たる營業資金とすることが出来る。不動産銀行の如く土地抵當の長期貸付を主とするものは、必然的に抵當として受入れた土地を擔保にして債券を發行して、長期的に運用出来る資金を吸収する方法が採られる。

銀 行 合 併

銀行合併とは二個以上の銀行(一個が銀行以外の事業を)が實質上合同して一個の銀行を繼續する事を謂ふ。銀行合併には法律上の合併と事實上の合併の二つに分つことが出来る。法律上の合併とは商法の會社合併の方法による銀行の合併を謂ひ、事實上の合併とは營業讓渡の方法に依る銀行の合併を謂ふ。法律上の銀行合併に當事者の一方の銀行(銀行)が解散し、他方の銀行(銀行)が存続する存続合併(銀行)と、當事者の全部の銀行(銀行)が解散して新たに銀行(銀行)を設立する設立合併(銀行)との二種があり、事實上の銀行合併にも、當事者の一方の銀行(銀行)が解散し、他方の銀行(銀行)は存続して、其の讓渡を受くる存続合併(銀行)と、當事者の全部の銀行(銀行)が解散すると同時に、別に銀行(銀行)を新設して、其の營業の讓渡を受くる設立合併(銀行)との二種がある。

(A)法律上の銀行合併 は商法の會社合併による銀行の合併なるを以つて、其の合併に付ては、商法の會社合併に關する規定が適用されることは勿論であつて、尙其の當時者が銀行なる關係上、商法に對し特別法の關係に立つ各種銀行法令の銀行合併に對する規定亦、之に適用せられるものである。従つて茲には法律上の銀行合併に關する法律問題に付き、銀行法令上の法律問題と商法上の法律問題とに區分する。

(第一)銀行法令上の銀行合併に關する法律問題。銀行には普通銀行、貯蓄銀行、特殊銀行、植民地銀行、及び支那に本店を有する本邦銀行の五種があり、何れも其の標準法令を異にし、従つて其の合併に關する規定も亦、銀行の種類如何に異なる所あるを以つて、各銀行の合併に付各々の場合を分けて論述する。

(イ)普通銀行の合併 普通銀行の合併は更に普通銀行相互間の

合併、普通銀行と貯蓄銀行との合併、普通銀行と他の業務を営む
會社との合併の三種に區分される。(1)普通銀行相互間の合併
普通銀行は其の主體株式會社にして(銀行法第三條)、何れも商法上の合併
適格を有する會社なるを以つて、法律上の合併をなす事を得るも
のにして、銀行法亦之れを認めて居る(銀行法第一四條)。然れども銀行條
例に依つて營業の許可を受けたる銀行にして、銀行法施行の際現
存するものも亦、普通銀行と看做されるものにして(銀行法第一四條)、銀
行條例は銀行の主體に付き何等の制限を設けざりしを以つて、此
の種の銀行中には其の主體株式會社に非ざるもの存し得る理にし
て、現に存する普通銀行中にも尙合名會社、合資會社、商法施行
前設立の合資會社及び個人を主體とするものがある。此の種の銀
行中個人銀行を除き其の他の銀行は、何れも其の主體商法上の會
社なるを以つて、是れ亦法律上の合併を爲し得べきものにして、
銀行法亦之れを認めて居る。商法上に於いては會社の合併は所定
の手續を完了したる時は(商法第七八條乃至第八一)、直ちに其の效力
を發生すべきものであるが、普通銀行の合併にあつては主務大臣
の許可を受くるに非ざれば其の效力を生じない。(2)普通銀行と貯
蓄銀行との合併。普通銀行及び貯蓄銀行は其の主體何れも合併適
格を有する株式會社なるを以つて(銀行法第三條、法律上の合併を
なすことを得べく、銀行法、貯蓄銀行法何れも之れを認めて居る
(銀行法第一七條、貯蓄銀行法第一七條)。普通銀行と貯蓄銀行との合併は、之れに因り普
通銀行を存続又は設立する場合と、貯蓄銀行を存続又は設立する
場合との二種がある。普通銀行と貯蓄銀行とが合併して普通銀行
を存続又は設立する場合に於いては、亦其の合併は主務大臣の許
可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜざるを以つて(銀行法第一四條、
貯蓄銀行法第一四條)、當事者各銀行は合併して許可の手續を爲すことを要する

(銀行法施行細則第二二條、貯蓄銀行法施行細則第二二條) 普通銀行は銀行法所定の業務以外の業務
は之れを営むことを得ざるものなれども(銀行法第一八條)、銀行法は此の場
合特別を設け、合併により貯蓄銀行より同法第一條第一項の業務
(普通貯蓄、振替)に屬する契約に基く權利義務を承継したるときは、
其の契約を完了する迄其の契約に關する業務に限り、仍之を繼續
することを得る旨を認めて居る(銀行法第一項)。普通銀行と他の業
務を営む會社との合併。普通銀行及び他の業務を営む會社は何れ
も合併適格を有するを以つて、兩者の間に法律上の合併をなすこ
とを得るものと解すべく、銀行法亦之れを認めて居る(六條)。此の
場合合併に在つても亦其の當事者の一方が普通銀行たる關係上、
主務大臣の許可を得るに非ざれば、其の效力を生ぜざるを以つて
(銀行法第一四條)、主務大臣の合併許可を受くることを要する。
(七)貯蓄銀行の合併。貯蓄銀行の合併も亦貯蓄銀行相互間の合
併、貯蓄銀行と普通銀行との合併、貯蓄銀行と他の業務を営む會
社との合併の三種に區分される。(1)貯蓄銀行相互間の合併。(2)貯
蓄銀行と普通銀行との合併。貯蓄銀行と普通銀行とが合併して、
之れに因り貯蓄銀行を存続又は設立する場合にも、亦主務大臣の
許可を受くるに非ざれば合併は其の效力を生ぜざるを以て(貯蓄銀
行法第一六條)、當事者各銀行は主務大臣に對する合併許可の手續を爲
すことを要する。元來貯蓄銀行は同法所定の業務以外の業務は之
れを営むことを得ざるものなれども(貯蓄銀行法第一六條)、貯蓄銀行は合併に
依り、普通銀行より貯蓄銀行の營むことを得ざる業務に屬する契
約に基く權利義務を承継したる時は、其の契約の完了する迄仍其
の契約に屬する業務に限り、之れを繼續することを得るの特例を
認めて居る(貯蓄銀行法第一六條)。(3)貯蓄銀行と他の業務を営む會社との合併。
(八)特殊銀行の合併。特殊銀行の合併に付ては、各特殊銀行法

令中に之れに關する規定なく、唯「日本勸業銀行及び農工銀行ノ
合併ニ關スル件」(大正一〇年法)なる特別法律が存するのみである。
特殊銀行は其の主體株式會社にして(各特殊銀行法)、何れも法律上の
合併適格を有し、且つ銀行の合併を認めたる銀行法は各特殊銀行
法令に對し一般法の關係に立つを以つて、各特殊銀行は法律上の
合併をなすを得るものと解するを得べきが如きも、元來特殊銀行
は何れも特別法令に據り設立せられたるものにして、其の本質上
各自獨特の使命機能をも有し、且つ其の營む業務も自ら特異の性質
を有し、尙法律上幾多の制限あるものなるを以つて、之れに合併
自由を認むるときは、其の機能又は業務に徒らに紛亂を來し、惹
ては設立の趣旨を没却する如き結果を生ずる虞れがある。従つて
各特殊銀行法令中に又は特別法令を以つて其の合併を認むる規定
を設けざる限り、各特殊銀行は合併をなすことを得ざるものと解
するを正當とする。従つて現在に於いては特殊銀行の合併として
は、日本勸業銀行及び農工銀行の合併があるのみである。
(二)殖民地銀行の合併。殖民地銀行とは、朝鮮、臺灣、樺太、
關東洲及び南滿洲鐵道附屬地に於ける銀行を指稱するものにし
て、此内朝鮮を除き他の殖民地に於ける銀行に對しては、銀行法
及び貯蓄銀行法が適用され、且つ商法は其の實質に於いて施行せ
られ居るを以つて、前記殖民地に於ける銀行の合併に付ては、内
地に於ける普通銀行の合併及び貯蓄銀行の合併と何等異なる所がな
い。朝鮮に於ける銀行に在つては、普通銀行に付ては銀行令及び
銀行令施行細則が施行され、又貯蓄銀行に付ては貯蓄銀行令及び
貯蓄銀行令施行細則が施行され居るを以つて、其の合併に付ては
朝鮮民事令に於いて依ることを定めた商法の會社合併に關する規
定の適用を受くる外、前記銀行法令の合併に關する特別規定に據

るべきであるが、大體に於いて、内地に於ける銀行の合併と大差
がない。
(九)商法上の銀行合併。法律上の銀行合併は、商法の會社合
併の方法に依り行はれるものなるを以つて、會社合併に關する法
律問題は亦、即ち銀行合併に關する法律問題となる譯である。
(1)合併條件。銀行合併の實際に於いては、合併契約の締結に際し
當事者銀行の協定を以つて、之れに種々なる特約條項を附加する
を例として居る。普通之れを合併條件と稱する。合併條件は各場
合の合併に於いて必ずしも一樣でないが、茲には最も普通に行
はれる株式會社を主體とする銀行合併の實例に徴し、普通合併の
條件として擧げられて居るものに付て述べることをする。
(一)存続銀行又は新設銀行の資本金額に關する件。
(二)被併銀行の株主に對する贖買株式に關する件。
(三)存続銀行又は新設銀行の株式金額に關する件。
(四)合併實行の時期に關する件。
(五)被併銀行の重役補償責任に關する件。
(六)新設銀行の定款の内容に關する件。
(七)合併手續。銀行合併の法律上の手續としては合併決議手續(商法
第七七條)、財産目録及び貸借對照表作成手續(銀行法第一七條)、債權者に對する
特別手續(銀行法第七九條)、合併許可申請手續(銀行法第一四條)、合併實行手續
(銀行法第一八條)、合併登記手續(銀行法第一八條)、合併實行届出手續(銀行法第一七條)等が
ある。
(八)事實上の銀行合併。事實上の銀行合併は營業讓渡の方法に
依る銀行の合併にして、法律上の合併と類似の効果を擧ぐる點に
其の特色を有するものである。事實上の合併は營業讓渡を其の内
容とする關係上、普通銀行相互間又は貯蓄銀行相互間に於いては

之を爲し得べきも、普通銀行と貯蓄銀行との間、特殊銀行間又は銀行と他の業務を営むものとの間に於いては、之を爲す事を得ざるものと解すべきである。事實上の合併にも亦法律上の合併と同じく、存続合併と設立合併との二種あることは既に之を述べたるも、設立合併の實例は全く稀有であつて、存続合併が普通に行はれてゐる。俗に所謂買収合併と稱するものは之に該當してゐる。又事實上の合併は營業の全部譲渡の方法に依る場合と、營業の一部譲渡の方法に依る場合との二種がある。

銀行券

「紙幣」の項目を見よ。

銀行検査 Bank Examination

銀行の検査は之を大別して、(一)内部検査、(二)外部検査、となす事を得べく、内部検査とは銀行内部係員のなす検査、及び銀行が存立上法の命ずる検査機關又は法律による検査にして、更に分ちて、(イ)監査役の検査、(ロ)株主の検査、(ハ)自衛検査の三者とする。外部検査とは内部検査に對し外部よりなす検査にして亦、(イ)一般検査、(ロ)公的検査、(ハ)手形交換所の検査、(ニ)稅務署の検査、等に分つ事が出来る。

第一、内部検査

(イ)監査役の検査 監査役の検査とは、會社の業務の執行を監督する會社常任機關たる監査役の爲す検査を云ふ。然るにこの検査が有名無實に終りつゝあるは、既に識者の認むる處にして、會計士の制度を採用せんとするの議行はるゝを以つてしても明かである。

(ロ)株主の検査 株主の検査とは法規の定むる處に従ひし得る株主の検査を謂ふ。即ち株主は個人として百九十條百九十一條及び百七十一條所掲の書類閲覧權を行使し、又株主の總意を直接に發表し、會社の意思を決定する唯一最高機關たる株主總會を通じ、或は小數株主權によりて内的検査を行ふを得るも、其の效果の重大視するに足らない。

(ハ)自衛検査 銀行自ら自衛的に行ふ検査にして、銀行が公共的機關たる自己の職責を自覺し、その基礎を確立し、健全なる發達を遂げしめんとするの主旨に出ずる自治的制度に外ならない。自衛検査は即ち店內検査とも云ふ事が出来る。

現今店內検査を特置機關をして行はしめておるものと、別に特別の機關を設くる事なくして、他の係の業務とするか或は幹部が検査をなすに際して自ら検査を行ふかの方法を探つておるものとある。特置機關としては、再検査とか、照査係とか、或は常任精算員とかの名稱を附して、其の執行範圍にも廣狭があり、必ずしも一定したものとは言はれないけれども、多くは各係員の計算、記帳其の他の取扱に誤算若くは違法がありはしないかを再検査する程度に止まり、検査の名稱を用ふる迄に至らぬものを普通とする。今試みに之等の機關によりて執行せらるゝ職務の範圍を尋ぐるならば、大略左の如きものである。

(イ)諸拂利息の照合 定期預金、當座預金、特別當座預金並に爲替其の他一切の支拂利息を、各係員に於いて計算したるものを、特置機關に廻附して再検査を受けるものである。

(ロ)諸受入利息の照合 割引料、延滞利息等一切の受入利息をも前同様の取扱をなすものとする。

(ハ)諸勘定書の照合 爲替勘定報告書其の他、他店間取引

に必要な勘定報告書を、傳票若くは帳簿と照合査閱するのである。

(ニ)諸傳票の照合 割引の算出に誤りなく、且つ其の傳票が正當なりや、或は諸支拂受入利息の傳票が正當に記入せられてあるか、又は諸振替傳票の金額、科目、摘要等の誤記を正し、爲替尻付替傳票の正否を照合査閱するものとす。

(ホ)諸帳簿の査閲 各擔任係員の帳簿を査閲して、記帳、計算の正否を確める。

(ヘ)諸帳簿 傳票類の保管各係員に於いて使用済となりたる帳簿並に毎日の傳票、爲替勘定書等の保管を掌るものとす。其の他出納係保管中の現金をも検査して、殘高に相違なきやをも確める場合もある。又諸手形類の要件が具備せるや否やをも照査するものである。

以上の事項を専任の特置機關をしてなさしむるときは、業務執行上能率的となり、事故防止の效力あるは争はれぬ事實である。前項の如き専任特置機關を設けざる銀行に於いては、計算係をして其の一部を兼任せしむるか、然らざれば幹部が検印をなすに際し、一々照合、計算をしなければならぬ。單に一係員のみ計算に止むるときは、違算若くは誤記等の事故を生ずるは免がれぬ所である。

第二、外部検査

(イ)一般検査 一般検査とは云ふ迄もなく、社會公衆特に預金者及び取引者等が、銀行の營業報告書、銀行主腦者的人格手続、資本金積立金準備金等の多寡、資金の運用其の他の事項によりて間接的になす検査を云ふ。而して一般的検査の價值につきては從來議論ある處なりと雖も、其の方法にして宜しきを得れば、銀行

界に自然淘汰の作用は行はるゝに至り、金融組織は健全なる基礎の上におかるゝこととなるものである。即ち預金者にして經濟思想發達し、不良銀行よりその取引を絶つる時は、それら銀行はその營業範圍が、大企業發達に伴ふ小口資金より、大口資金需要への推移によりて、漸次縮小せられつゝある世界的傾向と相俟つて、その自滅促進せられ、かくて一般監督は完全にその實效をおさむる事が出来るのである。

(ロ)公的検査 公的検査は、主務官廳の検査及び中央銀行の検査に分つことが出来る。

(1)我が國の公的検査 我國では新銀行法第二十一條に、「主務大臣ハ何時ニテモ部下ノ官吏ニ命シテ銀行ノ業務及ヒ財産状態ヲ検査セシムルコトヲ得」と定めてゐる。此の規定に基き大藏大臣は銀行検査官を任命し、定時又は臨時に各銀行に就いて總勘定元帳を始め、各勘定元帳記入帳、日記帳、現金出納帳、擔保物記入帳保護預り記入帳其の他補助簿より株主名簿、株主總會決議錄、借入證書、手形、當座預金契約書、當座貸越契約書、擔保品、所有證券、地金銀現金、不動産の登記簿簿本等銀行營業に關する一切の事項に就いて検査せしむる。検査の結果業態が不良と認むる時は、業務の停止又は財産の供託を命じ、その他必要な命令をなす事が出来る。茲に於いて銀行は平素からその内容を堅實にしておく事に努むる事になる。併し從來我國に於けるこの検査は検査官が少ない上銀行數過多なるため普遍的に行ふことが出来ず、實效があがらなかつた。之に鑑み昭和二年の恐慌後我が大藏省も検査機關の充實に努力してゐる。我國に於ける外部検査は、大藏省銀行検査官に依る検査が存するのみであつたが、最近金融制度調査會の決議もありて日本銀行が取引銀行と契約の上その内容に就

いて書面検査及び實地検査をなすことになつた。

(2)米國の公的検査 聯邦準備銀行は銀行検査に關して詳細なる規定を設けてゐる。即ち聯邦準備制度の下に國立銀行は通貨監督官の任命する國立銀行検査官に依り、少なくとも二年一回の検査を受ける。又各州立銀行(州銀行)は加盟銀行たる非加盟銀行たることを問はず、すべて各州銀行法の規定に基き州政府の任命する州立銀行検査官により、少なくとも二年一回以上検査を受ける。政府關係の外に各聯邦準備銀行は聯邦準備局の承認を得て、所轄準備區内の加盟銀行の状態並に貸出種類に就いて検査することが出来る。而して何時にても準備局の要求次第、加盟銀行の状況の報告を提出せねばならぬ。又聯邦準備局は検査部を設置し、聯邦準備銀行検査官を任命して年一回以上準備銀行を検査し、又加盟銀行十行以上の共同申請に基き、所屬準備銀行の特別検査を命じることが出来る。國立銀行検査官及び州立銀行検査官は、銀行一切の状況を検査し、通貨監督官に詳細且完全なる報告を提出せねばならぬ。検査は報告なしに行はるものでなく、一ヶ月乃至二ヶ月の豫告が與へられる。

(3)日本銀行の検査 日本銀行が銀行検査を行ふ目的は、政府の銀行検査とは自ら異なる。中央銀行たる日本銀行は一種の經營機關であつて、もとより行政機關ではない。故に日本銀行の銀行検査は違反事項の摘發と云ふが如きを主眼とせず、營業の指導監督に重きを置かねばならぬ。萬一不良状態を發見した場合には、當事者と努力してこれが矯正に努め、以つてその破綻を未然に防止する方法を講ずべきである。日本銀行は銀行検査を行ふに當つて、その取引銀行に關する契約を取り結ばしめ、この契約締結は、日本銀行の検査権を認むるために必要であつて、假令相手が取引銀

行であつても、その同意を得ずして任意に検査を行ふことは出来ない。従つてその都度同意を求めらるるか、然らざれば豫め同意を得て置くか、いづれにしてもその銀行の同意を得なければならぬ。

日本銀行が如何なる方法に依つてその検査を行ふかは、契約の内容に定められてゐることで、一定の契約に基いて行はるゝ検査である以上、検査の方法並にその範圍に關して豫め契約がなければならぬ筈である。即ち契約された方法並にその範圍に於いて、日本銀行は契約銀行に對し、検査を強制することが出来るのであつて、それが合法的な検査と見られる所以ともなる。然らば日本銀行は、その取引銀行と如何なる契約を締結したかといふに、銀行法、同施行細則に従ひ、各銀行が大蔵省に提出すべき業務報告書を毎期毎に徴し、更らに三ヶ月毎に作製された監督書の提出をも求め、これによつて書面検査を行ふの外、必要あれば當該銀行の帳簿その他の實地検査をも行ふ筈である。故にその検査方法は、(一)書面検査と、(二)實地検査の二種に分かれてゐる。前者は一般的検査であり、後者は特定の銀行に對してのみ行はるゝ特殊の検査である。

(ハ)手形交換所の検査 手形交換所に検査役を置き、組合銀行の検査を爲さしむる制度にして、米國に於いて行はれ好成績を収めてゐる。この制度による時は、検査役として學識經驗深き適任者を得るに易く、且手形交換所の背景を有するが爲、相當検査の實をあげる事が出来る。

(ニ)稅務署の検査 各地の稅務署をしてその管轄内の銀行を検査せしめんとするものである。即ち稅務署員は管轄内の經濟事情並びに實業家の信用状態に精通してゐるのみならず、税金の査定上、銀行の營業状態を調査するものなるが故に、銀行の検査官と

して最も適してゐる。

銀行國營 Nationalization of Bank

(一)銀行の國營と云ふ議論は近年に始つた問題でなく、古く一三六一年ベニスに於て既に唱へられて來たものであるが、近時社會主義の發達と共に、一般事業と共に銀行をも國有にせんとする議論盛となり、加ふるに最近英國に於ける銀行合同の一般的趨勢は國有論に有力なる根據を與へ、今や實際的政治問題として現はるに至り、英國にとつては現在直而せる重大問題である。

銀行國有論者の唱ふ銀行國有の結果得る第一の利益は、マネー・トラスト即ち金融市場獨占の崩壊である。彼等の云ふ所に依ると現在の儘では獨占のため顧客はトラスト自身に定めたる條件に従はねばならず、又資金を獨占者の最も有利とする方向に振り向けるものであるとなしてゐる。銀行國有を主張する第二の點は、國有の嚆は眞の支拂準備は國民全體が有する課税の資源であるから預金者は現在よりも大いに安全を確保せらるゝと云ふ事である。銀行國有賛成の第三の議論は、無費が嵩み競争の多い現行制度に代ふるに、國有銀行を以てすれば巨額の經營費を節約し得ると云ふにある。次に銀行國有論者の最も強調する議論は通貨管理の問題である。彼等の云ふところを見るに、日常取引上現金に代へて小切手の使用が激増せしめたため、政府の専有したる通貨管理權は株式銀行によつて非常にも買された。元來政府が小切手及紙幣の唯一の發行權を獲得し従つて完全なる通貨管理權を握るべきである。其の理由とするところは、(一)政府は通貨の發行により利益をうけ、(二)社會的に最も有益な方面に信用を分ち與へ、(三)社會的利益のために物價調節をなすと云ふ三點である。

(二)英國労働黨の銀行國營論

英國労働黨内に於いて最も勢力ありし、獨立労働黨が銀行國有運動の急先鋒をなしてゐるが、その提案はバーミンガム案として知られてゐる。この具體的提案を見るに先づ第一に國民購買力の統制、即ち「労働階級の貨幣購買力を引上げることによつて、新たな有効需要を創造し、且つ之を維持する」ために、又國民生産力の統制、即ち「右の新たな需要をして、生産の増加を將來せしめ物價の騰貴を來さしめない」ために生産及び分配に關する國民的能力の改善及計畫をなすため經濟評議會を設ける。經濟評議會が一の立法的な經濟機關であるとするれば、公有された銀行組織は一の執行機關である。即ち、評議會の第一機能の結果として、勞賃引上げによる購買力解放の必要と程度が決定されたとしても、如何なる方法によつて之を實現するかの問題が残る。即ち公有された金融制度の機能は、新たに貨幣を創造し、差當り法定の最低勞賃を實施せしむることにより、國民の購買力を解放すべき經濟評議會の機能を執行することにある。公有の銀行組織を作るためには、何等新たな制度を創設するの要はない。たゞ今日存在する組織を、トランスフォームすれば足りる。今日の英國は殆んど完全に集中された金融組織を有する。この現存の物質的條件は、唯一の點を除いては、そのまゝに之を公有制度に轉換し得る。即ち私人の營利のために金融制度の獨占的統制に代ふるに、國民多數のために社會統制を以つてするに過ぎない。それ故に英蘭銀行及び五大銀行を國有若くは公有に移すといふことは、必ずしも是等の銀行が政府機關の一部門となることを意味するものでなく、彼等に從へば、それはたゞ究局の金融統制を國民代表の手に收めんとするに過ぎない。而もこのことなくしては、金融組織をして彼等の期待する執行機

關たらしむることは出来ない。公有銀行組織は如何なる方法によつて國民の購買力を解放し得るか云ふに、茲に彼等は二つの選擇案を提出する。第一は労働者に對して直接に信用を與ふる方法即ち金融機關により新たに創造さるべき貨幣を以つて、法定貨銀に對する現實貨銀の不足額をば、郵便局又は職業紹介所を通じて労働者に支給するものである。此の方法は、その目的が直接に労働階級の生活向上にあることを直截簡明に示せる點に就て、一の長所を有するが、次に述べんとする第二の方法に比較して短所とすべきは、第一に奢侈的な非社會的な産業を次第に驅逐して社會的に必要な産業を之に代らしめることは、此の方法そのものから直接に出て来ない。第二に、國家の信用により新たに喚起された需要から生れる餘剩利潤をば公衆のために利用することが出来ない。さうする爲には別に煩瑣な特別租税の手續による外ない。それ故に彼等は寧ろ第二の方法を推擧する。第二の方法は、生産資本家を通じて間接に消費者信用を設定せんとするものである。經濟評議會は、一方に、生産資本家に向つて法定貨銀を強制すると共に、他方には公有銀行をしてその生産家に向つて餘分勞費の支拂に相當するだけの貸越をなさしめる。而も此の貸越は次第に不必要となるであらう。何故かといふに、労働者の購買力の増加はその産業の景氣を恢復せしめ、それによつて餘剩利潤を生ずるだけ、それだけ法定貨銀の支拂に耐え得るに至るからである。勿論經濟評議會は、豫め貸越許與の代償として、一定の産業統制權を得る筈だから、其の産業に對する一切の調査乃至監督の自由は十分に確保されている筈である。

此の方法が労働者に及ぼす影響は第一の方法と異なる。生産資本家も之によつて、新たな勞賃負擔だけは補給されるから、そ

こには需要の増加といふこと以外には何等の變動も存し得ない。而もこの方法の長所として第一に、奢侈的産業と必要産業との區別は貸越許與の場合に當然になさるゝから、前者から後者への轉換を直接に促進することが出来る。第二に、新たに喚起された需要から得らるゝ餘剩利潤は自動的に勞賃の増加に振向けらるゝ。第三に、すべての産業はその資金を國有銀行に仰ぐこととなり、今日私營の銀行に握られて居る廣大な經濟的權力は、茲に始めて勞働政府の手に奪還さるゝであらう。

銀行主義 (説) Banking Principle (Theory)

銀行主義によると、銀行券が確實に兌換せらるゝ限りは、其の流通額が社會の需要に應じて伸縮し、銀行は其の發行につき常に受動的立場にあり、能動的には發行額を増加し能はないから、銀行券の數量、正貨準備の額等は全然之を發行の自由に放任するも弊害なく、たと銀行に對し兌換の義務を課し發行額に比例する正貨準備を保有せしむれば足る。一言にして蔽へば、銀行は社會の需要に超過して銀行券を流通せしむる能はずと説くのである。

(一)銀行主義に屬する者の主張する第一の點、即ち銀行は社會の必要を顧慮せず濫りに兌換券を發行し得るものにあらずとの主張は、之を私的に亘りて論ずるときは正當なるべきも、一時金融市場活氣を加へ投機熱盛に起る場合に當つては、兌換券と雖も適度を超えて濫發せられ、終に兌換の實を失ふに至るの危険なきを保せざることを看過した。

第二の點、即ち兌換券は必ずしも正貨と同一に増減せしむる事を要せずとの主張は、大體に於ては正當なるべしと雖も、兌換券の發行を銀行の自由に放任し國家は毫も之に干渉せざるときは、

遂に經濟社會に大害を醸すことがある。現に之を兌換券發行の沿革上より見るも、銀行が濫に之を發行して經濟界を攪亂したる實例は決して乏しくないのである。從て銀行は常に受動的態度を維持するものなりとの議論は多少疑ひなきを得ない。故に國家は此の信用を維持するの必要よりして、兌換券の流通發行に關し之が取締を爲すの要ありと云はなければならぬのである。

銀行集中

(一)我國に於ける銀行集中 我國に於ては、日清戰爭前後に於て、銀行の合同が既に問題となつて居る。我が國に於て、銀行の設立が盛んに行はれたのは、明治二十六年以降にして、全國銀行數は明治二十九年に於て一千行に増加するに至り、就中、普通銀行は明治二十六年末の五百四十五行より、同二十九年に於て約倍額の一千〇五行に増加するに至つたのである。戰爭後の企業熱に影響されて、弱小銀行設立の勢は依然として衰へず、信用の過小、競争の弊害等の甚しきことが、銀行の合同の必要を感じしむるに至つた。茲に於て、明治二十九年四月に銀行合併法を制定して銀行の合同を便利ならしめ、支店制度の採用を懲遷するに至つたのであるが、其の實績はあまり現はれず終つた。要するに、當時の産業組織は未だ小規模經營の域を脱せず、また企業集中運動も起らなかつたために、銀行經營も小規模併立の状態を以つてしても左程困難を感じなかつたこと、他方未だ支店制度の運用に慣れず、且大銀行主義に堪能なる人才に乏しかつたこと等のため、銀行合同の機運も未だ熱するに至らなかつたのである。

我國に於て、合同運動の氣運が漸く動くに至つたのは、歐洲大戰の末期以降のことである。大戰末期頃に於ける銀行合同論の理

由とするところは、先づ第一に、我國の如き弱小銀行が併立して居ては、斯く急速に發展する産業界の資金の需要を充すに不充分であるとすもの。第二には、銀行間の競争を防止せんとする理由からである。

此の時代に於ける合同の必要を主張するものゝ理由としては、或は英、獨等の銀行合同運動に倣つて我が國も合同運動を起すべきものであるとなし、或は漠然と銀行預金と銀行資本との比率をば算出して餘りに銀行數の多きを説き、或は銀行業務の改善合理化の立場より合同の必要を説くもの等、盛んに合同の機運を促したものである。茲に於いて政府當局もこの狀勢に鑑み、銀行濫設の弊を矯正すると同時に、銀行の合同を獎勵するの方針を採るに至つた。政府當局の銀行合同獎勵策に依りて、我が國銀行の合同運動の機運は大いに刺激せられ、促進せらるゝこととなつたのであるが、他方銀行業者自體にも銀行合同を以て、今や不可避のものとなすべき諸原因が存した。それは、畢竟するに銀行制度そのものゝ有する缺陷に基くものであつて、第一に、我が國の銀行が小規模であり、且つ夥多に存在するために競争の劇烈であること、第二、預金銀行と企業銀行との關係が頗る曖昧であるために、受信的及び授信的業務との間に矛盾の存すること、第三には、我が國銀行のうちには所謂機關銀行なるものが存在したること、第四には、銀行の重役が銀行を利用して投機的機關たらしめること等があつたことによるのであるが、これ等の事情は不景氣時代に入ると共に、銀行經營をして非常な困難に遭遇せしむることとなつた。

かくて數次の恐慌毎に破綻を曝露したが、その多くは右述べたる事情を多分に有したる銀行である。近來殊に盛に行はるゝに至

つた我が國の銀行合同の趨勢を觀察するに、二つの特徴を見出し得る。一は合同に参加する銀行が比較的弱小銀行に多いと云ふこと、他は我が國の銀行合同は所謂「横の合同」即ち地方的合同が多いと云ふことである。

(一) 米國に於ける銀行集中 米國は原則として、支店制度を認めない單一制度の國であるが、而も尙銀行集中は種々の方法に依り行はれつゝある。其の第一は、デパートメント式銀行經營法の下に、證券會社其他類似金融會社の兼營、又は夫れ等と關係を結ぶのである。第二は、チェイン・バンキング又はグループ・バンキングの下に、數多の單獨銀行の表面獨立存在を犯す事なくして是等を連結又は一團となして有機的に統制する事である。第三は既設銀行の買収又は新設に依つて支店銀行を増設する事である。第四は銀行合同に依る集中である。

紐育の大銀行に就いて銀行集中の跡を見んに、世界の最大銀行となつた紐育市のチェイス・ナショナル・バンクは一九〇〇年に資本金百萬弗、預金四千三百萬弗であつたが、一九三〇年六月末には資本金一億四千八百萬弗、積立金一千四百萬弗、預金二十億弗餘に増加してゐる。一九二一年六月以來一九三〇年六月末に至る九ヶ年間に、同行は紐育市に於ける七銀行を合併したが、是等被合併銀行の合併直前に於ける資本金及び預金は左表の如くである。

チェイス・ナショナル・バンクの被合併銀行

銀行名	合同直前の 資本金 千弗	合同直前の 預金 千弗
メトロポリタン・ナショナル・バンク	一九二二年九月	二五〇〇
メキヤニクス・エンド・ナタル・ナショナル・バンク	一九二二年九月	四九・四二
	一九二五年七月十五日	一〇〇〇〇
		三三・四二

ミチュアル・バンク	一九二二年三月六日	五〇〇	一六七・七
ガリフィールド・ナショナル・バンク	一九二二年一月三日	一〇〇〇	一七・六三
ナショナル・バーク・バンク	一九二九年八月三日	一五・〇〇〇	一八〇・八六
エタプブル・トラスト・コパ	一九〇〇年六月二日	五〇〇〇	七六・四〇
ニ・オブ・ニューヨーク			
インダストリアル・トラスト	一九〇〇年六月三日	七・八八	三三・六五
コムパニー			
計		六六・八八	一・五六・七三

次に紐育市ナショナル・シティ・バンクは一八二二年の創立であつて一九〇〇年に於ける資本金は一千萬弗、積立金五百萬弗、預金一億二千三百萬弗で、一九二九年末迄は常に米國最大の銀行であつたが、一九三〇年六月末の調査に依れば、米國に於て第二位、世界に於て第四位の銀行となつた。シティ・バンクは一八九七年サード・ナショナル・バンクを併合して以來、其後買収、併合等は長く杜絶してゐたが一九一三年聯邦準備法施行により、國立銀行が海外支店銀行設立を許可せらるゝや、同行は逸早く海外發展に著眼し、その第一手段として一九一五年東洋各地に於て二十に近い支店を有するインターナショナル・バンキング・コーポレーション(花旗)を買収したのである。其後一九二一年以來一九二九年末に至る迄に五個の銀行を併合して、一九三〇年六月末の資本金は一億一千萬弗、積立金一億三千三百萬弗、預金十五億六千萬弗となつた。然るに、同行は一九三一年十月、紐育の大銀行たるバンク・オブ・アメリカン・ナショナル・アソシエーションを合併し、資産總額二十三億一千萬弗となつた。

次に、紐育市のバンク・オブ・ニュー・ナイテッド・ステイツの最近の發達は實に好個の例である。此の銀行は一九一三年に資本金十萬弗で新設せられ、一九二七年末には資本金五百萬弗に増加したが、

此時迄は内的發達に依り膨脹し來つたものである。然るに一九二八年から支店網を敷設する爲めに急激なる攻勢的政策を採り、約一ヶ年間に五行も併合し、而かも此期間に五度資本金を増加したが、一九三一年十月、マヌフアクチャリス信託、メブリック・ナショナル・エンド・トラスト及びインターナショナル信託と四行合併する計畫が發表されてゐる。

米國最大の信託會社として知らるゝガランティ・トラスト・コムパニーは一八六四年の創立であつて、一九〇〇年に於ける資本金は二百萬弗であつた。一九一〇年より一九二二年に亘り、三個の信託會社を併合して、一九二三年末に於ける資本金及び積立金合計は三千三百萬弗、預金は九千二百萬弗に増加した。

其後着々と發達して一九二八年末、資本金及び積立金の合計は一億弗餘、預金八億四千萬弗に達したが、ガランティ・トラスト・コンパニーを世界有數の銀行に列せしめたのは、一九二九年に決行せられた紐育市有數の大銀行ナショナル・バンク・オブ・コム・マリスとの合同である。其の結果一九二九年末に於けるガランティ・トラスト・コンパニーの資本金及び積立金合計は二億九千萬弗、預金は十二億二千萬弗に一躍増加した。被合併のナショナル・バンク・オブ・コム・マリスは一八三九年の創立であつて、一九〇〇年頃、紐育市否全米國に於て一千萬弗の資本金を有する銀行はこのナショナル・バンク・オブ・コム・マリスとナショナル・シティ・バンクの二行に過ぎない程であつて、夙に米國有數の大銀行であつたのである。ガランティと合併前の一九二八年末のコム・マリスは、資本金二千五百萬弗、積立金四千八百萬弗餘、預金六億七千二百萬弗餘の大銀行であつた。

米國に於ける銀行集中の第一の原因は、歐洲戰後米國に於ける

企業集中運動の著しき發達である。即ち産業の助長機關たる銀行も企業集中の大勢に順應して集中し始めた事である。銀行集中の第二の原因は、頻發する小銀行閉鎖の被害を除去せんとする事である。第三の原因は、合同に依りデパートメント式に諸種の金融業を綜合兼營せんとする努力である。第四の原因は、合同に依り市内又は海外に支店銀行を設置せんとする運動である。第五の原因は、唯單に大銀行たらんとする銀行間の競争である。銀行合同の附隨的原因の一つは、從來單獨銀行は商業銀行業務、信託業務、又は貯蓄銀行業務等、皆夫れ々一種の銀行業務にのみ、從事するものが大多數であつたが、最近デパートメント式に、一組織の下に種々類の金融業務を兼營して、其營業科目を多様ならしめ、更に進んで種々の類似金融事業を盛んに合同、買収し斯くて事業の基礎を鞏固にし、其經營能率を増進せんとするものが、最近の風潮である。ナショナル・シティ・バンクがファミリー・マスの、ロウ・エンド・トラスト・コムパニーを買収して信託業務を兼營し、又國內短期金融業を主とするバンク・オブ・マンハッタンがインターナショナル・アタセプタンス・バンク(外國爲)と關係を結び、又チエイス・ナショナルがハリス・フォードを買収した如きは其の適例である。

銀行合同の附隨的原因の第二は、既設銀行の合併又は買収に依り支店銀行を得ることである。チェイス・ナショナル・バンクが外國爲替銀行のアメリカン・エクスプレス・コンパニーを買収した理由は、後者の有する多數の外國支店を利用する爲めで、又アーヴィング・トラスト・コムパニーは連續的に二十四の單獨銀行を買収したが、其の買収に依り紐育市内の樞要區域に支店銀行を設立する事が其主なる目的であつた。

銀行合同の附随的原因の第三は、銀行間に於ける合同の競争である。或る都市に於ける或る有力銀行が或一銀行又は多数銀行と合同して、嶄然有力なる銀行となつたと假定すれば、合同しない銀行は従来の均衡を失つて信用上不利の地位に陥り、競争上益々困難を感じるから、生存上他の銀行と合同するか、又は大銀行に買収せられて其の支店となる事を餘儀なくせらるゝのである。

(三)英國に於ける銀行集中 英國は支店銀行の大家であり、銀行合併の最も盛に行はれる國である。英國銀行業は個人銀行から出發したのであるが、今は所謂ビッグ・ファイブに全く統一された観がある。最近に至るまでの銀行集中の状況を次に示す。

年	個人銀行の支店	株式銀行の支店	個人銀行の合併	株式銀行の合併	個人銀行の合併	株式銀行の合併	合計
一八二六—一八七五年	四三	一六	一	一	一	一	五三
一八七六—一八九〇年	三五	三〇	一	一	一	一	六八
一八九一—一九一三年	一〇	七	一	一	一	一	一八
一九一四—一九三〇年	一	一	一	一	一	一	五
合計	一〇三	五二	四	四	四	四	一六〇

五大銀行の併合銀行数

銀行名	支店数	直接間接併合数
パークレーズ	四〇	九五
ロイヤル	五二	一三八
ミッドランド	三三	九一
ナショナル	四一	八四
プロビンスヤル		

ウエスタミ 一六九
 合 計 一七八 四七七

倫敦大銀行の地方銀行併合の運動は、大戦直前其頂點に達し、然も此の併合及び支店増設は大銀行間の無益の競争により寧ろ過度と認めらるゝ位であつた。然るに一八一四年夏、戦雲急を告ぐるや、英國も亦大なる衝動を受け、随つて合同運動も一時頓挫せざるを得なかつた。

戦時財政並に諸産業の要求に對し、銀行は十分なる資金を以て之に應ずると同時に、此の困難時に於て銀行自身の地位を擁護する必要があつた。

斯かる事情の下に銀行の合同が再び開始せられた。即ち一九一五年に三つの合同が行はれたのである。尤も是等は小規模の合同に過ぎなかつたが、一九一七年に入り注目すべき大合同が行はれた。蓋し一九一七年に入るや大戦も遠からず終結すべき見込となり、各大銀行は戦後商工業の復興に伴ふて起るべき資金の充実に備へ、且つ今後其基礎を一層鞏固にする爲め益々資金の充實を痛感しつゝあつた矢先、獨逸の銀行界に於ては戦後に備へる爲め準備をさし／＼怠りなく、殊に獨逸銀行は之が爲め諸々合同を進めて一九一七年に於ては預金一億七千六百萬磅に達し、英國第一のミッドランドの一億七千四百萬磅を凌駕し世界第一となつたが、是等の事情は英國の合同運動に大なる刺戟を與へ倫敦の大銀行を驅つて大規模の合同を行はしむるに至つたのである。即ち一九一七年、倫敦大銀行の愛蘭進出を切掛けに一九一八年、一九九年の二ヶ年間に一九一、一九二〇年には七つの合同が行はれた。殊に一九一八年の合同は規模甚だ大にして、戦前の倫敦大銀行の地方銀

行併合と異り、倫敦大銀行相互間の合同、即ち所謂新型の合同が行はれたのである。倫敦大銀行間の疾風迅雷の大合同により遂に現今の五大銀行が出現し、英國内に於ける銀行集中は一先づ完成された。

一九一八年末に於ける株式銀行

銀行名	支店数	預金
全株式銀行	六、五〇一	一、五八三、四一二
五大銀行	五、二七一	一、三〇四、八一〇
五大銀行の占むる割合%	八一	八二

一九一八年の合同は茲に小數大銀行への集中を飛躍的に進めたが、是等の合同は戦前に見たる合同と全く其の性質を異にし、倫敦大銀行の地方銀行併合に非ずして、既に大資産を擁し廣範圍に亘り多くの支店を有する倫敦大銀行の合同であり、且つ其合同が短期間に行はれた爲め、社會に與へた衝動は甚大であつた。茲に於て合同進行中の三月、政府は「銀行合同調査委員会」(The Treasury Committee on Bank amalgamations)を設置し、今後の合同に對する對策を攻究したが、五月其報告書が提出され、銀行行政に就ては政府の干渉を避くるを可とするも「今後の合同より生ずることあるべき危険は政府の干渉を排斥する論議を凌駕する程現實的となつて居り、しかも全社會の利益が銀行業務に依存する所大なるを考慮するときは、政府に依り何等かの統制を行ふことが大切であると結論せざるを得ない……されば我々は如何なる合同も其發表又は實行前に政府の許可を得るを要する旨の法律が制定せられんことを懇願するものである」と主張した。

一九一九年以後に於ける合同は、斯くして成立せる大銀行が更

に自行の手薄なる方面を充實せんが爲めに行へる後始末の合同であつて、比較的規模の小なるもののみである。而して一九一九年二〇年には一九一八年の影響を受けて相當多數の合同が行はれたが、一九二一年以後は全く寥々たるものであつた。

英國に於ける銀行集中の原因を見るに、

- (1) 自己資金の過少。社會的見地より見て銀行合同のもたらした不利なる結果は、各銀行の預金總額に對する資金及び積立金の比率の遞減である。(2) 預金の激増。銀行合同の結果として預金は異常に急速なる増加を來たしたのである。(3) 經營の合理化。大銀行の成立は必然的にその經營の合理化科學化を意味し、銀行の營業は全く一定原則の指導下に行はれ、一切の情實感情は排除せられ、嚴格なる擔保主義は履行せられ、又各取引先に對する融通限度は固守する一方、その資産は舊時の地方個人銀行時代に比して、格段に流動性を加ふるに至つたのである。(4) 支店の普及。銀行合同運動の最大の結果は支店の普及である。今や英國は全く支店網によりて蔽はれたのである。而して支店普及の主なる結果は小切手の普及、利子歩合の平均、銀行經營の劃一化等である。(5) 經費の膨脹。大體の傾向として經費は増加し純益は漸減しつゝある事實は、明瞭に看取することが出来る。而してこの現象は遂に一九二一年、倫敦市中銀行をして預金利率を改定して、從來の英蘭銀行利率の一分半引を二分引に改定せしむるに至つたのであるが、この經費増加の根本的原因は支店の増加である。(6) 割引市場の機械化。英國に於て手形引受業務は古くより全く個人銀行の營む所であつた。而して一八七〇年以後に於て、外國銀行は著しく此の方面に勢力を伸張したが、銀行合同に依る大銀行の成立は、必然に此の業務の大半を彼等の手に委ねしめたのである。(7) 英蘭

銀行の勢力失墜。銀行合同の結果所謂五大銀行の地位は全く確立した。而して之等の銀行は多きは二千乃至多きは九百の支店を有し驚くべき巨額の預金を擁し、英國金融の關鍵を握るに至つた。即ち之等の大銀行は、全く中央銀行たる英蘭銀行の助力なくして英國の金融を司るを得る。現在に於てはその預金利率が英蘭銀行公定利率の二分引を原則とする以外に於て、兩者の關係は全くないものである。

銀行集會所 Banker's Association

我國の銀行集會所(同業銀行會と稱する所もある)は銀行業者相互の交誼を厚くし、經濟上の問題、營業上の利害を攻究する目的の下に設けられたる銀行團體である。銀行集會所は財團法人又は社團法人(東京)の形式をとつてゐる。明治九年七月第一國立銀行頭取遊澤榮一(東京)の唱により東京銀行業者によつて設立されたる「擇善會」が銀行集會所の前身であつて、之は十三年に解散し、東京銀行集會所を設けた。大阪では明治十七年に集會所を設けた。始め手形交換は集會所の附屬事務とされてゐたが、明治二十九年大阪手形交換所が別に獨立して設立され今日に至つてゐる。故に銀行集會所と手形交換所は全然別個の機關であるが、併し手形交換所組合銀行たるには銀行集會所組合銀行たる事を要する事になつてゐる。併し集會所組合銀行必ずしも日銀と當座取引を有してゐないから、その全部が手形交換銀行になるわけに行かない。銀行集會所と手形交換所とを併置し集會所の建物を利用するのが普通である。

銀行手形 Bank Bill

銀行手形とは銀行が支拂責任者となる手形である。之には内地

の銀行が外國の取引銀行、又は自行支店宛に振出す爲替手形の場合と、銀行が引受又は裏書に依つて支拂責任者となる場合がある。前者の場合の手形を特に銀行宛手形 Bankers' Bill と謂ふ。支拂責任者が銀行であるから信用は最も厚い。

銀行の原價計算 Cost Accounting in Bank

銀行に於ける原價計算制度の必要は、銀行業にて取扱ふ金額が多額に拘らずより生ずる利潤限界が小であるため、他の事業に比すれば一層痛切である。最近此の原價計算問題は一般の注意を喚起し、米國に於いては中央準備市銀行を始め普通準備市銀行が次々と原價計算制度を實施し、正確なる標準に基いて各顧客の預金勘定の分析を始めた。原價計算制度の經濟的且有利である事は例へば資産一億を有するある中央準備市銀行に於て、その原價計算事務が僅か三人の行員の手にて處理され、その結果生ずる銀行の年收は、三人の俸給を差引いて尙四萬弗に上つてゐる實例に徴して明かである。又ある普通準備市銀行は五ヶ年に亘つて取引全部の約八割を占めてゐる大口勘定に就いて月々分析、殊に銀行間の競争が激しくなつて經營の増大、收益の減少を來す傾向にある今日、競争防止策としては彼等銀行家に各銀行に於ける原價計算の知識を普及せしむるにあると考へられてゐる。

銀行に於ける原價計算制度の目的はその經營に當つて、商業銀行及び貯蓄銀行部に屬する各係に於ける總經費及び收益を一定期間に亘つて分析し、以つて一年間又は半期間に於ける各係の能率の比較をとり、之を基礎として銀行經營を正確なる標準の上に立たしめ以つて收益を増大にし經費を低減せしめんとするものである。更にあらゆる個人勘定に割當すべき收益、經費及び損益の正

確なる分析をなす基礎を與へ、又相當の利潤を生まないが如き勘定に對しては、適宜その對策を講ずるやうにする等の目的を有して居るのである。

原價計算制度を採用することに依つて、(イ)現行の簿記制度を阻害するものではなく、(ロ)計算を複雑にし徒に繁文縟禮に陥るものでもなく、(ハ)對顧客關係を傷ふものでもなく、(ニ)又個々の危急事に際してその對策に屈伸性を缺くと云ふ事もないのである。實に原價計算制度の意味する所は、

(イ)日記帳に於ける諸經費勘定を再分割し、適宜總經費の分類及び之が正當なる割當を容易ならしむる必要に應じてゐること。

(ロ)商業銀行または貯蓄銀行部内諸係に於ける總經費及び收益を半期又は一年毎に適用し、以つて各期間に於ける成績を比較し不必要なる經費の増加又は收益減少の理由探明の資となし、出來得る限り發見された諸々の缺點を除去する事に努むること。

(ハ)原價計算制度は收益及び經費を正確に個々人の勘定に振り當て、損失を與へ又はその利潤餘り香しからぬ當座勘定を有する顧客に對してもうまく體裁を繕ふことが出來、かくの如き諸勘定も適當な基礎の上に置いて整理することが出來るのである。

(ニ)原價計算制度は貯蓄預金諸勘定を分析し、如何なる階級の勘定が銀行に最も大なる純益を齎らし、如何なる利子歩合及び利子計算方法が最大なる利潤を生むに適當なるものであるかと云ふ事を定む資とするのである。

(ホ)銀行のなす多數の取引を支配せんが爲には、銀行の政策を總括的に考慮してゐなければならぬ。然るに原價計算制度を採用する事は此の原則の廢棄を意味するものでなく、却つて銀行が總括的に或は個々の場合にてもその政策を決定するに際して、銀

行家は經費及び收入を正確に知ることによつて確信づけられ、從つて對策樹立に際し「推理」を以つて進まず、「事實」を知らねばならぬ」と云ふ事を教へるものである。

銀行引受手形 Banker's Acceptance

(一)銀行引受手形とは、銀行の引受ある手形であつて、即ち顧客をして銀行宛に振出さしめ、銀行は之に引受をする事に依つてその手形の信用を増加すべく、振出人たる顧客を此の手形を自由に割引いて容易に資金を得る事が出来るのである。

銀行引受手形は、引受銀行又は銀行家の直接、且確實なる債務である。之は引受機關が一定時日に、手形の額面に依る金額を、支拂ふ確實なる約束である。故に、特殊の特定日に支拂を保證した引受銀行、又は銀行家の小切手である。法律的に云つても、引受手形はその保證さるゝ點に於て、銀行に於ける預金と同程度に位するものである。

銀行引受手形は、引受機關が萬一、満期日に支拂をなす能はずる場合は、振出人及び何れかの裏書人が支拂をなすもの故、確實性は二重に保證されてゐるものである。故に手形の所有者は自己の資金を引受銀行に預金し、而も振出人及裏書人に依りて保證されて居るので、確實安全の點に於て他の何物にも劣らないものと云へる。我國の銀行法は銀行預金及コールと共に第二線の支拂準備として、銀行引受手形を認めてゐる。我國には引受制度發達せず、從つて銀行引受手形としてはスタンパ附手形なるものがあつたに過ぎない。銀行引受手形の最も發達してゐるのは英國であるが、米國も近年此の種手形が漸く普及して來た。

(二)米國に於ける銀行引受手形 聯邦準備條例及び聯邦準備局

の下に認められてゐる銀行引受手形は、準備銀行が買入れ及び再割引するだけの優良なものとして認められてゐる。聯邦準備銀行の手に入る時は、引受手形は聯邦準備銀行の準備として使用され、米國通貨の重要な部分の擔保の一部を構成するものである。

優良銀行引受手形は廣汎なる一般市場を有し、同市場に於ては數百萬弗の手形が買値と賣値の間に一年八分の一乃至四分の一の變動で、日々次から次に人手に移轉してゐる。法律によつて準備銀行が引受手形の買入れを許可されたこと云ふ事實が、利率を安定ならしめ、且不景氣時に於ても、該市場の活動を保證するの傾向にある。

故に優良銀行引受手形の所有者は、第一に手形の性質上、満期日には支拂を受け、第二に手形を所有してゐる間に、何時にても資金の必要を感じた場合は、彼は手形を一般市場に賣り、又銀行で割引して、以て調達する事が出来るのである。

銀行引受手形の満期日は、二、三日間から長きは六ヶ月に亘るものは、何時にても市場で得られる。併し通常一般の引受手形は三十日乃至九十日物である。故に投資者は豫め自己の資金の必要なる時日を考へて、適當期間の手形を買入れ、満期日と共に、資金を再び手にすることが出来る。勿論途中にて市場に賣りて、何時にても資金に代へ得る事は云ふ迄もない。銀行引受手形は、商業上の實際取引より生ずるもの故に、その金額も取引の大小によつて相違してゐる。金額が巨額に上る時は、五千弗として置くのが一つの慣習となつて居る。併し一般市場には二三百弗から、五千弗迄の各種の手形を、各自の選擇に依つて自己の投資額に應じて買取ることが出来るのである。

銀行引受手形は、米國に於ては、比較的新しい信用用具である

が、大戦中及び大戦後の試練にも過ひ、今日では非常に確固たる基礎を、有するものとなつた。永年、銀行引受手形は、世界の舊金融市場に於ける最重要なるもの、一つであつて、その貢獻する所も、決して小ではなかつた。故に遊資の所有者にして、銀行引受手形を買ふ者は、彼の資金を安全に利潤多く、且便宜に運用するのみならず、一國の内外商業を、直接に奨励援助し、一國金融制度をして、一層優良強固ならしむる所以のものである。

法律の下では銀行引受手形は、聯邦準備銀行が一般市場に於て買入れを許されてゐる、僅かの證券の一に當るものである。多くの州に於ては、特別の法規を設けて貯蓄銀行及び信託會社をして資金の幾分かを法規の定むる所に従つて銀行引受手形に投資する事を許されてゐる位である。これ銀行引受手形の安全且流動性に富む事を立證したものである。更に國立銀行條例は一九一九年十一月に修正されて、銀行引受手形投資は従來の一〇%の制限を免除し、換言すれば、修正法は國立銀行をして、無制限に銀行引受手形を保有せしむるに至つたのである。此の點も安全性を裏書する大なる點である。

適當に振出された銀行引受手形は、實際上の商業取引を基礎として居り、その性質上自動的である。故に不景氣時代では、銀行引受手形はその性質上、他の債務は假令固定してふとも、取引の完了に従つて完全に支拂はるゝものである。

銀行法

沿革 我が國は明治五年十一月米國の銀行制度に倣つて國立銀行條例を制定したが、その後國立銀行以外に私立銀行がかなり勢力を得て來た。明治二十三年四月商法の發布を機縁として、同年

八月二十三日銀行條例が制定された。

之は二十六年七月一日から實施されたが、當時の日銀、正金、國立銀行には適用されることはなかつた。二十八年二月に改正が加へられた。明治三十二年新商法の施行を機縁として同年三月三十三日一月兩度に亘つて改正が加へられた。その後大正五年三月、及大正九年七月に改正が行はれた。大正十五年九月政府の任命による金融制度調査會により、普通銀行制度改善案に基く新銀行法案が第五十二議會に提出され、昭和二年三月三十日法律第二十一條として公布された。同年十一月十六日同法施行に關する各種の勅令公布され、翌十七日大藏省令を以て施行細則も公布され、昭和三年一月一日より實施されることになつた。

(A) 銀行の意義 銀行法は第一條第一項に銀行を「(一)預金ノ受入金錢ノ貸付又ハ手形ノ割引ト併セ爲スコト、(二)爲替取引ヲナスコト」を業務として營むものと定義してゐる。舊法で「諸預り」とあつたのを新法は「預金の受入」と改め、銀行の收受する預金が一種でもよい趣旨を明かにした。

(B) 銀行の設立 (一)組織 株式會社に限定せられてゐる。(二)資本 銀行は資本金百萬元以上たる事を要し、特に勅令を以て指定する地域(東京)に本店又は支店を有する銀行は二百萬元を下ることを得ない(三)銀行法は最低資本法定主義を採つた。併し命令を以て定むる人口一萬未満の地に銀行法制定の際現に本店を有する銀行は、同法施行後五年内に資本金を五十萬圓となすを以て足る(四)と云ふ特例が設けられてゐる。又東京大阪に本支店を有する前記の銀行資本金が二百萬元未満なる時は地域指定の日(昭和二年十一月十六日)より五年の猶豫期間を認められてゐる(五)商號 銀行なる文字を用ふることを要す(六)とされ

てゐるが、尙商法の規定により別に株式會社なる文字を用ふる事も要する(七)ことも勿論である。これ他と區別するが目的であるから、之がために銀行にあらざる者はその商號中に銀行たる事を示すべき文字の使用を禁止した(八)營業の免許 銀行業を營むには主務大臣(大藏)の免許を受けなければならない(九)。

(C) 銀行の業務經營 (一)營業所及代理店 營業所とは銀行業の營まるゝ一定の場所を謂ひ、本店支店及其他の營業所に分つ。支店にも非ざる從たる營業所は必ず出張所なる名稱を附けねばならぬ(一〇)。(二)休日及臨時休業 銀行休日は祭日、祝日、日曜日其他銀行の營業所の所在地に行はるゝ一般の休日に限定してゐる(一一)。(三)營業時間 原則として午前九時より午後三時半迄とし營業の都合により之を伸張することが出来る(一二)。(四)營業時間を短縮する場合は大藏大臣の認可を必要とする(一三)。(五)預金拂戻の停止 銀行が預金の拂戻を停止する時は其旨公告し事由を具して主務大臣に届出せねばならぬ(一四)。「避くべからざる事變」による臨時休業の場合は地方長官に對して届出るので足りるが、支拂停止の場合は銀行の状況を檢査し預金者保護の手段を講ずる必要があるから、直接主務大臣に届出を要するわけである。此の場合、届出後遲滞なく、(1)預金拂戻停止前日の日計表及各種預金の口數を記載したる書面、(2)預金者の拂戻を停止するに至りたる經過を記載したる書面、(3)資産負債の實情を明にしたる書面、(4)預金拂戻に關し採らんとする處置又は方針を記載したる書面を大藏大臣に提出せねばならぬ(一五)。

銀行法の認むる臨時休業は「避くべからざる事變」に依る場合の外ないから、直接預金の拂戻の停止の事由なく、從來屢々行はれた帳簿整理の爲の休業の

場合も預金拂戻の停止としての公告及届出をなすべきである。
(五)商號の變更。銀行の商號の變更には、主務大臣の認可を要し
(六)資本金の變更。資本金の變更には主務大臣の認可を要し
(七)銀行の他業兼營。銀行は擔保附社債信託法により擔保
附社債に關する信託業を營む又は保護預り其他の銀行業に附隨す
る業務を營むの其他の業務を營むことを得ない(五)。附隨業務とは
銀行法第一條に定むる銀行業務と一定の聯絡性を有するもので、
その範圍に一定の制限あるわけがなく、經濟社會の通念に委ねる
ものである。現在一般に認められてゐる附隨業務は保護預り、債
權の取立、債務の保證、金銭の出納、金銭の兩替、有價證券の賣買、
他銀行の代理等である。銀行が附隨業務以外の業務を營むことは
禁じられてゐる。(八)銀行役員その他業務。銀行の常務に従事す
る取締役又は支配人が他の會社の常務に従事せんとする時は主務
大臣の認可を受けなければならぬ(十三)。(九)監査書。監査書は
毎年一—三月、四—六月、七—九月、十—十二月迄毎三
ヶ月間の業務及財産の狀況に關し調査した結果を記載すべきもの
で、その株式は離形に於て一定してゐる。
銀行の監督及検査。主務大臣は何時にても銀行をしてその業務
に關する報告をなさせしめ、又は監査書其他の書類帳簿を提出せし
むることが出来る(二十)。何時にても部下の官吏に命じて銀行の
業務及財産の狀況を検査せしむることが出来る(二十)。

(D)外國銀行及準外國銀行。外國銀行とは外國人又は外國法人
にしてその本國に於て營む業務が我が銀行業務に該當するものを
謂ひ、準外國銀行とは朝鮮及關東洲に本店を有する銀行及支那に
本店を有する領事裁判權の關係上日本法人たる銀行を謂ふ。施行
地とは内地及び勅令を以て指定された樺太、臺灣を謂ふ。此等の

銀行が施行地内に於て支店、出張所又は代理店を設けんとする時
は免許を得なければならぬ(三十二)。主務大臣は免許に當つて、特
に必要な制限を附することが出来る(三十二)。かくして免許を受け
たる營業所は銀行法の適用に就ては銀行と看做さる(三十二)。
(五)特例。(一)最低資本金。既設銀行又はその合併によつて設
立銀行は新法施行後五年間最低資本金の規定を適用しない(四十一)
但し人口一萬未満の地に本店を有する銀行は五年内に五十萬圓に
増加すればよく永久に百萬圓にする必要はないとされた(四十一)。
(二)商號。銀行なる文字を用ひざる銀行及銀行たることを示すべ
き文字を用ひる非銀行に對しては六ヶ月の猶豫が與へられた(四十一)
(三)銀行の他業兼營。他業兼營をなすものに對してはその整理の
ため五ヶ年の猶豫期間を與へてゐる(四十一)。(四)其他。本支店以外
の既設營業所及代理店(四十一)、役員その他業務(四十一)、業務廢止認
可(四十一)、業務執行機關其他(七十一)に關し経過規定が設けられて
ゐる。



釘付政策 Pegging Policy

金本位停止國がその對外信用を維持するため、極力爲替相場を
一定限度内に安着せしめんとして執る政策を釘付政策と謂ふ。そ
の方法には債務國が資金の流出せんとする國に於いて資金を借入
れ、或は國內に存する債權國の證券を買入れ之を債權國に送り、
又は之を擔保として資金の借入を行ひ以つて資金流出を阻止す
る等がある。

屈伸制限法

「發券制度」の項を見よ。

組合銀行

組合銀行とは共同の利益又は自由競争制度を目的として特定地
域内に結合した銀行の組合である。今日、我國には銀行集會所組
合銀行、手形交換所組合銀行、及び預金利率協定組合銀行の三種
がある。

グラス法案 Glass Bill

米國は一九三一年秋から續々インフレーション政策を發表して
ゐるが、此のグラス法案もその一つである。之は一九三二年二月
に發表されたもので、該法案の内容は聯邦準備銀行の割引範圍を
寛大にすべく、その資源として聯邦準備銀行が保有してゐる十億
弗の自由金を解放すると云ふのである。グラス氏は聯邦準備制度

の父と云はれる人であつて、この金融擴張法案の提案者である。
此の法案は上下兩院を通過した。その結果、今まで準備銀行の再
割引に適さなかつた巨額の證券が新たに資金化することになるか
ら、信用は著しく膨脹することになる。

グリーンバックス Greenbacks

グリーンバックスは佛蘭西のアッシニアと並んで、悪い意味の
不換紙幣の代表物となつてゐるものである。之は米國に於いて南
北戰爭に際して濫發された政府紙幣であつて、一八六二年から一
八六三年にかけ三回に亘つて四億五千弗を發行してゐる。そのた
め價值下落し一八六五年の一月には半分以上に低落した。グリー
ンバックスと云ふは、該紙幣の背面が綠色で印刷してあるからか
く稱せられてゐる。現在も残存してゐるが、完全なる兌換紙幣と
して通用してゐる。

クリーン・ビル Clean Bill

クリーン・ビルとは外國爲替手形の中、何等物質的擔保なく、唯
紙片一枚よりなる裸手形であつて、その流通は振出人、又は引受
人、或は裏書人の信用に依るものである。クリーン・ビルにも信
用状によつて振出されるものと然らざるものとがあり、又銀行が
振出すものと、商人の振出すものとがある。

グループ・バンキング Group Banking

米國は單一銀行制度を主義とし、原則として、英國式の支店銀
行制度を排斥して來た。勿論州によつては支店設置を許すも或は
本店所在都市内に限り、假令都市外に許すとしても必然的に一州

内に制限される。又支店を全然禁止する州も多く国立銀行に至つては全然禁止されてゐた。たゞ一九二七年二月に通過したマックファデン法に依つて、州立銀行の支店設置を許可する州では、国立銀行も所在都市を限り、支店設置を許される事になつたが、之とて其の精神は国立銀行と州立銀行との機會均等を目的とするに過ぎない。かくの如く原則として支店銀行を認めざるも一方、地方単一銀行は其の資力薄弱にして其の獨立を全ふすること難く、ために破綻が頻々として起つた。例へば一九二一年乃至一九三一年末に至る十一年間に九千二百八十五行の銀行が破綻し、その結果固定した預金額は實に四十二億餘弗に達する。此の支店銀行を制限する法規を前提として、多數銀行の資本家的支配組織として生れたのがグループ・バンキング制度である。

グループ・バンキングとは支配者が會社たると個人たるとを問はず、二個以上の銀行の株式所有によつて各獨立銀行の支配權を獲得し、各銀行は獨立の存在を有しながら一つの意思に依つてその營業が統制されてゐる制度をいふ。故にグループ・バンキングによる時は、同一都市外に亘るは勿論他の州の銀行を參加せしむる事が出来る。此の株式所有に依る中央統制機關は多く持株會社の形態をとつてゐる。持株會社組織は現在米國に於ける企業結合上の主たる手段である。即ち從來企業結合の代表的組織をなしてゐたトラストが、一八九〇年シャーマンのトラスト禁止法で禁止されて以來、新しく生れたのが持株會社であつて、今日資金調達上の一便法として、又企業結合の一形態として、主として米國公益事業の間に組織され、同國公益事業の大半は持株會社組織の下に支配されてゐる。

此の組織が銀行業に利用せられたのがグループ・バンキングの

代表的な形態である。グループ・バンキングは別にチェイン・バンキング Chain Banking とも稱せられてゐる。要するに原則として、一の意思に依つて支配される銀行業の系統を意味する。故に必ずしも、持株會社を通じての支配に限られるわけではない。併し米國の国立銀行は他社の株式への投資が禁止されて居り、又多くの州に州立銀行(信託會社)も同様に株式投資を禁止されてゐるから、国立銀行が親銀行となり、中央機關となつて他の銀行株式買収に依る支配權の獲得は不可能である。故に主たるグループは必然的に別個に持株會社を設立し、銀行株の所有者をして、その會社の株式と交換せしむる方法が普通である。

故に、グループ・バンキング、又はチェイン・バンキングと稱せらるゝものに三種ある。第一は親銀行と云ふべき有力な銀行が直接又は間接に多數銀行を支配してゐるグループである。第二のものは一つの持株會社を機關とし、之を通じて多數銀行を支配するグループである。第三のものは支配者が特定の銀行でもなく、又持株會社でもなくして、單なる個人又は數行の個人よりなる團體である。

クレジットの設定

「信用設定」に同じ。

グレンシャムの法則 Gresham's Law

(一)グレンシャムの法則とはサー・トーマス・グレンシャム(Sir Thomas Gresham)の名より生じたものにして彼は英國エリザベス朝に於て造幣長たりし人である。當時既に貨幣の盜刷盛に行はれ新鑄の良貨は直に市場よりその影を没し幣制甚だ困難を極めた。彼

はその原因を究め女皇に奏して曰く「爲替下落の第一歩は陛下の親父なる皇帝陛下がその貨幣の純金を四オンスより三オンスに貶したるに初まり、之がため爲替は二十四志八片より十三志六片に下落せり。之れ陛下の金貨が陛下の領土外に輸送せられし原因なり」と。之より英國の學者皆な本則を名けて「グレンシャムの法則」と稱するに至りしものである。

(二)「グレンシャムの法則」とは「悪貨は良貨を驅逐す」の原則を云ふ。即ち市場に良貨と悪貨とが相並び通用せらるゝ時は良貨は遂に市場から影を隠し悪貨のみ流通するに至る。良貨とは貨幣たる實質價格(即ち)が法定價若しくは其以上にあるものを云ひ、悪貨とはその實質價格が法定價格に伴はざるものを云ふ。若し此等の二貨幣が同時に市場に發行せらるゝ時は、比較的實質の高價なるものは市場に隠れて通用せず、獨り低價なる貨幣のみが流通するに至る。

良貨と悪貨の發生する場合に就いて見るに、

(イ) 同種の物質を以て成れる貨幣中に價格の大なるものと小なるものとの二種を生ずる場合、例へば一國の貨幣が著しく磨損しその通用最輕量目以下の輕量貨幣が完全なる新貨幣と並び使用せらるゝ場合、若しくは政府が俄に貨幣の重量を減じ又は品質を粗悪にしたる貨幣を發行し、以前の優良なる貨幣と並び行はるゝ場合の如し。

(ロ) 二種以上の物質を以て成る二種以上の貨幣ありて、共に同一價格を以て通用すべきも、その各地金の實價に於て隔絶せる場合、例へば金銀本位制を採用する國に於て、その法定比價と市場比價とが非常に隔てある場合の如し。

クロス・レート Cross-Rate

英米間爲替相場をクロス・レートと稱し、世界の爲替相場を支配する代表的相場である。クロス・レートの法定平價は一磅に付四弗八六仙である。



計算器 Adding Machine

銀行事務が各方面に亘つて器械化しつつあることは、近年の新しい傾向であるが、早くより銀行内に於いて使用されてゐる器械は計算器である。計算器も種類は多いが、今日最も普及し、銀行事務にも適するものは、パロース W. S. Burroughs の發明にかゝるパロース計算器である。パロース計算器は十餘種ある。

(一)表見計算器 (Visible Adding Machine) 之は加算しか出来ないが、小型で持運びに便利なのと、數字の印刷がタイプしたから見られるのと、尙價格が低廉なのが特色である。然し貸借を夫々合計したり、日附、小切手番號、金額等を同時にタイプする事が出来ない。云はゞ單なる計算の用具であるだけであるから、算盤の發達してゐる吾國の銀行には餘り必要でない。

(二)表見明細帳簿器 (Visible Statement Machine) 之は大體前項と同一であつて商人向きである。

(三)複式計算器 (Duplex Adding Machine) 之は貸借同時に計算する事が出来、且つ機械の中央頭部にある分割器を使用する事に依り、日附、小切手番號、金額等をも、總て計算器により記載する事が出来るから、銀行が使用する上に於いては最も便利である。但し鍵盤を數個に分割使用しても相當桁の數字を取扱ふ事が出来る爲めには、少なくとも十七桁以上の鍵盤を持つて居る事が必要である。十三桁以上の鍵盤を持つて居る計算器を、専門語では二千號型と稱して居るが、十七號型も矢張り此の二千號型に屬し、精しく云へば第二七〇一號型である。

(四)商業簿記計算器 (Commercial Bookkeeping Machine) 之は名の示す通り、銀行には勿論適しないが構造は全く同一で、唯機械の左端に商業用語の鍵が附加されてあるだけである。

(五)預金係用計算器 (Bank Posting Machine) 之は獨逸式の當座取引には殊に必要であり、當座預金取引の元帳の寫しを、其の儘取引先に送附するために、此の機械を使用するのである。此の機械は各取引先の入金、出金をタイプしながら其の出入總て前日の殘高に加算若くは減額せられて、最後に自動的に其の日の殘高が出る様に出来て居るのである。吾國でも元帳の寫しを其の儘取引先に送附して居る銀行が、一部ないでもないが、未だ一般の趨勢となつて居ないから、特に此の機械を使用する必要は、現在の處餘り多くない。然し何と云つても、銀行家には便利な機械である。

(六)爲替係用計算器 (Bank Transit Machine) 之は銀行が他行との取引の爲めに、特別の工夫を爲されたものであるが、現在吾國で使用する機械としては不適當である。

(七)表見乘法器 (Visible Multiplying Machine) 此の機械は乘法の外各種の計算も出来る。

(八)計算盤 (Calculator) (9)共に單純な計算器であるが、單に計算するのみであるならば、寧ろ吾國の算盤を使用する方が現状に於いては便利を感じる人が多いであらう。

(九)手形記帳計算器 (Billing Machine) 之はパロースの計算機中最も精密な機械であつて、手形類の記載事項を、タイプし乍ら計算をも爲すのであるが、第一價格も非常に高價であり且つ、英文を使用しない吾國では、殆んど之が利用の餘地はない。

景氣循環 Business Cycle, Economic Cycle

景氣循環は、通常之を四期の理想型に分つて考へられるのである。即ち、(一)不況時代 (二)回復時代 (三)好況時代 (四)恐慌時代、これである。國民經濟は之を通貨の側と貨物の側との兩者から見る事が出来、此の兩者に分つて觀察する事によつて一層經濟現象を理解するに便宜を得る事がある。右の景氣循環の四理想型に就いても此の兩者の側から見る事にする。即ち不況時代に於いては信用萎縮し、銀行貸出は減少し、貨物の側に於ては物價低落、事業收縮し、生産の制限をなすを通常とする。従つて不況時代には勤儉節約行はれ、ために預金高は増加し、延ひては金融緩慢となり利下を行ふに至り、貨物の側に於いては物價騰貴し、事業漸く盛になりて回復時代を現出するのである。新事業起り物價騰貴する時は此等の財貨を生産する労働者の賃銀は騰り、之を向上せる生活に、或は快樂に消費する事となる。従つて商品に對する需要増加し、生産者、商人者にその利潤を増加し企業は益々擴張又は創設せらるゝ事となる。即ち好況時代の特徵は企業心の勃興である。又新會社の株式募集にも世人は容易に應ずる事となり株金の拂込のために彼等は從來の銀行預金の引出をなす事となり、銀行は爲に貸出制限を行ふに至る。又企業の勃興は投機者をして充分なる計畫なくして大會社を起し、而も好景氣に酔へる世人は之に容易に應募し、又物價騰貴は商人をして商品の買占を行はしめ、その他生産者、商人は事業を擴張仕入増加のため一様に新資金を銀行より借入れる事になり、此の結果は金利上騰し、金融は益々逼迫する事になる。借入當時は二三歩の低利に過ぎざりしならんも、之が七、八歩に上騰する時は、彼等の利潤の大部分

は利子に充當し、且又投機者の手形の割引により、或は貨物を擔保としての貸付をなしたる貸手はその返済の可能性を懸念するに至る。かくて投機者は銀行よりの資金回収に遭ひ、益々窮地に陥りその所有の株券、商品を賣却するに至り、他の人にも亦價格の下落せざるに先立ちて賣る事に努め、茲に賣手の側に大混亂起り買手は大いに警戒するを以つて、價格は供給過剩のため益々下落するに至る。斯くて賣手は大なる損失を被り、破産者簇出し、製造業者も亦貨物製造中は負債勘定を有するを以つて、破産者より豫期の支拂を受くる能はざる結果同様に破産の運命に陥らざるを得なくなる。かくて支拂中止は擴大し、遂には自己所有の資本額に相應せる穩當なる金額を借入れる商店までも破綻し、かくて物價、信用及び企業は急激に暴落し、經濟社會は所謂恐慌の襲來を受ける事になるのである。恐慌時代に於いては、労働者は多く失業を出し、從來の消費を減じ、富者はその消費に比してその收入多くなり剩餘を銀行に預金して之を貯蓄し、商人は貨物を賣却する毎に、その得た代金を銀行に預金するに至る。その結果銀行預金は増加し、利子歩合低下し、恐慌時代より漸く回復期に入り次第漸く増大せし資金の貸付を必要とするに至り、回復期に入り次第好景氣を循環するのである。不況時代は外見上は餘り急激には非ざるも、併し社會的には非常に重大な結果を齎らすものである。即ち幾多の失業を出し、數百萬の人間は實に悲惨な生活渦中に投ぜられるのである。産業社會は資本と人との一團であり、好況時代には此の巨大なる産業機關は全能力を以つて運轉され、すべての機械すべての労働力は残る所なく使用され、利潤と賃銀とは最大制限に支拂はるゝに對し、不景氣時代は此等の機關の作用は一切中止され數年間僅か五六割の能力しか動かさず、利潤と賃銀

は最低限度に下り、多数の労働者は職を失ひ悲惨なる社會惡の大表現時である。

景氣循環の一週期の長さは各學者に依り異なるも、之に關し有名なるは、ジェボンズの太陽黒點説 Sun Spot Theory である。即ち彼は歐洲に於いては、凡そ十年毎に恐慌襲來するを以つて、その原因を表面に生ずる黒點に歸し、黒點生ずる時は太陽の熱度に變化あるを以つて、地球にも種々の異なりたる現象を生ずると説くのである。

計表本位 Tabular Standard

「タブラー・スタンダード」に同じ。

景氣豫測 Business forecasting

景氣は循環するの故に、ある時ある場所に於ける財界が景氣循環の何れの時期にあるかを知れば、その財界の進路も明白となる。景氣循環各期に於ける財界各要素は夫れ々々の特色を有してゐる。故に財界諸要素を分析し、諸要素の關係と動きを觀察することによつて、その時代が景氣循環の何れの時を進行しつゝあるかを知る事が出来る。かくて景氣豫測と云ふ事が出来る。景氣豫測は財界諸要素の分析であり比較であるから、如何なる要素を選ぶべきかと云ふ事が大切である。而して財界要素を具表化するものは統計的數字であるから、結局數字の分析であり、技術的事になる。かくて諸要素を分析して出来上つた一つの財界地圖が「ビジネス・バロメーター」である。要するに景氣豫測はビジネス・バロメーターの作成によつて始めて可能となる。

ケインズ J. M. Keynes

ケインズは故マールシャル教授の高弟で、英國に於いて金融學者として人氣を一人で背負つてゐる人である。氏は一九二五年一書「通貨改革案」"A Treatise on Monetary Reform" を著し(註譯)、管理通貨 Managed currency なる自説を立て社會に問ふたのである。即ち氏の理想は、現在貨幣經濟組織に於いて貨幣價値の不安定と云ふ事は各階級に著しい影響を及ぼし、經濟生活の安全を期する能はざるもので、従つて現在の貨幣經濟組織を完全ならしむるためには、從來の金本位制に頼る能はず、之に代るべき理想的の貨幣制度を制定することにあるとし、貨幣數量説に準據して「管理通貨」制度を提唱してゐるのである。

「貨幣論」 Treatise on Money 著書が云々。

兼營銀行制度

兼營銀行 (Credit banks) とは預金銀行と動産銀行とを兼ねてゐるものを謂ふ。一般に預金銀行と稱するものでも、純然たる短期商業金融のみに従事してゐるものもなく、附隨的に工業金融を行ひ又動産銀行として立つてゐるものでも附隨的に預金業務を行ふてゐるが、此等はすべて便宜上附隨的に行ふのみであつて、本來の任務とするものではない。然るに、兼營銀行になると預金業務を行ふと同時に工業金融に従事し、その何れもが本業であつて一が他の附隨的業務となつてゐるのではない。

此の兼營銀行は獨逸に於いて發達し、獨逸銀行制度の特色をなすのである。従つて獨逸に於いては銀行と工業との關係は非常に密接である。兩者の關係について見るに (1) 先づ銀行は事業會社

に投資し、直接に株主となつて事業の參與權を得てゐる (1) 次に銀行が事業會社に對して當座勘定並に銀行信用の利用を許すこと (2) 銀行が聯合して株式社債の發行業務に従事すること (4) 銀行がその關係せる事業會社に監査役を派出すること。を特徴とするのである。こうした兼營銀行を特色とする獨逸の銀行制度は、同國の事業發展に少なからず貢獻してゐる。

兼營銀行制度に對して、英國及び我國の制度を預金銀行制度と謂ふ。

限外發行

「制限外發行」に同じ。

減債基金 Sinking Fund

(一) 我國の所謂「減債基金」 減債基金とは本來政府が國債償還を確保するため國家が收入から引除きたる一定額を指すもので、我國でも從來減債基金と云へば、「國債整理基金」を指してゐるのである。

國債整理基金とは一定額の國債元利支拂の爲に、年々一定の金額を基金化し支出するものを云ふ。我國の制度を見るに明治三十九年三月二日法律第六號「國債整理基金特別會計法」を以つて特別會計として設置され、大藏大臣の所管に屬する。その第一條に「國債整理基金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス、國債整理基金ハ國債ノ發行ニ關スル費途ニ使用スルモノトス」と規定されてゐる。この設置は日露戰爭の結果一時に巨額の國債増加せるに促されたものであり、同法第二條第二項によつて明治三十七八年臨時事件費の爲に起したる國債償還利拂に

充當する爲、毎年度少くも一億一千萬圓を支出すべしと規定された。明治四十一年七月政府は財政の基礎を鞏固にせんが爲に四十二年度豫算編成に當り、毎年度國債の償還高は五千萬圓を最小限度とする方針を定め、曩の規定が臨時事件費の爲め元利支拂に關して規定せるに對し、元金償還最低を定め、爾後大正三三三迄六ヶ年間に毎年五千萬圓宛(但四十三年度の)を支出して償還した。然るに大正四年度以降、對外、對内の關係上從來の方針の維持困難にして且不合理となつたが爲に國債市場維持の爲には新規募集見合せを以つてし、整理基金の制度を變更して大正四年六月二十一日法律第十四號を以つて國債整理基金特別會計法の改正を行ひ、曩の合計法第二條第二項に代ふるに、國債の元金償還に充つべき金額は前年度首に於ける國債總額の萬分の百十六以上とし、三千萬圓を下ることを得ずとの規定を以つてした。この國債の元金償還充當額を前年度首に於ける國債總額の萬分の百十六以上としたのは即ち大正四年の前年度即ち大正三年度首の公債總額二十五億八千四百餘萬圓であり、この萬分の百十六は大體三千萬圓に當つてゐたからであり、二つの方法によつて最低限度を規定せるは、三千萬圓の規定のみにては國債増加を見る場合に償還額が少くなる虞れあると見たからである。この萬分の百十六の計算については大藏省證券、借入金臨時國庫證券及び米穀證券は之を國債と看做さざることとなつて居る。

然るに戦後の國債膨脹の顯著なるに鑑み(大正十五年末、その市價低落を恐れ、昭和二年若槻内閣は減債基金を増加し償還額を多くするの必要を感じ、特別會計法に改正を加へて歳計剩餘金を償還財源に加へることとし、その額を前々年度に生じたる剩餘金の四分の一とし、即ち昭和二年度豫算に於いて大正十四年度の剩餘金

一億七千八百萬圓の四分の一即ち四千四百萬圓を繰入れた。然るに其の後昭和四年度豫算に於いて國債整理に對する銀行家の要望に應じて、震災手形回収金及び對獨賠償金の一部とを償還財源に繰入れた。

この國債整理基金は國債(臨時國庫券、輸入金)の利子支拂、償還、借替發行其他に關する經費に使用するのである。

(二)社債に於ける減債基金 然るに近來會社の發展に伴ひ社債の發行が普通化するに至り、今日英米で減債基金と云へば、社債の場合に使用されるものが普通となつてきた。即ち減債基金とは、株式會社がその發行せる社債の償還を容易且確實ならしむる手段として、一定期に特に引除いて積立つる一定額又は一定率の基金を指すのである。減債基金として引除いた資金は、社債發行會社自ら之を別途に處理することもあるが、普通之を一定の受託者に交附し、彼をして處理せしむるのである。

減債基金には二つの型がある。第一は會社が毎年一定の金を受託會社に對して交附する場合であり、第二は會社が毎年一定の時期にシリーズアル・プラン (Sinking Fund) に依る社債を發行する場合である。第一の場合のものは社債發行會社と社債權者との間に受託會社が介在してある場合であり、受託會社の介在は必ず信託證書に依つて表示され、該證書に減債基金設定の約款がある。社債の減債基金の交附を受けた受託會社は之を如何に處理するかは必ずしも一定しない。抽籤に依り社債の一部を償還する場合もあるだらうし、社債買入の價格を定めて隨時買入される場合もある。後者の場合には買入れた社債は現形のまま(預貯せ)受託會社の手許において、その利息だけが改めて基金に繰入れられるのが常である。買入償還の時は額面價格以上にて引取るのが米國の例であ

る。信託證書中にも自由に基金處分に關して約定を設ける事が出来る。第二のシリーズアル・プランに依る社債とは、ある預定額を限度と定めて一組とし、その一組を數個に分割して發行する社債を謂ふ。此の方法は英米、殊に米國に盛であつて、我國にはこの制度はない。即ち我國の社債は最初に發行する總額を確定全部一度に發行するのが常であるが、シリーズアル・プランに依るとある豫定發行額を定め、其の範圍で必要に應じて何回にも分けて發行するのである。此の種の社債だと逐次發行される社債の収入金を逐次基金として繰入れて行くから、舊社債の償還基金に充當するために新社債が發行される理窟になる。第一のタイプの減債基金が最も廣く行はれてゐる。而してすべて減債基金の定めある社債は、減債基金附社債 (Sinking Fund Debenture) (英) (米 Bond) と稱する。

公益信託 Public Trust

(一) 信託はその目的の公私に依つて公益信託 (Charitable Trust (or Public Trust)) と個人信託 (Private Trust) とに分つことが出来る。公益信託は直接に社會全般又は其の一定の方面のものに利益を享受せしめる事により、社會一般の利益を將來せしめんとする信託であつて、特定した個人に利益を目的とする私益信託に比し、種々なる特質、特典を賦與せられて居る。即ち利益信託に於ては信託の利益を受くべき受益者は其が自然人なると法人なるとを問はず、現在特定せるか、又は將來特定し得べきものでなければならぬ。然るに公益信託に於ては、受益者が必ず常に不特定であつて、財産の給付に際し、事實特定することがあつても、それは受託者の選擇に依つて初めて斯くなるのである。これが其の本質的な特長である。であるから、其の受益者は自ら受益者たる事を主張して、受託者の懈怠非行を抑壓し、自らの爲めに信託の趣旨を實現せしめる事は出来ない。衡平法裁判所をして、公益信託を監督せしめ、是に信託を強行せしめる權能を附與したのは、實に此の特質に基づくのである。信託の設定に就いて公益信託が私益信託と異なる最も重要な點は、其の受託者についてである。其の設定の際に於ける受託者の不特定は、私益信託に就いては無効原因の一となるが、公益信託に於ては必ずしも特定するを要しない。即ち受託者の定まらない場合は衡平法裁判所が受託者を任命するか、或は自ら受託者となつて委託者の目的を成就せしめ、財産が

事實特定した受託者に移轉せられた如く取扱ふのである。であるから、遺言その他の行爲によつて、一定の財産について公益目的の信託を設定すべき事を定めたに拘らず、受託者を指名しなかつた場合、又は、指名しても、其時既に其者が存在しなかつた場合でも、上記の遺言公益信託は無効とはならない。斯る受託者不特定容認の原則は、尙進んで受託者が法律上の人格を持たない場合、又は一定した法律上の資格を缺く爲に、委託者の移轉すべき財産權を領有し得ない場合にも、適用せらるゝに至つた。即ち法人でない團體を受託者とし、公益を目的とする不動産信託を設定する場合の如きこれである。

(二) 我が公益信託は、信託法の制定により我が國に創設せられた制度であり、英國の Charitable Trust に該當すべきものである。公益信託に關する特別の規定は、信託法第六十六條以下に擧げられて居る。同第六十六條には、祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益を目的とする信託は之を公益信託とす、とあつて、英法の目的に關する四項目と大體其軌を一にする。併し其の監督官應は信託の目的事項を管轄する主務官應である(七條六十)。故に宗教學術振興の爲にする信託は文部省の監督となり、貧民救助の爲にする信託は内務省の監督に屬する。此等の主務官應は公益信託の内容を審査し、其の目的の實現を強制し得る事、並に其行政的權限に基いて社會事情の變化に因り、既存の本旨に反せざる限り公益信託の内容を變更し得る事項の存在する事は、又全く英國裁判所に於けると異なる所がない。

硬貨

紙幣に對して金屬貨幣を硬貨と謂ふ。鑄貨と同意義である。

公開市場取引

「オープンマーケットオペレーション」に同じ。

甲號五分利公債

之は鐵道買収代償交付のため發行せられたもので「甲い」號と「甲ろ」號の二種がある。「甲い」號は明治四十一年發行で、据置期限大正元年末、償還期限は昭和三十七年末である。「甲ろ」號は明治四十二年の發行にかゝり、据置期限は大正二年、償還期限は昭和三十八年末である。

工業銀行 Industrial Bank

工業會社に對して主として長期の事業資金の貸付を業とする銀行に對する總稱であつて、勸業銀行、證券銀行と一致する。

交換方程式

フィッシャー教授によりて示されたる貨幣數量説を表はす公式を謂ふ。即ち、

$$PQ = MV + M'V' \quad \text{即ち} \quad P = \frac{MV + M'V'}{Q}$$

公定歩合

中央銀行の割引利率を公定歩合と謂ふ。英國では、英蘭銀行の公定歩合を銀行利率 Bank Rate と謂ふ。公定歩合の変更は、中央銀行の割引政策に外ならない。

公金預金 Official Deposit

公金預金とは、政府又は府縣市等の自治團體の預金であつて、我が國に於ける政府預金の如きその一例である。舊銀行條例に於いては凡て公法人よりの預金は公金預金なる獨立の一欄を設けて掲げさしてゐたが、此の公金預金の中にも當座、定期、通知預金もあるべく、之は分類妥當でないため、新銀行法の雛形に於いて公金預金なる欄を廢止した。

購買力平價説

Theory of Purchasing Power Parity

(一)意義 爲替相場は法定平價を中心とし、その變動は正貨輸出限内に限定されると云ふ學説は金本位を實施してゐる時代、即ち金の輸出が自由なる時に通用する學説であつて、金本位を停止し、事實上不換紙幣國となつた國の爲替相場を律することは出来ない。不換紙幣國の爲替相場變動の原因を説明したのが購買力平價説である。

購買力平價説とは、カッセル教授により唱導されたもので、即ち互に獨立せる紙幣を有す二國間の爲替相場は、兩國貨幣の對内的購買力の比、即ち物價の比を標準として定まるものとなす學説である。吾人が外國の貨幣に對してある價格を支拂ふ所以は、畢竟此の外國貨幣が外國の商品又は勞務に對して購買力を有するからである。又吾人が自國の貨幣を外國、又は外國人に提供する時は、自國の商品又は勞務に對する購買力を外國又は外國人に與へることとなる。故に外國貨幣に對する吾人の評價は主として兩國間に於ける貨幣の有する購買力の比例に基くのである。例へば茲に甲乙の二國あり、兩國間に正常な貿易の自由を認められてゐる時には、爲替相場は大體に於て一定してゐる。此の相場は變動を

除外すれば各國の通貨の購買力に何等の變化なく、且つ兩國間の貿易に特別の障害なき限り變動せぬものである。

甲國の通貨が膨脹するに至り、従つて此の貨幣の購買力の減少するに至る時には、乙國に於ける甲國の貨幣の價值は同一の比例を以て減少する。又若し乙國の貨幣が膨脹し、従つてその購買力を低下する時には、乙國に於ける甲國の貨幣價值は同一の比例を以て増加するは自明の理である。若し例へば甲國の通貨が一〇〇に對する三二〇の比例を以て膨脹し、乙國に於ては二四〇の比例を以て膨脹するとすれば、乙國に於ける甲國の貨幣の價值、即ち新しき爲替相場は舊相場の四分の三となる。従つて次の如き法則を立てる事が出来る。即ち「二國の通貨が膨脹すれば新しき爲替相場は舊相場に兩國の通貨膨脹率間の商を乗じたものに等しい。」此の新しい爲替相場にも常に動搖を生じ、その過渡期に於ては此等の動搖は多少廣き範圍に亘るものであるが、上述の方法に依り計算された相場は兩國の通貨間に於ける平價と見る事が出来る。此の平價は異なる通貨間の購買力の商に依り決定されるものであるから、カッセル氏は此の平價、即ち爲替相場の標準を、「購買力平價」と稱した。今、日米間の購買力平價を計算せんとするには次の公式を用ふ。

$$\text{法定平價} \times \frac{\text{米國物價指數}}{\text{日本物價指數}} = \text{購買力平價}$$

故に今、日本の物價指數を一二〇、米國八九とする。勿論、基準は同一時期でなければならぬ。法定平價は四九・八五弗であるから、

$$49.85 \times \frac{89}{120} = 36.97$$

即ち對米購買力平價は三六・九七弗となり、金本位を停止してゐる我が對米爲替は、之を標準として動くこととなるのである。

(二)購買力平價説に對する批評 購買力平價説は之をその根本思想に關する方面と、技術的方面に關すると二方面に分つて批評せられるのが普通である。購買力平價説の根本思想たる物價の比較に依りて知りたる兩國貨幣價值の比が、兩國爲替相場の基準であると云ふ前提には多くの疑問が認められるのである。即ち貨幣の購買力の比が爲替相場を決するものか、爲替相場が物價を決定するものか、即ち物價に爲替相場の因果關係が根本思想上の批判の中心をなしてゐるのである。アンダーソン氏は爲替相場が物價を支配すとなし、カッセル氏の物價の變動の原因とする説に反對するものであつて、一例を獨逸にとり曰く「獨逸の物價は驚くべき程迅速に爲替相場に順應して行きつゝあるも、爲替相場が物價に順應して行くことなし」と論じてゐるも、元來二國の物價が爲替相場を決定すると云ふも、實は物價の變動が貨物を移動せしめ、爲替手形の需要供給の關係を變ぜしむるに至りて始めて爲替相場に影響するものであるから、爲替相場に對し少なくとも物價は間接的に、或は條件付にて變動原因となつてゐるもので、又戦後の事實に就いて見ても、爲替相場は物價の變動に従ふてゐるのである。次は技術的方面に關する批評なれども、購買力平價説に對する最も適切な批評は、寧ろ此の方面に集つて居るのである。即ち本説の實行上の缺點も此の點に多々存在してゐるのである。即ち第一に今日各國の物價の表示法は、正當にその國の貨幣購買力を表はすだけ完全なものでないこと云ふにある。即ちカッセル氏一派は一般物價指數を用ひてゐるが、今日の一般物價指數は頗る不完

全でこの點は一般に非難され、更に二國間の物價平準を適切に得ると云ふ事も困難であるとされてゐる。

興業債券

興業債券は日本興業銀行の發行する債券である。日本興業銀行は明治三十三年三月の日本興業銀行法に據つて設立せられたるものであつて事業金融機關たるの使命を有する。事業金融資金調達の方法として興業銀行は拂込資本金の十倍を限度として債券發行の特権を與へられてゐる。併し貸付金現在高、割引手形現在高及其所有にかゝる國債、地方債、社債、株券、地金銀現在高を超過して發行する事は出来ないことになつてゐる。但し低利借換のため發行する場合には此の制限に依らずして發行出来るのみならず、外國に於ける公益事業に對し必要な場合には主務大臣の認可を得て別に債券發行の特権を與へられてゐる。外國に於ける公益事業とは帝國政府、外國政府又は居留民團の施設する事業、交通事業、大蔵大臣の公益に關するものと認められたる事業である。尙興業銀行が外債を募集するに際しては政府は帝國議會の協賛を経て保證をしてゐる。

興業債券は他の特殊債券に比較すると著しく償還期限が短いから、一般投資物として大いに歡迎されて居り、元利金支拂は全國の同行代理店又は特定の債券では、全國集配郵便局でも支拂はれてゐる。

興業債券には割引發行の「割引興業債券」と普通の「利付興業債券」の二種がある。何れも無記名であるが所有者の希望に依り記名式債券とする事が出来る。興業債券の償還期限は最長三十ヶ年以内と定められてゐるが、通常十年以内であつて五年乃至七年が普通である。割引興業債券に至つては一年期限の短期物であり、割引日歩はその時の市場金利によつて決定せられる。興業債券又は利札の滅失、紛失又は盗取せられたる時は公示催告をなして無効の宣言ありたる後でなければ代り債券又は代り利札の交付はされない。併し記名債券にしておく時は債券の回数、券面金額、記號番號等を詳記した書面を以て銀行に届出で、新債券の交付を請求する事が出来る。此の場合銀行は請求人の費用を以て其旨を公告し一ヶ月を経たる後銀行の満足する保證人を立て、新債券を交付する。但し公告の一ヶ月以内に故障の申立をなす者が出た際は所轄裁判所の判決を受ける事となつてゐる。記名債券を無記名に無記名を記名に書換する場合は、又は紛失、滅失、盗取せられたる場合若くは汚染毀損等の爲に代り債券交付の場合には債券一通に付金三十錢、記名債券の名義書換の場合には債券一通に付金十五錢の手續料を請求人より銀行へ納むことになつてゐる。興業債券の賣出は興業銀行自ら募集し、下引受取店として日興、小池、山一、野村、竹原の各證券會社、早川ビル、日本信託、藤本ビルの各銀行である。

小切手

(一)性質 小切手とは銀行に當座勘定を有するものが、銀行に對して自己又は其指圖人又は持參人に一定の金額を支拂ふべしと委託する證券である。即ち振出人、支拂人、受取人の三者を具備し、裏書譲渡をなすことが出来るから、その法律上の性質は全然爲替手形に外ならぬ。故に我國でも爲替手形に關する商法の規定を小切手に準用し、英米法も亦爲替手形の一つとして取扱つてゐる。

併し經濟上の性質は全く兌換券同様の一種の通貨である。故に我商法も小切手に關しては左の特別規定を設けてゐる。(一)小切手は一覽拂たること(五三)、(二)小切手所持人はその日附より十日以内之を呈示して支拂を求むるを要すること、此期間に呈示をなさざりし時はその前者に對する償還請求權を失ふこと(五三)、(三)振出人は呈示期間中は支拂の委託を取消し得ざること(五三)、此の理由は即ち小切手には引受が認められてゐないから、拂出人が支拂の委託を取消したる時、所持人は支拂人より支拂を受取る能はざるが故である。(四)小切手振出はその額以上の預金又は當座貸越契約の存することを要し、之に超へて振出したる場合は過料に處すること(五三)。

(二)記號條件 小切手には必ず記載しなければならぬ法定條件がある。我國では商法第五百三十條に左の七項を規定してゐる。(一)其小切手タルコトヲ示スヘキ文字。(二)一定ノ金額 無記名式爲替手形及約束手形には發行最低金額三十圓の制限があるが、無記名式小切手には此の制限がない。小切手は現金支拂の代用證券であるから、小額發行を許すものである。金額の記入については改竄挿入又は附加を防ぐため一二三は漢字を用ひ、又金額の上部に「一金」の二字を附し、下部に「也」の字を加ふる事が安全な法として一般に行はれてゐる。

(三)支拂人の氏名又は商號 支拂人は必ずしも銀行たるを要せないが、我國では事實上銀行(信用組合)以外にない。(四)受取人ノ氏名若クハ商號又ハ所持人ニ支拂フヘキコト 此の事項の記載は記名式及指圖式小切手のみに必要な條件である。小切手振出人は爲替手形同様自己を受取人とする事が出来る。我國で保證小切手の代りに用ひらるゝ預金小切手、又は自行宛小

切手、或は振出小切手と稱せらるゝものこれである。

(五)單純ナル支拂委託 「支拂ノ委託」とは自己の有する預金を以て自己の振出したる小切手を支拂ふべき旨を支拂人に依頼又は命令することであり、「單純ナル」とは條件付ならざるを謂ふ。

(六)振出ノ年月日 小切手は呈示期間を十日と限定してゐる故、振出の日附は當然必要となる。振出年月日に虚偽の日附を記載して發行する事がある。我國で所謂向日附小切手又は先日附小切手と稱せらるゝもの之である。向日附小切手又は先日附小切手とは振出日を數日先に認めておくものであつて、所謂虚偽の日附を記載せるものである。小切手は一覽拂を特色とするものであるから、先日附の場合はその日附の到来せざる限り支拂の請求が出来ない。かくては代用證券としての經濟的機能を果さず全く爲替手形、約束手形と異なる所はない。向日先小切手に對しては無効説もあるが、我が學說判例は有効説を採つてゐる。向日附小切手は多く資金に窮乏した者が、支拂の決済を一時糊塗する目的で専ら行はれてゐる商慣習である。

(七)支拂地。

(三)種類 (イ)受取人記載の有無による區別、(1)記名式小切手 例へば「右金額甲殿へ御拂渡可被成候也」と受取人を特定するものである。

(2)指圖的小切手 例へば「右金額甲殿又は其指圖人へ御拂渡可被成候也」と、受取人の氏名と共にその指圖人に支拂ふ旨を記載するものである。記名式及指圖式小切手は裏書に依つて譲渡する。

(3)無記名式小切手 持參人拂小切手と稱せらるゝもので「右金額を小切手持參人へ御拂渡可被成候也」と記載するに止まる。普通通行はるゝ小切手は大部分此の無記名式のものである。

(ロ)形式による區別 (1)普通小切手、(2)積線小切手。

國庫制度

國家の財政は、其國の國民經濟と密接なる關係に立つてゐる。現に吾が國の財政について見るも、一般會計と特別會計を合して巨額が毎年國庫に納められ且つ國庫から支出せられてゐる。従つてこの巨額の國庫金を出納保管するに際し如何なる方法を探るか即ち國庫制度の内容如何は、國民經濟の上から見ても重大なる問題である。

國庫制度は、國庫金の出納保管の方法を標準として、金庫制度と預金制度との二つに大別する事が出来る。國家が金庫なる特殊の機關を置きて國庫金の出納保管をなすのが「金庫制度」であつて、國家自ら其事務に當るか、又は中央銀行に委託するかに依つて金庫制度は更に「國有金庫制度」と「委託金庫制度」とに區別せられるのである。預金制度の下に於ては、金庫なる特殊機關が存在せず、國庫金の出納保管は凡て中央銀行に於ける一種の預金取引として行はれるのである。金庫制度と預金制度とは各々長短を有し、國により時代により其の態様を異にして居る。吾國にては明治二十三年三月迄國有金庫制度が行はれて居たが、同年四月以後委託金庫制度に移り、更に大正十年に於ける會計法改正の結果として、大正十一年四月より預金制度を採用したのである。

大正十年の會計法改正は、決算提出の時期の繰上、豫備金の改正其他種々の方面に及んでゐるが、その眼目とする所は國庫制度に於て、委託金庫制度を捨てて預金制度を採用した事にある。國庫制度に此の改正を行ふ事によつて、國家財政と國民經濟との疏通をはかり特に金融市場に好影響を齎すべく豫期せられてゐた。

蓋し、舊會計法の下に於ては國庫金が日本銀行の他の營業資金と隔離して金庫内に死蔵せられてゐたに拘らず、新會計法實施の結果として巨額の國庫金が日本銀行に預金せられ、日本銀行の營業資金をそれだけ増加したと信ぜられてゐるからである。

國債市場

(一)大正九年二月東京、十年三月大阪の兩市株式取引所内に國債市場を開始し、從來の取引方法を改めて裸値段取引として以來債券取引の種々なる方面に大なる効果を齎した。例へば賣買値段の開きが少くなり、或は賣買の出合が簡單に行はれ公道相場は日々新聞紙上に公表せられた結果、安全な投資物として債券の民衆化した事は更に目覺しきものであつた。然るに従來行はれた此の取引は尙賣物取引であつて未だ清算取引は見なかつた。最も從來と雖も規定上には清算取引は出来ることになつて居たのであるが實際は手合せは無かつた。その原因は從來の規定では一期を七日とする三期の短期清算であつたり、その他清算取引の目的、性質に副はざる種々不便の點があつた故で、茲に於いて種々改正を施して大正十四年十一月十八日より限月を、三期各期二十日とする清算取引を開始された。此の結果、例へば新規定に依れば三限六日十日の清算取引があるから、紐育や倫敦市場よりの註文にも應ずる事が出来るのである。實物市場では大量取引には極めて不便であつて五十萬圓、百萬圓と纏つた取引は一圓二圓の値開きを覺悟しなければ到底短時間取引は出来なかつたが、清算取引では大した値段の變動なくして簡單に大量取引が行はれる。その他地方債、社債の發行總額一千萬圓以上のものは單位五千圓以上清算取引が出来る事になつた故、國債のみならず地方債社債所有者に

も便利である。

(イ)長期清算國債取引とは國債のみならず地方債、社債及外國債普通債と稱へて居る證券の長期清算取引の事で、國債清算取引又は國債取引とは單に便宜に依つた名稱である。

(ロ)賣買取引の期限 二個月の長期取引である。而して三期即ち當限、中限、先限に分ち各限を二十日限とする。

(ハ)取引の單位及呼値 清算取引は額面五千圓を單位とし額面百圓につき何圓で賣るとか買ふとかに呼値する事になつてゐる。

(ニ)受渡 受渡期日前に委託者が轉賣買戻をしない時は現實に受渡を爲す事になる。

(ホ)共同擔保制 國債取引の特徴の一は賣買取引より生ずる損害を取引員組合、即ち取引員が共同して賠償する爲に共同擔保の制度を設けたことになる。

國債シンチケート銀行

國債シンチケート銀行が我國に始めて之が組織せられたのは明治四十三年である。即ち明治四十一年以後我國財界は著しき不況時代に入り、四十一年七月第二次桂内閣の成立と共に國債償還増加、非募債主義を實行して財政の大緊縮を斷行した。此結果銀行に遊資横溢し金融緩漫を呈して來た。桂内閣は此の機會を捉へて公債、即ち五分利を四分利に借換へる一大事業を思ひ立つた。四十三年度に於て五分利五億二千萬圓が償還期限に達し借換の必要に迫られてゐた。政府は第一回四分利借換公債募集に先立ち東京大阪の主要銀行家を首相官邸に招待して内協議を開いた。銀行團引受の下に四分利公債が發行された。かくて民間銀行が公債引受のため引受組合を組織したのであるが、之が國債引受シンチケート

トの濫觴である。爾來公債の發行に關しては總て此の國債引受シンチケートと協議しその引受の下に發行する事になつた。その後シンチケートのメンバーは銀行自體の消滅、名古屋側の加入等に依りかなりの變遷を見たが、昭和二年の恐慌前は二十行を保つてゐた。即ち(東京側)正金、豪銀、鮮銀、興銀、第一、十五、三井、三菱、安田、第百、川崎(大阪側)住友、山口、三四、加島、鴻池、近江(名古屋側)名古屋、愛知、明治である。併し昭和恐慌後は豪銀、十五、近江、加島の諸銀行の脱退と川崎、第百の合併によつて合計五行を減じて五行となつた。従て現在のシンチケートのメンバーは次の通りである。

東京側		大阪側	
行名	代表者	行名	代表者
三井銀行	池田成彬	住友銀行	八代則彦
三菱銀行	中田萬藏	三十四銀行	一瀬榮吉
第一銀行	石井健吾	山口銀行	佐々木駒之助
安田銀行	森廣藏	鴻池銀行	加藤晴比古
川崎第百銀行	星莖章		
正金銀行	兒玉謙次		
興業銀行	結城豊太郎		
朝鮮銀行	加藤敬三郎		

愛知銀行
名古屋銀行
明治銀行

渡邊義郎
恒川小三郎
生駒重彦

シンヂケート銀行は要するに政府の發行する公債を引受け、之が代償として手数料を徴収するのである。故に財界の状態に依つては銀行團の背負ひ込みになるが、好況の時は發行公債は右から左へと應募され、銀行團は僅かの間に巨額の手数を利得する事になるわけである。公債の引受と云ふ事が従来、シンヂケート銀行團の職能であつた。併し、金解禁後の財界不況に際し、國債シンヂケート銀行は日本銀行を中心として財界懇談會なるものを毎月開催して、時局に關する意見を當局に具陳することとなつてその存在が益々重要視されるに至つた。

國際金融市場

國際金融市場とは國際貿易の金融中心を指し、大戦前は倫敦がその覇を唱へてゐたが、歐洲大戦後は從來對外貿易金融に殆んど關係しなかつた紐育が引受制度を採用して貿易金融に進出して以來、倫敦の地位を奪ふ傾向を示して來た。國際金融市場はその地宛の爲替手形を消化するだけの制度を具備しなければならぬ。即ち手形引受制度と割引市場を整備してゐなければならぬ。最近巴里が國際金融市場として覇を争はんとしてゐる。

國際決済銀行 Bank for International Settlements

所謂ヤング案に基いて設立されたのが國際決済銀行であつて、本店をスイスのバーゼルに置き、一九三〇年五月十七日から開業

した。

(イ)目的 中央銀行間の協調を助長し國際金融取引を一層圓滑ならしむること、及び關係當事者との協定に基き當行に附與されたる所の國際金融決済に關し受託人若くは代理人として行動すること。

(ロ)資本金 公稱資本金五億スイスフランとす。之を株式二十萬株に分割し、白耳義、英國、佛蘭西、獨逸、伊太利、日本、米國の中央銀行(正金)が同額宛引受け第一回四分の一拂込とす。

(ハ)經營 銀行の經營は理事會に歸屬してゐる。理事會は七ヶ國の中央銀行總裁が職權上の理事となる。

(ニ)定款に定むる營業項目 (1)自己又は該中央銀行の勘定にてなす金貨及地金の賣買、(2)諸中央銀行にイーヤマートとして自己勘定にてなす金の保有、(3)諸中央銀行勘定の金保護の引受、(4)金爲替手形及一流短期證券若くは其他の有資格證券を擔保とする諸中央銀行との貸借、(5)割引、再割引、裏書付又は裏書なしとする爲替手形小切手其他一流證券の賣買、(6)自己若くは諸中央銀行の勘定にてなす株式以外の流通證券の賣買、(7)諸中央銀行のためその所有手形の割引及び諸中央銀行について國際決済銀行所有手形の再割引、(8)諸中央銀行について預金の開始及繼續、(9)諸中央銀行の預金の受入、(10)國際決済に關聯して國際決済銀行と諸國政府との間に締結し得べき信託契約に關聯する預金の受入、(11)理事の認むる預金の受入、(12)諸中央銀行と代理店關係を結ぶこと。

(ホ)禁止されてゐる業務 (1)一覽拂證券の發行、(2)爲替手形の引受、(3)諸政府に對する貸付、(4)政府の名に於てなす當座勘定の開始、(5)商會社に特殊の利益を獲得すること、(6)銀行自身の業務遂行に必要な場合を除き長期に亘る不動産の所有。

(ハ)開業 國際決済銀行の理事會長は前紐育準備銀行總裁ゲー

ツ・マクガラー氏就任し一九三〇年五月十七日瑞西バーゼル市で開業した。株式割當は全額二十萬株中、七ヶ國で一萬六千株宛十萬二千株である。英佛獨白伊は中央銀行が引受け、日米は銀行團で下受する。殘額八萬八千株は諸國の銀行に應募せしむるのである。我國の引受は一千六百萬圓であつて、之は正金、三井、三菱、安田、第一、住友、川百、三四、山口、鴻池、興銀、名古屋明治、愛知のシンヂケート十四行で均等引受となつてゐる。第一回拂込期日は五月二十日であるから幹事銀行の興銀で第一回拂込四百萬圓を纏め日銀へ引渡した。國際決済銀行は之を日銀に當座預金としその運用を一任した。

國際資本市場

(一)國際資本市場 「國際金融」とは外國間に於ける資金に對する需要供給の經濟關係であつて、その内容は種々あるも之を長期資本投下と貿易金融に分つ事が出来る。而して今日世界に於ける主要なる資本投下の市場即ち資本市場は英國、米國、佛國市場である。大戦前は倫敦が資本市場として獨特の地位を有してゐたが大戦後は米國が新たに資本市場として倫敦に對抗し、大戦に依り一時勢を失つた佛國市場が最近再び勢を得て來た。従て外債による資本の吸収は便利になつた。故に外債を起す場合は先づ倫敦、紐育又は巴里市場に求めねばならぬ。英、米共に現在自由市場であるから起債者と發行團との交渉のみで起債は自由であり、發行國政府の干渉は受けない。英國は完全な自由市場であるが、米國は外債發行には外務卿の諒解を求むと云ふ事になつてゐる。併し之は外交上の理由に基くもので經濟上の理由ではない。

(二)英國資本市場 英國資本市場を構成するものは發行團、株式仲買人、發行下受人である。

(イ)發行團 Issuing Group 公社債株式の發行に當つて、資金需要者と資金供給者たる投資階級との間に介在して發行に關する責任を引受くる金融業者の組織せる團體を謂ふ。發行團の中には商業銀行もあるが、ファイナンシャル・ハウス又はイッシュューイング・ハウスと稱せらるゝ發行會社が勢力を有するもので、ベヤリング・ブラザース、ロスチャイルド、シュレーデル等有名である。彼等は他方貿易金融上の引受商會として活動してゐる。彼等は投資金融界に對する知識と經驗に於ては一般銀行家より遙かに優れてゐる。而して倫敦に於ける發行團には夫れ々の領分が定まつて居り、沿革と習慣により分野が明瞭になつてゐる。故に發行團が競争することもなければ、顧客を侵すと云ふ事もない。故に起債者が有利な發行團に交渉せんとしても、その發行團より從來の取引ある發行團に至りて交渉する旨忠告される位である。故に日本政府の外債發行と云ふ場合にはウェストミンスターを代表とする發行團に交渉すると云ふ風に決つてゐる。而して發行團は法律的に又は契約を以つて組織されてゐると云ふわけではなく、相互的申合せの上にて存續する德義上のものに過ぎない。

(ロ)株式仲買人 之は株式取引所に於いて日常公社債、株式の賣買取引に従事して居る者であるから、證券に對する投資界の心理状態の傾向に對して何人も及ばぬ知識を有し、金融界始め財界を機敏に奔走して、財界に對し何人も及ばぬ耳の力鼻の力を持つてゐる。故に仲買人が必ず一人は發行團に取屬して重要な役割を演ずる事になつてゐる。

(ハ)下受人(アンダー) 之は一發行に際し公衆より應募者なき場

合は、自らが應募者に代つて發行證券を背負込むと云ふ約束の下に販賣を引受けるものであつて、發行物の大小に従ひ數十人数百人となるものである。

(三)米國資本市場 米國は資本市場として經驗淺く英國ほど整備してゐない。故に發行條件の點で起債者に不利であるが、英國の如く百分の二と云ふ印紙税が無い故、此の點で條件の不利と相殺されることになる。今外債發行手續について見るに次の通りである。

(イ)發行團 英國には傳統的に發行團の分野が明瞭になつてゐて各自義務を重んじてゐるが、米國は國が新しいだけに競争は未だ行はれてゐる。米國に於いては起債者は先づ發行の主事者を見附ける事を要する。主事者に起債を委託すれば彼は債券の性質、金額に應じて自己の選ぶ金融業者を勧誘して發行團を組織する。故に主事者は發行團の事實上の支配者であり、獨裁的に起債者との交渉に當り、發行條件を決定し、其結果を發行團に通知するだけである。我國の外債に對してはモルガンを主事者とする發行團體が組織されてゐる。モルガン主事の下に幹部として加入する發行團はクーン・ロップ商會、紐育ナショナル・シティ會社、紐育ファスト・ナショナル銀行の三者であつて、之に附隨して多數の銀行金融業者及證券業者が参加する。米國に於ける起債の成否は主事者を何人に選ぶかと云ふ一點に依存する。我國は從來クーン・ロップを主事者としてゐるが、大正十二年の震災外債一億五千萬弗發行に當り、クーン・ロップの諒解を得て爾後モルガンを主事者とする事にしたのである。

(四)佛國資本市場 佛國は大戦前までは英國と相並んで資本市場として活動してゐるが、大戦の結果その受けた經濟上の打撃に

より資本市場たるの地位を失つた。併し佛國民の勤儉貯蓄、賣力充實、法貨安定により資本市場たるの地位を回復して來た。佛國に於ける我外債發行はバリー・ロスチャイルド・フレヤース單獨で引受け、他の銀行業者を發行團に加入せしめない。併し保證團を組織せしめ佛國大銀行に下受けさせてゐる。政府外債に對しては佛國大銀行が全部保證團に加入する事になつてゐる。

國際貸借

國際貸借とは一國が他國に對して或は支拂をなし、或は支拂を受くる關係を總括したものであつて、對外爲替の依つて以つて生ずる根源である。國際貸借は國際間の貿易と貿易以外の貸借關係より生ずる。國際貸借の原因である貿易上の貸借を Visible Export and Import (見入る輸出、通常「對外」又と云ふ) 國際貸借の見方によりて政府と政府との財政的原因に基くものと、國民と國民の商業的原因に基くものに、區分することが出来る。之を表にて示せば左の如し。

(一)商業的原因(國民間の貸借)

- (イ)外國貿易——(1)貨物の輸出 (2)貨物の輸入 (ロ)對外投資——(1)外國への投資 (2)外國からの投資 (ハ)證券賣買——(1)外國よりの證券買入 (2)外國への證券賣却 (ニ)外國資金に對する送金——(1)外國資本家へ利子配當賞與等の支拂 (2)我國資本家への利子配當賞與等の受入 (ホ)外國會社への送金——(1)外國會社への運賃、保険料、手数料等の受入 (ヘ)觀光客——(1)外國觀光客の内地消費高 (2)我國觀光客の在外消費高 (ト)移民留學生——(1)移民の送金 (2)留學生の費用。

(二)財政的原因(政府間の貸借)

- (イ)外債募集及償還 (ロ)外債利拂 (ハ)償金及浮庫收容費 (ニ)造船費及滞在軍艦費 (ホ)駐在外交官その他官吏の費用 (ヘ)出征軍人及駐屯軍の費用 (ト)其他政府の對外的支出。

國際貸借說 International Indebtedness Theory

一國の對外爲替相場はその國の對外債務の變化に依つて支配されること云ふ爲替學說である。即ち一國の貿易上の輸出及び貿易外の受取勘定が、貿易上の輸入及び貿易外の支拂勘定を超過する時は、その國通貨の對外爲替相場(對外債)は上騰し、反對の場合には下落する。

國際貸借說は別に「支拂差額說」Balance of Payment Theory 又は「貿易差額說」Trade Balance Theory と稱せられてゐる。此の說は古くからアダム・スミス、リカルド、ミル等によつて説かれた爲替學說で、確定不動の原則と信じられてゐた。金本位國間の爲替相場の變動に對しては此の說は眞理であつたが、併し歐洲大戰後不換紙幣國間の爲替相場に對して此の說は説明し得ざる所より、新しく購買力平價說の出現となつた譯である。

國際農業抵當銀行 International Agricultural Mortgage Credit Company

歐洲、就中東部及び中部ヨーロッパ諸國の農業不況は最も著しく、殊に農業金融の杜絶されてゐる事が禍根の大なるものであつた。一九三〇年三月の國際聯盟關稅休日會議に於いて、歐洲の農業對工業國の調和に關する方策を審議中農業信用の問題が提出

され、農業救済のための國際機關設立の必要が力説され、遂に國際農業抵當銀行條約案の起草を見るに至つた。之を一九三一年五月の第六十三回聯盟理事會に提出し承認を得て同月二十一日十六ヶ國代表の調印を得て、茲に愈々創立される事になつた次第である。「國際農業抵當銀行」は國際聯盟の下に設立せられるのであつて、營業存続期間は無限である。

(イ)目的 (一)締約國內の抵當又は農業銀行若しくは此の種團體に對し長期又は中期の貸付を行ふこと。此の貸付を受ける銀行若しくは團體は國內の農業耕作に關する不動産に對し、第一順位抵當の下に貸付を行ふ銀行又は團體たること (二)債券の發行 但しその償還額は締約國の農業銀行に對する貸付額(第一順位抵當)を超過せざることを、而して國際抵當銀行が貸付を行ひ得る範圍は本條約に加盟せる諸國內に登録せられたる銀行に限る。

(ロ)資本金 本行の公稱資本金は五千萬弗である。

(ハ)公債の發行 本行は拂込資本金及び特別準備資金の十倍を限度として債券を發行する事が出来る。

(ニ)貸付 本行は債券發行による手取金を基礎として締約國內の農業銀行又は團體に之が貸付をなすが、その條件は三十ヶ年以内に完了する年賦償還方法による。

小口金融 Small Loan

「小額信用貸付」又は我國では俗に「サラリーマン金融」と呼ばれてゐるものである。此の小口金融は最近米國に發し我國でも漸次注目されるに至つた。今、小口金融の特色と云ふべきものを先づ列挙すれば左の如くである。

- (一)無擔保であること。

(二)返済見込は月々又は一定時に定まつて入る俸給又は賞與金の如き定額収入に依る事即ち返済は月賦を原則とする。
(三)借入金の用途は適當なる消費生活のためであること、即ち資金が營利的、生産的方面に向けらるべきではなく、轉宅費、出産費、醫療費と云ふが如き適當なる消費生活に向けらるべきものである。

(四)貸出條件の嚴格度はサラリーマンの生活に適應して中庸であること。原則的に二三の例を示せば期間は出来る限り短期にする事、資金使途の選別に注意すること、大口金額の少数より小口金額の多数を目標とすること、毎月の返済は出来る限りそのサラリーマンの勤め先と連絡をとつて、而も豫め借主の承諾を得て雇主が俸給々與に先立つて、その俸給中より銀行へ直接振込むやうにすべきであるなど一例である。

(一)實例 一、

紐育ナショナル・シティ銀行の小口信用貸付條件

(イ)貸付限度、五十弗以上千弗迄。

(ロ)貸付條件、第一に性格優秀なること、第二に就職状態確實なること、第三に相當なる連帯保証人二人を要すること、但し公社債株券擔保を提供する場合は保証人を要せず。

(ハ)利率、年六分、貸付に際し差引し、調査費を要せず。

(ニ)返済方法、毎月又は毎半月毎に一定額を預金せしむ。之に對しては複利計算にて年三分の利息を附す、故に一年の終りに於いて返済するに充分なるだけの金額の預入を見ることとなる。

(ホ)借手の資格、紐育に住居一年以上、年齢二十一歳以上、銀行に無断にて他より借入をなさないこと。

(ヘ)保証人の資格及び責任、保証人は貸付金額につき責任を有する。

する。雇主、支配人同僚、商人、智的職業者、親族にして性格優秀にして充分なる収入ある者たること。保証人に對しては貸出前の審査を厳にし、月賦支拂延滞に際しては即時通知し又借手死亡の場合による不拂には保險によつて之が保護をなす。

(ト)月賦支拂の繰上及延滞、繰上返済差支なきも、貸出より三ヶ月以内は之を許さない。繰上返済の場合、六分の先取利息は適當に計算の上拂戻する。遅滞の場合には、一弗につき五仙を徴收する。遅滞一週間以上に亘る時は保証人に通知し、又適當なる法律上の手續をとる。

(二)實例 二、

日本晝夜銀行小口信用貸付條件

(イ)金額、五十圓以上一千圓迄。

(ロ)期限、一ヶ年。

(ニ)資格、二十五歳以上の妻帯者、東京市及其の附近の官廳並に相當の會社、銀行に二ヶ年以上勤務し、尙今後引續ぎ勤務の見込ある俸給生活者。

(三)保証人、雇主、上役、高級同僚、親戚にして相當實力信用ある二十五歳以上の男の中より二名、但し相互保證は之を許さず。

(ホ)利率、年八分、天引き、外に貸出金額、二百圓未満のものについては一口に付金一圓の手數料を徴す。

(ハ)目的、子女教育費、保險料、税金、定期預金、敷金及轉宅費、出産費、醫療費、葬祭費、緊急衣服費、生産費、切迫せる負債償還、其他家庭經濟増進資金。

(ト)申込方法、申込には保証人候補者三名を選定して豫めその内諾を得たる上、所定申込書に戸籍謄本、印鑑證明書、俸給證明所定の附屬書類を添へて差出す、申込に接したる銀行は申込者及

保証人候補者の身元其他に關し各般の調査を行ふために參考資料の差出を求め、又は關係先に直接種々の照會又は證明を求めめる事がある。貸出實行の場合に於て同行備付の借付證に各保証人の印鑑證明一葉宛添付を求むる、必要と認むる場合は本人に生命保險の加入を要求することがある。

(チ)返済、月賦制度とし貸出の翌月より納入を受け、尙臨時収入ありたる時は内入金として臨時納入を受ける、月賦金及臨時入金に對しては同行所定の利率五分以上(日歩一錢四厘、臨時納入)の日歩を附し、返済完了の時に利子を拂戻す。月賦金延納の場合は百圓に付日歩三錢の割合で延滞利息を徴する。

小口當座預金

「特別當座預金」に同じ。

國立貸付會社 National Credit Corporation

大統領フーヴァー氏は一九三一年十月六日、現下の異常な不況に善處し信用の回復を圖る爲に全國銀行家の協力を得て資産五億弗の新金融會社として國立貸付會社(ナショナル・クレディット・コーポレーション)を設立する計畫を發表した。新會社の組織及び目的は次の如くである。

(一)新會社はデラウェア州法に依つて設立する。取締役は十二名で全國十二の聯邦準備區から各一名を任命する。

(二)新會社は出資銀行に對し必要な場合、一定の條件の下に堅實と認める資産を擔保として信用を與へ資金を貸付ける。從來聯邦準備銀行では再割引の目的とならなかつた手形をも割引する。

(三)新會社の資本金は形式的に一千二百弗とし、一株の額面

百弗で十二名の取締役が各一株を所有する。新會社は資金を得る爲に十億弗迄の債券を發行し得る。全國の銀行は其當座及び定期預金の二分に相當する額だけ右債券を引受ける義務があるが、之に依り大統領の要求する五億弗は集め得る見込である。出資金は取締役の要求する金額を分割拂ひさせる。

(四)各聯邦準備區毎に出資銀行の聯合をつくり其區から任命された取締役に監督させる。各聯合は貸付委員をつくり加盟銀行の融資要求を審査し之を新會社に報告する。新會社は其要求を適當と認めたとときは資金の貸付を行ふ。

(五)一銀行が新會社から貸付を受けたときは、其銀行と同一聯合内に在る他の銀行も其貸付に對し一定限度の責任を負ふ。

(六)右の結果新會社は其貸付金に對し左の如き三重の擔保を有することとなる。(イ)貸付を受けた銀行の保有する新會社の債券、(ロ)貸付を受けた銀行の提供した擔保、(ハ)同一聯合内の各銀行の保有する新會社の債券。

(七)一銀行に對する貸付は同一聯合内の各銀行の出資額總額を越えることが出来る。但し同一聯合内の銀行が之に同意し且貸付金の一定限度に對し責任を負ふことを要する。

(八)新會社の債券に對しては若し出来れば利子を支拂ふ。

かくて會社は十月八日設立され、社長は紐育交換所會長、紐育信託會社長、バックナー氏が任命された。

國立銀行條例 (本邦)

明治初年政府は財政上の必要から巨額の不換紙幣を發行したがその後之が下落による經濟界の不安に鑑み、不換紙幣整理は政府の當面の難問題であつた。當時米國に派遣された大藏少輔伊藤は

米國の國立銀行制度の採用を建議した。かくて原則として米國國立銀行を模倣することに決し、明治五年十一月國立銀行條例を發布した。國立銀行條例の目的は民間有産者をして資本金五萬圓以上を以て國立銀行を組織せしめ、その資本金の四割は金貨を以てその發行する銀行紙幣の兌換準備に立て、その殘額の六割に相當する通貨即ち政府紙幣(札)を政府に上納し、政府は之と引換に同額の六分利附金札引換公債證書を下附し、銀行は紙幣發行の擔保として更に之を政府に預入し、政府より同額の銀行紙幣を受け取り之を營業資金として一般に貸出すと云ふのである。故に國立銀行の創設は政府の不換紙幣を民間の兌換紙幣に轉化することにより之を銷却するのが第一目的で、國內産業の發達に資する金融機關たる任務は第二目的に過ぎなかつた。政府は條例發布と共に國立銀行の設立多かるべきを期待し、銀行紙幣千五百萬圓を製造用意して居たが、事實は豫期に反し該條例の下に創設開業したものは、第一(東京、開業)、第二(横濱、開業) 第四(新潟、開業) 第五(大阪、開業)の四行に過ぎなかつた。

國立銀行條例が豫期の如き効果を收めなかつたので、政府は明治九年、華士族の常務を廢して金庫公債に換へ、之を原資として國立銀行を組織せしめんと考へ、九年八月同公債證書發行條例の發布と同時に國立銀行條例を改正し、(一)銀行紙幣の發行制限を擴張して資本金の八割は四分以上利附公債證書を以て大藏省に預入し同額の銀行紙幣の下附を受け、(二)正貨兌換の條項を削除して資本金の二割に相當する通貨即ち政府紙幣を以て兌換準備に充てることになつた。茲に於て正貨兌換は全く廢棄され銀行紙幣そのものが一種の不換紙幣となつて銀行の利益する所が多くなつたので、國立銀行の設立が勃興し、八年に四行だつたのが十

年末には二十六行となり、十二年末には百五十三行になつた。その中西南後起り不換紙幣の大増發を來したので、十二年設立の第百五十二國立銀行を最後として新設を許さぬことになつた。

個人手形 Private bill

之は商人が他の商人に宛て振出したもの、即ち振出人及支拂人共に商人なる手形である。個人と云ふも大商會、大會社をも含むものであつて、所謂取引手形 Trade bill と稱するものが之である。

五分利國庫債券

五分利國庫債券は據置期限がなく、償還期限も一定せず、何れも長期的性質を帯びてゐない。最初に發行された「い」號は大正五年に、第一、第二回四分半利付英貨公債整理償還のため發行されたもので發行額二千萬圓、償還期限大正二十年九月十五日である。爾來「い」から「す」號まで發行されて、「い」號を除いては全部償還され、續いて第一回、第二回と發行され、昭和五年末まで第五十四回まで發行されてゐる。

五分利公債

之は年五分の利付であり發行の年から五十五年後に償還せらるゝ事の特徴とする。而して據置期限は五ヶ年であつて償還期限は五十年である。而して五十五年は發行の年を含む計算であつて、例へば昭和四年に發行された五分利公債は昭和八年末まで據置かれ昭和五十八年末まで償還される。而して發行せられたる月日の如何を問はない。五分利公債はいろは……の記號で發行され

昭和四年で「す」號が發行し盡され、昭和五年度は第一回として發行された。現在残つてゐるのは「か」號以下で他のものは既に償還せられてゐる。現在残つてゐる最も古い「か」號公債は明治三十九年の發行にかゝる。

コール Call-loan, Call money

コール・マネーとは短期資金又は短資と稱せられ、要求次第返済せらるべき資金を謂ひ、略してコールと呼ぶのが普通である。銀行は準備金及び一時手許に生じた遊金の死蔵を避けつゝ、而も手許準備の性質を失はざる様、確實迅速に回收し得る放出方法を考へることは、預金増加の傾向一層著しき銀行界に於ては焦眉の問題である。コールはこの目的の下に生れたもので、一方最も短期且確實なる貸付方法であると同時に、他方銀行の支拂準備をなすのである。而してコールの取手及びコールの運用は國に依つて全く異なる。各國ともその經濟状態を異にし、その國情に順應して金融機關も發達して來てゐるものであるから、コール市場も亦その國に依つて各々特質ある發達を遂げてゐるわけである。併しコールの本質はあくまで出手の要求次第回收せらるべき支拂準備金の一部、換言すれば第二準備金と云ふ點にある。而してその性質は經濟上から見て一種の借入金であつて、返還の豫告と決済をなす資格を貸主、借主双方に認め豫告のある所返還を伴ふこと及び貸借期間の最短期性と云ふ二つの點にある。又コールは銀行の手許準備金又は暫有的手許遊金の放出であるから、當然利率は最も低く而も頗る變動し易く財界の變化に對して最も鋭敏である。從つてコール歩合の變動に依つて一國金融状態の緩急又は逼迫は之を窺ふ事が出来る次第である。故にコール歩合は全く財界のバロ

メーターとも云へるので、英國では之を Weather-cook of National Stability と云つてゐるのも同様の意味である。

(イ)倫敦に於けるコール 倫敦に於けるコールは三種類あつて(一)日貸、(二)短期貸、(三)宵越これである。

(一)日貸 Money at call, day-to-day loan 通常倫敦に於てコールと呼ぶ時は日貸を指して謂ふもので最も普通に行はれてゐるものである。之は何時にも返済を受ける條件にてビルブローカーに貸出さるゝもので、その日の十一時より正午までに回收の通知をなすのが慣例で、通知を受けたビルブローカーは、その日の午後には返済せねばならないものである。その期間は通常一週間位であるが、貸付日翌日と雖も回收出来ない事はない。従つてその特色は出手取手双方の都合に依つて自由にその期間を伸縮し得る事である。而して借入期間は自由に延ばされるが、貸借條件を日々更新するを原則とする。實際の取扱に於ては我國の當座勘定の如く日々残高を有し、利率はその日の市況に依つて日々定められ毎月末又は一定の時に利息の決済をするのである。我國の翌日物と無條件物に一寸似た所がある。

(二)短期貸 Money at short notice 之は市中銀行よりビルブローカー、引受商會、株式仲買人その他の金融業者に協約に依つて三日又は一週間以前の豫告を與へる條件の下に貸付けられるものである。併し今日此の大部分は二週間期限にて株式受渡資金として株式仲買人に放出されてゐる。併し此の證券金融方面へ供給されてゐるものは日貸に比しその額は僅少である。

(三)宵越 Night money, overnight money 之は市中銀行が今日その手許準備金の一部をビルブローカーに翌朝返済せしむる約束で貸付けるものである。即ちビルブローカーはその日の營業時

間の終り頃に銀行を訪れて餘剰金の有無を尋ねて、あれば低率で翌日まで借入れるのである。併し此のコールは通稱 *Bad money* と謂はれてゐる位で餘り歓迎されない。

倫敦のコールは以上三種類であるが、主として行はれてゐるものは第一の日貸であり、倫敦のコールを代表するものである。

(ロ) 紐育に於けるコール 紐育に於けるコールは僅かに一種であつて、コール・ローン *Call Loan* 又は *デマンド・ローン Demand Loan* と云はれるもので、單に一日の据置期間を有するに過ぎず、勿論次々と定限なく延長はして行き得るも、之に適用する利率はその日々の繼續利率である。而して何時でも回收の通知を受けたらその日に返済しなければならぬ。長期物に *タイム・ローン* と云ふのがあつて、通常、コールと云はずに區別されてゐるが、我國流にコールと呼んでも差支へないものである。此の額もかなり多いが之は貸出期間を一般に三十日乃至九十日と定められるもので、その利率は貸出の時協定されたものが全期間に適用されて變更されない。

コール放出の大部分は紐育加盟銀行の手を通じてなされる。而して加盟銀行は(一)自行勸定 (二)市外銀行勸定(三)其他勸定の三つに分つてコールを放出してゐる。加盟銀行は此等のコール放出額を準備銀行に報告し之が公表されるから、吾人は此の報告に依つてコールの放出量及びその源泉を知る事が出来るのである。

「證券仲買人及取引業者に對する貸付」(*Lending to Brokers and Dealers in Securities*)として毎週發表されてゐるものが此れである。

コール供給者は

(一) 國內銀行としては (イ) 紐育市中銀行 (ロ) 加盟銀行及信託會社 (ハ) 非加盟銀行及信託會社 (ニ) 紐育市以外に存在する銀行

(市外銀行) (1) 加盟銀行 (2) 非加盟銀行。

(一) 外部供給者としては (イ) 個人 (ロ) 商店 (ハ) 諸會社 (ニ) インベストメント・トラスト (ホ) 貯蓄銀行 (ヘ) 外國銀行

之は從來自行勸定、市外銀行勸定其他勸定に分ち、各勸定に就いてデマンド・ローン、タイム・ローン別に放出額が掲げられた。其後此の發表の形式が變り、勸定が銀行勸定與其他勸定の二つになり、銀行勸定を紐育市中銀行と紐育市外銀行に分ち、更に從來のデマンド・ローンとタイム・ローン別の數字は欄外に、銀行勸定其他勸定合計額のみを就いて示される様になつた。此の準備銀行の發表になる紐育市中銀行は加盟銀行であり、而も報告を命じられた銀行のみであるから全部を網羅してゐない。市外銀行は加盟、非加盟銀行を含むのみならず、此等銀行の得意先勸定も含まれてゐる。「其他勸定」は「外部資金」とも云はれ、個人、商店、會社、インベストメント・トラスト、貯蓄銀行、外國銀行の放出資金よりなるものである。

次に紐育株式取引所もコールの取手として吸集したコール現在高を發表してゐる。之は、(一) 紐育市中銀行及信託會社 (二) 個人銀行、ブローカー、外國銀行代理店の放出した二つに區別して掲げてゐる。準備銀行の發表するものがすべて市中加盟銀行を通じて放出されたものであるに反し、株式取引所の發表のものは銀行の手を經ずして直接吸集したものを含んでゐるから、その金額も大きくコールの量を知るにはこれに依る方が正確である。

我國に於けるコール

(一) 半日物(半日物) 之は手形交換前應急的に借入れてその日の交換後に交換所で決済するもので、大阪に於て時々見られるものである。例へば交換に入金の見込あるも、交換前に急に地方送

金その他の必要に迫られて借入るゝ如き場合のコールである。

(二) 翌日物(翌日物) 之は貸出の翌日決済せらるゝもので、主として交換尻の決済に用ひられる。若し翌日が休日である時は翌々日の交換時間までに決済せられねばならない。一例をあぐれば東京では十時半に交換が開かれ、遅くとも十一時前後には交換尻は各銀行に通知せられる。而して日本銀行に於ける交換尻を埋める時間は土曜日の正午を除いて他の日は午後一時であるから、それまでは交換尻不足の銀行は交換尻の貸方となつた銀行より借入れんとして此の種の取引が盛んとなる。その交換終了後に取引せらるゝは翌日の手許準備を豫想して前以て備ふものか、又は長期物の取引を主とする。大阪は二回交換を採る故之れと事情を異にする。翌日物は日々決済せらるゝを以て普通物條件物に比すればその取組高最も多く、翌日物決済のための手形の持出は、他の種類のコール決済のための持出手形と相俟つて交換高を増加し、之に依つて増加したる交換尻を決済するため更にコールを取る様な場合もある。コールの決済日換合のため交換高増加し、因となり果となつて、その高を増加せしむる場合もある。翌日物はその利子比較的低率且片落であるから、金融の變動常なき場合、極めて短期なる翌日物によるを有利とし、出手銀行より見るも手許準備として最も安全であるため、現在では翌日物がコールの中で最も重要なものとなり、我國コールの代表的のものたらんとしてゐる。

併し取手銀行から見れば、比較的長期例へば數日の需要に之を用ひんとすれば毎日借換をなすを要し、手續煩雜なりとは雖も低利なると片落なるとの利益あり、又自己計算のビルブローカーは、日々翌日物にて泳ぎて手形買入資金その他有價證券放資に用ふるの便がある。

(三) 無條件物 取組の當日及び翌日を除き、その後にて回收又は返済し得るものである。故にその最短期のものは二日目に豫告してその翌日決済せらるゝから三日に亘ることになる。特殊の條件を附せないのを特色とするもので、若し出手又は取手の何れよりも決済の申出なき時はそのまま、貸借は永續する譯であるが、實際の慣習は四五日乃至一週間の内に決済せられる。コールの本質から云つて無條件物をその典型的のものとすべきである。

(四) 普通物 取組の日より一週間据置き、その後出手又取手の前日の豫告に依りて決済せらるゝもので、無條件と餘り變らず、大阪にては無條件との區別を認めず東京のみに行はれてゐるものである。若し据置期間經過後何れよりも豫告なければ、それ以後は全く無條件物と同一の形式になる。之が多く行はれるのは月末、月初で即ち月初めは一般に金融緩慢で遊資多く、出手側の希望に出で、月末は金融繁忙を告げ手許逼迫するを以て取手の需要に依つて成立するのである。

(五) 條件物(條件物) 之は三日、一週間、一ヶ月等と當事者の協定せる期間据置を條件とするもので、その期間經過の翌日以後は當事者何れかの豫告を以て決済するもので、従つて一ヶ月以上の期間を協定する時は期日物と全く異なるものとなる。之は大阪に限られて東京になく、大阪に普通物なく之に代りて條件付コールがあるものと見られる。

(六) 月越物 之は月を越すことを條件とするもので、即ち月末より翌月に跨る取引で、その月内は返還の請求又は申出をなすことを得ないものである。従つて月越物にも月を越しさへしたら翌日の第一日目よりは無條件物の性質を有し、一日前の豫告にて決済をなし得る月越無條件物と越月後も一定期日迄据置く事を條件

とする條件付月越物の二種に分つ事が出来る。月越物は月末金繰りの必要に充つるのが通常であるが、爲替資金として爲替銀行の吸収するものもある。注意すべきは、無條件物又は普通物であつて、兩月に跨るものは實際は月越たる性質を帯びるが、此等は取引當初の契約の名稱に依り慣習上月越と呼ばないし、又六十日、九十日等の期日物も月越と云はないのである。又月越の一種であるが、特に十二月末に取組まれて明年一月に決済せらるゝものを特に年越物と呼んでゐる。

コール市場 Call Money Market

(一)コール市場とは、コールマネーの需要供給される最短期の金融市場である。英米の金融市場もコール市場に外ならないが、倫敦のコールは割引資金たるの特質を有し、紐育のコールは株式資金たるの特色を有してゐる。英米のコール市場を知らんとすれば、その金融市場を見ればわかる。

(二)我國のコール市場 倫敦コール市場が割引市場のため、紐育コール市場が株式市場のため獨特の發達を遂げてゐるに反し、我國コール市場は爾く特色づけらるゝ何物もなく、現在に於ては全く一種の變態的奇觀を呈してゐるが、或はその變態的な所が特色と云へば云へる。

(イ)コールは銀行業者相互の間に需給さるゝこと。我國の現在ではコールの出手は市中銀行であり、取手は市中銀行、特殊銀行(主として)及びビルブローカーである。併し低利のコールを取つて高利のコールを放出して、その間の利鞘を益せんとする所謂「泳ぐ」のが銀行の通常であるから、取手としての銀行も亦同時に出手になる事も多い。

(ロ)コールは手形交換所決済用に、或は爲替資金に又は手形割引資金に用ひらるゝこと。我が國に於ける主たるコールの取手は前述の三者であつて、市中銀行はコールを手形交換所決済資金として用ひ、爲替銀行は自己營業資金の一部に充て、ビルブローカーは主として手形割引資金に充當してゐる。本來交換所方尻の決済は銀行の手許現金又は中央銀行に於ける預金勘定残高の振替に依るべきであるが、此の方法に依らずして大銀行の手許資金をコールの形式で運用してゐる次第である。昭和恐慌前までは爲替資金としてのコールは通常「長期コール」と呼ばれコール本來の性質を遠く離れてゐた。歐洲大戰の影響を受け、我國對外貿易は急激に膨脹し、大正四年以來恒例の輸入超過は一變して出超國と化し、出超尻の決済資金の調達に關して著しく不足を感じしめる一方に於て、大戦以來市中銀行の預金は益々増加して手許遊金潤澤となる一方であつた結果、茲に於て爲替銀行は擧つて營業資金をコールとして仰ぎ、而もそれは月越後何日間据置のもの多く、所謂長期コールとして始めて市場に出で、爾來この種のコールは慣行せられて我國特有のものとなつてゐたのであつた。割引市場に利用されるコールは主として英國に做つたもので、ビルブローカー銀行に依つて需要せられてゐる。此の外米國流の證券金融市場へも漸く利用される様になつて來た。

(ハ)コール擔保 英米がコール放出に對しては必ず擔保を取るを原則とするに比し、我國は擔保附及び無擔保コールの兩者が行はれてゐたが、昭和恐慌後擔保附たる事を原則とするに至つた。

コール歩合

(一)我が國コール歩合の建て方 は英米が年率を採用してゐる

に對し日歩を以て計算されてゐる。而してその日歩の決定は仲介

に依る外はブローカーに依りて又直接銀行間の取引の場合は當事者間の協定に依つてなされるものである。併し現在コール取引の大部分は一流ビルブローカー銀行の手に依りて行はれてゐるから、彼等の定むるコール歩合が最も標準的のものと思はれて好い。日歩の日數を計算するの「片落」と「兩附」とあり、片落とはコール貸出の日は利息を附するも返済の日は之を附せざるもので、兩附とは貸出及返済の兩日とも利息を附する事を謂ふのである。此の利息計算の方法は東京と大阪とで異なり、大阪ではコール取手銀行は兩附利息を支拂ひ、出手銀行はその日より一日分の利息を支拂ひ、片落としてブローカーに支拂ふ。翌日物のみは取手銀行の支拂ふ利息も亦片落であるから、従つて翌日物のコールに對しては仲介のブローカーは無手数料で、即ち銀行に對する率仕として働いてゐるを原則とする。東京では取手銀行から返済の通知を發する時は兩附であるが、出手銀行が回収の通知を發する場合は片落となる。ブローカーに對する手数料の計算は東京の方は理に合して居り、大阪のは實際に適し各特色がある譯である。我國には多種のコールがあるから、種類に依つて自ら歩合も違つてゐるが、短期のもの程安いのが原則である。

(一)半日コールの日歩—その日の中に返却するものであるから、その歩合も普通翌日物の半分位の見當である。

(二)翌日物の日歩—翌日物の利息は片落である。故に今日借入れて明日返済する場合一日分の利息を附せば好いので、若し翌日が休日なれば二日分を支拂ふので、返却日は矢張り支拂はないのである。翌日物が我々の代表的なものだけにその日歩變動の幅も最も大で、當面の金融状態を反映するバロメーターと見做

されてゐる。

(三)無條件物の日歩—無條件物は全體片落であるが、東京に於てのみは取手から返還の申出をなした場合に限り兩附となる。即ち決済日に當る一日分の利子を取手が負擔する習慣がある。翌日物に此し出手にとつて貸借條件幾分不利であるから、翌日物より普通一厘乃至二厘方高いのが常である。たゞ市場が先安見越する時は翌日物と同率となり、又はより低くなる。極めて短期なる場合は此のコールを利用すれば利息が兩附であるから、少し位手數はかゝつても低利なる翌日物を取入れる方が利益である故、今日我國では最もコールの本質を具備してゐる無條件物より翌日物の方が標準視されてゐる次第である。

(四)普通物の日歩—出手より回収通知の場合は片落となり、取手より返済通知ある時は兩附となる。据置期間も長く取手にとつて便利なだけその歩合も前二者より高率である。普通物は東京のみのものであるが、之に相當する大阪のコールは條件附コールであつて、之は特別の協定ある場合の外、利子は兩附で一日分がブローカーの手手数料となるのである。

(五)月越物の日歩—此のコールはその使用が資金の移動の最も繁しき時、即ち資金の效用の最も大なる月末を中に挟むのであるから、一般に普通物より高く、原則としてその歩合は取引當日決定せられてそれが全期間中適要せらるゝが、時として例へば十日より二十五日迄は一錢五厘、二十六日より五日までは二錢と云ふ風に區分的に日歩を適用することもある。月越物でも特に十二月を越す所謂年越物は、歳末大決済期の資金だけに、その歩合も各種コールの中で最も高いものである。

(二)コール協定

(イ)銀行間のコールド歩合協定 コールドは手形準備金又は遊金の運用である。故に是等無利子のまゝ日銀預金とするか金庫の中に死蔵せしめておくより、如何に利率は低くとも死蔵よりは利益だと云ふので、どの銀行も準備金又は遊金をコールドに出したがるのは自然の理である。さりとて此の状態を放任すれば銀行間のコールド放出の競争となつて利率も際限なく低下して行くと云ふ事になる。此の状態を防ぐため大銀行同志でコールドの最低貸出歩合を協定してゐるのである。現在では東京、大阪とも翌日物最低、一銭一厘の申合せをなしてゐるが、之は預金協定の如き厳密なる制裁規定ではなくして、所謂紳士協定とも云ふべき一つの「申合せ」に過ぎない。協定銀行以外からは協定以下の低率で放出され、之は協定外安値物と云はれてゐる。

(ロ)銀行外よりのコールド歩合の協定 組合銀行(大阪では特定ビル)が他よりコールドを借入れる場合は、預金吸収とその性質を同じにするものであるから、一般の預金協定の中にコールドマネーの利率を協定してゐるのが普通である。

コンペンセーテッド・ダラー

Compensated Dollar

通貨安定策の一種で既に一八九二年ウィリアムスに依つて主唱されたが、之を訂正整備し完全なる提案として完成したのはアイビング・フィッシャー教授である。物價騰貴で経済界混沌としてゐる歐洲大戦に際し、物價騰貴が制止されるまで毎月一%づゝ貨幣の量目増加して行き、又物價下落の際には下落が止むまで一%づゝ減少して行くと云ふ方法である。その結果、貨幣の量目それ自體は不安定となるが、併し貨幣の購買力は安定して来るわけである。

ある。

フィッシャー教授は貨幣量目補整の標準として卸賣物價指數の使用を主張した。該案實施の爲に金貨は流通界から引上げられ、之に代つて金の證券が流通し、金の自由鑄造は停止され、造幣局に依る金の自由(無制)買入が設定される事とならう。故に貨幣量目を一%方變更する場合には、金の公定買入價格を一%方變更するといふ方法に依つて實行出来る。卸賣物價が騰貴するとせば、造幣局は金の買入價格を引下ぐれば好い。價格が安くなると金がどん／＼工藝方面に利用され、その結果銀行の準備金が減少し、ために信用は收縮し卸賣物價は下落して来る。

鑄造手数料として一%を課することになつてゐるから、公定買入價格より常に一%方高い譯になる。

貨幣料目の變化と金の買入價格の變動の額と鑄造手数料とは、常に同一であるから、金に對する投機は先づ起らない。明日買入價格が騰貴せんとの思惑を立てる投機者は、今日造幣局に行き「明日の騰貴した價格」で賣却する目的で金を買入れる事は出来ない。何とならば、今日の公定買入價格は一%の鑄造手数料を加へたもの、換言すれば、明日の買入價格に等しいものになるからである。フィッシャー教授は、一調整期以上に亘つての投機は其中に含まる費用と危険のために避けられるだらうと主張してゐる。

此の提案は物價の趨勢的變動に對しては効果あるとしても、その實には少なからざる困難がある。第一に該案は、債權者は彼が貸與したと同額の金を受取るであらうと云ふ確信を破壊するものである。即ち彼の受取る額は一般に購買力を測定する抽象的指數に從つて變化するものであるが、併し地方市場に於ける個人債權者の購買力減定にはかなりの違算を生ずる。第二に、該案は外國

爲替に於ける一定の法定價格に對する確信を破壊するものである。併しフィッシャー教授は、此等の確信は破るとも反對に今後の貨幣單位は、抽象的な指數にて標準づけられて不變の購買力を持つものだと云ふ新しい確信が生ずるだらうと主張してゐる。勿論經濟上から云つて、此の新しい確信が舊い確信に優るは云ふまでもないが、併し社會人は心理的に動く團體であつて、舊い確信を新しい確信に移すことの上には非常な困難が横はり、且又現在は利用すべき完全な物價指數が存在せず、従つて該案實施の標準を求むる事困難であり、理論上は極めて理想的な案であるが、之が實現は到底望む事が出来ない状態にある。

在外正貨

國際間の取引決済も終局は資金の移動に仰がなければならぬ。此の決済の最後は、國際通貨たる正貨の授受に俟つべきである。従つて對外支拂が常に自國の受取額より多い國では、其都度一々正貨を回送して支拂はねばならない。然し、此正貨の回送には幾多の手續が掛り、其煩雜なる且つ又多大の危険不便を伴ふ。又此等の困難は假令忍び得るとするも、在內正貨の回送は、延ひて國內の通貨收縮の原因となり易く、其結果通貨の流通を不安ならしめ、國內金融上好ましくならぬ影響を與へる。故に此不安なる影響を避け國內金融上の動搖を防止し、又一面對外支拂の圓滑に資するため、此必要を充し得るには國際貸借上、殊に自國の債務を決済するに便なる地點に豫め正貨勘定を置いて、對外諸拂の資金に充當するため自國正貨の代用として國外に存置されるのが在內正貨である。我が國政府が其の所有在內正貨を置くに至つたは、日清戰役後支那より得たる償金を倫敦に預けたのが初めとする。在內正貨は斯様にして國外の必要地點に存置してあるにも拘はらず、大正十一年八月迄は日本銀行所有在內正貨を兌換準備に繰入れて、在內正貨同様に取扱つて居つた。然しながら正貨準備は兌換券を正貨たる金貨に要求次第、何時にても國內に於て兌換に應ずべきものであるから、引換準備となる正貨は原則として國內にあるものである。然るに日露戰役後日本銀行所有在內正貨を準備に繰入れたが、本來海外にある在內正貨を在內正貨同様に取扱ふは、國內に兌換券を増發させ、兌換基礎を鞏固ならしめる所以でなく

徒らに國內に通貨を不自然なる膨脹なましめるものとして常に批難が絶えなかつた。然るに大正十一年八月、加藤内閣が組閣勿々物價調節策の一端として通貨收縮を計るため、在內正貨の正貨準備繰入れを廢するに至つた。

在內正貨は對外支拂の目的を達するには、在內正貨の如く必ずしも正貨として保有する必要を見ない。従つてこれを運用して外國銀行に預金し、或は確實なる短期の有價證券に放資し、以つて有利に運用利殖を計るは極めて有効の事である。我が在內正貨も極く低利であるが、英米銀行に預金したり、或は外債買入又はコル市場等に放資して居つた。

在內正貨の主たる用途は外債の償還利子拂其外政府の對外支拂となる陸海軍、逓信、鐵道省其他諸官廳の購入物資代、或は在外公館の費用等の支拂である。我が國際金融上重要な役目をなすものは在內正貨の拂下げである。此の在內正貨の拂下げは、我が民間の對外支拂に充當するものなるも、其の大部分は我が爲替資金の爲めに拂下げが行はれるのである。

在內正貨の増加は我が對外受取高の増加による貿易の出超、債權受取高又は外債の借入等を在內正貨に振向けた場合であつて、減少は對外支拂高の増加である所の入超、對外債務の支拂等を在內正貨より支出した場合に起る。我が國は例年上半期は輸入季節で支拂額多く、其の結果在內正貨拂下げを招き易く、在內正貨は自然減少の傾向にあるが下半期には輸出増加し、受取高を増し、之が在內正貨に振向けられる時は回復増加となる。

在內正貨の減少は之と反對に、在內正貨の拂下げ餘裕之しくなり、制限されて重要輸入品の決済にも不自由を感じ、爲替相場に悪影響を及ぼし、在內正貨の増加の影響は割合に微温的なるに比

して在內正貨の減少は可成り深刻の餘波を齎らすは、震災後我が國財界の苦惱する所でも知る事が出来る。その影響する所を慮れ關東震災後一時在內正貨現在高の公表を中止してゐたが、大正十四年四月末から再發表したるも、昭和四年三月末限り再び公表を中止した。

債券

債券とは公債及社債の總稱である。公債とは國家及地方自治體の債務を具象する證券を謂ひ、社債とは會社の發行する負債證券である。而して社債には銀行債券と會社債とがある。

(一) 國債地方債及び社債 之は債券の債務者たる國家、地方公共團體(府縣市)及び會社の區別に依り、その財政的信用の大小に蒸いて立てた分類である。

(二) 內國債及外國債 之は債券の債務者が外國にあると內國にあるとを問はず債券が內國に於て發行せられ內國貨幣を以てその金額を表示せると、外國に於て發行せられ外國貨幣を以てその金額を表示せるとに依る分類である。

(三) 短期債券及び長期債券 之は現在(發行の時)より期限に至るまでの債券の存続期間の長短に依つて立てた分類である。先づ十年以内の期間を有するものは之を短期債券とし、十年以上の期間を有するものは之を長期債券とするが妥當である。

(四) 擔保附債券及び無擔保債券 之は債券に擔保が設定されてあるが否かに依る區別である。一般に國債及び地方債につきては擔保を附することが稀であるが、外國債公債の内の內國公債若くは內國債公債の内の外國公債には屢々擔保を附することがある。社債については米國の如く債務の最も發達せる國に於ては擔保附

を原則とし、無擔保を例外とするが、我國に於ては歐洲大戰後に至り債券が著しき發達をなしたるも、今日に於ても依然無擔保を原則として擔保附を例外とする域を脱してゐない。

(五) 內國債及外國債 之は債券の債務者が內國にあるか外國にあるかに依る區別であつて、それが國家その他の公共團體たる會社たるを問はない。

(六) 小額債券及び大額債券 之は債券の單位の大小に依る區別である。如何なる金額を以て單位とする債券を小額債券とし又大額債券とするかは、各國につき國民の富力に依つて決定せらるゝことである。甚だ困難なる問題であるが、我國に於ては、債券金額の單位は壹百圓を以て普通とするから、先づ十圓、二十圓、五十圓と云ふが如き單位のものを小額債券とし、壹百圓以上の單位のものを大額債券とするが妥當である。

(七) 特殊債券及び普通債券 之は社債についての區別で、債務者が特別の法令に依つて設立されたる會社であるか普通の會社であるかに依るものである。

債券利廻

利廻とは債券より生ずる利潤と價格との比であつて年利を以て表はされる。而して利廻計算上缺くべからざる要素が六つある。

(一) 額面金額。之は債券面に記載され償還期限満了と共に支拂はるべき金額であつて、債券に依つて券面額は異なるが額面一圓を以て單位とする。

(二) 利率。額面一圓に對して一ヶ年間に支拂はれる利息の割合である。

(三) 利拂日。利息の支拂はれる日であつて一ヶ年に二回或は四

不動産の上に存する地上権登記済の賃借権及び右(1)乃至(4)に掲げた土地の爲に存する地役権、(6)車輛及之に屬する器具機械、(7)保線其の他の修繕に要する材料及び器具機械の全部又は一部を以て組織する事が出来、尙地方鐵道株式會社が鐵道に要する電力の餘力を以て電氣供給の業を営む場合には、其の供給の爲に要する右(2)乃至(5)及び(7)に掲げたものも亦之を鐵道財團の中に編入する事が出来る(鐵道法第三條)。地方鐵道株式會社とは地方鐵道法により鐵道業を営む會社である。従て工場又は鑛山の専用供する鐵道に付ては、鐵道財團を組織する事が出来ない。唯工場の専用鐵道は工場財團に編入し(工場法第十一條)、鑛山の専用鐵道は鑛業財團に編入し得るに止る(鑛業法第二條)。

(ホ)軌道財團 之は「軌道ノ抵當ニ關スル件」の創設する所のものであつて、軌道、鐵道株式會社に屬する、(1)軌道線路、其の他の軌道用地及び其上に存する工作物並に之に屬する器具機械、(2)工場、倉庫、既舎、發電所、變電所、配電所、事務所、舎宅其他の工事又は運輸に要する建物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(3)用水に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(4)軌道用通信、信號又は送電に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(5)右(1)乃至(4)に掲げた工作物を所有し、又は使用する爲他人の不動産上に存する地上権、登記済の賃借権及び右(1)乃至(4)に掲げた土地の爲に存する地上権、(6)車輛及び馬匹並に之に屬する器具機械、(7)保線其の他の修繕に要する材料及び器具機械の全部又は一部を以て之を組成する事が出来、軌道會社が軌道に要する電氣の餘力を以て電氣供給を業とする場合には、其の供給の爲に要する右(2)乃至(5)及び(7)に掲げたものを軌道財團に編入する事が出来る(鐵道法第二條)。

るが、其の中で最も重要な相異點は軌道は特別の事由がない限り、之を道路に敷設するに反し(鐵道法第三條)、鐵道は已むを得ざる場合の外之を道路に敷設する事が出来ない點であらう。

(ハ)運河財團 之は運河法の創設する所のものであつて、(1)水路、其他運河用地及其の上に存する工作物並に之に屬する器具機械、(2)工場、上屋、倉庫事務所、舎宅、其の敷地並に之に屬する器具機械、(3)運河用通信信號に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(4)右(1)乃至(3)に掲げた工作物を所有し又使用する爲他人の不動産上に存する地上権、登記済の賃借権及び右(1)乃至(3)に掲げた土地の爲に存する地上権、(5)運河に要する船舶並に之れに屬する器具機械、(6)運河の維持修繕に要する材料及び器具機械の全部又は一部を以て組成する事が出来る(運河法第十四條)。以上述べた鐵道、軌道及び運河の三財團を交通財團と總稱してゐる。何れも一個の物と看做され(鐵道法第二條第三項、軌道法第三條、運河法第三條)、恰かも一個のものゝ如く、一括して抵當權の目的となるものである。此等交通財團は前述の非交通財團と異り、單に物と看做さるゝに過ぎぬから之については不動産の一般法の適用はない。従つて例へば別に登録の制度を設けた軌道財團及び運河財團は、鐵道財團を模する事が多く、夫れで「軌道ノ抵當ニ關スル件」は同法に別段の規定あるものを除く外、鐵道抵當法を準用する事とし、又運河法は更に「軌道ノ抵當ニ關スル件」を準用する事とした次第である(運河法第十三條)。

再割引 Re-discount

再割引とは普通の銀行又は他の金融業者が、自己の貸付、割引に運用する資金の缺乏を生じたる時、一旦自行に於いて割引した

る手形を、他の銀行に依頼して、再び割引するを云ふ。現今に於ては、小銀行、ビルブローカー、又は他の金融業者が日本銀行、又は大銀行に、自己の不足資金に對する融通を求むる場合に、再割引を利用することが多い。殊にビルブローカーにとりては、コルマナーに次での資金調達の主たる源泉である。

大銀行が再割引の依頼を受けて、之が割引に應ずる場合は、普通手形の買入と同様に、割引手形として取扱ふ。今ビルブローカーが大銀行に再割引を依頼したる場合を其一例として考へると、ビルブローカーが所有する手形には、一般銀行の所有する手形と同じく、商業手形、又は融通手形等種々なるものがある。貸付、割引の運用資金に不足を生じた場合には、之等の手形を大銀行に提供して、再割引を求めらるゝのである。ビルブローカーは此等の手形の素性、即ち普通の商業手形であるか、又は融通手形であるかは勿論熟知のことで、大銀行も之が割引の依頼を受けたる場合は、少くともその手形の性質を調べ、商業手形であるか、融通手形であるかを確かめた上でなければ、之に應ずることは出来ない。若し融通手形、即ちビルブローカーを受取人とするA會社の單名手形を銀行が割引する時は、云ふまでもなく、取扱ひの手續としてビルブローカーの裏書を要する。

融通手形については、ビルブローカーが最初A會社振出の單名手形に對して割引をなしたる時は、當然手形貸付金として整理したるものであるから、今銀行が再び此の手形を再割引するとも、之れは形式上手續の方法に過ぎずして、本質は、ビルブローカーに對する融通貸である。云はゞ、銀行とビルブローカーとの間に貸金の契約が成立して、其の手段として斯の手形を選んだに過ぎない。故に、或は單名手形の場合に於けるビルブローカーの裏書

を、保證的の裏書であると解釋される。實際取扱上A會社の手形振出日と、ビルブローカーの裏書日が、同日なることが多い等の點から見ても、再割引とは云ふものゝ、ビルブローカーに對する融通貸に過ぎない。

併し純然たる商業手形についてはビルブローカーは初め之を割引する時に、當然割引手形に編入したに相違ない。割引手形に編入したる手形を、再び銀行が割引する場合に、之をビルブローカーに對する融通貸とするものでなく、銀行にとりては割引手形に外ならぬ。再割引をなす場合に、其の手形の本質を見破ることは、普通割引の場合より益々困難にして、到底不可能であるから、寧ろ全部之れを割引手形として取扱ふが便利であると説くものがあるが、實際現今の市場で、銀行が再割引する其の手形の本質を知るに、絕對不可能なる場合は至極稀れであつて、融通手形なりや、商業手形なりやは銀行に於いて略々判定し得るのである。

先日附手形

「向日附手形」に同じ

産業組合中央金庫

産業組合中央金庫は、大正十二年四月制定の「産業組合中央金庫法」に準據して設立されたもので、全國の産業組合及び聯合會を以て組織する純然たる相互組織の金融機關であつて、法律上は有限責任で營利を目的としない社團法人である。即ち産業組合中央金庫は信用組合に對する中央銀行の役目を演ずるものである。其の資本金は三千萬圓であつて、内半額の千五百萬圓は政府が出資し、其の政府出資に對しては十五年間剩餘金を配當することを必

回ある。故に二期拂入分付債券と云へば、百圓に付八圓を四圓宛年二回支拂ふ債券の謂である。

(四)價格。之は新規發行の場合の發行價格と買入される時の買價格とがある。發行價格には額面のまゝ發行される「平價發行價格」と、額面より安價である「呼値發行價格」とがある。買入價格には額面超過價格と額面價格と額面以下の價格とがある。此の買入價格は裸値段と稱せられ、取引の場合には此の値段の外に前期利拂日の翌日から取引日までの利息を加算する。之は利息金額を一年三百六十五日で割つて一日分の利息を割出して加算するのである。此の利息を端數利息と謂ひ、之は「端數利息計算表」に依り一見してわかる。時價又は發行價格と云ふも現價と云ふも同じ意味のものである。

(五)償還期限。償還期日とも謂ひ發行の際約束された返済の期日である。之には据置期間を設けず償還期限満了と共に全額を償還するものと、一定期間据置いて後に抽籤或は買入償還するものがある。

(六)償還差益。之は價格が額面より安價なる場合に起るもので額面金額と價格との差である。

(A)利廻の種類。利廻には直接利廻と最終利廻とがあるが、俗に利廻と云ふ時は後者を指す。直接利廻は償還期限を考へに入れないもので、単に利率が價格即ち買入値に對して如何なる割合にあるかを示すものである。

$$\text{利廻} = \frac{\text{利率}}{\text{買入値}} \times 100$$

最終利廻は償還期限を考慮に入れたもので、全収益と投資金額の割合を示したものである。最終利廻には單利計算と複利計算の二種ある。

(1)單利最終利廻 次の公式によりて算出する。

$$\text{利廻} = \frac{\text{利率} + \frac{\text{償還差益}}{\text{額面金額}}}{\text{買入値}} \times 100$$

我國で普通行はれ、債券募集などの廣告に示されてゐる。

(2)複利最終利廻

大蔵省の現價計算方式

$$\text{利廻} = \frac{100 \times \left(1 + \frac{\text{利率}}{100}\right)^n + \frac{\text{償還差益}}{\text{額面金額}}}{\text{買入値}} \times 100$$

故に大蔵省の方式ですると年利廻にするためには、一期利廻を四期拂なれば四倍、二期拂なれば二倍するを要す。

(B)債券利廻表及び現價表。俗にボンド・テーブルとも稱せられるものであつて、利廻表は價格が見出しとなつて利廻を求むるもの、現價表は利廻が見出しになつて價格を知る様になつてゐる。併し兩表とも利廻と價格が交叉してゐるものであるから利廻を知つて價格を求め、又價格を知つて利廻を求むることが出来る點に於いて別に變りない。だから何れを利用するも同じことである。

財 團

我が國に於て財團抵當法制定の必要が唱導せらるゝに至つたのは、擔保附社債に關する信託制度の移入に關聯するものであつて最初の財團抵當法たる鐵道抵當法、工場抵當法及鑛業抵當法は實に明治三十六年三月、擔保附社債信託法と同時に制定せられ明治四十二年四月には軌道抵當に關する件、明治四十三年四月には輕便鐵道法、大正二年四月には運河法が夫々制定せられ、更に大正十四年三月には漁業財團抵當法の制定を見た。

で、今日に於ては之を除く六種の抵當法が行はれて居る次第である。財團抵當法は最近朝鮮、臺灣、樺太、又は關東州の如き植民地にも大抵施行を見た。臺灣には未だ鐵道抵當法、軌道の抵當に關する件が施行せられて居らぬ。故に我が國には現在六種の財團抵當法が行はれて居るから、次の六種の財團が存する譯となる。

(一)工場財團 (二)鐵道財團

(三)鑛業財團 (四)軌道財團

(五)漁業財團 (六)運河財團

(イ)工場財團 之は工場抵當法の創設した所のものであつて、該法に依ると、工場とは營業の爲物品の製造若くは加工又は印刷若くは撮影の目的に使用する場所及營業の爲め電氣及瓦斯の供給(明文なしと雖も權利所は水の供給を當然包含す)の目的に使用する場所を謂ひ(工場抵當法)、(1)工場に屬する土地及工作物、(2)機械、器具、電柱、電線、配置諸管、軌條其他の附屬物、(3)地上權、物の賃借權(但し賃借人の家)及(5)工業所有權の全部又は一部を以て之を組織する事が出来る(工場抵當法)

(ロ)鑛業財團 之は工業抵當法の創設した所のものであつて、(1)鑛業權、(2)土地及工作物、(3)地上權及土地の使用權、(4)物の賃借權(但し賃借人の家)及(5)機械器具、車輛、船舶、牛馬、其他の附屬物の全部又は一部を以て之を組成する事が出来る(鑛業抵當法)。鑛業抵當法に於て鑛業と稱するは鑛物(鑛業法第二條に其)の試掘、採掘及之に附隨する事業を謂ひ(鑛業法)、鑛業權とは出願に因り或一定の區域を限りて一定の鑛物を土地から分離し之を取得すること、即ち試掘採掘する事を許された權利であつて(鑛業法)、鑛業財團は本來此の鑛業權を中心とする鑛山施設を以て之を組成すべきものに外ならぬ。

(ハ)漁業財團 之は最近漁業財團抵當法が創設した所のものであつて、同一人に屬する、(1)漁業權又は其の登録した賃借權、(2)船舶並に屬器及附屬設備、(3)土地及工作物、(4)地上權及土地若くは水面の使用又は引水若くは排水に關する權利、(5)漁具、(6)機械器具其他の附屬物、(7)物の賃借權並に、(8)工業所有權の全部又は一部を以て之を組成する事が出来る(漁業財團法)。漁業とは漁業法に依ると營業の目的を以て水産動植物の採捕又は養殖を業とするを謂ひ、漁業權とは免許を受け、公有水面の一定區域に於て他人を排除して或特定の漁業をなすことが出来る權利であつて(漁業財團法)。大體漁業財團は此の漁業權又は其の登録した賃借權を中心とする漁業施設を以て之を組成すべきものに外ならぬ(漁業財團法)。私は以上三種の財團を非交通財團と總稱してゐる。何れも一個の不動産と看做され(工場抵當法第一條、鑛業財團法第一條、漁業財團法第一條)とする。其の性質の如く一括して抵當權の目的となるものであつて、其の性質の許す範圍に於て不動産に關する一般法の適用がある。鑛業財團及び漁業財團は工場財團を模する所が多く、從て鑛業抵當法は鑛業財團に付、又漁業抵當法は漁業財團に付夫々工場抵當法中工場財團に關する規定を準用する事とした次第である(鑛業財團法第三條、漁業財團法第三條)。

(ニ)鐵道財團 之は鐵道抵當法の創設した所のものであつて、地方鐵道株式會社に屬する、(1)鐵道線路其他の鐵道用地及び其上に存する工作物並に之に屬する器具、機械、(2)工場、倉庫、發電所、變電所、配電所、事務所、舍宅其他工業又は運輸に要する建物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(3)用水に關する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(4)鐵道用通信、信號又は送電に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(5)以上、(1)乃至、(4)に掲げた工作物を所有し又は使用する爲他人の

不動産の上に存する地上権登記済の賃借権及び右(1)乃至(4)に掲げた土地の爲に存する地役権、(6)車輛及之に屬する器具機械、(7)保線其の他の修繕に要する材料及び器具機械の全部又は一部を以て組織する事が出来、尙地方鐵道株式會社が鐵道に要する電力の餘力を以て電氣供給の業を営む場合には、其の供給の爲に要する右(2)乃至(5)及び(7)に掲げたものも亦之を鐵道財團の中に編入する事が出来る(鐵道法第三條第一項)。地方鐵道株式會社とは地方鐵道法により鐵道業を営む會社である。従て工場又は鑛山の專用に供する鐵道に付ては、鐵道財團を組織する事が出来ない。唯工場の專用鐵道は工場財團に編入し(工場法第二條)、鑛山の專用鐵道は鑛業財團に編入し得るに止る(鑛業法第二條)。

(ホ)軌道財團 之は「軌道ノ抵當ニ關スル件」の創設する所のものであつて、軌道、鐵道株式會社に屬する、(1)軌道線路、其の他の軌道用地及び其上に存する工作物並に之に屬する器具機械、(2)工場、倉庫、厩舎、發電所、變電所、配電所、事務所、舍宅其他の工事又は運輸に要する建物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(3)用水に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(4)軌道用通信、信號又は送電に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(5)右(1)乃至(4)に掲げた工作物を所有し、又は使用する爲他人の不動産上に存する地上権、登記済の賃借権及び右(1)乃至(4)に掲げた土地の爲に存する地上権、(6)車輛及び馬匹並に之に屬する器具機械、(8)保線其の他の修繕に要する材料及び器具機械の全部又は一部を以て之を組成する事が出来、軌道會社が鐵道に要する電氣の餘力を以て電氣供給を業とする場合には、其の供給の爲に要する右(2)乃至(5)及び(7)に掲げたものを軌道財團に編入する事が出来る(鐵道法第二條)。

るが、其の中で最も重要な相異點は軌道は特別の事由がない限り、之を道路に敷設するに反し(鐵道法)、鐵道は已むを得ざる場合の外之を道路に敷設する事が出来ない點であらう。

(ハ)運河財團 之は運河法の創設する所のものであつて、(1)水路、其他運河用地及其の上に存する工作物並に之に屬する器具機械、(2)工場、上屋、倉庫事務所、舍宅、其の敷地並に之に屬する器具機械、(3)運河用通信信號に要する工作物及び其の敷地並に之に屬する器具機械、(4)右(1)乃至(3)に掲げた工作物を所有し又使用する爲他人の不動産上に存する地上権、登記済の賃借権及び右(1)乃至(3)に掲げた土地の爲に存する地上権、(5)運河に要する船舶並に之に屬する器具機械、(6)運河の維持修繕に要する材料及び器具機械の全部又は一部を以て組成する事が出来る(運河法第十三條)。以上述べた鐵道、軌道及び運河の三財團を交通財團と稱してゐる。何れも一個の物と看做され(鐵道法第三條、運河法第十三條)恰かも一個のものゝ如く、一括して抵當權の目的となるものである。此等交通財團は前述の非交通財團と異り、單に物と看做さるゝに過ぎぬから之については不動産の一般法の適用はない。従つて例へば別に登録の制度を設けた軌道財團及び運河財團は、鐵道財團を模する事が多く、夫れで「軌道ノ抵當ニ關スル件」は同法に別段の規定あるものを除く外、鐵道抵當法を準用する事とし、又運河法は更に「軌道ノ抵當ニ關スル件」を準用する事とした次第である(運河法第十三條)。

再割引 Re-discount

再割引とは普通の銀行又は他の金融業者が、自己の貸付、割引に運用する資金の缺乏を生じたる時、一旦自行に於いて割引した

る手形を、他の銀行に依頼して、再び割引するを云ふ。現今に於ては、小銀行、ビルブローカー、又は他の金融業者が日本銀行、又は大銀行に、自己の不足資金に對する融通を求むる場合に、再割引を利用することが多い。殊にビルブローカーにとりては、コルマナーに次での資金調達の主たる源泉である。

大銀行が再割引の依頼を受けて、之が割引に應ずる場合は、普通手形の買入と同様に、割引手形として取扱ふ。今ビルブローカーが大銀行に再割引を依頼したる場合を其一例として考へると、ビルブローカーが所有する手形には、一般銀行の所有する手形と同じく、商業手形、又は融通手形等種々なるものがある。貸付、割引の運用資金に不足を生じた場合には、之等の手形を大銀行に提供して、再割引を求めらるゝのである。ビルブローカーは此等の手形の素性、即ち普通の商業手形であるか、又は融通手形であるかは勿論熟知のこと、大銀行も之が割引の依頼を受けたる場合は、少くともその手形の性質を調べ、商業手形であるか、融通手形であるかを確かめた上でなければ、之に應ずることは出来ない。若し融通手形、即ちビルブローカーを受取人とする會社の單名手形を銀行が割引する時は、云ふまでもなく、取扱ひの手續としてビルブローカーの裏書を要する。

融通手形については、ビルブローカーが最初會社振出の單名手形に對して割引貸をなしたる時は、當然手形貸付金として整理したるものであるから、今銀行が再び此の手形を再割引するとも、之れは形式上手續の方法に過ぎずして、本質は、ビルブローカーに對する融通貸である。云はゞ、銀行とビルブローカーとの間に貸金の契約が成立して、其の手段として斯の手形を選んだに過ぎない。故に、或は單名手形の場合に於けるビルブローカーの裏書

を、保證的の裏書であると解釋される。實際取扱上會社の手形振出日と、ビルブローカーの裏書日が、同日なることが多い等の點から見ても、再割引とは云ふものゝ、ビルブローカーに對する融通貸に過ぎない。

併し純然たる商業手形についてはビルブローカーは初め之を割引する時に、當然割引手形に編入したに相違ない。割引手形に編入したる手形を、再び銀行が割引する場合に、之をビルブローカーに對する融通貸とするものでなく、銀行にとりては割引手形に外ならぬ。再割引をなす場合に、其の手形の本質を見破ることは、普通割引の場合より益々困難にして、到底不可能であるから、寧ろ全部之れを割引手形として取扱ふが便利であると説くものがあるが、實際現今の市場で、銀行が再割引する其の手形の本質を知るに、絕對不可能なる場合は至極稀れであつて、融通手形なりや、商業手形なりやは銀行に於いて略々判定し得るのである。

先日附手形

「向日附手形」に同じ

産業組合中央金庫

産業組合中央金庫は、大正十二年四月制定の「産業組合中央金庫法」に準據して設立されたもので、全國の産業組合及び聯合會を以て組織する純然たる相互組織の金融機關であつて、法律上は有限責任で營利を目的としない社団法人である。即ち産業組合中央金庫は信用組合に對する中央銀行の役目を演ずるものである。其の資本金は三千萬圓であつて、内半額の千五百萬圓は政府が出資し、其の政府出資に對しては十五年間剩餘金を配當することを必

要とせず、又中央金庫に對する所得税及び營業税を免除し、登録税及び印紙税に就いても産業組合聯合會に對すると同様の特典を與へたのである。

其の事務は原則として相互主義を採り、

- (1) 所屬産業組合及び同聯合會に對して、擔保を徴せず、五年以内の定期償還貸付をすること。
 - (2) 所屬産業組合及び同聯合會に對して、手形の割引又は當座預金の貸越をすること。
 - (3) 所屬産業組合及び同聯合會の爲めに爲替業務をすること。
 - (4) 産業組合、同聯合會、公共團體其他營利を目的としない法人から預り金を受入れること。
- であつて、其資金の吸收方法として、拂込済出資金の十倍を限つて産業債券を發行することが出来る権能を與へられてゐる。

産業調査協會

産業調査協會とは我國主要銀行が本邦の重要産業を営むもの、狀態並に經營方針を調査し、之に關連して必要な行爲をなす目的で、銀行、信託、保險、其他の金融機關によつて組織されたものである。金解禁後の不況に對して銀行家は産業救済のため融資聯盟を組織してゐたが、融資聯盟が更に進捗し、事業の共同調査機關の設立となり、之が具體化したのが本協會である。



市街地信用組合

「信用組合」の項を見よ。

絲價補償法

絲價補償法は「絲價安定融資補償法」の略であつて、その第一條に規定してある如く「生絲の價格が一般經濟狀況に照して異常なる低落をなし、蠶絲業の基礎を危くする虞ある場合に於いて價格の安定を圖るため本法の發動が必要なりと政府が認められた時に之が運用を期する目的で制定せられたものである。要するに、生絲暴落の際、銀行が生絲業者に金融的援助する場合、銀行の蒙ることあるべき損失を政府が補償すると云ふのが本法の趣旨である。

本法は昭和四年の兩議會を經過し、同年三月公布され、同年八月施行し、細則も制定され同年九月一日から施行される事になつたものである。全文十二ヶ條よりなる。

(A) 本法の内容
(一) 絲價委員會 本法の發動には必ず絲價委員會を開催するを要す。

(二) 資金融通者 政府が損失補償の契約をなし得るもの、換言すれば資金の融通をなす者は銀行(産業組合中央)及び生絲問屋及び主務大臣が絲價委員會の議を経て適當と認めたるものに限る。

(三) 被融通者 資金の融通を受けるものは左の如し。(イ) 生絲

の製造又は加工をなす者、(ロ) 生絲問屋、(ハ) 農林大臣が絲價委員會の議を経て適當と認めたる者。但し適當か否かの認定は本法適用の必要生じた時に於いてす。

(四) 融通方法 融通方法は生絲を擔保としたる約束手形の割引による。

(五) 損失補償 政府は融通銀行の蒙つた損失を補償する。損失とは銀行が擔保品たる生絲を處分して得る金銭を以つて債務の辨濟に充當して尙不足ある場合の不足額を指稱す。銀行が擔保品を處分するには農林大臣の認可は絲價委員會の決議を要す。

(六) 補償額 補償額は損失補償契約に定むる金額の制限其他の條件に従ひ、政府の設ける絲價安定融資補償審査會之を決定す。該審査會の組織及び權限は勅令で定められる。

(七) 補償限度 補償限度は總額三千萬圓とす。之は本法有效の五ヶ年間の總額であるから、第一回の本法發動で一千萬圓補償したとすれば後は二千萬圓を残すだけである。

(八) 補償方法 政府は五分利附國庫債券を銀行に交附す。交附價格は時價を參照して農林大臣之を決す。公債交附のため必要限度に於いて政府は公債を發行することを得。

(九) 被融通者の義務 政府の損失補償によつて製絲業者は債務を免るものでなく、銀行は最後まで取立を行ひ、取立金を政府に納入する義務を有す。

(十) 有効期間 本法の有効期間は昭和四年九月一日より滿五ヶ年間である。

(B) 本法の第一回發動

(一) 發動の事情 世界的増産と在荷の壓迫、銀安に支那絲の對米輸出激増、歐洲絲の對米輸出激増、米國內消費力の減退等の懸

材料に依り我が絲價は操短、強制共保の效もなく暴落をつけ、三月初めには大正五年以来の安値を出し、銀行擔保價格を下廻るに至り、絲價安定のため補償法發動要求の聲各方面に起り、政府は三月五日第一回絲價委員會を開き本法發動の可否を徴した所可決を見たので、八日第二回委員會を開き、農林省原案に基き融資條件及び補償條件を決議した。

(一) 絲價委員會の決議事項(第一) 損失補償條件、(イ) 損失補償は昭和五年六月十日迄に融通したる資金に付之をなすこと。
 (ロ) 補償金額は擔保生絲一荷口(斤)に付千九百圓を限度とすること。
 (二) 銀行(金庫を含む)のなす資金融通條件、(イ) 擔保生絲一荷口(斤)に對し、融通する金額は一萬二千五百圓とすること、
 (ロ) 資金融通は、生絲の製造又は加工をなす者の振出したる一覽拂約束手形を用ふる事、(ハ) 擔保生絲は資金の融通を受ける者が昭和四年前を以つて製造又は加工したる輸出向機械生絲にして最優等格以上倉入目一千三百斤以上の品質を具ふるもの一荷口たること、(ニ) 擔保生絲は農林大臣の承認を受けたる方法による検査に合格し、農林大臣の承認を受けたる方法による検査に合格し農林大臣の指定する倉庫に保管するものとし、之に對しその倉庫の發行したる倉庫證券を用ひて質權を設定せしむべきこと、(第三) 損失補償契約の相手方たることを得る者は正金銀行、中央金庫、其の他横濱又は神戸に於いて現に生絲を擔保として資金の融通をなす銀行にして農林大臣の指定するものたること、(第四) 以上の外絲價補償法の運用に關し必要なる事項は農林大臣に於いて適宜之を定めること。
 (三) 融通シンデケートの組織 融資銀行として農林大臣の指定を受けた銀行は、横濱側に於いて三井、三菱、第一、安田、川崎、

第百、住友、横濱興信、豪銀、十五の九行、神戸側に於いて三十四、山口、鴻池、野村、神戸岡崎の五行であつて、此等の銀行は融資シンデケートを組織し融資條件を決定した。その條件は(一) 正金銀行外横濱側十行神戸側五行を以つて生絲融資シンデケートを組織し、各行は正金に委任状を提出し、同行を代表者として補償契約その他政府關係の手續をとらすこと、(二) 手形の割引に依ること、切替に付いては別に制限を設けず、(三) 萬一損失ありたる時は各行それ個々に計算して補償を受くものとする事。
 (四) 引受數量は差當り十五萬担、融資總額一億五百萬圓にして割當は原則として各行均等とす。(五) 貸付利率は、日歩一錢六厘とし、將來金融界の事情に應じて適宜變更すること等に就いて決定を見た。

市場利率 Market Rate

市場利率とは中央銀行公定歩合を除いた以外の金融市場に於ける貸付利率を指稱する。我國に於いては「市中金利」と稱せられて居り、之はコール歩合と割引歩合の二種があり、コール歩合も翌日物、無條件物、普通物によつて異なり、割引歩合も紡績手形、商業手形、擔保附手形によつて夫れ異なる。又同じ手形についても一流、二流物に依りて、又擔保物の如何に依つてその率を異にする。市中金利は日々の資金の需要供給の反映であるから、之によつて一國金融の繁閑を卜することが出来る。而して政策として騰落せしむる必要ある以外に於いては、公定歩合は市場金利に消隨して變更すべく、又預金利率其の他の金利も市場利率を標準として變化する。

市中銀行 City Bank

市中銀行とは金融の中心たる大都會に存在し、金融界の大綱に關與するものを謂ふ。

實手形

實手形とは、眞實の商取引から發生された手形であつて、純粹なる商業手形を意味する。實手形にあらざるものは、空手形又は融通手形であつて、その兩者を區別することは實際問題として非常に困難であるが、大體、融通手形は、(1) 振出後直ちに割引を依頼すること、(2) 手形面金額に端數のなきこと、(3) 振出より支拂までの期間長きこと、(4) 手形關係人は親戚朋友等の如き商業上の取引に直接關係なきものなること、等の諸點をその特色として有してゐるから、之を標準として實手形を區別することが出来る。

支店銀行制度 Branch Banking

(A) 英國の支店銀行 英國系及び我國の銀行制度は支店の自由設立を認め、全國に支店網を張り、所謂大銀行主義をモットーとしてゐる。支店銀行制度と大銀行主義とは同一楯の兩面の關係をなしてゐる。故に支店銀行制度の發達の裏面は、銀行集中と云ふことになる。英國は支店銀行の最も發達した所であるが、今一八九〇年から一九三〇年にかけての支店銀行の増加、本店銀行の減少即ち銀行集中の關係を示して見る。

英國株式銀行・本支店數

本店數	支店數	一本店當り支店數
一八九〇年	一〇四	二一・六
	二、二〇三	

一八九五年	九九	二、六九〇	二七・二
一九〇〇年	七七	三、七五七	四八・八
一九〇五年	五九	四、五五八	七七・三
一九一〇年	四五	五、二〇三	一一五・六
一九一三年	四三	五、四九七	一三四・八
一九三〇年	一六	一〇、〇八二	六三〇・一

而して一九三〇年に於ける英國支店全數一〇、〇八二行の中、八、五四〇行、即ち八割五分は五大銀行が占めてゐるのである。かかる支店銀行の發達、即ち大銀行主義の廣らす影響は如何と云ふに次の如きことが云へる。

- (1) 自己資金の過少 社會的見地より見て銀行合同の廣らした不利なる結果は、各銀行の預金總額に對する資金及び積立金の比率の遞減である。
- (2) 預金の激増 銀行合同の結果として預金は異常に急遽なる増加を來したのである。
- (3) 經營の合理化 大銀行の成立は必然的に其の合理化科學化を意味し、銀行の營業は全く一定原則の指導下に行はれ、一切の情實感情は排除せられる。嚴格なる擔保主義は履行せられ、又各取引先に對する融通限度も固守さるゝ一方、其の資産は地方銀行時代に比して、格段に流動性を加ふるに至つたのである。
- (4) 支店の普及 銀行合同運動の最大の結果は支店の普及である。今や英國は全く支店網によつて蔽はれたのである。而して支店普及の主なる結果は、小切手の普及、利子歩合の平均、銀行經營の劃一化等である。
- (5) 經費の膨脹 大體の傾向として經費は増加し、純益は漸減しつゝある事實は明瞭に看取する事が出来る。而して此の現象は遂

一九二一年倫敦市中銀行をして預金利率を改正し、従来の英蘭銀行の二分引を二分引に改定せしむるに至つたのであるが、此の經費増加の根本的原因是支店の増加である。

(6) 割引市場の機械化 英國に於いて手形引受業務は古くから全個人銀行の管轄所であつた。而して一八七〇年以後に於いて外國銀行は著しく此の方面に勢力を伸張したが、銀行合同による大銀行の成立は、必然に此の業務の大半を彼等に委ねしめたのである。

(7) 英蘭銀行の勢力失墜 銀行合同の結果、所謂五大銀行の地位は全く確立した。而して之等の銀行は多きは二十乃至多きは九百の支店を有し驚くべき巨額の預金を擁し、英國金融の關鍵を握るに至つた。即ち之等の大銀行は、全く中央銀行たる英蘭銀行の助力なくして英國の金融を司るを得る。現在に於いてはその預金利率が英蘭銀行公定利率の二分引を原則とする以外に於いて、兩者の關係は全くないのである。

(B) 米國の支店銀行問題

米國のみは支店銀行制度を採らず、單一銀行制度を國是として採用して來たのである。故に支店銀行なるものが問題として論ぜられるのは、米國銀行制度に於いて特に重要である。

國立銀行法及び大部分の州銀行法は支店銀行制度を大體に於いて許可しなかつた爲め、南北戰爭終結(一八六五年)當時より一九一三年末聯邦準備條例の制定せられる迄、約五十年間は、米國に於ける支店銀行制度の發達は實に遅々なるものであつた。一九一五年末迄には僅に五百有餘の支店に過ぎない。米國に於いて支店銀行制度が識者の注目を惹き始めたのは歐洲戰爭以後の事である。歐洲戰爭當時より一九二〇年末迄には千五十二の支店數に過ぎなかつ

たが、マクファデン銀行法の施行せられた一九二七年二月迄の約六ヶ年間に二千九百に増加し、支店銀行發展の過程に於いて非常なる進歩を示して居る。一九二九年末の支店銀行數は三千五百四十七行であるが、同期の二萬四千六百有餘の本店銀行數に比較すれば、今尚ほ殆んど云ふに足らない有様である。

米國に於ける支店銀行制度の一特異とも稱すべき點は、支店經營の銀行中、國立銀行及び或る州立銀行は支店銀行設立權を本店銀行所在都市内に限定せられて、他の僅少の州立銀行が本店銀行所在都市以外の地に支店の設立を許可せられて居るのである。故に米國に於ける支店銀行分類の一方は、本店所在都市内に於いてのみ經營せらるゝものと、本店所在都市以外の地に於いてのみ經營せらるゝものとの二種に區別し得る事である。勿論右の二種以外に少數ではあるが、本店銀行所在都市内並に其の他の地方の双方に支店を經營する相當有力な銀行も存在して居る。

マクファデン條例中、支店銀行に關する條項は第七項及び第九項に規定されてあるが、其の要點は左の如くである。「支店銀行制度が現在州法に依り許可せられて居り、又は將來許可せらるべき州に於いては、聯邦準備制度加盟の國立及び州立銀行は、その本店所在都市内に支店銀行を設立し得。州立加盟銀行が何ヶ所の支店を設立し得るかに就いては何等の明文もないが、國立銀行の市内設置權に就いては次の如く「人口二萬五千以下の市町内には支店設立を禁止せられ、人口五萬以下の都市には一ヶ所の支店、人口十萬以下の都市には二ヶ所の支店、而して人口十萬以上の都市に於ける支店設立數に就いては通貨監督官の自由裁量に委ねる事として居る」。聯邦準備加盟の國立及び州立銀行は、本店所在の都市外に支店を設立するを得ない。

支那の銀行制度

支那の銀行は舊式銀行及び新式銀行に大別することが出来る。舊式銀行は「錢莊」又は「票號」と稱せられるものによりて代表される。錢莊とは資本主が一人の事もあつたが、多くは數人の合資よりなる所謂合夥組織である。錢莊は次の業務を營業とする。

(一) 預金業務 預金は「存款」又は「存銀」としてゐる。大部分を占めてゐるのは當座預金(活期存款)であつて當座貸越(往來支と稱)を契約することが普通である。定期預金(定期存款)もかなり行はれてゐる。

(二) 貸付業務 貸付は「放款」、「款銀」と稱し、短期貸付(放款)と長期貸付(放款)とに區別し、又擔保の有無により擔保貸付(放款)と無擔保貸付に分る。

(三) 手形の振出及び割引 錢莊の振出す手形は「莊票」と稱し一種の約束手形であるが、之が殆んど紙幣同様に流通してゐる。貸付に對しても莊票を振出して與へるのである。

(四) 内國爲替 荷爲替や逆爲替は殆んどなく、送金爲替のみである。送金爲替は匯票即ち爲替手形を以つてする票匯、書信を以つてする信匯、電信を以つてする電匯の三種がある。

新式銀行とは歐米及び我國などの近代式の銀行組織を模倣したものであつて、その最初のもののは清國元緒三十年幣制整理の時に當り、中央銀行の急設の必要に迫られて資本金四百萬兩の戶部銀行を設立したに始まる。三十四年銀行條例を制定して右銀行を大濟銀行と改名した。その後、上海に中國銀行、次いで交通銀行が設立された。南京政府は中央銀行を設立したるも、所謂中央銀行としての實質力は全然ない。

支那には、支那人經營の銀行の他に、外資合辦銀行即ち支那と外國人の共同經營になる銀行も少なからずある。

支拂準備 Bank Reserve

(一) 支拂準備の必要 銀行も一の營利機關である。故に營利の立場から見るとは、資金は、一日半日と雖も、之を無利子に自行の金庫内に死蔵せしむる事は、頗る不利であり又國民經濟上から云つても、資金の死蔵と言ふ事は決して喜ぶべき現象ではない。併し又銀行の經營と云ふ立場から見るとは、手許資金の稀薄と云ふ事は、何時支拂に窮せざるべからざる運命に陥るとも計り難く、延いては銀行の死活に關する故、茲に支拂準備と云ふ問題が重要視されるのである。支拂準備の目的は第一は預金者が銀行に對して、現金の支拂を受け得べしと云ふ信頼を維持する事で、之が主要たる目的である。理論上から云へば、銀行がその貸出をなすに當り、慎重なる選定を経て誤りなき時は、多額の現金を準備せずとも、好くその營業を維持し得べき筈なるも、その手許現金が預金額に對して、餘り小率なる場合は、預金者に向つて不安を抱かしむ結果となる故、預金額に對して一定額の現金を保有する事は、彼等の信頼心を強固ならしめ動搖せしめないといふ上に必要缺くべからざるものである。

第二に、準備を缺く場合は、即ち貸出の過大なることを意味し動もすれば不健全なる貸出を助長すると同時に、信用の過大なる膨脹に陥り易いのである。然るに一定の準備をなすものにあつては、それが自發的のものたるも、法の強制に基くものたるもを問はず、貸出に際し選定を嚴重にし、信用の過大なる膨脹を抑止する事が出来る。

(一) 支拂準備の種類 銀行經營の立場から見た時と、營利及び國民經濟で立場から見た時と、換言すれば、完全なる準備と投資と云ふ二點から、準備金を考へる事が出来る、然るに完全なる準備とは、即ち現金の死蔵であつて、それは何等の利子をも生ぜず従つて營利と云ふ方面、即ち利殖と云ふ事は、相矛盾するものと云はねばならない。故に茲に銀行家の立場として考ふる點は、此の二者の間の矛盾の調和、換言すれば準備を兼ねて利殖の方法なきかと云ふ事である。即ち一面には、金融市場と準備との關係を生じ、又他面には証券市場と準備との關係を生ずる。故に銀行は直ちに現金に變へ得る投資、即ち短期投資の中に、準備を兼ねる利殖の途を發見せんとしたのである。此の主旨より選定せられたる投資物件は、コール、商業手形、國債、其他優良なる證券を擧ぐる事が出来る。故に準備を分類して見ると、(一) 應急準備と(二) 副準備に分ち (一) 應急準備は (イ) 現金有高 (ロ) 預け金 (ハ) コール・ローンで (二) 副準備は (イ) 國債 (ロ) 優良なる有價證券に分つ事が出来るやう。又現金及中央銀行への預金を第一準備となし、コール・ローンを第二準備となし、證券投資を第三準備と稱せらるゝこともある。

(三) 支拂準備金の割合決定の標準 然らば銀行は、果して幾バセントの支拂準備金を置くべきかと云ふ事が、準備金の根本問題になつて来る。銀行の立場から見れば、出來得る限り少額なる事を得策とする事は明かである。併しその額が餘りに少額に失する時は、財界緊急の時に當つて、一時に取付に會ひ、思はぬ破綻を招くは、金融の歴史に於て屢々見る所である。此の比率に就いて、學者は種々の説を擧て、或は預金額の四分の一以上たるべしと云ひ、或は三分の一以上たるべしと云ふも、何等根據なきもの

ではない。支拂準備金は、(一) 預金者の種類 (二) 季節と商業取引との關係 (三) 銀行所在地に於ける取引の繁閑 (四) 援助を受くべき中央銀行又は親銀行の有無 (五) 銀行が所有する資産の換價の難易 (六) 經濟上、政治上の偶發的事實、等を、基礎として調節すべきものであつて、一定の型にはめる事は、當を得た策と云へない。故に全然銀行經營者の經驗と觀察と方寸とに一任すべきものである。銀行經營者に一任するの結果は、自ら其の時その所に適當なる支拂準備を生じ、之が預金通貨を制限する事になるのである。

支拂準備金の割合決定をその時、その場所の銀行經營者の方寸に一任し置くは不安であるとの懸念から、準備金の割合を法律を以つて規定し、即ち經濟的制限の上法律的制限を加へてゐる國がある。米國即ちこれである。蓋し、米國が此の準備金を法定したのは、一八五七年の恐慌に原因して金融界に動搖の起りしと、その後一般公衆より、準備法定の輿論起りし結果に依るもので、現今、準備法定を採る國は米國一國である。

特別の事情あり、積年の因襲ある米國に於ては、右の如き法定政策も止むを得ざらんも、政策は常に、その時と其所を考へて施すべきや云ふまでもない。準備金の割合を法定しても、其割合低きに失する時は何等法定の效なく、高きに失すれば銀行の利益を著しく害し、到底凡ゆる場合に適應すべき、中正を得ると云ふ事は不可能である。英、佛、獨を始め、他の諸國は、何れも準備金の割合は、銀行經營者の經驗を基礎とする方寸に一任して、經濟狀態に依りて自由に決定せしめ、法律の干渉は毫もないのである。

(四) 米國に於ける法定支拂準備 要求拂預金及び定期預金に對

する法定準備率は次の如くなつてゐる。

中央準備市銀行	要求拂預金	定期預金
準備市銀行	一〇%	三%
地方銀行	七%	三%

準備が法定率に達せりや否やを決定するものは、銀行の記帳係で、其計算は日常の事務となり、而して準備の計算方式は聯邦準備局の定むる所に依る。即ち日々、加盟銀行の現金及準備金の報告が準備銀行に送られ、毎金曜日には一週間の統計が、証券手形交換所に送られるのである。故に一日も銀行が準備金に不足を來すと云ふ事はなく、數週にしてその準備率の不足は明らかになり、他の加盟銀行はもとより、準備銀行も之を知悉するわけである。手形交換所の一週間の平均準備率は、次の様にして計算される(單位)。

土曜	日曜	月曜	火曜	水曜
準備金總高 32,200	32,200	30,570	30,950	34,897
法定準備金 31,100	31,100	33,495	33,075	39,388
超過額 1,100	1,100	—	—	2,529 = 4,739
不足額 —	—	2,925	2,125	— = 5,050

而して水曜日の準備金は實際二・五二九〇〇弗超過してゐても、上表の月曜、火曜に不足してゐるから、平均して尙三二・一〇〇弗の不足である。木曜、金曜二日間に準備金を超過して、銀行は此の不足額だけを補はねばならぬが、之には主として次の二方法に依つて行ふ。

(一) 加盟銀行は、その所有商業手形の再割引に依つて、準備銀行から貸出を受けること。此の準備銀行に依る手形の再割引規定は、準備條例第十三條二項三項及四項に定められてゐる。即ち、すべて手形は加盟銀行の裏書のあることを要し、實際上の商取引より發生せる手形たる事を規定し、即ち農業、工業又は商業の目的の爲めに振出されたもの、又はその手取金がかかる目的に使用されたもの、或は使用されるべきものであつて、株式、債券又は他の投資證券を所持し、又は賣買するために振出された手形に就いては、再割引は禁止されてゐる。又再割引手形は、割引の當時に於て九十日(應惠日)以内に満期となるもの、但し農業の目的のために振出された手形、或は家畜の取引に基づく手形は、六ヶ月(應惠日)以内に満期となるもの等の條件が附せられてゐる。

(二) 準備金補充の第二の方法は、加盟銀行が市場から、コール・マネーを回収することである。各銀行はコール・マネーの、利率の決定を行ふ所の株式所委員に、その日々に放出し、或は市場から回収したい金額を、申出づるのがコール取引の習慣である。銀行の準備金の責任者たる支配人は、貸付係主任に新たに放出、又は回収すべき金額を示す時は、貸付係は午前十一時迄に、ブローカーにその旨傳へることになつてゐる。かくして必要額の資金を回収して、準備金を迅速に補充することが出来るのである。

かくの如く加盟銀行たる銀行又は信託會社は、一週の終りに手許準備金の不足を認めし時は、その資産の如何なる部分を利用して、準備銀行の再割引を受けるかを決定しなければならぬ。

(五) 我國銀行法の支拂準備規定 銀行法第十條は「銀行ハ營業年度毎ニ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主務大臣ニ提出スヘシ」と規定してゐる。而して此の業務報告書なるもの、如何なるものかは

銀行法施行細則第八條に規定してゐる。即ち「銀行法第十條ノ規定ニ依ル業務報告書ハ營業報告書、貸借對照表、損益計算書、準備金及利益ノ配當ニ關スル書面並ニ支拂準備ニ關スル明細書ニ分チ附屬簿形ニ依ツテ之ヲ作成スヘシ」(第八條)と明かに支拂準備に關する明細書の提出を命じてゐる。而して之が明細書と稱する簿形を見るに、先づ預金を當座預金及特別當座預金、通知預金、定期預金に大別し、之が各期末現在高及び各種預金合計月別毎日残高平均を算出し、之に對する支拂準備内譯を表にて示すのである。之に依ると準備金を次の如く第一、第二、第三支拂準備金に分つてゐる。

第一準備金	現 金
	地 金
	外 國 通 貨
	日 銀 預 金
	郵便振替貯金
第二準備金	日銀以外の銀行への預り金
	コールローン
	銀行引受手形
第三準備金	手許所有國債

而して記載すべき項目は

(一)第一、第二、第三各支拂準備及其の合計の當期末現在高
 (二)右各支拂準備及その合計の當期末現在高の各種預金當期末現在高に對する比率(厘まで)
 (三)右各支拂準備其及合計の各月毎及各月平均の毎日残高平均
 (四)右各支拂準備各月平均の各種預金各月平均に對する比率(厘まで)

尙第二支拂準備に就いては各種預金別に預金先、金額、コールローン及び銀行引受手形も各その債務者及金額の内譯を提出せねばならない。右の外當期末現在各預金其の他對外債務見合財産内譯として

- (一)支拂準備たる資金
- (二)支拂準備以外の銀行に對する債權
- (三)手許所有國債以外所有有價證券及びその手許所有高
- (四)割引手形
- (五)證券擔保貸付金
- (六)商品擔保貸付金
- (七).....

等の各項及其の合計の當期末現在高、當期末現在各種預金高に對する比率(厘まで)を示すことになつてゐる。
 (一)英國では支拂準備は法定されてゐず、全く慣習を因襲に一任されてゐるが、倫敦の手形交換組合銀行の準備率は一九二二乃至一九二九年各月別の統計について見るに最高は一二・四%、最低一〇・六%で普通一〇%である。
 其他の國も英米と大差ないが、獨逸は法律にても又慣習の上でも一定してゐない様である。

支 拂 承 諾

支拂承諾とは銀行が將來に於いて支拂ふことあるべきを承諾せる金額を謂ふ。而して銀行が支拂承諾勘定を起すべき場合、換言すれば保證債務乃至偶發債務の發生する場合は大凡次の如きものである。(一)得意先振出の手形を引受又は支拂保證をなす場合
 (二)輸入商の爲に商業信用狀を發行する場合 (三)外國旅行者の

ために旅行信用狀を發行する場合 (四)荷爲替手形引取と同時に貨物代表證券の交付を受けんとする荷受人のために荷爲替所持銀行に對して荷受人の信用を保證する場合 (五)船荷證券の到着前貨物を引取る者のために、船會社に對して荷受人の信用を保證する場合 (六)社債發行に伴ふ元利金の支拂を保證する場合 (七)得意先が銀行へ信用狀の發行を依頼せんとする時、之が信用を保證する場合。而して此の支拂承諾なる科目の中に包含せられる各種の業務は、之を銀行業務の立場から觀察するときは、悉皆其の取引先に對して信用を附與し以て或は金融の途を得せしめ、或は又信用取引を助成せしむる等である。換言すれば、取引先は銀行の信用を利用し以て自己の信用の缺陷を補填するものである。支拂承諾なる負債勘定に對し、貸借の均衡を計るために設けた資産勘定を支拂承諾見返と謂ふ。故に此の兩勘定の金額は同一類である。

紙 幣 Paper Money

紙幣の特質は、第一に素材が無價値であるに拘らず、その運用を涉らざる限り完全に貨幣としての職能を全ふし得ること、第二は、貨幣として收授計算に便利なること、第三は、携帶に便利なること、第四は、金貨の如く磨滅による損失なき點にある。

紙幣は次の如く分類して考へられる。
 (一)紙幣は兌換性の有無に依りて兌換紙幣と不換紙幣に分つことが出来る。
 (イ)兌換紙幣 兌換とはその國に於ける本位貨、即ち金本位國に於いては金貨との引換を意味する。我が國の紙幣は兌換銀行券と稱し、券面にその券と引換に金貨幾何を相渡すべき旨を明記し

てゐるが、形式上は兌換紙幣であるが、歐洲大戰により金輸出禁止を行ひ、金兌換を停止してからは事實上に於いて不換紙幣となつた。而して昭和六年十二月「兌換銀行條例」を停止して以來は法律的にも不換紙幣となつた。

(ロ)不換紙幣 不換紙幣には發行當初より何等兌換準備なくして發行されたものと、始めは兌換紙幣なりしも途中から不換紙幣となつたものがある。前者に屬するものは佛のアツシニア、米のグリーンバック等である、後者に屬するものは歐洲開戦後金本位を停止した金本位國の紙幣が之に屬す。我が日本銀行等も勿論然り。

(二)紙幣を發行者が何人なるかによりて之を政府紙幣と銀行紙幣に分つことが出来る。勿論紙幣は此の二者何れかに屬すとは限らない。佛蘭西にては大戦中、商業會議所が小額紙幣を發行した事があるが、併し、之等は例外的のことであつて、原則として紙幣は政府紙幣か銀行紙幣かの何れかである。

(イ)政府紙幣 各國に於いて紙幣の濫賜はすべて政府紙幣であつた。我國に於いても明治になつて先づ政府紙幣を發行した。政府紙幣が多くなる場合、不換紙幣である例に洩れず、明治初年の政府紙幣も不換紙幣である。當時の政府紙幣は次の如きものであつた。(a)本政官札 之は明治元年に發行したものであつて、その發行方法は列藩の石高に應じ一萬石につき一萬兩の割合を以つて金札を拜借せしめ、その返納方は必ず金札を以つて毎年暮その金高の一割づゝを徴して十三ヶ年目に上納済となる様にした。かくて元年五月十五日より發行適用を實施したのであつて之が我國の紙幣の初めである。種類は十、五、一兩札、一分札、一朱札の五種であつた。之は明治十年回收済となつたがその間の最高流通高は

四千八百萬圓であつた。(b)民部省小札 この紙幣は、太政官札に一兩以上の大札が多くて、一兩以下の小札少なく、その上に銅錢が市場に拂底して、民間の小取引に困難であつたために、明治二年九月十七日の布告によつて發行されたものである。明治十年に同收され、その間の最高流通高七百五十萬圓であつた。(c)大藏省兌換證券 この證券は即ち兌換紙幣であつて、政府がこの兌換の事務を三井組に託し、同組の名義で明治四年十二月十二日の布告によつて發行したものである。この紙幣發行については二つの理由があつた。即ちその一は明治四年新貨條例の制定があつたのにもかゝらず、造幣の事業はなほ創始にかゝり、新貨製造高が十分でなかつた上に、當時の古金銀は人民一般に嫌忌され、その價值は紙幣に對して幾分の下落をした。それでこの兌換紙幣を發行して古金銀の蒐集をしたのである。その二は明治四年廢藩置縣の大改革に際して、俄かに巨額の經費を増加したが、歳入は地方政府が整頓しないので、十分の徴集が出来ず、歳計上に巨多の不足を生じたから、この不足を補充する爲めであつた。之は明治七年に同收終り、その間の最高流通高は六百八十萬圓であつた。(d)開拓使兌換證券 この證券は大藏省兌換證券と同性質のものであつて、明治五年一月十四日布告によつて發行したものである。發行の理由は、當時大いに北海道開拓の事業を起さうとしたが、歳入の餘裕がなかつたからこれに當てる爲めに發行したのである。明治七年に同收され、その間の最高流通高は二百五十萬圓であつた。(e)新紙幣 以上述べた各種紙幣を統一する目的で明治五年一月から發行されたものである。

歐洲大戦中に銀行券を以つて不足するので諸國は政府紙幣を發行した。例へば英國のカレンシー・ノート、我國の小額紙幣の如き

これである。

(ロ)銀行紙幣 之は銀行券と稱せられるもので、證券の特權を附與されてゐる銀行の發行にかゝる。銀行券の性質は各發行銀行の證券制度に依つて異なるも、漸次、その證券制度の基調が從來の通貨主義より銀行主義に傾いて來つゝあるため、兌換準備としての正貨の量は少額なるも、銀行券の發行は伸縮自在となると云ふ特質を有して來た。

紙幣本位 Paper Standard

紙幣本位とは、本位貨幣として金屬貨幣を有せず、紙幣に強制通用力を與へ無制限法貨として通用せしめてゐる貨幣制度を謂ふ。紙幣本位を自由本位とも稱してゐる。

資本利子税

資本利子税とは税法施行地(資本利子税は關稅、釐金、課本を除く帝國)にて左記甲種又は乙種の資本利子を受取る時、其の利子なり又は利益なりに、課税せらるゝ税金である。(一)甲種 公債、社債、産業債等若くは銀行預金の利子又は貸付信託の利益。(二)乙種 第三種の所得に付納稅義務を有する者の營業に非らざる貸金又は預金の利子。右の内甲種の資本利子税は法人、個人の別なく又内地に住居所の有無に拘はらず、課税せられるが、乙種の方は第三種所得税の納稅者のみに關係ある税金である。

資本市場 Capital Market

資本市場とは事業資金其の他長期資金の需要供給される金融市

場を意味し従つて起債市場と同意味である。

社債 Bond

社債とは株式會社及び株式合資會社が一般から借入れたる長期資金に對する借用證券である。社債には次の如き種類がある。(イ)擔保付社債 Mortgage Bond 之は社債權者のため財團抵當を設定したもの。(ロ)轉換社債 Convertible Bond 之は將來その會社が増資する場合一定の條件にて新株と引換へ得る社債。

(ハ)収益社債 Income bond 發行會社に一定額以上の収益を得た場合にのみ利子を支拂ふことを條件とした社債。(ニ)コラテラル・ボン・コラテラル bond 他の會社の株式を買

占め又は之に投資する目的で發行した社債であつて、インベストメント・トラスト又は持株會社によく發行するものである。(ホ)一番抵當社債 First Mortgage Bond 會社の財産に對し一番抵當を附したる社債。

(ヘ)シリアル・ボン・Serial bond 之は毎年規則正しく分割的に一定額の償還をなすことを條件とした社債。(ト)保證社債 Guaranteed bond 銀行などが發行會社破綻の場合など、元利金支拂の責に任ずる旨の保證ある社債。我國の政府保證の興業債券などの如し。

(チ)整理社債 Consolidated bond 過去に於いて發行した條件の異なる各種社債を一つに統一する目的で發行した社債。(リ)減債基金附社債 Sinking Fund bond 之は毎年一定額の償還基金を設くる旨の條件を附した社債。

(ヌ)借替社債 Refunding bond 舊債の償還到來の際之が償還

困難のため、又は金利の關係にて借替へるため發行した社債。

- (ル)無記名社債 Bearer bond
- (ヲ)記名社債 Registered bond
- (ワ)利札附登錄社債 Registered coupon bond 社債券を發行せず、社債權者は會社の名簿に記載しておき、單に利札のみ發行するもの。
- (カ)無期限社債 永久社債とも稱し、償還期限を定めず、單に利子のみ支拂ふ社債である。

社債の發行

(A)内部的手續 社債は會社側にとつては純然たる債務であつて、社債の發行とは會社が企業資金を吸收する所の債務負擔の一形式である。社債を募集するには、商法第九十九條に基いて社債募集に關する株主總會の決議を必要とする。此の株主總會の決議は商法第二百九條に規定された特別の手續を要するのであつて、第一の要件としては、總株主の半数以上の出席を必要としてゐる。第二の要件としては、此の株主總會に出席したる株主の持株が資本の半額以上でなければならぬ。此の手續は、會社の内部の手續であるから、社債の成立上之を内部的手續と言つてもよい。此の内部的手續は株主總會の專屬事項であるから、性質上之を省略することも又委任することも出来ない。

問題となることは、此の株主總會の特別決議の内容であつて、單に社債募集の點のみ決議すればよいのか、或は又之に加ふるに社債の總額、利率、發行價格、償還期限及方法を併せて決議しなければならぬか、此の點に就ては、法律は何等の規定を設けてゐないから疑問であるが、商法第五十六條の主旨から判斷す

は總額引受の場合に商法第二百三條の社債申込書の記載事項を免除してゐるのである。この點は社債の委託募集の場合でも自ら社債の一部を引受ける場合には、やはり其の一部に付ても亦同様な取扱ひを受けてゐる(商法第二百三條)。

(二) 狭義の引受募集といふのは「社債の募集を引受」るものであつて、初めから社債總額を引受けるのではなく、應募額が引受額に満たない場合に初めてその不足額だけを引受けるに止まるものであつて、別段申込書の作成等を省略するものではないのである。故に社債の總額引受と狭義の引受募集(普通所稱)との差異は、契約により引受けられたか、或は又申込書なる要式證券により引受けられたかの相違となる譯である。次に一個の契約により社債の總額を引受けたる者が之を或る機會に一般公衆に向つて賣出すのは、商法に所謂募集ではなくて、要するに社債券を一種の商品の如くに賣出すものであつて、普通の賣買と少しも變らないから勿論商法第二百三條の適用は享けない。

擔保附社債の總額引受に就て受託會社が之を爲す場合は、擔保附社債信託法第二十五條、第三十二條に、第三者が之を爲す場合は同法第二十九條に規定してゐるのである。尙この外に特殊の社債發行方法がある、即ち次の如し。

- 一、社債の合同發行(擔保附社債信託)。
- 二、社債の賣出發行(日本銀行法第三十五條、日本銀行法第三十三條、日本銀行法第三十二條、日本銀行法第三十條、日本銀行法第二十九條、日本銀行法第二十八條、日本銀行法第二十七條、日本銀行法第二十六條、日本銀行法第二十五條、日本銀行法第二十四條、日本銀行法第二十三條、日本銀行法第二十二條、日本銀行法第二十一條、日本銀行法第二十條、日本銀行法第十九條、日本銀行法第十八條、日本銀行法第十七條、日本銀行法第十六條、日本銀行法第十五條、日本銀行法第十四條、日本銀行法第十三條、日本銀行法第十二條、日本銀行法第十一條、日本銀行法第十條、日本銀行法第九條、日本銀行法第八條、日本銀行法第七條、日本銀行法第六條、日本銀行法第五條、日本銀行法第四條、日本銀行法第三條、日本銀行法第二條、日本銀行法第一條)。
- 三、社債の割引發行(日本銀行法第三十三條、日本銀行法第三十二條、日本銀行法第三十條、日本銀行法第二十九條、日本銀行法第二十八條、日本銀行法第二十七條、日本銀行法第二十六條、日本銀行法第二十五條、日本銀行法第二十四條、日本銀行法第二十三條、日本銀行法第二十二條、日本銀行法第二十一條、日本銀行法第二十條、日本銀行法第十九條、日本銀行法第十八條、日本銀行法第十七條、日本銀行法第十六條、日本銀行法第十五條、日本銀行法第十四條、日本銀行法第十三條、日本銀行法第十二條、日本銀行法第十一條、日本銀行法第十條、日本銀行法第九條、日本銀行法第八條、日本銀行法第七條、日本銀行法第六條、日本銀行法第五條、日本銀行法第四條、日本銀行法第三條、日本銀行法第二條、日本銀行法第一條)。

の責に任ずべきものとす。

(三) 上海通行九七八成色を標準とする金條(商標)。(四) 各省及上海金店銀樓にて賣買する足赤(赤金)の四種とす。取引は現物及定期の二種に分ち、現物は當日受渡を清算し轉賣買戻を許さず、定期は二ヶ月限りにして轉賣買戻及隨時受渡を認む。

(4) 證據金 仲買人は既述の通り身許保證金として公司株式二百株を預入する外、定期賣買を爲すに當りては本證據金として賣買金塊毎條に付十兩を納入するを要す。此外領納證據金及特別證據金の規定あり、何れも取引に於て必要と認めたる時之を徴す。證據金は公司株式其他指定の有價證券を代用することを得。

(5) 手数料 賣買双方より每條に付〇・〇六兩を徴し、取引所其十分の二半、仲買人其十分の七半を取得す。

(6) 受渡 定期賣買は一日前に取引所に豫告すれば限月内何時にても受渡をなすを得。受渡に用ふる金條は金業公會の證明を経たる牌號(商標)を刻し、公會の麥頭單(品位圖) 憑單補金(品位差)を伴ふを要す。金貨を受渡に代用する時は、米貨二百四十弗或は日本金貨四百八十圓を以て標金一條と見做し、之に改鑄費を加へて決定す。期末日に至るも受渡に供すべき金貨を有せざる時は、當日の匯豐銀行寄附日本電信爲替相場により決済す、此場合に於ては金四百八十圓を以て標金一條と見做し運送費として三兩を計上す。(ホ) 金業交易所に於ける取引物件及取引に關する規定は凡そ右に摘録せる通りなるも、取引の實際を明かにせんが爲めには、斯る規定の運用に付き解説せん。

(一) 賣買物件 (A) 國內鑛金 内地產砂金租塊にして北市公估局の査證によつて品位量目を識別する、(B) 各國金塊金貨輸入金

上海標金市場

上海に於ては戰時好況時代には金塊を扱ふ取引所一二にして止らなかつたのであるが、現今は上海金業股份有限公司(Shanghai Gold and Exchange, Ltd.)の經營に係る九江路所在の取引所以外は有名無實にして、上海標金市場即ち金業交易所である。該取引所の前身は會員組織により金業公所と稱したるものにして、其が一定の倉庫を設け、組織的取引を行ふに至れるは一九〇五年頃の事である。其起源は金業者の實需取引をなすにあつたが、漸次空賣買を行ふに至つて長足の發展を遂げ、一九二一年十一月新條例による現在の株式組織に變更したるものである。今其の定款及營業細則の要點を摘録すれば次の如くである。

(イ) 資本及株式 銀百五十萬弗、總株數十萬株、一株に付銀十弗、株主は支那國民に限る。

(ロ) 仲買人 年齡二十五歳以上の支那國民にして金業交易所に登録せる企業者の代表者に限り定員を百三十八人とし、各自公司株式二百株の預入を要す。

(ハ) 取引 取引は現物及定期の二種とし營業細則に之れを規定す。證據金は賣買双方より之を徴し、其領收書の賣買讓渡を禁ず。

(二) 營業細則

(1) 開市及休日 毎日前場は九時乃至十二時、後場は二時乃至四時の定めなるも三十分の延長を認む、日曜及び休日に開市するも十一時乃至十二時限りとす。

(2) 仲買人 前述の資格あるものたることを必要とし、且金業公會に加入するを要す。各仲買人は五人の代理人を置くことを得。委託人の爲め賣買を行ふ時は、證據金納入其他必要の手續をなす

塊及金貨の謂にして素と改鑄用に輸入せられたものである。近時其輸入額殆ど云ふに足らざれども、戰前に於ては英米金塊及び日米金貨の輸入頗る盛に行はれ、而して輸出金塊の仕向地は大部分獨逸なりしこと海關統計の示す處である。(C) 標金、即ち上海標準金(Shanghai Standard Gold)にして品位〇・九七八普通十個の重量十兩平兩の小塊なるも、往々輸出用として一個七十兩の大塊を見ることがある。何れも煉瓦型を成し表面に鑄造者の商號と鑄造の年との印刻を有する。交易所に於ては十兩塊七條を以て一口とし之を平(Bar)と稱して取引するも、相場は十兩を以て建とする。實需市場に於ては北京天津其他の地に於て鑄造した其他の標準金塊も取引せらるゝも、北京標準金は〇・九八五位、天津標準金は〇・九八〇位と云ふが如く、其成色即含有量を異にする爲、交易所に於ては之を標金に代用する場合に對し、相當の規定を設けて居る。(D) 足赤 若くは赤條(Red Gold)と稱するは純金のことにして主として工藝用材料に供せらるゝ。支那に於ける金製工藝品は主として指輪、耳輪、腕輪等の裝身具なるも、細工の巧拙は殆ど問ふ處にあらず、品位量目に重きを置くを以て之が材料には純金を撰ぶの風がある。交易所に於ては赤金は賣平五十兩を以て一平とし、相場は其十兩を以て建つるの規定であるが、實際より見れば殆んど空文たるに過ぎぬ。

(二) 賣買及乘替取引 金業交易所も其源を尋ねれば金塊賣買の必要より發達したるに外ならず。従つて以前は現物の賣買受渡も行はれたのであるが、年と共に空賣買のみ獨り盛となり、今は純然たる投機市場と化するに至つた。即ち今日に於ては殆んど凡ての取引は皆定期取引による假空金塊の空賣買にして、其目的とする處は、投機にあらずんば別途の取引に對する掛賣買以外なら

ぬ。

(1) 上海標金相場は素と金銀比價を表現するものたるべきに拘らず、標金取引精算に特殊の方法を用ゆるが爲、却つて地金價値を離れたる我が圓價の價値と密接不離の關係を有する。

(2) 標金取引に隨伴し若くは之に誘發せらるゝ爲替買入の出合の爲め、英米銀塊市場に於ける銀塊の掛賣買入を行ふにより、標金相場は自ら銀塊相場に影響を及ぼすこと。

(3) 倫敦(若くは)銀塊相場は上海對金貨國爲替相場算出の基礎を成すを以て、兩者の關係は素より密接不離である。

(4) 我が圓價は地金價値と分離せりと雖も、標金取引によつて銀塊相場と連絡し、又上海に於ける歐米對本邦宛タrossビデネスにより英米金貨と關聯し、而して上海對日爲替相場は上海對英米爲替相場と英米本邦タrossレートとを基礎として決定さるゝものである。

如斯上海標金相場と本邦圓貨の對外價値との間には、複雑なりと雖も系統ある關係を有し、標金市場に於ける氣配は直ちに本邦圓價の對外價値に影響する。是れ世上標金相場の變動を以て圓價變動の原因と稱する所以であるが、圓價變動の眞因は標金取引其物にあらずして、之に隨伴若くは誘發さるゝ圓爲替投機に存するのである。

州立銀行

「聯邦準備制度」の項を見よ。

シユルツェ・デリツツェ式信用組合

シユルツェ氏は獨逸の一村長であつたが、下層民の協同による

信用組合の組織を思ひ立ち、一八四九年から翌年にかけてデリツツ

村に三個の信用組合を作つた。シユ氏の信用組合は忽ちにして有名に全國に普及し、その後信用組合の先驅として世界に知らるゝに至つた。シユ氏の信用組合の特徴は中小商工業者にして資金融通の便を受けんとする者多數集り、基本金を醸出し、自助的の組合を作り、組合はこの基本金及組合員の預金及此等を信用の基礎として組合員の連帯無限責任の下に外部より低利資金を借入れ、之を組合員に融通するにある。

中小商工業者として各國に模倣されてゐる。

庶民銀行 People's Bank

現代の主要金融機關は資本主義經濟を前提としてゐるため、その對象とする階級も自ら上層階級である。此の結果、中以下の階級のために、彼等に適應する金融機關を必要とする。此の機關が即ち庶民銀行であつて、何れも組合組織又は之に類似的の組織にて、一致共同の精神から成立發達したものである。外國ではロチディル式、シユルツェ・デリツツェ式、ルダツチ式組合の如きその代表的であり、我國では信用組合、質屋の如き之に屬す。庶民銀行と云ふ語は此の種の諸機關を總稱したもので、何れ庶民銀行と名付くるものが別にあるわけではない。

商業銀行 (Commercial Bank)

商業銀行とは商業金融を目的とする、所謂一般銀行のことである。併して我國の普通銀行は純粹の商業取引のみに止らず、不動産銀行、動産銀行の領域に入つて業務をなすものが多い。

商業手形 (Trade bill, Commercial bill)

商業手形とは現實の商取引より發生した手形であつて、真正手形、實手形と稱せらるゝものである。その背後には商品の授受が行はれてゐるので、商品手形とも謂はれてゐる。

例へば、小賣商人Aが、問屋乙から商品を仕入れて、其の代金として、六十日拂A振出、乙宛の約束手形、若くは乙を受取人とする、甲引受の爲替手形を提供する。問屋乙は、其の手形期日が到來する以前に、資金の必要を生じた場合に、取引銀行に其の手形の割引を依頼して、之を資金に替ふることが出来る。之が割引により、銀行が實際の取引に基いて振出された手形、即ち商業手形を買取る場合で、其の手形發生の原因並に取扱の形式から考へても、疑ひもなき割引手形である。

斯の如く輸出入商、製造業者、卸商、小賣商、消費者等の間に授受される商業手形に付ては問題なきも、實際取扱ふ手形の中には更に複雑なる手形がある。例へば、商品の滞り貸に對する手形、又は焼失商品の代金に對する手形の如きは、必ず期日に至りても回収は困難にして一部の入金、又は全部手形の書換となりて、再び割引を求むることになる。かくては最早一種の間屋、小賣商間の融通手形で、謂はゞ回収確實の商業手形と云ふことは出来ない。従つて此の書換手形に對する割引は、融通貸にして、銀行にとつて割引手形として、整理するには面白くない。寧ろ、手形貸付金として取扱ふべきである。

銀行の割引手形は原則として商業手形である。銀行に依り割引されたる手形を割引手形と謂ひ、一旦割引した手形を再割引手形と謂ふ。中央銀行の再割引に附せられる資格を有する手形を「適

格手形」 eligible paper と謂ふ。我國では日銀定款第二十三條及二十四條に適格手形の條件を定めてゐる。即ち、日銀の割引く手形は資産確實なる者二名以上の裏書ありて期限百日以内のものたるを要し、若し割引依頼銀行より手形金額に匹敵する商品又は商品預證書を買入したる時は、之を一人前の署名捺印と見做して割引を許すことあり、銀行總會の決議を経て、大蔵大臣の許可を得たる格段の約束あるものは一人の裏書にても割引を許すことがある。

商業手形商 Commercial Paper House

米國に於ける國內取引上の商業手形は約束手形が主であつた。米國に於いてこの約束手形の買入仲介をなす專門機關を商業手形商と謂ふてゐる。

商品擔保

銀行が商品を擔保として貸出を爲す方法は大体次の通りである。(イ)直接商品に擔保權を設定する方法(ロ)貨物證券(倉庫證券、倉庫引)に擔保權を設定する方法、(ハ)賣渡抵當に依る方法、以上の三方法は夫々法律的構成を異にし、其の性質及效力等に付ても種々問題の生ずるものである。

一般に商品擔保の貸出が歡迎せられない理由は、(イ)其取扱並保存に費用及手数等を要すること。(ロ)保存中變質する憂あること。(ハ)價格の變動多く、又其處分が容易ならざること。(ニ)品質の識別に専門的知識を要すること、等である。然れども今日の經濟界では斯る不便があるからと言つて商品擔保の貸出を全然廢止する譯には行かない。何故ならば生産者は其の製品を以つて金融を得なければ資金を得る途なく、又一般商人に於ても其取引の

目的たる商品を擔保として資金を得るは當然の事にして、これ等が即ち荷付爲替手形となり、或は單に商品擔保の貸付と云ふ形になつて現れるのである。故に今日に於ては何れの銀行にても、假令其の金額は少額ではあるが、商品擔保の貸出を行はないものはない位である。

商品手形 Warenwechsel

純然たる商取引から發生した商業手形に對する獨逸に於ける用語である。

證書貸付

證書貸付とは、銀行がその取引先に對し同金額の返還を約して貸付をなし、其内容を書面を以て證せしむる取引を謂ふ。(イ)證書貸付は貸付金額と同一數量の金額の返還を約するものである。此の點に於て手形貸付と異なる。手形貸付は手形の割引と同一方法に依つて取引されるものであつて、貸付ける金員の額は手形金額から利息を差引いた額である。然るに證書貸付にありては、其期日に於て返還を受ける金額は貸付けたると同一數量の金額である。(ロ)證書貸付は取引の内容を書面を以て證するものである。此點に於ても手形貸付と異なる。手形貸付は手形を以て證するものである。取引の内容とは貸借金の額、辨濟期、利率、其他取引條件等である。而して其證書は、公正證書たると私證書たるを選ばない。(ハ)證書貸付は金銭の貸付である。此點に於て手形貸付や當座貸越と同じく手形の割引と異なる。即ち當座貸越や手形貸付は直接金銭の貸付を爲すを目的とする取引であるが、手形の割引は手形を讓受け、之に對して對價を支拂ふ取引である。故に

の四種である。然るに金券發行は大正七年にその特權を取消され、朝鮮銀行券が之に代る事になつた。正金銀行券は銀券のみであつて俗に「鈔票」と稱せられ、支那人間に信用厚く全滿主要都市に於ける特産物貿易資金又は爲普通貨として重きをなしてゐる。鈔票の相場は世界銀相場、特に上海の銀相場と日本金圓の爲替相場との影響及び鈔票、金票の需給關係に依つて動搖する。

ジョッパー制度

ジョッパー制度とは倫敦株式取引所に於て行はれてゐるものである。即ち倫敦取引所には二種の會員がある。ブローカー Broker 及びジョッパー Jobber である。ブローカーは外部から客の注文を受けて、之をジョッパーに向つて賣買するので、兩者の職能は截然と區別されてゐる。而してブローカーはその出來値に對して手数料を得るのであるが、ジョッパーは賣買價格の差を利得するのである。前者が仲立人なれば後者は問屋の如き關係にある。倫敦取引所の會員としての入會費や會費は區別はないが、會員となるとブローカーとしてかジョッパーとしてか、何れの資格に依つて營業するかを取引所に申出ねばならない。同一人で兩方の資格で會員たり得る事は絶対に禁止されてゐる。ブローカーは客からの注文は、必ずジョッパーの手を通して取引を行はねばならない。たゞ同時に同値の賣と買同數の注文を得た時に限り「付け合」してよい事になつてゐるだけである。かくジョッパーが自己の計算に於てブローカーの證券賣買の都合をとり、市場の情勢如何に拘らず賣買何れにも應じてゐるので、證券の大量取引が極めて圓滑に行はれてゐる次第である。此のジョッパー制度を採用するには、先づ如何に大量の取引を雖も、その受渡しが何等支障な

取引の相手方に、金融を與へると謂ふ點に於ては異なる所がないが、其の性質に於て全く相違する。

證書貸付は返還を約して金銭の授受を爲すものであるから、其性質は民法上の消費貸借に該當するものである。證書貸付銀行と其取引先即ち借主との間に行はれる取引である。而して場合により、第三者が保證人として加はる事がある。又第三者が、借主のために質權又は抵當權を設定して其債務を擔保する場合がある。

證券銀行 Effekten bank

「動産銀行」に同じ。

正金銀行券

正金銀行は明治三十四年九月定款を變更して海外に於て營業上必要又は便益と認むる時は支店出張所をして持參人拂の手形を發行せしむる事となして來たが、三十九年九月勅令に依り關東州及清國に於て銀行券發行の特權を附與され、此の特權に依り發行したのが正金銀行券である。之は我が舊一圓銀貨と兌換さるべきものとした。我舊一圓銀貨とは明治四年五月の新貨條例により鑄造されしもので、明治三十年貨幣法改正に至るまで我國の本位貨幣たり、内地にては明治三十一年四月通用を禁止された。品位は銀九割一、量目七匁一分七厘六毛(四一六)である。正金は此の一圓銀貨を基礎とする兌換銀行券に依り滿洲の通貨を統一せんとしたが、邦人の經濟的發展に伴ひ金に對する需量増加したので大正二年勅令を發布して金貨又は日本銀行券を準備とする正金銀行券を發行する特權を與へられた。故に正金銀行は銀券と金券とを發行してゐるわけであつた。銀券の種類は一圓、五圓、十圓、百圓券

く行はれ、且つ多額の提供證券を引取るだけの、大なる資力と多量の證券を要するのである。

我國に於ては先年國債市場を設置するに際して、ジョッパー制度に就いて相當考究されたのであるが、巨額の資金を要するのとコール市場が充分活動してゐて、之が振興の問題も起つてゐなかつたため具體化するまでに行かなかつた。その後國債市場の成績芳しからず、此の主たる原因は國債取引員が指定された註文品を整へることの困難なりし點にある事實に鑑み、我國にジョッパー制度を採用すると云ふ案が昭和恐慌後提唱されたことがある。その案によると現在の日興證券株式會社をジョッパーとし、日本興業銀行は日本銀行を夫々後ろ楯として、何時にても取引員から依頼された公社債の賣渡しが出来る様にする一方、又依頼された公社債は何時にも買入れることの出来る様にする。而して日興證券は、その莫大なる資金の必要に迫られる時は、所有の國債を擔保として市中銀行からコールを吸收することになり、よつて以つて衰微したコール市場を振興せしむることにもなると云ふのであつて、相當、實現性を持つてゐるが、遂に具體化するに至らなかつた。

信託 Trust

信任に基きAがBの爲に財産を領有する事象、換言すればBが自己又は第三者の爲にCをして自己の財産を領有せしめる現象は社會の發達に伴つて經濟生活が複雑を加へるにより、當然生ずべきものであつて英國に於いてはユーズなる名稱の下に中世から其の發達を見たのである。そうして不動産に關する此のユーズと云ふ制度、即ち土地所有者が自己又は第三者の爲に其の土地を他人

に移轉する方法が特に十四世紀に於いて廣く行はるゝに至つたのは、主として當時の封建的社會組織維持に必要な既存の法制を避脱しやうとする社會的要求が漸次濃厚となつたのに基くのであつて、之に加ふるに此の方法により、土地所有者は其の債權者を詐害する事が出来、又簡単に土地を他人に讓渡し得たからである。即ち土地所有者が當時中世の強い宗教上の欲求から、其の土地を宗教團體に讓渡したので、其の結果免稅地の増大となつて封建制度の基礎を危くするに至つたのである。爲に十三世紀の後半に至つて國王は死手法(Statutes of Mortmain)を廢し、國王又は領主の許可なくして斯る讓渡を爲すを得ざるものとし其の防壓に努めた。之に對しユーズの形式に依つて此等宗教團體の爲に其の土地を所有の禁遏を受けない第三者に讓渡し、事實は其の讓渡受人を單に名目上の所有者とし所有を禁遏せられた上記の團體に實際土地を使用収益せしめて當時の熾烈な宗教心を満たしたのである。爾後、ユーズは愈々發達して彼の舊職に於いてランカスター、ヨーク兩家の武士が夫々其の家族各人の生活を維持し他面財産の沒收を避ける爲めにユーズを利用したのは著名な事實であり、ユーズはもとより信任を基礎とするもので當時、既に「Trust」と稱せらるゝ事があるに至つたのである。斯るユーズの普及に對しヘンリー八世は西曆一五五三年に至つて、「Statute on Dues」を發布し、單に他人を名目上の土地所有者として死手法或は土地遺贈禁止の制を回避しやうとする所謂受動的ユーズの剝滅を期した。

「Statute of Uses」に萌芽を發した近代信託は一八七三年 Judicature Act 發布せらるゝに及んで、英國に於ける二重法制滅決し、信託は同國法制上確實なる位置を得た。斯くして封建的社會組織

維持に必要な制度回避の爲に主として創つた信託は一面公益事業を營む公益信託となり、他面個人間特に親族故舊の間に於いて財産の管理處分を行ふ私益信託となつて、英國々民經濟の發展に伴つて愈々多様となつた資産の分配、益々複雑となつた財産の用に對し、各適當な方法を與へたのである。而して本制度を助長し其の缺陷を矯めんが爲、爾後受託者條例(Trustee Act, 1893)官選受託條例(Judicial Trustees Act, 1896)官設受託者條例(Beneficial Trustees Act, 1906)等が發布せられた。當初天然資源豐富で遺産の分配などに對し全然顧慮の要がなかつた米國も、其の獨立以後漸次各人の財産増大し其の關係複雑となるに及んで、夫婦財産制、家族又は慈善團體等の爲の財産給付に就いて、多年の経緯によつて完成の域に達した英國の信託法制を移入するの必要を生ずるに至つたのである。加之、前世紀末同國に於いては金融に關する信託が起つて所謂信託會社の設立を見、一大發達を遂げ、更に信託關係は市場の獨占を目的とする資本合同に依る大企業の編成に應用せられ、所謂トラストとして世界經濟界の視聽を惹くに至つたけれども、之は企業間の合同又は統一による經濟活動自體に其の本質があつて、信託關係は單なる手段として其の末尾に屬し、此の關係によらずして同一の目的を達するものをも經濟上トラストと稱するから、此處に云ふ法制上の信託と分離して考察するの至當である。

我が國にても由來信託的な關係が存在しなかつたのではない。即ち幼少なる相続人或は婚養子ある場合近親者の爲す財産の管理其の他無盡講、賣渡抵當に於ける財産關係である。然し此等の事項が異常な社會的發展を爲して、其の法律的關係を確定すべき實體的信託法規の出現を要求したのではない。又法制上舊來存在

して居た特殊銀行の信託業務は、主として擔保附社債信託業務及び預金業務であつたが、其の後者が非常な發達を爲し擔保附社債信託法の他に更に信託の基礎的關係を定むべき法規を必要とするに至らしめたのである。米國の信託會社は信託と信託に非ざる業務の兩者を營むのであるが、此種の會社を模倣した我が國信託業が漸次發達し、而も内容堅實を缺き弊害大なるものがあつたので、其の取締法規を必要としたのが我信託法規制定の主要な動因である。即ちこの取締法規の制定が結局信託關係に對する基本觀念確定の要を生ぜしめたのである。又他面前述の如く我社會に於いても信託的關係存在し、特に學會其他の公益的團體に於ける基本財産の管理等については純然たる信託的現象を生じ、且此等については既存の財團法人の制度は簡易に利用し難く、會長其他は自己固有の財産と此等の基金等と對外的に何等かの區別なく所有する状態にあつたので、信託に關する實體的規定を明かに定めるに於いて、社會的に利益あるは疑なき所であつた。斯くして實體的法規たる信託法、信託業取締法規たる信託業法は制定せられた。

信託業務

(A)我が國信託業法に従へば信託會社の業務を固有信託業務と附隨的信託業務に分つてゐる。所謂信託業務とは固有信託業務を指してゐる。その内譯をなすものは(一)金錢信託、(二)金錢以外の金錢信託、(三)有價證券の信託、(四)金錢債權の信託、(五)動産の信託、(六)土地及び定着物物の信託、(七)地上權の信託、土地貸借權の信託である。附隨業務とは(一)保護預り、(二)債務の保證、(三)不動産賣買の媒介又は金錢若しくは不動産の貸借の媒

介、(四)公債社債若しくは株式の募集、其の拂込金の受入又は其の元利金若しくは配當金の支拂の取扱、(五)財産に關する遺言の執行(六)會計の検査、(七)次の事項に關する代理事務、(イ)財産の取得、管理、處分又は貸借、(ロ)財産の整理又は清算、(ハ)債權の取立、(ニ)債務の履行。

(B)一般に信託業務を別てば個人信託と會社信託に分る、個人信託は更に法定信託と任意信託に分れ、前者は信託會社が受託者となるに於いて裁判所の任命を要する信託であり、後者は信託を引受けて受託者となるに於いて裁判所の任命を要せざる信託である、我國に於ける信託はすべて任意信託である。會社信託とは我國にては委託者が會社なる場合の信託取引をすべて會社信託と稱してゐるが、米國に於いて會社信託とは單に擔保附社債信託のみを指してゐる。

信託預金

信託預金即ち我が國信託業法に所謂金錢信託なるものは、我が國信託會社獨特のものであつて、信託業務に於ける先進國たる英米に於いては、信託預金なるものは存在しない。英米信託會社に於いても、信託預金が信託業務の内の最も本質的であり、且つ主要業務であるかの如く誤解せられた例が頗る多かつたのである。我が國に於ける信託預金の嚆矢を爲すものは、大正五年に創められた臺灣銀行の信託預金の取扱ひである。當時、宛かも歐洲大戰の前期に當り、事業界に於ける景氣鬱勃として興り、その間、特殊銀行たる臺灣銀行は資金の需要著しく、資金の吸收に日も尙足らざるの状態であつたが、時宛かも支那よりは借款の申出あり、到底尋常の手段を以つてしては所要の資金を吸收するに足らざるが

故に、其結果案出せるものが即ちこの信託預金なるものである。即ち定期預金としては附し得ざる高利を附して資金を吸収せん爲に、即ち定期預金の協定率に束縛せられずして預金を吸収せんが爲に信託預金なる特殊のものを案出したのであるが、その發生の動機かくの如きものである以上、その名は信託預金と稱するも、その實質たるや銀行預金と變りなきものたるは當然の理である。大正六年下期に至り、日本興業銀行も又臺灣銀行に倣つて信託預金の取扱ひを爲す認可を得、之が取扱を開始した。この臺灣銀行並びに日本興業銀行に依りて取扱はれた信託預金に依り、有力銀行に於ける定期預金にして之れを解約して前記二行の信託預金に振替へられたるもの尠からず、遂に政府は大正七年六月に至り、前記二行に對して今後信託預金に關する新規契約の締結を廢止し現在預金は期限まで續續し満期と共に解約すべき旨を命じた。信託關係法規、即ち、信託法、信託業法、信託業法施行細則等には、信託預金なる語はなく、金銭信託なる語を以つて表はしてある。然し乍ら金銭信託と謂ふよりは、信託預金と云つた方が俗耳には入り易い。

信用狀 Letter of Credit

信用狀とは手形關係人の信用を確實強大になさしめんがために或る一定の期間或る一定金額を限り此等關係人に對して、一の銀行が他の銀行に信用上の保證をなす所の一の紹介的保證狀とも謂ふべきものであつて、一般に銀行が自己又は其の特に指定したるものを手形上の支拂人となさしめ、其の手形の買取方を他の銀行に宛て依頼する銀行書式なるものである。而して信用狀は爲替取組の場合が一様ならざると同時に、其の種類も亦従つて多く且其

の性質も悉く同じでない。即ち或は其の所持人に一定の金額を支拂ふべき旨を依頼するものがあり、或は輸出商品積出の都度其の商品代金に對し手形と引換へに其の相當金額の支拂を依頼するものもあつて、殆んど一定する所がないけれども、其の信用狀の存在を必要とした事情、即ち形式上より大別すれば逆爲替の場合に使用する「逆爲替信用狀」と荷爲替取組の場合に使用せられる「荷爲替信用狀」との二種とすることが出来る。而して何れの場合に於いても、此等信用狀は一の銀行が他の銀行に宛て自己又は其の特に指定したる者を手形の支拂人となさしめ、逆爲替若しくは荷爲替取組人の振出した手形の買取方を依頼するものであるが故に、信用狀の發行銀行又は其の特に指定せられた發行銀行の代理者は其の信用狀によつて振出された手形に對し手形上の責任を有することとなるのを常とする。

(一) 逆爲替信用狀 とは送金受取人が送金者よりの送金を待つことなくして、或は債務者よりの廻金を待たずして此等の送金受取者又は債權者が送金者又は債務者に宛てタリオン・ビルを振出し、之れを銀行に賣渡し以つて其の代り金を自ら受取る場合に使用せられる信用狀を總稱するものである。故に此種の信用狀により振出されるべき手形の支拂人は、銀行にあらざる信用狀の發行依頼者にして、振出人即ち信用狀の使用者は其の發行依頼者により特に指定せられたものなることを常とするけれども、海外旅行者の如きにあつては發行依頼者は即ち信用狀の使用なるを以つて、最も普通の場合に於いては信用狀發行に先だち、信用狀の金額に相當する即ち信用狀の文言により、海外に於いて取組まれるべき手形の總金額に相當する金額を支拂基金として、其の信用狀の發行銀行へ預け入れるものとする。此の場合に於ける手形の支

拂人は即ち其の信用狀の發行銀行であつて、現今最も廣く使用せられるものは此の部類に屬する逆爲替信用狀である。

(二) 荷爲替信用狀 とは輸出荷爲替取組の場合に使用すべき信用狀の謂であつて、逆爲替信用狀と同じく其の形式の點より見れば、其の種類は甚だ多いと雖も其の發行宛人の上より見れば之れを二種に區別することが出来る。即ち一は輸出荷爲替取組人即ち信用狀使用者宛發行されるものであつて、他は輸出荷爲替取組人買取の事を或る特定せる銀行に宛て依頼するの文言を以つて發行せられるものである。普通前者を「一般信用狀」(General Letter of Credit)と謂ひ後者を「特別信用狀」(Special Letter of Credit)と稱して居るが、此の名稱は亦等しく逆爲替信用狀にも用ゐられるものである。けれども此等の名稱は其の用途に於いて殆んど何の區別なきものである。

然るに取組地の如何によつては、此等信用狀の發行銀行と其名宛先とが同じく銀行の本支店若しくは出張所に過ぎずして、全然他銀行と關係を生じない場合がある。此の場合に於いては其の發行者となるべき本支店若しくは出張所の一は、本支店若しくは出張所の他の者に對して甲の依頼により乙が甲宛振出した手形の買取方を指圖するを常とする。即ち發行銀行は此の種手形に對して何等手形上の責任を有せずして、單に請求者のために手形の買取方を其の銀行の本支店若しくは出張所に依頼するに過ぎないものであるが、此の種の場合に用ひられるものは其の用途に於いて信用狀の形式を有するものであるけれども、純然たる信用狀と全く其の性質を異にし、單に銀行が手形上の責任を有せずして、銀行以外の第三者を關係人とした手形の買取方を指圖した一の書狀に外ならないものであるが故に、普通之れを「信用指圖書」(Letter of

Instruction)と稱し、或は此等指圖書を發するに先ち將來手形の支拂人となるべき者より保證狀を差出さしめるが故に之れを「信用保證狀」(Letter of Guarantee)と稱するものがあり、要するに此の種の指圖書なるものは、逆爲替若しくは荷爲替取組に際して受くべき便利の點より見れば、信用狀の其れに比し毫も異なる所がないと雖も其れに據つて振出さるる手形の支拂人が銀行なると銀行ならざるにより生ずる手形の眞價に就いて大なる差違あるを免れないのである。世人動もすれば此等二者を混同し、同じく信用狀なる名稱を與へるものが頗る多いけれども、其の手形に對する責任上より見れば、銀行の利害關係甚だ大なるものがあり、換言すれば、信用狀の場合に於いては其の發行銀行は其れに據つて振出される手形に對し手形上の責任を有し、信用指圖書の場合にあつては、發行銀行は手形上何等責任を有しないのを以つて原則とする。

信用調査 Credit Investigation

信用調査とは商取引に關連する金拂ひの如何を批判すべき、諸種の資料を蒐集するを目的とする調査であると定義し得る。商人又は會社は商品の賣買に於いて普通決して現金を以つて支拂ひをなさず、手形の如き短期證券を以つて支拂ひをなすが故にその手形が後日日期到来と同時に資金化さるべきや否やは、此の手形の所有者並にその手形を所有者より割引せる銀行にとつて、重大なる問題を構成するものであるから、従つてかゝる手形の資金化の如何を中心として調査せんとするを信用調査と云ふ。信用調査は淺く廣く且敏速なるを主とする故に、一定の規則に従つて比較的機械的に實行し得るもので、即ち信用調査要項を列舉せる用紙を

作製し、夫れに、(一)貸借対照表を蒐集分析し、(二)與信所報告を参考し、(三)自行との取引振を檢し、(四)關係先又は同業者間の評判を開き合せ、(五)調査員直接に面會等してその結果を記入すれば、大體所期の結果をあげる事が出来る。信用調査の最も主眼とすべき點は、如何に明確且敏速に一葉のカードの上に、商人又は會社の金拂状態を示す諸種の資料を蒐集整理配列せしむべきかと云ふ技術的方面の問題となる。

此の金拂ひの如何は商人の商取引や資産状態が流動的であつて資金化され得る場合にのみ、始めて可能なるものであるから、結局金拂ひの如何は即ち流動力の如何に歸着すべく、從つて信用調査要項と流動力の程度を測定せんとするものに外ならない事となる。かく信用調査要項の最も根本的なるものは流動力の程度を測定するにある事を知つたのであるが、然らば、此の根本的なる流動力の如何を測定すべき第二次的の調査要項の研究をせねばならない。此の調査要項として從來英米の學者及び實際家に依つて擧げられてゐるものに「三個のO」Three O なるものがある。「三個のO」とは資産 Capital 能力 Capacity 及び人格 Character の各頭文字をとつたもので、此の三者が信用調査の基本的要項であると考えられてゐる。

信用手形

信用手形とは割引其他に依る流通過程に於て何等擔保なく、轉讓するものを謂ひ、商業手形、引受手形、融通手形等は之に屬す。割引の目的に供せらるゝ手形の背後には商取引が現實に行はれて居り、手形の代金は期日に辨済される必然性を持つてゐるので商業手形は無擔保たるを原則とするものである。融通手形は一種の

無擔保借用證書に外ならない。

信用保險 Credit Insurance

信用保險とは賣掛代金及爲替手形の不拂を負擔する保險組織にして、英、米、佛にありては主要なる機關となつてゐる。

信用組合

明治三十三年三月「産業組合法」が制定せられ、信用組合、販賣組合、購買組合、利用組合の制度が設けられた。「信用組合」は組合員の産業に必要な資金を貸付け又は貯金の便宜を得せしむることを目的とし、「販賣組合」は組合員の製造したる物を賣却するを以て目的とし、「購買組合」は産業又は經濟に必要な物品を買入又は之を生産して組合員に賣却するを目的とするものであり「利用組合」は組合員をして産業又は經濟に必要な設備を利用せしむるを目的とするものである。而して信用組合は後者の三組合をも併せ含むことが出来るのである。

(一)信用組合の資金 信用組合の資金は組合員の出資金、積立金、貯金、一時借入金よりなる。信用組合の預金は組合員及同一の家にある者、公共團體又は營利を目的とせざる法人又は團體の者に限られてゐるが、市街地信用組合は右の外組合員以外の者の貯金を取入れる事が出来る様になつてゐる。貯金利率は全國平均六分三厘位である。信用組合の借入金は信用組合聯合會、産業組合中央金庫、一般銀行から取入れる。借入金の約平均は六分六厘位である。

(二)運用 信用組合の貸付は組合員に對してのみ行ふもので信用貸付を原則とする。信用組合が信用を基礎とする相互扶助的の

もの故無擔保對人信用貸付は當然である。併し擔保もかなりあり、殊に市街地信用組合に多い。貸付金利率は全國平均して一割四厘位である。資金の運用は貸付のみでなく、預け金、有價證券投資現金等に分布されてゐる。貸付に次いで多いのは預け金である。信用組合資金の中貸付に運用されるのは六〇%内外であり、二〇乃至二五%は預け金となつて居る。預け金は銀行、信用組合聯合會、産業組合中央金庫、個人等である。

市街地信用組合 市制施行地及び市街地指定町村に於て産業組合法第一條第四項の事業即ち組合員外の貯金を受入れ、手形割引を行ふ信用組合にて、大正六年七月廿日の組合法改正以來認められたものを市街地信用組合と稱し、我國で特に之を庶民銀行と謂つてゐる。

信用組合聯合會 信用組合は信用組合聯合會を組織することが出来る。該聯合會は所屬組合に必要な資金を貸付け又は貯金の便宜を得せしむるを目的とする。

信用の設定 (クレジットの設定)

信用の設定とは外國で借金の出来る約束をして置くことである。金解禁をすれば輸入が激増して、その國の正貨が巨額に積出される恐れがある。かゝる場合萬一の用意に外國で借金して決済資金に充てる方法である。

信用設定の實例は英國である。英國は一九二五年四月金解禁に際して紐育に信用を設定した。即ち英蘭銀行は紐育準備銀行より向ふ二ヶ年一回二億弗を限り隨時無擔保にて金の提供を受ける契約を兩行の間に結んだ。此の信用は利子付であつて、紐育準備銀行公定歩合より一分高く最低四分最高六分を超ゆる時は公定歩

合を適用すると云ふことになつてゐた。英蘭銀行が金を無擔保即ち信用にて借入れた場合、同行は準備銀行に同額の預金をなした形式になる。此の預金は英蘭銀行に依つて、保證せらるゝ有資格の商業手形の買入に使用されることになつてゐた。此の場合商業手形より得る収入は利息支拂に充當せらるゝ。而して二年後に於ける信用の元利支拂は英國國庫に依つて保證せられることになつてゐた。併し協定そのものは英蘭銀行と紐育準備銀行との銀行取引であつて、決して英國政府との契約ではない。此の外に英國政府は紐育の民間銀行團と一億弗の信用を設定した。所が英國は金本位に復歸して以來財界は順調に發達し、折角設定した信用は一度も使用せずに済んだ。

シンチケート銀行 (本邦)

債券發行に際して之が募集販賣を引受ける銀行團をシンチケートと謂ふ。而してシンチケート加入銀行をシンチケート銀行と稱する。我國で代表的のシンチケートは國債引受シンチケートである。其の他東京市債引受シンチケート銀行團あり、大阪市債引受シンチケート團あり、滿鐵社債引受シンチケート團がある。而して夫れ々のシンチケートを組成するメンバーは固定してゐる。我國で俗にシンチケート銀行團と云ふ時は、國債引受シンチケートを指稱するのが慣習となつてゐる。

震災手形

大正十二年九月關東大震災に際し緊急對策として先づモラトリアムが施行されたが、之は短期間にて打切られるものであるから、其後の財界安定對策として、震災地拂の手形を日銀をして特に割

引かむる目的で、九月二十七日緊急勅令として「手形割引損失補償令」が發布された。該法に於いて割引を行はるゝ手形として列挙されたものは次の通りである。

一、(イ)震災地(東京府、神奈川、埼玉、千葉、群馬、栃木、茨城、水戸、群馬、新潟、山形、秋田、岩手、宮城、福島、青森、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)を支拂地とする手形(ロ)震災地に震災の當時営業所を有した者の振出した手形若しくは之を支拂人とする手形。

右兩者とも大正十二年九月一日以前に銀行が割引したるものに限る。

二、右の手形の書換のために振出された手形。

三、右第一、第二の手形又は震災地に営業所を有する銀行が他の銀行に對し大正十二年九月一日以前に發行した預金證書若しくはコールローンの證書を擔保として銀行の振出した手形。

四、右三件の手形で日本銀行の割引したもの、書換のために振出した手形。

右の條件を具備する手形を震災手形と稱し、日銀は之を割引き以つて、民間銀行をして回収困難の手形を資金化せしめたのである。而して之によつて生ずる損失に對しては一億圓を限り政府が補償することになつた。而して右に列挙した手形の中第一、第二第三の手形の割引は大正十三年三月末限りとし、第四の手形は大正十四年九月末日を期限とするものであつた。

然るに其の後、割引期間を更に延長するの必要生じ、大正十四年三月三十一日法律第三十五號を以て二年間延長するの法律が公布された。即ち同法に依れば、大正十二年震災手形補償令の第四に該當する手形にして、大正十四年十月一日より、同十六年九月三十日迄の間に於ける満期日を有するもの、割引を爲し、之に因つて日本銀行が損失を受けたるときは、政府は之を補償すると

謂ふのが其の骨子となつて居る。而して其補償金額は、一億圓である。然るに、其損失を如何にして補償するかは付ては、未だ定められて居なかつた。よつてこれが補償の方法を規定する目的で發布されたのが「震災手形損失補償公債法」であつて、震災手形補償令に基き、政府が日本銀行に支拂ふ所の損失補償金は、五分利附國債證券を以て之を交付することにした。

次いで政府は一般銀行がその所持にかゝる震災手形を日銀に於いて割引を受けて居る場合、該手形の整理をなさしむるため貸付金をなす目的で震災手形善後處理法なるものを制定した。震災手形所持銀行が政府から本法に依る貸付を受けるためには、手形債務者との間に、其手形債務を十年以内の年賦償還貸付契約に更改することを要するのである。故に從來の如く手形の書換繼續をするのでは、本法に依る貸付を受けるを得ないのである。而して震災手形所持銀行が、政府から貸付を受けた場合の償還期限は十年以内であつて、其利率は、年五分以上と謂ふことに定められて居る。而して此の貸付に關する事情は政府が直接に行ふものでなくして、日本銀行をして取扱はしむることに定められて居る。尙事務の取扱に付て要する所の経費は、日本銀行が負擔せねばならぬのである。

日本銀行が割引して居る震災手形で、昭和二年九月三十日で満期日が到来せるものであれば、其の依頼銀行は手形債務者との間に、年賦償還貸付契約を締結して本法に依る貸付を受けるが、現に日本銀行が割引して居る手形で、本法に依る貸付が確定する以前に於て必要に依り割引が行はれ、而も其の満期日が、昭和二年十月一日から同年十一月三十日迄の間の時日に定められたもの(満期日が割引する時から六十日以上に定められたものは日銀は割引して居らぬから事實上於て十一月三十日以後の満期日のものは無い)に付ては、

何うするかと謂ふに、此ものに付ては、大正十四年法律第三十五號を準用して、日本銀行は政府から補償を受けることが出来るのである。而して此の場合の、政府が日本銀行に對して支拂ふ所の補償金は、五分利附國債證券を以つて交付するものである。

新貨條例

明治政府は通貨政策として各藩の私鑄を禁止し、新しき貨幣の鑄造に着手し江戸及大阪等の金座にて金銀通貨を鑄造し流通せしめたが、その質粗悪なため明治三年二月造幣局を新設し、十一月銀貨本位の制を敷く事になつたが、當時別に金本位論起り、その結果明治四年(一八七)五月新貨條例を發布し金本位を採用した。該條例により「圓」なる貨幣單位を採用して十進法による算則を用ひ、金銀貨に關する規則を作つた。

白地手形

(イ)白地手形とは後日、手形取得者をして手形要件の全部又は一部を補充せしむる意思を以つて、故らに手形要件を記載せず署名して發行したる手形を謂ふのである。

抑々手形が手形として效力あるがためには法律に定むる所の一定の條件を具備してゐなければならぬ。此の法定要件を缺く時は不完全手形として無効である。故に白地手形も一見不完全手形の如く見ゆるも、併し故らに他人をして缺除せる條件を補助せしむる目的でその場所を空白のまま振出すものであつて、たゞ手形要件の記載を一時延期したもにして、謂はゞ一種の未完成手形なのである。

我國始め大抵の國では白地手形に關して明文を設けてゐない。

併し實際取引に於て白地手形の發行は極めて便利多く、商慣習として何れの國に於ても利用されてゐる。何れの國に於ても學說並に判例に於いて商慣習とし之が效力を認めてゐる。實際取引に於て白地手形の必要な例を示せば、例へば賣買取引に於て買主が賣主に對して商品代金の辨濟方法として手形を振出す場合、未だ金額が判然しない時に故らに金額を記載せず振出し、賣主をして之が補充記載をなさしむるが如き、又は金融のための割引をある人に依頼する場合、貸主の認むる金額を適宜其の仲介者をして補充記載せしむる如き場合などこれである。

(ロ)白地手形の要件

(一)手形要件の一部又は全部を缺くこと 手形要件の一つを缺ぐだけで白地手形と云ふことが出来る。振出人の署名が無くとも他の手形當事者の署名があれば足りる。

(二)要件補充の委託 手形要件を缺いてゐる點に於て白地手形は不完全手形に似るも、併し要件缺除は手形當事者が故意に他日手形所持人に缺除してゐる部分を補充せしむる目的で發行するのである。だから白地手形が無効なる不完全手形と異なる所は、此の要件を補充せしむることを意思表示して委託する點にある。

(三)振出人又は其他手形當事者の署名 白地手形なるがためには必ず誰人かの署名がなければならぬ。之は必ずしも振出人でなくとも他の手形當事者の署名でもよい。